

中京大学博士審査学位論文

大学院体育学研究科

日本剣道 **KENDO** と韓国剣道 **KUMDO** の相克

—未来志向の剣道文化を求めて—

The Conflict between Japanese **KENDO** and Korean **KUMDO**

—For a Future-oriented Kendo/Kumdo Culture—

2015年9月20日学位授与

中京大学大学院体育学研究科体育学専攻

小田 佳子

## もくじ

<b>序 章</b> .....	6
1 課題設定の背景 .....	6
2 研究の目的 .....	7
3 研究方法 .....	8
4 先行研究の検討 .....	9
1) 剣道の国際化に関する先行研究 .....	9
2) 韓国剣道 KUMDO に関する先行研究 .....	11
3) 日本文化論および武道論に関する先行研究 .....	12
5 論文構成（既刊論文との関係） .....	13
6 用語の定義 .....	16
1) 文化相対主義と文化普遍主義 .....	16
2) 文化帝国主義 .....	16
3) 伝統と文化 .....	16
4) ヘゲモニー .....	17
5) 剣術, 撃剣, 剣道 .....	17
6) 剣道の国際的普及と国際化 .....	17
7 凡例 .....	17
8 図表一覧 .....	18
注および引用・参考文献 .....	19
<b>第1章 日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の対立</b> .....	22
序 .....	22
第1節 剣道の宗主国論争 .....	23
第1項 剣道文化ヘゲモニー .....	23
第2項 「剣道」という用語 .....	24
第3項 競技上の相違 .....	26
第2節 日韓の剣道小史 .....	30
第1項 日本剣道 KENDO 小史 .....	30

第2項	韓国剣道 KUMDO 小史	31
第3節	剣道界の国際的な動向	33
第1項	国際的な剣道組織の発足と経緯	33
第2項	日本主導の国際剣道連盟 (FIK)	36
第3項	世界剣道選手権大会 (WKC) における競技成績の変遷	37
第4節	日本剣道 KENDO の文化変容への危惧	39
第1項	日本剣道 KENDO の国際的普及	39
第2項	韓国剣道 KUMDO の国際化	40
第5節	第1章のまとめ	42
	注および引用・参考文献	45
<b>第2章</b>	<b>剣道の歴史論 —ルーツとしての武士道と花郎道—</b>	<b>50</b>
	序	50
第1節	日本剣道 KENDO の歴史	51
第1項	日本刀と武士の魂	51
第2項	剣術の芸道化と男谷精一郎の挑戦	53
第3項	榊原鍵吉による撃剣の大衆化と競技化	56
第4項	流派統一と明治期の剣道	57
第5項	学生剣道の勃興と剣道の戦技化	58
第6項	戦後剣道の復活と持田盛二	60
第7項	嘉納治五郎と武道のスポーツ化	62
第8項	全剣連の普及の現状	65
第2節	韓国剣道 KUMDO の歴史	68
第1項	日本からの導入	68
第2項	日帝強占期	70
第3項	軍事政権期の倭色文化否定	72
第4項	韓国のスポーツ政策と剣道	74
第5項	大韓剣道会の沿革	77
第6項	大韓剣道会が示す剣道史	78
第7項	国際化への挑戦と剣道団体の乱立	84
第3節	第2章のまとめ	88
	注および引用・参考文献	90

<b>第3章 剣道の文化論 —有効打突の概念と残心から—</b>	96
序	96
第1節 有効打突の概念	97
第1項 有効打突の条件	97
第2項 打突の美学	97
第3項 打突判定と審判員の間主観性	99
第2節 残心の美德	102
第1項 残心にみる抑制の美学	102
第2項 残心と引き揚げ	104
第3項 芸道における残心と残身	109
第3節 日本文化としての剣道の特徴	111
第1項 形 form と型 pattern	111
第2項 形式主義と合理主義	112
第4節 日本剣道 KENDO の残心と韓国剣道 KUMDO の存心	114
第1項 韓国剣道 KUMDO の存心	114
第2項 日本語の放心 (Ho-shin) と韓国語の放心 (Pan-shim)	116
第3項 残心と存心に示された日韓の対立	117
第4項 剣道文化変容のジレンマ	119
第5節 第3章のまとめ	122
注および引用・参考文献	124
<b>第4章 剣道の技術論 —試合規則・審判規則からの派生—</b>	128
序	128
第1節 試合・審判規則の目次	130
第2節 規則の目的	134
第3節 試合規則	136
第1項 総則	136
第2項 試合	137
第3項 禁止行為	142
第4節 審判規則	145
第1項 総則	145
第2項 審判	147

第 3 項	宣告と旗の表示	149
第 5 節	規則改定の変遷（補則）	152
第 6 節	蹲踞と礼法	154
第 7 節	試合・審判規則の相違点の要諦	157
第 8 節	規定の相違がもたらす現実的課題	165
第 9 節	第 4 章のまとめ	169
	注および引用・参考文献	170
<b>第 5 章</b>	<b>剣道文化の未来志向</b>	<b>172</b>
	序	172
第 1 節	武道とスポーツの狭間の剣道	174
第 1 項	剣道は武道かスポーツか	174
第 2 項	スポーツの日本化と武道のスポーツ化	177
第 3 項	武道とスポーツの位相の相違	180
第 2 節	アマチュアリズムと剣道	186
第 1 項	日本剣道 KENDO のアマチュアリズム	186
第 2 項	アマチュアからプロの時代へ	188
第 3 節	ナショナリズムと剣道	190
第 1 項	スポーツ・ナショナリズムとは	190
第 2 項	日本のスポーツ・ナショナリズム	191
第 3 項	韓国のスポーツ・ナショナリズム	195
第 4 項	ナショナリズムからインターナショナリズム、グローバリズムへ	197
第 4 節	新ナショナリズムの韓国剣道 KUMDO	202
第 1 項	韓国伝統武芸の創造	202
第 2 項	韓国ナショナル・アイデンティティとテコンドー（跆拳道）	204
第 3 項	大韓剣道会と海東剣道の対立	206
第 5 節	剣道文化の未来志向	209
第 1 項	残すべき日本剣道 KENDO の思想	209
第 2 項	武道としての普遍性の追究	211
第 3 項	審判員制度と言語化	213
第 4 項	相克を超える異文化理解への展望	216
第 6 節	第 5 章のまとめ	221

注および引用・参考文献	224
<b>終章</b>	229
第1節 日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の対立と相違点	230
第1項 歴史論（第2章）	230
第2項 文化論（第3章）	232
第3項 技術論（第4章）	233
第2節 未来志向の剣道文化のために	235
第1項 文化普遍主義の限界	235
第2項 アマチュアリズムを堅持する日本剣道 KENDO	236
第3項 ナショナリズムの対立と韓国新興武芸	237
第3節 結論	239
第4節 今後の課題	242
主要文献一覧	244
あとがき	251

## 付録

日本剣道 KENDO 年表

韓国剣道 KUMDO 年表

# 序 章

## 1 課題設定の背景

日本武道の国際展開は、1964年の第18回オリンピック東京大会で競技種目となった柔道（男子）と、現在もオリンピック競技種目ではない剣道とを比較すると、明らかに異なる方向を歩んでいる。

柔道について坂上は「柔道は現在、世界190カ国以上でおこなわれ、愛好者は1千万人を超えている。オリンピックの正式種目となって約50年、もはや押しも押されもしない世界屈指のメジャースポーツとなった」とし、「ローカルな日本の文化が国境を越えて地球規模で伝播し、人類の共有財産となったという痛快なサクセス・ストーリー」に賛辞をおくる。しかしその一方で、柔道が国際化され JUDO となったことにより、日本武道であったはずの柔道は「人間形成の道」という日本の文化的特性を喪失し、換骨奪胎<sup>注1)</sup>された異質の身体運動文化・スポーツへと変容したというネガティブな面も報告している<sup>1)</sup>。

このように、日本武道の1つである柔道が JUDO へと変容した様子を他山の石として、剣道界では日本剣道 KENDO こそが世界に誇るべき日本武道であり、日本の伝統文化であることを誇り高く矜持している。しかしながら、改めて「剣道の何が世界に誇るべき日本の伝統文化なのか」を問うと、明確に示されているとは言い難い。

日本剣道は、国際的には KENDO として1970年に国際剣道連盟 (FIK) を発足させ、第1回世界剣道選手権大会 (World Kendo Championship : WKC) が日本で開催されている。これ以降、世界各地で剣道大会が開催されるようになった。WKC への参加国数は、第1回大会が17の国・地域であり、1976年の第3回大会は20の国・地域、1994年の第9回大会は32の国・地域、2003年の第12回大会は41の国・地域に増え、2015年の第16回東京大会では57の国・地域からのエントリーが報告されている<sup>2)</sup>。WKC への参加国・地域数は、この45年間で40カ国・地域が増加し、国際的な剣道愛好者数も着実に増えているといえる。

しかし、剣道という身体運動文化は、本論文において後述するように、未だに武道とスポーツの狭間を浮遊し、両立困難な剣道の理念・思想と競技性をめぐっ

て混迷している状態にある。視点を変えると、日本の伝統文化としての理念・思想に従う日本剣道 KENDO の「国際的普及」というナショナリズムと、剣道の「国際化」をめぐるグローバリズムの間で、摩擦や軋轢を生じさせているとも別言できるであろう。このような今日の状況下で、全日本剣道連盟（以下、全剣連）がめざす日本剣道 KENDO の「国際的普及」において、競技性と伝統文化性の両立を図るために、「剣道はどうあるべきか」が国際社会の中で問われている。

これまでの日本剣道 KENDO の国際化に関する先行研究や議論は、日本武道学会を中心として、日本剣道 KENDO が欧米諸国でどのように普及してきたのかを、その競技性から検討したものが多く、そこでは日本剣道 KENDO を日本文化として尊重する姿勢が保持され、日本文化としての剣道を普及展開しようとする方向性が示されている。これは、FIK の最大派閥である欧州剣道連盟の発展と、日系人が中心となり設立されたアメリカ・ブラジル剣道連盟に支持されているからである。しかし、今、欧米諸国の剣道とは一線を画す第三諸国の台頭がある。それは戦時中に日本帝国の植民地支配を受けた、東アジア諸国における剣道の伝播と普及である。特に、ベネットが「剣道の黒船」と称した FIK 加盟団体である大韓剣道会を中心とする韓国剣道界の動向が注目される。WKC における韓国剣道 KUMDO の台頭は顕著である。

その韓国剣道界がめざすのは韓国剣道 KUMDO の「国際化」であり、日本の伝統文化を保持した形での日本剣道 KENDO の「国際的普及」とは異なる。韓国剣道界がめざす国際化か、あるいは日本剣道界がめざす国際的普及かによって、まさに国際的な剣道の今後の展開に大きな影響を及ぼす。

## 2 研究の目的

現在、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO は、剣道文化のヘゲモニー（主導権）をめぐる宗主国争いを展開している。この宗主国争いは、「現代剣道をさらに発展させ、理論的にも競技力でも日本を凌駕する実力を備えていくことが、韓国剣道 KUMDO のなすべきことであり、真の宗主国の地位を取り戻すことである」という大韓剣道会専務理事の発言が引金となった。これに対し、全剣連（全日本剣道連盟）は、「我々が行っている剣道は、日本で育った歴史的背景をもつ剣道を指す」と応酬し、日本剣道 KENDO こそが正統という立場を表明した。

以上の問題背景に基づくならば、韓国剣道 KUMDO の国際化と日本剣道



KENDOの国際的普及は相克状態にある。剣道の今後の国際展開をめぐる方向性を決めるためには、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の双方の歴史と現状について、精緻に把握しておくことが不可欠となろう。

そこで、本研究の目的は、韓国剣道 KUMDO の国際的な台頭に着目し、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO のこれまでの歴史的経緯を背景とした文化的、技術的な対立点を明らかにすることである。第1章で日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の対立と相違点を抽出した上で、歴史(第2章)、文化(第3章)、技術(第4章)について、それぞれの相克状況を詳細に検討する。さらに、これらの検討結果を踏まえ、相克状態を明らかにした上で、第5章において、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を超えた未来志向の剣道文化をめざして考察するとともに、これらの未来志向の日本剣道 KENDO の展開はどのようにあるべきかを議論するための基礎を提示する。

### 3 研究方法

本研究の方法論として、日本剣道 KENDO そのものを世界に発信し定着させようとする試みである「文化普遍主義的アプローチ」と、国際的な広がりを持つ剣道の相互承認の試みである「文化相対主義的アプローチ」の2つを考察の視点とする。本論文は、この2つの視点から、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO をめぐる相克について考察し、未来志向の剣道文化の方向を探究しようとするものである。

この方法論は、青木保(1999)が示した「文化相対主義」と「文化普遍主義」の文化論の枠組みの論理を援用する。剣道を日本の身体運動文化の1つとしてとらえるとき、青木が指す西欧中心主義は、まさに日本中心主義に置き換えられる。つまり、「文化普遍主義的アプローチ」は、日本剣道そのものを世界に発信、定着させようとの試みと定義づけられる。他方、「文化相対主義的アプローチ」は、日本剣道と他の国の剣道を共に認め合う試みとなる。

また、本論では、文献研究を中心としながらも、韓国でのフィールドワーク、すなわち、大韓剣道会が主催する韓国剣道 KUMDO の大会および大韓剣道会に所属する各地域の道場や大学剣道部等で実地調査した結果や現状も含まれる。本文中に文献等の注記がない場合には、これらのフィールドワークにより得られた情報に依る。

まず、第1章と第5章では、文献研究により上記に示した2つの視点を用いて資料を整理し考察する。これらの視点から、第1章では、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の間に数多くの対立と相違点が抽出されるが、結果的には、第2章（歴史論）、第3章（文化論）、第4章（技術論）の3つの論点を抽出し、日韓双方の対立と相違点を詳述するものとする。

第2章（歴史論）では、日本剣道 KENDO は全剣連の示す『剣道の歴史』の主張に、他方、韓国剣道 KUMDO は大韓剣道会の主張にそれぞれ従った歴史観に基づいて記述する。

第3章（文化論）では、日本文化論や芸道論に基づいた文献研究から有効打突の概念と残心を考察する。また、韓国剣道 KUMDO の存心については、大韓剣道会の資料に基づいて比較検討する。

第4章（技術論）では、日韓の剣道試合・審判規則を比較検討するために、韓国剣道 KUMDO については、大韓剣道会が発行する『剣道競技規則・審判規則』（以下、①韓国版）を、日本剣道 KENDO については全剣連が発行する『試合・審判規則』（以下、③日本版）を比較検討資料として用いる。さらに、FIK（国際剣道連盟）が発行する『試合・審判規則』（以下、②国際版）を①韓国版と③日本版の指標として用いる。

## 4 先行研究の検討

本論文の先行研究について、1) 剣道の国際化、2) 韓国剣道 KUMDO、3) 日本文化論および武道論の3点から検討する。

### 1) 剣道の国際化に関する先行研究

剣道の国際化や国際的普及の現状や課題に関する先行研究を概観すると、日本武道学会誌を中心として以下のような研究がある。

平川ら（1982）（1988）の「外国人剣士の剣道観に関する調査研究」<sup>3)</sup>と「外国人剣士に関する研究」<sup>4)</sup>、塩入ら（1990）の「ヨーロッパにおける剣道家の昇段実態」<sup>5)</sup>、太田ら（1989）（2008）の「剣道の意識に関する調査—欧米剣士を中心に—」<sup>6)</sup>、「剣道の国際的普及の現状と課題についての一考察—世界剣道選手権大会・ヨーロッパ剣道大会の発展経過を通して—」<sup>7)</sup>、植原ら（2005）の「剣道の国際的普及に伴う文化性・競技性の認識変容に関する国際調査の試み」<sup>8)</sup>、阿部（2005）の「武道における文化摩擦」<sup>9)</sup>がある。また、本多ら（2004）（2006）

(2007) (2009) は、英国やスペインなどを中心とする欧州における学校剣道および審判制度に関して、それぞれ Teaching Kendo within the English University Curriculum<sup>10)</sup>, Kendo at Secondary Schools in the U. K. <sup>11)</sup>, Kendo within A Spanish University Curriculum<sup>12)</sup>, A Study of Logistical Issues with Refereeing in the Internationalization of Kendo -with the focus of the European Kendo Championships-<sup>13)</sup>といった、一連の研究を発表している。

このような剣道の国際化に関する問題意識は、1980年頃から日本武道学会を中心に散見されるようになるが、研究対象はいずれも欧米が中心である。2000年代に入ると、海外への剣道の伝播・普及が進むにつれて「武道とは何か」、「剣道とは何か」といった本質を問うようなシンポジウムやフォーラムが開催されるようになる。たとえば、2003年には「21世紀の日本武道の行方—過去・現在・未来」と題した国際シンポジウムが開催された。そこに登壇したベネットは、剣道の海外普及と韓国の台頭という視点から、「剣道の黒船—韓国」と表現して韓国剣道の動向とともに剣道のオリンピック競技化問題を提議している<sup>14)</sup>。2008年には日本武道学会創立40周年記念大会が開催され、「武道の国際化に関する諸問題」と題したシンポジウムが企画された。その中で、国際剣道連盟副会長である福本(2008)は「剣道の海外普及の現状と今後の課題について」<sup>15)</sup>と題し、競技性に安易に妥協しない武道としての道を追求する見解が示されている。

加えて、志々田(2008)は「武術・武道の国際化と文化変容に伴う諸問題」<sup>16)</sup>と題し、日本武道のグローバル化に起因する文化変容の問題点を指摘しつつ、日本武道の思想的特性について触れている。他方で長尾(2009)は、「剣道における国際化の問題を考える」<sup>17)</sup>の中で、剣道のオリンピック競技化の是非を問いつつ、各国のニーズに応じた指導の必要性や当該国・地域の文化・事情への配慮を説いている。また同時に、剣道の国際化が未だ発展途上にあることや、剣道は日本の文化性を色濃く残していることを確認している。

植原ら(2005)(2006)(2007)は、「剣道の国際的普及に関する国際調査」<sup>18)</sup><sup>19)</sup><sup>20)</sup>で、剣道の文化性、精神性、競技性の認識について国際的な調査を実施し、剣道の国際的普及の理想と実態の差違を明らかにしようとした。結果的には、国際的普及により身体・精神性や文化性を変容させているのは、外国人よりもむしろ逆に日本人であると指摘している。また、西欧文化圏の剣道実践者は

オリンピック参入に否定的であることや、日本が剣道を国際的に主導できる時代は過ぎつつあると結論づけている。

以上をまとめると、剣道の国際化や国際的普及に関する先行研究は、いずれも欧米中心の剣道普及に焦点があてられている。そのため、東アジアに着目した研究は僅少であり、韓国剣道 KUMDO の国際化に対する問題提起がなされた程度である。

## 2) 韓国剣道 KUMDO に関する先行研究

韓国剣道 KUMDO に関する研究として、まず注目されるのは、岩切・井島ら(2000)の国際武道大学と韓国の龍仁大ととの学術・スポーツ交流を通じた「韓国における剣道に関する意識・実態調査」<sup>21) 22)</sup>である。

岩切らは、2000年までに急激に競技力を向上させている韓国剣道について、大韓剣道会に実態調査を依頼し、その結果を報告している。すなわち、韓国で行われる主な全国大会は18の大会があり、中でも大統領旗全国一般剣道選手権大会とSBS杯全国剣道王大会が双璧とされる。韓国で行われる剣道の試合の大部分は、FIKの剣道試合・審判規則に準じて行われているが、一部、韓国独自の方法を採用している。たとえば、審判旗は青白であり、試合者の躊躇はなく、抜刀して立ったままで開始宣言を行う。試合者が打突する際および審判員が有効打突の宣言を行う際の発声は、すべて韓国語で行う。昇段審査は、国際剣道連盟の審査内容に加えて、韓国の本国剣法も実技として審査していることが挙げられる。

井島らは、韓国の龍仁大学(以下、龍仁大)と国際武道大学(以下、国武大)の両学生剣道部員に意識調査を実施し、日韓学生剣道の比較検討を行った。その結果、剣道を始めた動機は、自分の意思で始めた(38%)が龍仁大に多いのに対し、国武大では親にすすめられた(42%)が多かった。剣道に期待することは、国武大が精神的なこと(76%)で最も多かったのに対し、龍仁大は技術的なこと(50%)が最も多かった。剣道の国際化については、龍仁大で積極的な姿勢が示されたが、国武大は消極的な姿勢であった。将来、子供に剣道をやって欲しいかについては、龍仁大では50%が「はい」と答えたのに対し、国武大では47%が「分からない」と答えた。剣道における経済的な負担については、両校共に85~88%の学生が負担が大きいと回答した。

金(2010)は、新しい調査研究として「韓国剣道ナショナルチーム選手の剣

道に対する意識」をまとめている<sup>23)</sup>。この調査では、韓国剣道 KUMDO において、韓国大学生選手とナショナルチーム選手を比較し、学校剣道から実業団剣道チームに入団した選手の意識がどのように変化するかを調査している。その結果、ナショナルチーム選手は、剣道をよりスポーツ的に捉える傾向が強かった。また武道の特性ともいわれる人間形成、上下関係、伝統的な気風や習慣、道場の引き締まる雰囲気などについてもナショナルチーム選手が、大学生選手よりもより肯定的に捉えていた。韓国において剣道人口が減少し始めた今日、剣道人口を増やす突破口として、ナショナルチーム選手と学生選手がともに剣道のオリンピック種目化を望んでいた。さらに、金（2012）は継続研究として、「韓国青年の剣道に対する意識調査」<sup>24)</sup>を男女の性別で比較している。

その他に、加藤（2009）の「韓国から見た剣道の国際化」<sup>25)</sup>や、安藤（2011）の「韓国における学生剣道に関する研究」<sup>26)</sup>が注目される。特に、加藤は、FIKで韓国チームに帯同し、韓国剣道 KUMDO に関する報告と研究を重ねている。加藤（2012）は、「韓国における剣道試合の有効打突判定に関する一考察」<sup>27)</sup>と題して、韓国実業剣道連盟による映像判読訴請規定の制定までの流れとその実施状況を報告している。韓国実業団剣道大会で用いられているビデオ判定の導入が、剣道試合に及ぼす影響と有用性について言及している。

### 3) 日本文化論および武道論に関する先行研究

日本文化論に関する数多くの著書の中で注目されるのが、青木（1999）の『「日本文化論」の変容、戦後日本の文化とアイデンティティ』<sup>28)</sup>である。この書は、戦後の日本文化論の変遷を4つの段階に分け、日本「独自性」神話を創り出した議論の移り変わり、現代における文化の捉え方を明確に示している。方法論で前述したように、本論における「文化普遍主義」および「文化相対主義」の考え方は、青木（2003）の『多文化世界』<sup>29)</sup>や（2001）『異文化理解』<sup>30)</sup>の研究に沿っている。

さらに、比較文化論で代表的なものに、ベネディクト（2005）の『菊と刀—日本文化の型—』<sup>31)</sup>が挙げられる。本書は、第二次世界大戦中のアメリカ戦時情報局による日本研究であり、日本人論の底本となった。他にも日米比較文化論として知られるホワイティング（2005）の『菊とバット』<sup>32)</sup>、日英米比較スポーツ文化研究を行った中村（1981）の『スポーツの風土』<sup>33)</sup>、杉本（1995）の『スポーツ文化の変容』<sup>34)</sup>がある。

他方、武道論を含む武道文化論に着目すると、まず、ヘリゲル（1982）の『日本の弓術』<sup>35)</sup>が挙げられる。ヘリゲルはドイツ人哲学者であり、東北帝国大学で講師を務め、その間に阿波研造に師事し、5年間の弓術の稽古に励んだ。その実践から、弓術の会得を神秘的な精神として分析した名著である。また、ペリン（1991）は『鉄砲を捨てた日本人』<sup>36)</sup>において日本史に学ぶ軍縮を唱えた。井上（2004）は『武道の誕生』<sup>37)</sup>において柔道を題材モデルとして、武道の格闘技興業や軍国主義の影響、戦後の武道のスポーツ化など、これまで論じられなかった斬新な文化論の視点から武道史を探究している。志々田が編集する富木（1991）の『武道論』<sup>38)</sup>は、武道とは何かに始まり、武道の近代化、現代化、国際化へと繋がる多くの示唆を提示した。入江（2003）の『武道文化の探求』<sup>39)</sup>も日本武道の持つ文化的性格を浮き彫りにする地道な研究である。さらに、武道の中でも剣道の文化論として、中林（1987）が遺した『武道のすすめ』<sup>40)</sup>の功績は偉大であろう。

以上の韓国 KUMDO の先行研究は、いずれも世界選手権大会における韓国チームの競技力向上に起因する韓国人選手の実態把握に焦点を絞った研究である。これらは、韓国剣道界の競技力の現状を示唆しているものの韓国剣道 KUMDO の文化的特性や対日本剣道 KENDO とのヘゲモニー（主導権）争いを扱った研究は、未だ行われていない。加えて、韓国剣道 KUMDO の文化伝承を課題とする研究は希少であり未着であるといえるであろう。

そこで、日本剣道 KENDO の文化的特性を踏まえるために、文化論の先行研究を検討する必要がある。これらの文化論や武道論を参照しつつ、韓国剣道 KUMDO の国際化および日本剣道 KENDO の国際的普及についての議論を展開していく。

## 5 論文構成（既刊論文との関係）

本論文は、序に続き第1章から第5章および終章までの構成からなる。各章の構成と内容は以下の通りである。

第1章では、韓国剣道 KUMDO の国際的な競技上の台頭に注目しつつ、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO のこれまで主張や対立の様相を概観する。第1節では、日本と韓国の剣道文化ヘゲモニーをめぐる宗主国論争の様相を確認す

る。第2節では、日本と韓国の剣道小史をめぐる歴史的経緯とその対立点について概観する。第3節では、FIKを中心とする国際的な剣道界の動向に着目し、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO がそれぞれ FIK の中でどのように位置づけられてきたのかを把握する。第4節では、日本剣道 KENDO が日本の伝統文化の1つであり、身体運動文化であることを前提とする。その上で、剣道は戦前に日本から韓国に導入されて以来、韓国文化として根付き韓国剣道 KUMDO へと文化変容する過程を概観する。

なお、第1章は、小田佳子、近藤良享(2012)「日本剣道 KENDO の国際展開への課題～韓国剣道との相克を中心に～」, 体育スポーツ哲学研究 34-2, pp. 124-140 が主要参考論文である。

第2章は、剣道の歴史論として、武士道をルーツとする日本剣道 KENDO と花郎道をルーツとする韓国剣道 KUMDO のそれぞれの歴史観を、日本の全剣連と韓国の大韓剣道会がそれぞれに示す剣道史に従って記述していく。第1節の日本剣道 KENDO の歴史については、全剣連が発行する『剣道の歴史』を底本とする。他方、第2節の韓国剣道 KUMDO の歴史については、大韓剣道会が発行する大会パンフレット等に記載されている「剣道の歴史」を参照する。さらに、日本と韓国の両国間に横たわる社会的、政治的背景や剣道に関わる文化交流の軌跡についても記述する。

第3章は、剣道の文化論として、有効打突の概念と残心から文化性を考察する。第1節では「有効打突」の概念とその判定条件を考察する。第2節では、有効打突の条件の1つである「残心」に着目して、日本の文化的背景を象徴する残心の美徳を検討する。第3節では、剣道の打突動作に尊重される形式主義と経過主義をとりあげて、剣道の特徴を考察する。さらに、第4節では、日本剣道の「残心」と韓国剣道の「存心」を比較検討し、それぞれの特徴と両国の文化的背景を明確にする。これらの議論を通して、日本固有の伝統文化を継承することの意味と、国際化され文化変容する事象に対する共通理解を図る。

なお、第3章は、以下の原著論文を加筆・修正した。Yoshiko ODA and Yoshitaka KONDO (2014) The Concept of Yuko-datotsu in Kendo - Interpreted from the Aesthetics of Zanshin - , Sport, Ethics and Philosophy, 8(1), pp.3-15.

第4章は、剣道の技術論として、日韓の試合・審判規則から双方の競技性の相違を考察する。日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克の端緒は、韓国剣道 KUMDO の競技力向上にある。そのため日本と韓国の技術である剣道技の違い

を試合（競技）規則に着目して検討する。試合・審判規則については、韓国の大韓剣道会が発行する『剣道試合・審判規則（韓国版）』、国際剣道連盟（FIK）が発行する『剣道試合・審判規則（国際版）』、全剣連が発行する『剣道試合・審判規則（日本版）』の3団体の試合規則の内容を比較検討する。具体的には、剣道試合（競技）において、日本版と韓国版の間にどのような相違点が存在するかを、国際版を参照することによって明確にする。さらに、両国版の相違点から、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO との間に横たわる文化摩擦や軋轢についても考察する。

第5章は、剣道文化の未来志向として、以下の第1節から第4節までの議論を通して、「文化普遍主義」と「文化相対主義」という2つの文化論の視点から、日本剣道 KENDO の国際的普及の方向性を探求する。

第1節では、戦後の復活から、武道とスポーツの狭間を揺れ動く剣道について検討する。第2節では、剣道界におけるアマチュアリズムの思想を考察する。第3節では、スポーツ・ナショナリズムとは何かを考察し、剣道とその背後にあるナショナリズムとの親和性を探る。第4節では、新ナショナリズムを展開する韓国剣道 KUMDO を考察する。第5節では、剣道文化の未来志向として、これまで論述してきた日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を越えるために、剣道の普遍性を検討し、未来的思考を展開する。

なお、第5章の一部は、小田佳子、近藤良享（2012）「日本剣道 KENDO の国際展開への課題～韓国剣道との相克を中心に～」、体育スポーツ哲学研究 34-2, pp. 124-140 が主要参考論文である。

終章は、第1節で日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克について、歴史論（第2章）、文化論（第3章）、技術論（第4章）の3つの側面から明らかになった対立と相違点をまとめる。第2節では、それらの相克状況を踏まえた上で、剣道文化の未来を以下の論点から考察し、今後の剣道のあり方を論じる。すなわち、「武道とスポーツ」の間を浮遊する剣道論、日本剣道界にみられる「アマチュアリズム」と「ナショナリズム」、さらに韓国剣道界に萌芽する「新ナショナリズム」について議論する。これら3つの議論を通して、「文化普遍主義」と「文化相対主義」という2つの視点から、日本剣道 KENDO の国際的普及の方向性を探求し、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を越えた未来志向的な剣道文化の確立の可能性を考察する。



## 6 用語の定義

### 1) 文化相対主義と文化普遍主義

本論では、青木やベネディクトが唱える「文化相対主義」とその対立軸としての「文化普遍主義」の意味で用いる。

「文化相対主義」は、ボアズをはじめベネディクトやハースコヴィッツといったアメリカの文化人類学者が中心となって提唱した「文化」のとらえ方である。

「文化相対主義」では、いかなる文化も、その文化内で自律する独自の価値を有しているため、ある特定の文化で成立した価値観によって他の文化を一方的にとらえると異文化理解が出来ないとする。他方、文化相対主義とは異なり、それまでの文化論は西洋中心の「文化普遍主義」に基づいており、その尺度で他の文化を一方的に評価してきた文化理解であったとも批判する<sup>41)</sup>。

ベネディクトは、『菊と刀』の最終章「降伏後の日本人」の中で「いかなる外国人も、彼と同じ習慣や仮定を持たない国民に、彼の考えどおりの生活の仕方をするように命ずることはできない」と断言し、明確に「文化相対主義」の立場にたつ<sup>42)</sup>。

### 2) 文化帝国主義

文化帝国主義とは、「土着の文化を犠牲にしてまで外国の文化の価値や習慣を高め、広める政治力と経済力の効用」<sup>43)</sup>である。

### 3) 伝統と文化

歴史家が「伝統」というところを人類学者は「文化」と捉えている。すなわち、「伝統」には不可避免的に時間の意識が込められるが、「文化」は「伝統」に較べればはるかに現代的であり共時的である。「伝統」はつねに「革新」される運命にあり、そこには何らかの社会的政治的要因が動く。また「伝統」は極めて意識的に、ある意図をもって創り出される。一方で「文化」は変化するものであり「革新」されるわけではなく、また意図的に創られるものでもない<sup>44)</sup>。

「伝統」という言葉は当然のように「遠い昔から受け継がれてきたもの」と思われているが、「伝統」とされているものの多くは、ごく最近、それも人工的に創り出されたものもある。こうした「伝統」の創出が、ナショナリズムや帝国主義のイデオロギーの構築にきわめて重要な役割を果たしてきた<sup>45)</sup>。

#### 4) ヘゲモニー

ヘゲモニーとは、「ある集団による他の集団への支配・指導のこと」<sup>46)</sup>である。また、ドイツ語で Hegemonie とは、「指導的な地位. 支配権. 主導権」<sup>47)</sup>を指す。

#### 5) 剣術, 撃剣, 剣道

本論に示される剣術, 撃剣, 剣道をそれぞれの時代系列と共に以下のように定義する。「剣術」は、日本武術の中でも日本刀を中心とする刀剣を用いた武術を指す。「撃剣」は、江戸後期の「剣術」から剣道具や竹刀が発明され、近代に入り竹刀を用いた剣術を「撃剣」とする。さらに「撃剣」は、日韓併合が断行された1910年頃を境に「剣道」へと改称される。

「剣道」とは、全剣連の定義に従い、日本の武士が日本刀を用いて戦い、その戦いを通して学ぶべき剣の理法が確立された概念とする<sup>48)</sup>。現代において剣道を学ぶということは、「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」という剣道の理念に向かうことである。

#### 6) 剣道の国際的普及と国際化

全剣連では、剣道の海外普及や伝播について、「国際化」ではなく、あえて「国際的普及」という用語を用いている。全剣連の「国際的普及」に込められた意味は、オリンピック競技化やスポーツのルールに求められる無色透明な国際化ではなく、日本文化の「独自性」を強調する日本剣道 KEDNO への理解とその普及に努めることである。そこで本論では、日本剣道 KENDO の「国際的普及」と韓国剣道 KUMDO の「国際化」として、その用語を異にする。

### 7 凡例

本文中の文献引用箇所は、「引用文（一重鉤括弧）」で表示する。書籍については、『書籍名（二重鉤括弧）』で表示する。

また、強調すべき用語やキーワードについても、例：「剣道」のように一重括弧を用いる。一重鉤括弧の引用内において、強調されるべき語彙や引用文が表出した場合には、二重鉤括弧を用いる。

また、韓国語（ハングル文字）の引用箇所については、元来、漢字表記を持つ

ハングル文字の場合には、訳出に際し漢字を当てる。しかし、発音のみが明らかであり、元の漢字を推測できない場合には、カタカナ表記で示す。

## 8 図表一覧

### 第1章

- 第3節 表 1-1：国際剣道連盟の加盟国・地域一覧 p.35.  
表 1-2：世界剣道選手権大会（WKC）参加状況と大会結果 p.37.

### 第2章

- 第1節 図 2-1：直心影流の伝系図 p.5.  
図 2-2：試合開始の様子 p.56.  
図 2-3：大日本帝国剣道形主査委員会 p.57.  
第2節 図 2-4：第1回慶尚北道警察官剣道大会番組表 p.70.  
写真 2-5：『韓国體育百年史』内表紙 p.76.  
図 2-6：韓国武芸史料の流れ p.80.  
写真 2-7：『武備志』中京大学図書館蔵（朝鮮国と朝鮮勢法） p.83.

### 第3章

- 第2節 表 3-1：試合規程の変化と主な特徴 pp.107-108.

### 第4章

- 第1節 表 4-1：「試合・審判規則」の目次の比較 pp.130-132.  
第4節 表 4-2：別表 審判の宣告と旗の表示法（国際版と韓国版） pp.150-151.  
まとめ 表 4-3：試合・審判規則にみる日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO  
相違点 pp.157-163.  
表 4-4：剣道術語の日本語表記と韓国語表記 p.167.

### 第5章

- 第1節 図 5-1：スポーツの諸相 p.177.  
第3節 図 5-2：国際普及の親善交流と競技性の比較 p.194.

## 注および引用・参考文献

### 注

注 1) 『大辞泉』によれば、換骨奪胎とは、「骨を取り換え、胎（こぶくろ）を取ってわが物として使う意」から、「先人の詩や文章などの着想・形式などを借用し、新味を加えて独自の作品にすること」である。つまり、ここでは、剣道の着想や形式を借用し、新しい着想を加えて、独自の武道やスポーツに変換してしまう意味である。

### 引用・参考文献

- 1) 坂上康博編著（2010）『海を渡った柔術と柔道』青弓社：東京, p.9.
- 2) 全日本剣道連盟（2014）剣窓 11月号通巻第399号：東京, p.20.
- 3) 平川信夫, 須郷智（1982）外国人剣士の剣道観に関する調査研究, 武道学研究 15(2), pp.43-44.
- 4) 平川信夫（1988）外国人剣士に関する調査研究, 武道学研究 21(2), pp.11-12.
- 5) 塩入宏行, 石井均（1990）ヨーロッパにおける剣道家の昇段実態, 武道学研究 22(3), pp.33-37.
- 6) 太田順康（1989）剣道の意識に関する研究－欧州剣士を中心に－, 武道学研究 22(2), pp.53-54.
- 7) 太田順康, 鎌倉洋志（2008）剣道の国際的普及の現状と課題についての一考察－世界剣道選手権大会・ヨーロッパ剣道大会の発展経過を通して－, 大阪教育大学紀要 第IV部門 57(1), pp.55-75.
- 8) 植原吉朗, Alexander Bennett, Michael Komoto（2005）剣道の国際的普及に伴う文化性・競技性の認識変容に関する国際調査の試み, 武道学研究 38 別冊, p.10.
- 9) 阿部哲史（2005）武道における文化摩擦, 山田奨治, アレキサンダー・ベネット編（2005）『日本の教育に武道を：21世紀に心技体を鍛える』明治図書：東京, pp.198-217.
- 10) Honda, S. Dodd, I.P.（2004）Teaching Kendo within the English University Curriculum, 武道学研究 37(2), pp.35-45.
- 11) Honda, S.（2006）Kendo at Secondary Schools in the U. K.: Development of School Kendo in Gloucestershire, 武道学研究 39(1), pp.23-33.
- 12) Honda, S.（2007）Kendo within A Spanish University Curriculum, 武道学研究 40(2), pp.51-61.

- 13) Honda, S. (2009) A Study of Logistical Issues with Refereeing in the Internationalization of Kendo -with the focus of the European Kendo Championships-, 武道学研究 41(3), pp.1-11.
- 14) アレキサンダー・ベネット (2005) 剣道の黒船－韓国：剣道の国際普及とオリンピック問題, 山田奨治, アレキサンダー・ベネット編 (2005) 『日本の教育に武道を：21世紀に心技体を鍛える』 明治図書 :東京, pp.336-359.
- 15) 福本修二 (2008) 剣道の海外普及の現状と今後の課題について, 第 40 回記念大会シンポジウム, 武道学研究 40(3), pp.57-60.
- 16) 志々田文明 (2008) 武術・武道の『国際化』と文化変容に伴う諸問題, スポーツ科学研究 5, pp.197-211.
- 17) 長尾進 (2009) 剣道における国際化の問題を考える, 現代スポーツ評論 21, pp.52-60.
- 18) 植原吉朗(2005) 剣道の国際的普及の理想と実態を問う調査質問紙の作成, 国学院大学スポーツ・身体文化研究室紀要 37, pp.19-29.
- 19) 植原吉朗(2006) 剣道の国際的普及に関する質問紙調査の実施－完成質問紙と調査経過, 国学院大学スポーツ・身体文化研究室紀要 38, pp.11-30.
- 20) 植原吉朗(2007) 剣道の国際的普及によって身体文化性を変容させているか－質問紙調査結果から, 国学院大学スポーツ・身体文化研究室紀要 39, pp.21-32.
- 21) 岩切公治, 井島章, 井上哲朗, 朴東哲 (2000) 韓国における剣道の実態調査, 国際武道大学紀要 16, pp.213-217.
- 22) 井島章, 岩切公治, 井上哲朗, 朴東哲 (2000) 韓国における剣道の意識調査－韓国及び日本の大学生を比較して－, 国際武道大学紀要 16, pp.191-196.
- 23) 金炫勇 (2010) 韓国剣道ナショナルチーム選手の剣道に対する意識－韓国剣道大学選手との比較から－, 広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 59, pp.345-352.
- 24) 金炫勇, 高田康史 (2012) 韓国青年の剣道に対する意識に関する一考察－男女比較を中心に－, 武道学研究第 45(1), pp.57-69.
- 25) 加藤純一 (2009) 韓国から見た剣道の国際化, 日本武道学会剣道専門分科会会報 ESPRIT 2008 , pp.17-18.
- 26) 安藤亜紀 (2011) 韓国における学生剣道に関する研究, 平成 22 年度金沢大学教育学部スポーツ科学課程卒業論文.
- 27) 加藤純一 (2012) 韓国における剣道試合の有効打突判定に関する一考察－韓国実業剣道連盟による映像判読訴請規定制定までの流れとその実施過程を踏まえて－, 武道学研究 45(1), pp.1-21.
- 28) 青木 保 (1999) 『「日本文化論」の変容－戦後日本の文化とアイデンティティ－』 中

中央公論新社 :東京.

- 29) 青木 保 (2003) 『多文化世界』岩波新書 (新赤版) 840 :東京.
- 30) 青木 保 (2001) 『異文化理解』岩波新書 (新赤版) 740 :東京.
- 31) ルース・ベネディクト著, 長谷川松治訳 (2005) 『菊と刀ー日本文化の型ー』講談社 :東京.
- 32) ロバート・ホワイティング著, 松井みどり訳 (2005) 『菊とバット (完全版)』早川書房 :東京.
- 33) 中村敏雄 (1981) 『スポーツの風土』大修館書店 :東京.
- 34) 杉本厚夫 (1995) 『スポーツ文化の変容』世界思想社 :京都.
- 35) オイゲン・ヘリゲル述, 柴田治三郎訳 (1982) 『日本の弓術』岩波文庫 :東京.
- 36) ノエル・ペリン著, 川勝平太訳 (1991) 『鉄砲を捨てた日本人』中央公論新社 :東京.
- 37) 井上俊 (2004) 『武道の誕生』吉川弘文館 :東京.
- 38) 富木謙治著, 志々田文明編 (1991) 『武道論』大修館書店 :東京.
- 39) 入江康平編 (2003) 『武道文化の探求』不昧堂出版 :東京.
- 40) 中林信二 (1994) 『武道のすすめ』島津書房 :東京.
- 41) 前掲書<sup>28)</sup>, 青木 (1999) , pp. 35-36.
- 42) 前掲書<sup>31)</sup>, ベネディクト (2005) , pp.385-386.
- 43) ジョン・トムリンソン著, 片岡信訳 (1997) 『文化帝国主義』青土社:東京, pp.15-19.
- 44) 青木保 (2004) 「伝統」と「文化」, エリック・ボブズボウム, テレンス・レンジャー編, 前川啓治, 梶原景昭他訳 (1992/2004) 『創られた伝統』紀伊國屋書店:東京, pp.473-475.
- 45) エリック・ボブズボウム, テレンス・レンジャー編, 前川啓治, 梶原景昭他訳 (1992/2004) 『創られた伝統』紀伊國屋書店 :東京.
- 46) 哲学 / 現代思想 Japana Knowledge Lib.  
(<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=50010L-101-0106> 2015.2.27)
- 47) デジタル大辞泉 Japana Knowledge Lib.  
(<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=2001016561000> 2015.2.27)
- 48) 全日本剣道連盟, 公式 HP (<http://www.kendo.or.jp/kendo/origin/> 2014. 2. 27)

# 第 1 章 日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の対立

## 序

本章では、まず近年の競技力向上を背景として国際舞台に台頭した韓国剣道 KUMDO に着目する。全剣連が主導する日本剣道 KENDO と大韓剣道会が主導する韓国剣道 KUMDO の競技力の拮抗や、これまでの歴史的・文化的な主張や対立を概観する。

まず第 1 節では、日韓両国の剣道文化ヘゲモニー（主導権）をめぐる宗主国論争を明らかにする。

第 2 節では、日本と韓国の剣道小史に基づいて、日本から韓国への剣道導入の経緯を示し、その歴史的な対立点を明らかにする。

第 3 節では、国際剣道連盟（FIK）を基盤とした国際的な剣道界の動向に着目する。特に、FIK が主催する世界剣道選手権大会（WKC）での競技成績から、日韓の対戦を中心にその相克の状況をみる。

第 4 節では、剣道は日本独自の身体運動文化であるとして全剣連が主張する日本剣道 KENDO の国際的普及と、日本文化という背景を排除し、競技性を重視した韓国剣道 KUMDO がめざす国際化という 2 つの異なる方向について考察する。

## 第 1 節 剣道の宗主国論争

第 1 節では、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の間で展開されている剣道の宗主国論争について、以下の 3 項目からその対立点と主張を整理する。まず、第 1 項では剣道の文化ヘゲモニーとして論争に至った経緯を示す。第 2 項では、「剣道」という用語が誕生する歴史的な経緯を解明する。第 3 項では、現時点での両国剣道における競技上の相違を明確にする。

### 第 1 項 剣道文化ヘゲモニー

現在、日本剣道 KENDO（全日本剣道連盟を中心とする日本剣道界と韓国剣道 KUMDO（大韓剣道会を中心とする韓国剣道界）は、そのヘゲモニー（主導権）をめぐる宗主国論争<sup>1)</sup>とも言える状況にある。

その状況を端的に示すものとして、国際剣道連盟<sup>注 1)</sup>（International Kendo Federation：以下、FIK とする）に加盟する韓国の大韓剣道会（Korean Kumdo Association）の専務理事の発言がある。「現代剣道は日本によって形成されたと認める人はいるが、この剣道をさらに発展させ、また理論的な面や競技力の面で日本を凌駕する実力を備えていくことが、我々のなすべきことだと考える。それが、真の宗主国の地位を取り戻すことだと思う」<sup>2)</sup>と、宗主国奪還とも言える声明を発表した。これに対し、全日本剣道連盟（以下、全剣連とする）は、「最近、インターネット上で『剣道の起源は日本ではなくて韓国』という記述がしばしば見かけられるが、（中略）改めて我々の見解や方針について広く知って頂く必要がある」<sup>3)</sup>と前置きした上で、「剣を扱う技術は世界の各地で生まれ、確立されてきた。しかしその中で、我々が行っている剣道とは、＜剣道の歴史＞<sup>注 2)</sup>にも記されているような日本で育った歴史的背景をもった剣道を指している」<sup>3)</sup>と明言している。つまり、全剣連は大韓剣道会の動向と言及を意識しながら、剣道はあくまでも日本武道であり、日本の伝統文化としての剣道こそが正統であるという対抗的な立場を示している。

このような宗主国論争に終止符を打つためには、まず、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の双方の歴史を丁寧に追ひ、その現状を踏まえることが重要な課題と考えられる。



## 第2項 「剣道」という用語

### 1) 日本における「剣道」

「剣道」という用語は、もともと日韓共に漢字で「剣道」と表記し、日本では KENDO（ケンドウ）と呼称されているが、韓国では韓国語（ハングル文字）で 검도と表記され、KUMDO（コムド）と呼称される。近年の韓国では、ハングル文字表記が尊重され多用されて、漢字表記が用いられなくなった現状がある<sup>3)</sup>。

「剣道」という用語の成立について資料を渉猟すると、日本では大日本武徳会が、1919年6月6日に「剣道試合ニ関スル心得」を制定し、同年8月1日には同じく大日本武徳会が「武術」とあるものをすべて「武道」に改めるとする通知を出した。これにより、剣術および撃剣は「剣道」に、柔術は柔道に、弓術は弓道に統一された<sup>4)</sup>。

庄子は『剣道百年』の中で「剣道の呼称」について、以下のように記している。

剣道という用語が一般的に用いられるようになったのは明治末期以後のことで、明治時代は主として撃剣とか剣術という名称が使われていた。剣道という用語が法規上正式に使われたのは、明治四十四年剣道が中等学校の正科として採用された時で即ち中学校令施行規則第十三条には「体操ハ、体操、教練、遊戯及競技ヲ授クベシ、又剣道、柔道ヲ加フルコトヲ得」と規定されている（柔術が柔道と呼称されたのはこれより先明治二十九年、文部省が学校衛生顧問会議に諮問した時である）。これは剣道、柔道が技術の修練を通じて人格の完成を目指すという、いわゆる道の修練を尊んだ精神を呼称の上に生かしたもので、武道関係者の、永年にわたって主張していた希望が認められたものである<sup>5)</sup>。

このように庄子は、「剣道」いう用語が法規上、正式に学校教育において明治44（1911）年から用いられたことを示している。明治15（1882）年に嘉納治五郎によって柔術から「柔道」が考案され、講道館柔道が発足し、明治29（1896）年に「柔道」が学校体育の中で普及していったことに起因している。嘉納の主導により、剣術や撃剣から「剣道」への用語改称が実施されたことは明らかである。それは、それまで主流であった武術が、人格の完成を目指し修練するという「道」の精神を尊ぶ武道に変革されたことを意味し、そのまま名称に表現した結果である。人間形成を目的とする武道にみられる教育性や普遍性がその改称に

反映されている。

また、日本武道館が編集する『日本の武道』には、「剣道」という用語の定着過程が以下のように示されている。

日本で「剣道 KENDO」という用語が、初めて公式に用いられたのは、大正時代になってからのことであり、まだ 100 年ほどの歴史である。それ以前においては、剣刀の操法を表す言葉として「撃刀」「撃剣」「剣法」「刀術」「刀法」などの名称で呼ばれていたようだが、その中で「剣術」という呼び名が一般的であったようです。

大正 8 年（1919）、大日本武徳会では、従来の「剣術・柔術・弓術」であった呼び名を、それぞれ「剣道・柔道・弓道」と改称し、それらの総称を「武道」と呼ぶこととしました<sup>6)</sup>。

つまり、明治期には「剣術」や「撃剣」など様々に呼称されていたが、大正期に入って「剣道」という用語が一般的になったと推察される。「剣道」と呼称されるようになってからは 100 年程度の歴史である。1912 年、つまり明治 45 年に明治が幕を閉じ大正が始まったその年に、後の「日本剣道形」の原形となる大日本帝国剣道形が制定され、「剣道」という用語が用いられている。

では、「剣道」に関する著書はいつ頃から出されているだろうか。日本武道学会剣道分科会編『剣道を知る事典』付録に記載されている剣道関係文献一覧<sup>7)</sup>を参照して、「剣道」という用語を冠する著書を精査してみる。まず初出として 1860 年に加藤田重秀『剣道初学須知』がある。続いて、1909 年に宮本武蔵著・三橋監一郎注『剣道秘要』、1910 年に小関教政『剣道要覧』、1911 年に柳多元治郎『剣道教範』、1915 年に高野佐三郎『剣道』が発刊されている。この高野佐三郎の『剣道』以降、1920 年からはほぼ全ての文献で「剣道」という用語が用いられている。

以上のことから、日本では 1900 年前後には「撃剣」「剣術」「剣道」といった用語が混用されていたが、1919 年に大日本武徳会が「剣道」に用語を統一してからは、「剣道」という用語が定着していったようである。

## 2) 韓国における「剣道」

一方、韓国における「剣道」という用語の成立についてベネットを参照すると、「1910 年頃、撃剣という用語は剣道（コムド）という新しい用語に変わったと

書いているが、日本では剣道（ケンドウ）になったのは、1919年8月1日（『大日本武徳沿革玄』『会報』第24号より）と記録されている」という<sup>8)</sup>。つまり、日本では1919年から公式に「剣道」という用語が用いられたのに対し、韓国ではそれよりも10年ほど早く1910年頃には既に「剣道」という用語を用いていたと主張する<sup>注4)</sup>。しかし、ここで示された1910年頃に撃剣という用語が剣道（コムド）という新しい用語に変わったとする根拠は全く示されていない。

1910年は日韓併合の年であり、この時から始まった日帝強占期と前後して、撃剣から「剣道」へとその用語の変化が両国間においてほぼ同時に生じていたと推察される。ここでは、「剣道」が、どのような読み方や呼称であったのかが問題なのではなく、まさしく剣道（撃剣・剣術）が、1910年を境として日本から韓国へ導入されるとともに、撃剣・剣術から剣道に名称変更されたという事実を確認しておきたい。

### 第3項 競技上の相違

ここでは、競技上の相違をめぐって、1) 試合（競技）、2) 審判規則、3) 服装、4) 剣道用語、5) 昇段審査の各項目における日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相違点を挙げる。

#### 1) 試合（競技）

日韓双方の剣道の試合（競技）を一見したところ、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相違は、容易には見い出されない。公式の国際大会である世界剣道選手権大会（以下、WKC とする）では、全ての参加国が FIK の『試合規則・審判規則』に則って競技するため、競技ルール上の相違点はない。しかし、韓国には大韓剣道会が発行する韓国剣道 KUMDO の国内ルール『剣道競技・審判規則』がある。他方、日本には全剣連が発行する日本剣道 KENDO の国内ルール『剣道試合・審判規則』がある<sup>注5)</sup>。

両国の国内ルールに従った試合（競技）について、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO は、以下の点で明確な相違がある。

まず、礼法では、日本ルールには「蹲踞」があるのに対し、韓国ルールでは試合（競技）や稽古を行う際に、「蹲踞」を行わない<sup>注6)</sup>。「蹲踞」は、稽古や試合の前後に行うべき礼法として、日本剣道 KENDO で重要視されているが、韓国剣道 KUMDO では行われ<sup>注7)</sup>ない。

次に、有効打突の判定基準についてである。WKC では有効打突における「一本の基準」が問題視されている。つまり、WKC では回を重ねるごとに審判員問題が顕在化し、「日本国内とは違うルールで戦っているようだ」と表現される<sup>8)</sup>。韓国チーム監督も WKC の審判員に対し、「審判の文化（意識）に問題がある」と明言し、WKC における有効打突の判定基準<sup>9)</sup>に疑問を呈している<sup>9)</sup>。

韓国剣道 KUMDO は、国内の剣道大会を積極的にメディアで放映し、普及策を図っている。特に、SBS 放送が主催する SBS 杯全国剣道王選抜大会<sup>10)</sup>は 1992 年から開催されており、メディアと韓国剣道 KUMDO の蜜月関係が形成されている。また、毎年 8 月 15 日の光復節<sup>10)</sup>に実施される全国学生剣道大会には、韓国全土から小学生、中学生、高校生、大学生が参加する。そこでは日本からの解放を祝う祝賀ムードが華々しく演出され、その様子は全国に生放送されることもある<sup>11)</sup>。韓国剣道がメディアとの蜜月関係によって変容している。たとえば、打突の可視化、選手の剣道着を色分け（紺・白）、競技場の明確な設定などによって、より観客を意識した演出となっている。韓国剣道 KUMDO には、剣道の大衆化がその文化性よりも重視される傾向がみられる。

一方の日本剣道 KENDO はメディアに登場することが少なく、全日本剣道選手権大会が、年に 1 度、NHK で放映される程度である。そこには韓国剣道 KUMDO のような派手な演出はみられない。

韓国では、メディアを利用して剣道競技を普及、啓蒙しようと模索しているため、その大衆化と連動して、競技規則等が改定されていると考えられる。

## 2) 審判規則：審判旗と映像判定

日韓剣道には、審判旗の色に違いがある。日本の審判旗が紅白であるのに対して、韓国では青白である。

日本の紅白は源平合戦の歴史に遡り、運動会や各種対抗戦で一般的に用いられている。日本剣道 KENDO では紅白が目印とされ、審判旗にも用いられている。一方、韓国では、運動会などで一般的に青白が用いられている。青白の由来は定かではないが、中国の神話、天の四方の方角を司る霊獣である四神（青龍・朱雀・白虎・玄武）の東の青龍と西の白虎に由来すると考えられる。

また、韓国人にとって紅(赤)は、共産主義者や北朝鮮をイメージしやすく、日本のように紅組と白組が競い合うことは、韓国人の情緒にそぐわないとされている。韓国剣道 KUMDO では、1945 年の日本からの解放後も 1994 年までは、紅

白の目印とともに紅白の審判旗が使用されていた。しかし、1995年1月1日発効の『剣道競技・審判規則』から、青白の目印と審判旗に改定された。

さらに、審判法について特筆すべきは、「映像判読訴願」に関する加藤の報告である<sup>12)</sup>。韓国では、競技（試合）における審判の誤審問題が発生する度に、ビデオ判定の導入が議論されてきた。2011年4月に韓国京畿道南楊州市で開催された韓国実業剣道連盟（KBKF）主催の「第15回全国実業剣道大会」で、ついに「映像判読訴願」というビデオ判定法が導入された。「映像判読訴願」とは、チーム監督が審判の判定に対して訂正を求める権利のことであり、映像機器で記録した動画を第三者が判読し、判定を下すものである。この映像判読による審判の判定に対する訂正権は、韓国剣道 KUMDO の国内ルールのみで採用されている。今後、国際ルールとして適用するかどうかという課題が生じる可能性もある。こうなると、日本剣道界にとっても、WKCを運営するFIKを中心とした国際的な剣道界にとっても、有効打突を見極める三審制自体を問う課題となるであろう。

### 3) 服装：剣道着と審判員の服装

韓国剣道 KUMDO の袴は、日本で用いられる袴の紐や結の文化を簡易化し、マジックテープで留め、腰板のないものである。これは袴（hakama）ではなく、韓国語で단련복（鍛錬服）と称される。また、白地の鍛錬服の上下に紺の太い縦線が体側に入っている袴を着用する姿は、韓国選手の象徴ともなっている。近年、大韓剣道会が主催する韓国国内の公式大会に出場するには、この腰板のない鍛錬服でなければ出場できない。このような腰板のない袴の着用は、1998年の韓国学生剣道連盟の通達から義務化され、2000年に大韓剣道会でも義務化された<sup>13)</sup>。また、テレビ放映されるSBS全国剣道王大会で準決勝以上に進出する選手は、青白を区別するために、あらかじめ、紺の上下（青）と白にラインの上下（白）の2色の鍛錬服を準備しておかなければならない。

審判員の服装も多少異なる。全剣連（およびFIK）は、白色のワイシャツに灰色のズボン、紺色の上着にえんじ色のネクタイと紺色の靴下の着用を審判員に義務づけている。しかし、大韓剣道会では、白色のワイシャツにマゼンタ（深紅色）のネクタイは日本とほぼ同じであるが、上着とズボンは黒色もしくは紺色のスーツとし、靴下も黒色もしくは紺色としている。

#### 4) 剣道用語：打突呼称と審判宣告

剣道用語は、FIK においても日本語が公用語である。特に審判員の宣告や、競技者の発声による部位呼称（メン・コテ・ドウ・ツキ）も日本語の使用が定められている。しかし、韓国では、これらの剣道用語はすべて韓国語に置換されている。たとえば、竹刀の名称は *jukdo*（チュクド）、面は *homyun*（ホミョン：護面）、胴は *gap*（ガッ：鎧）、小手は *ho-wan*（ホワン：護腕）、防具は *hogoo*（ホグ：護具）である。さらに、打突に伴う部位呼称の発声では、面は *mori*（モリ：頭）、小手は *sonmok*（ソンモック：手首）、胴は *her-ri*（ホリッ：腰）、突きは *zi-rum*（ツィルム：突く）である。審判員の宣告も、用語は全て韓国語で表現される。

#### 5) 昇段審査：実技内容

韓国剣道 KUMDO の昇段審査では、全剣連および FIK が規定する審査内容に加えて、韓国独自の古流剣法である「本國剣法」の実技審査を課し、韓国独自の審査方法を採用している。この本國剣法は、日本剣道形とは異なり、一見すると剣舞のような動きである。形の動きそのものは、流れるような動作であり、刀法は日本剣道 KENDO にはない、下から斜めに切り上げるような動作も含まれている。この「本國剣法」に加え、日本剣道形の日本という名辞を削除した「剣道形」が実施されている。「剣道形」の動作は日本剣道形と同じである。

さらに、大韓剣道会の形には「朝鮮勢法」がある。これは、剣道具を身につけない鍛錬服の上から、刀を肩からひもで吊り下げ、一本一本納刀しながら形を打つ。韓国の剣道大会の開会式などでデモンストレーションとして音楽付きで披露されることがある。

以上、第 1 節では、日本と韓国の間で展開される剣道の宗主国論争について、その対立点と主張を整理した。まず、剣道の文化ヘゲモニー論争は、大韓剣道会からの剣道宗主国奪還とも捉えられる発言に端を発していた。この発言に対し、全剣連が日本剣道 KENDO の正統性を国際的に訴えることになった。さらに「剣道」という用語が、日韓のどちらで誕生したのかについては、その根拠となる史料が日本にしか存在せず、1910 年の日韓併合を境に、日韓で同時に撃剣（剣術）から剣道に改称されていた。競技上の相違点は、試合礼法としての蹲踞の有無や審判旗の紅白と青白をはじめ、剣道用語を含む使用言語の相違など、FIK の国際規則に対しても韓国剣道 KUMDO だけが明確に異なる事象が挙げられた。

## 第2節 日韓の剣道小史

第1節の宗主国論争が、1910年の日韓併合による占領国と被占領国という支配と被支配の関係性に起因することが明確になった<sup>注11)</sup>。そこで、第2節では歴史的な関係性を俯瞰するために、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の現代小史を比較する。

### 第1項 日本剣道 KENDO 小史

近代の日本は、欧米列強に対抗すべく帝国主義を加速化させ、1910年に日韓併合が断行された。この日本による朝鮮統治は、主に朝鮮半島をめぐる大日本帝国と清国の争いとなった日清戦争（1894～1895）と、続く大日本帝国とロシア帝国の間での日露戦争（1904～1905）に起因している。大国ロシアに対する日露戦争における大日本帝国の勝利が、日本の帝国主義をより強固なものとし、1910年の日韓併合へと至った。

日清戦争後の明治28（1895）年に、平安遷都千百年を記念して平安神宮が建立された。この建立とともに武術の振興を図る全国組織として大日本武徳会が創設される。日本剣道 KENDO は、1910年の日韓併合とともに韓国（当時の朝鮮）へ導入され、軍警を中心に普及された。併合後に、朝鮮総督府統治下の朝鮮で剣道に携わった人物として持田盛二<sup>注12)</sup>がいる。持田は、大正14（1925）年から朝鮮総督府の剣道師範に就任し、在職中の昭和4（1929）年に天覧武道大会指定選士の部で優勝し、後に昭和の剣聖と称された<sup>14)</sup>。

第二次世界大戦直後の昭和20（1945）年11月には、GHQの指令により学校における武道教育が禁止され、翌年の昭和21（1946）年には「武道」という名称を使用することも禁じられた。武道の中でも、剣道は、軍事訓練の一部として重視されたことや、日本刀の精神性に依拠して日本人の軍国主義を鼓舞する役割を担った。このため剣道は、GHQによって禁止という、特に厳しい制裁が加えられた。禁止された剣道の復権は、柔道や弓道といった他の武道とは異なり、名称・内容共に大幅な変更を加えない限り存続しないものとされた。剣道復活のために関係者の試行錯誤がなされた。その結果、戦前の剣道の名称は「しない競技」と変更された。しない競技は、欧米のフェンシングなどを参考にルールや用具などに変更が加えられ、日本の伝統武道とは異なるスポーツ的

な内容に刷新されたものであった。こうして剣道は「しない競技」として再出発し、昭和 25 (1950) 年 2 月に全日本撓競技連盟を結成し、昭和 27 (1952) 年 4 月 10 日付の文部事務次官通知により、学校教育でも「しない競技」として復活を果たした<sup>13)</sup>。

武道のスポーツ化については、柔道が、昭和 39 (1964) 年の東京オリンピックで正式種目 (男子のみ) として採用され、その時点で国際的なスポーツ競技の仲間入りを果たした。ところが、剣道は、前述した持田が斎村五郎と共に、東京オリンピック大会のデモンストレーションとして日本剣道形を演武しただけであった。昭和 50 (1972) 年当時の持田は、著書の中で「剣道は武道か、スポーツか」を論じ、日本剣道 KENDO の変容とその将来を案じ、当時の剣道がスポーツ化されることを危惧していた<sup>15)</sup>。日本剣道 KENDO 界では、「剣道はスポーツではなく武道である」という風潮が、目指すべき剣豪達の思想や理論に支えられ確立している。その証のひとつとして、全剣連最高顧問であり、FIK 会長である武安の発言を挙げることができる。剣道は、戦後「スポーツ宣言」を行ったものの、武道としての剣道への回帰を目指したと述べている<sup>16)</sup>。

## 第 2 項 韓国剣道 KUMDO 小史

韓国剣道 KUMDO の歴史について、具体的な内容の検証は難しいが、剣道の導入は、1896 年に軍隊と警察で始まったと、朴と金は同一見解を示している。すなわち、高宗実録健陽元<sup>14)</sup> 1896 年 5 月 23 日の記録から、「1896 年より警務庁では撃剣を購入していた」とされ、1896 年の警務庁および 1904 年の陸軍研成学校で撃剣教育として、日本から剣道が導入された<sup>17) 18)</sup>。ただし、当初は日韓双方で剣道ではなく撃剣と呼称されていた。

1910 年から 1945 年の第二次世界大戦終了まで続いた日本化政策を、韓国では、韓国独自の文化が失われた日帝強占期<sup>15)</sup> の時代と捉えている。日帝強占期の表現が示すように、韓国における対日感情や歴史認識は、韓国政府が実施している歴史教育における反日教育がその根底を支えている。この教育政策が韓国剣道 KUMDO にも影響を及ぼしている。具体的には、韓国全域に及ぶ修正主義派<sup>16)</sup> の間で、剣道は決して日本の伝統文化などではなく、元来、韓国の伝統文化であると主張する者も少なくない<sup>19)</sup>。

日帝強占期という歴史認識やそれに伴う反日感情を背景に、韓国には剣道を含めた日本文化に対する拒絶反応がある。この反日感情が、植民地支配下での



負の文化遺産を払拭するために利用され、1953年に大韓剣道会が設立されると、韓国独自の文化・歴史に根差す韓国剣道 KUMDO の正統性の主張に繋がっていく。

その典型として、韓国の学生全国大会である第 39 回全国学生剣道大会プログラム (2010) に、大韓剣道会が唱える「剣道の歴史」<sup>20)</sup> が示されている。すなわち、日本が発祥であるとされる剣道の「刀」はそもそも韓国からその技術が日本に伝えられたものであり、新羅時代には花郎 (ファラン) と呼ばれる武士が活躍し、現代剣道の基盤となる世界最古の剣法である「本國剣法」を確立した。要するに、日本は朝鮮 (韓国) から刀および剣術文化を受け入れ、後に、その剣術が撃剣・剣道へと繋がり、現代剣道をスポーツとして確立させたという。さらに日本剣道 KENDO とは異なる韓国独自の方向性として、オリンピック競技であるフェンシングを例に出し、剣道をよりスポーツ化、国際化する方向性を示している。大韓剣道会はこのような歴史認識を学生大会のパンフレットに記載することによって、次世代を担う若者らに、剣道の起源が韓国にあるということを広く根付かせ、韓国剣道 KUMDO の正統性を主張する啓蒙策を進めている<sup>注 17)</sup>。

韓国剣道 KUMDO の歴史をまとめると、日本の植民地支配という負の遺産を払拭するために、韓国剣道 KUMDO の正統性を内外に示し、その存在を顕示しようとしていると言えるだろう。

第 2 節の日韓剣道の現代小史をまとめると、日本剣道 KENDO 小史は全剣連の『剣道の歴史』に依るが、1910 年の日韓併合は日本剣道 KENDO では歴史的な事柄とは捉えられておらず、『剣道の歴史』の年表にも表記されていない。しかし、当時の朝鮮は、満州国と同様に外地として、日本の軍警を中心として武道が積極的に普及されていた。その証拠に、剣道では、剣聖と称される持田盛二が朝鮮総督府に派遣されていた。戦後は、剣道禁止の危機に対し「しない競技」としてスポーツ化を前提に復活を遂げ、現代では剣道の国際的普及が図られている。

韓国剣道 KUMDO は、1896 年に日本から撃剣が導入された経緯をその始まりとしながら、1945 年の日帝解放後、1953 年に大韓剣道会が設立された。現在では、大韓剣道会が韓国剣道 KUMDO の起源を新羅時代の花郎道に求め、日本色の払拭とともに剣道の韓国化を図っている。

### 第 3 節 剣道界の国際的な動向

第 3 節では、剣道界の国際的な動向を明確にする。そのために、まず第 1 項で国際的な剣道組織の発足とその経緯を記述する。第 2 項では、1970 年に唯一の国際的な剣道組織として発足した国際剣道連盟（FIK）が日本主導であることを確認する。さらに、第 3 項では、FIK が主催する世界剣道選手権大会（WKC）における競技成績の変遷を追うことにより、韓国剣道 KUMDO の台頭と発言力の高まりを俯瞰する。

#### 第 1 項 国際的な剣道組織の発足と経緯

剣道の国際的組織・大会について概説しておくとして、国際剣道連盟（FIK）は、1970 年に「剣道の国際的普及振興をはかり、合せて剣道を通じ加盟団体相互の信頼と友情を培うこと」を目的として日本で創設された。発足当時の加盟団体は、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、イギリス、韓国、モロッコ、オランダ、中華民国、スウェーデン、スイス、アメリカ、日本の 15 カ国、およびハワイ・沖縄の 2 地域を含む計 17 団体（ハワイ・沖縄は総会の特別決議による）であった。

1964 年 10 月の東京オリンピック大会で、剣道が、弓道や相撲とともにデモンストレーションを行い、世界スポーツ界の表舞台に初めて立ったことに、この FIK 創設の経緯は遡る<sup>21)</sup>。その翌年の 1965 年から、国際社会人剣道大会と国際親善剣道大会が開催されるに至り、国際的組織の結成とさらなる国際大会の実施を求める気運が高まった。特に、米国代表の森寅雄による剣道の海外普及への熱意がその背景にあったとされる。森の提案によって、全剣連が特別委員会を設置して、国際剣道連盟結成の趣意書と規約案を作成した。こうした努力の結果、1970 年に上記 17 団体による創立総会が東京で開催され、FIK が発足したのである。

その規約によると、各国・地域連盟代表による定期総会を世界大会に合わせて 3 年に 1 度開催し、理事会は、19 名の理事（会長と副会長 4 名を含む）と 2 名の監事で構成され、毎年 1 回開催するとされている。

FIK の主な業務として、世界剣道選手権大会（WKC）の開催がある。WKC の関連事業として、各地域ゾーンごとに各国剣道連盟の審判員を対象とした審判

講習会が年に1回開催される。WKC 審判員となるにはこの講習会の受講が義務づけられている。また、FIK は各国連盟間相互のの情報交換も行っている<sup>注18)</sup>。

2012年8月現在の FIK 加盟国は、日本、韓国、台湾、香港、マレーシア、シンガポール、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ハワイ、カナダ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、ベネズエラ、チリ、ドミニカ共和国、エクアドル、イギリス、フランス、スウェーデン、ベルギー、オランダ、スイス、ドイツ、スペイン、オーストリア、ノルウェイ、デンマーク、フィンランド、イタリア、ハンガリー、ポーランド、セルビア、チェコ共和国、ルーマニア、南アフリカ、ルクセンブルク、ロシア連邦、ポルトガル、アイルランド、アンドラ、ブルガリア、ギリシャ、イスラエル、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、および特別ステータスによるマカオとアルーバを含む52の国・地域である。FIK 発足以来の42年間で、加盟国・地域は17団体から52団体に増加した。モロッコだけが脱退した国となっている。

表1-1に「国際剣道連盟の加盟国・地域一覧<sup>22)</sup>」を示す。

2006年4月に FIK は、国際オリンピック委員会 (IOC) に承認されている国際競技団体連合 (General Association of International Sports Federations : GAISF, 現 Sport Accord) に加盟した。と同時に、その略称が IKF から FIK に改称された。この FIK の GAISF 加盟について高橋は以下のように解説する。

GAISF は各種スポーツの国際競技連盟などで構成され、IOC (国際オリンピック委員会) 加盟に向けた登竜門といわれる。この加盟によって政府から財政的な援助を受けることができた国もある。何よりも FIK が唯一の国際競技団体として認証されたということは、同時に今後の剣道の方向性にも大きな影響と責任を背負うことでもある<sup>23)</sup>。

GAISF に加盟したことで、FIK は国際スポーツ団体としての認可を受けることになった。この加盟によって剣道は韓国の KUMDO ではなく、日本の KENDO という呼称および用語が国際的に認知されるという意義がある。しかし、スポーツアコード<sup>注19)</sup>には様々な国際スポーツ競技団体が加盟しており、スポーツアコードが主催するワールドゲームズでは、FIK が意図しない主旨での大会開催や参加要請がある可能性もある。つまり、日本の伝統武道の1つとして自負する団体でありながら、他方で国際的スポーツ競技団体の1つとして、他の競技スポ

表 1-1 「国際剣道連盟の加盟国・地域一覧」

7/8/2012

	Country & Region 国・地域	Name of the Federation 加盟団体名		Country & Region 国・地域	Name of the Federation 加盟団体名
1	Japan 日本	All Japan Kendo Federation (一財) 全日本剣道連盟	27	Netherlands オランダ	Nederlandse Kendo Renmei (Dutch Kendo Federation)
2	Korea 大韓民国 (韓国)	Korea Kumdo Association 大韓剣道会	28	Switzerland スイス	Swiss Kendo & Iaido, SJV/FSJ
3	Chinese Taipei (Taiwan) チャイニーズタイ ペイ (台湾)	Republic of China Kendo Association 中華民国剣道協会	29	Germany ドイツ	Deutscher Kendobund e.V. (DKenB)
4	Hong Kong 香港	Hong Kong Kendo Association Limited 香港剣道協会	30	Spain スペイン	Royal Spanish Judo Federation and Associated Sports
5	Malaysia マレーシア	Malaysia Kendo Association	31	Austria オーストリア	Austrian Kendo Association
6	Singapore シンガポール	Singapore Kendo Club	32	Norway ノルウェー	Norges Kendo Komitee (Norwegian Kendo Committee) Norwegian Martial Arts Federation
7	Thailand タイ	Thailand Kendo Club	33	Denmark デンマーク	Danish Kendo Federation
8	Australia オーストラリア	Australian Kendo Renmei Incorporated	34	Finland フィンランド	Finnish Kendo Association
9	New Zealand ニュージーランド	New Zealand Kendo Federation	35	Italy イタリア	Confederazione Italiana Kendo, C.I.K.
10	People's Republic of China 中華人民共和国	中国剣道団体連盟 China Kendo Organizations Union	36	Hungary ハンガリー	Hungarian Kendo, Iaido & Jodo Federation
11	Macao マカオ(*)	Macao Sar Kendo Associations Union	37	Poland ポーランド	Polish Kendo Federation
12	U.S.A. アメリカ合衆国	All United States Kendo Federation	38	Serbia セルビア	Serbian Kendo Federation
13	Hawaii ハワイ	Hawaii Kendo Federation	39	Czech Republic チェコ共和国	Czech Kendo Federation
14	Canada カナダ	Canadian Kendo Federation	40	Romania ルーマニア	The Romanian Kendo Department, Federation of Contact Martial Arts
15	Brazil ブラジル	Confederacao Brasileira de Kendo (Brazilian Kendo Confederation)	41	South Africa 南アフリカ	South African Kendo Federation
16	Argentina アルゼンチン	Federacion Argentina de Kendo	42	Luxembourg ルクセンブルグ	Shobukai Kendo Luxembourg
17	Mexico メキシコ	Federacion Mexicana de Kendo (Mexican Kendo Federation)	43	Russian Federation ロシア連邦	Russian Federation Kendo
18	Venezuela ベネズエラ	Federacion Venezolana de Kendo (Venezuela Kendo Federation)	44	Portugal ポルトガル	Associacao Portuguesa de Kendo
19	Chile チリ	Chilean Kendo Federation (Federation Chilena de Kendo)	45	Ireland アイルランド	Kendo na h-Eireann
20	Dominican Rep. ドミニカ共和国	Federacion Dominicana de Kendo	46	Andorra アンドラ	Federacion Andorrana de Kendo (Andorran Kendo Federation)
21	Ecuador エクアドル	Asociacion Ecuatoriana de Kendo	47	Bulgaria ブルガリア	Bulgarian Kendo Federation
22	Aruba アルーバ(*)	Kendo Aruba/BUN BU ITCHI	48	Greece ギリシャ	Hellenic Kendo Iaido Naginata Federation
23	Great Britain イギリス	The British Kendo Association	49	Israel イスラエル	Israel Kendo & Budo Federation
24	France フランス	Comite National de Kendo/FFJDA	50	Montenegro モンテネグロ	Montenegrin Kendo Federation
25	Sweden スウェーデン	Swedish Budo & Martial Arts Federation, Kendo Section	51	Latvia ラトビア	Latvian Kendo Federation
26	Belgium ベルギー	All Belgium Kendo Federation	52	Lithuania リトアニア	Lithuanian Kendo Association

(\*) マカオ、アルーバは、特別ステータスによる加盟

ーツ団体からの外圧を受ける立場になったのである。

スポーツがオリンピック競技のように国際化する過程では、競技についての異人種間や異文化間の共通理解が一般的な前提となる。しかし、剣道は日本の文化性が色濃く、全剣連はその本質や特性を国際化のために変容させることを望んではいない。剣道の国際化やスポーツ化によって、日本剣道 KENDO の伝統的文化性が希薄になり、将来、消滅することが懸念されるからである。次項で述べるように、FIK という組織は日本で誕生し、発足当初から全剣連が主導している。しかし、FIK は、今、その基本方針や運営を含め、国際スポーツ組織として大きな岐路に立たされていると言えるであろう<sup>20)</sup>。

## 第 2 項 日本主導の国際剣道連盟 (FIK)

FIK の規約第 6 条に、「剣道の国際的普及振興をはかり、合せて剣道を通じ加盟団体相互の信頼と友情を培うことを目的とする」<sup>24)</sup> と掲げられている。1970 年の初代会長には全剣連会長の木村篤太郎が就任し、以降、2014 年の現在に至るまで、歴代全剣連会長が FIK 会長に選任されている。この 40 年以上にわたる組織体制の実態からも明らかなように、FIK はまさに全剣連が主導してきた国際組織である。その全剣連が示す FIK の姿勢は、FIK 発足以来 40 年余り不変である。1981 年に FIK 事務総長であった笠原利章は、「剣道国際化の現況と未来像」という論考において、全剣連と FIK 双方のとるべき姿勢を示している<sup>25)</sup>。

1. それぞれ固有の民族性と伝統文化を誇る異国の人たちに日本剣道を押し付けられない。
2. 剣道の日本精神性が異国人に理解できるかが難しい。
3. 剣道の特性に共感しそれぞれの角度から真の剣道を教えて、我々日本人の理解に近づける。
4. オリンピック種目への併合による日本剣道の変容が懸念される。
5. 剣道の国際化は海外の剣道愛好者に正しい剣道を厳しく伝達し、彼等によってそれぞれの国の土壌に剣道が根づくようにする。
6. 剣道を通じて各国民間の連帯と友好を深め、世界平和へのささやかな支えとなるようにする。

全剣連は、現在においてもこの声明を踏襲し、日本の伝統文化である日本剣

道 KENDO を世界に普及する姿勢を堅持している。

事実上、日本が主導権を握る FIK が主催する WKC では、日本の伝統文化としての剣道の独自性を反映した競技大会が展開されている。日本が主導権を握るとは言え、FIK 中での最大勢力はヨーロッパ剣道連盟 (EKF) であり、その影響力は大きい。EKF は、現在のところ日本の伝統文化である剣道 KENDO に敬意を表し、剣道の競技性よりもむしろ文化性に傾倒し、日本武道である剣道から文化性や精神性を学ぼうとする姿勢がみられる。その事実を証明するかのようになり、EKF 指導者の大多数は、全剣連および FIK が主催もしくは後援する各地域ゾーン別の六段以上の高段位審査を受審する<sup>注 21)</sup>。昇段審査ではまだ韓国の大韓剣道会認定ではなく、日本の全剣連認定の段位習得を希望しする者が多い。

この段位制こそが、国際化が展開され競技性を追求するようになっても、ある意味で家元制を踏襲し、日本剣道 KENDO が尊重される頼みの綱でもある。

### 第 3 項 世界剣道選手権大会 (WKC) における競技成績の変遷

1970 年の FIK 発足と同時に、第 1 回世界剣道選手権大会 (WKC) が日本で開催された。その後、WKC は 3 年ごとに開催され、2012 年のイタリア大会で第 15 回大会を迎えた。2015 年 5 月には、日本で 3 度目となる第 16 回 WKC が開催される。

国際的な競技実績を残しつつある韓国剣道 KUMDO の躍進は、「表 1-2 世界剣道選手権大会参加状況と大会結果」に示されるように、目を見張るものがある。日本対韓国の男子団体決勝戦は、1988 年から 2003 年まで 6 回連続している。いずれも日本が優勝しているが、2000 年以降の第 11 回、第 12 回大会では、代表選を含む僅差となり、2006 年の第 13 回大会では、準決勝で日本がアメリカに敗れ、そのアメリカを下した韓国が、遂に念願の大会初優勝を果たした。その 3 年後の第 14 回大会では、日本が再び王座を奪還し、準決勝で日本に敗れた韓国が 3 位となっている。続く第 15 回大会は、決勝戦で日本が韓国を制し優勝した。また、男子団体のみならず 2000 年から始まった女子団体でも、2003 年から過去連続 4 回の決勝戦は日韓対決であった。女子団体戦はいずれも日本が優勝している。

このように日本と韓国の競技レベルが拮抗することによって、韓国の WKC での国際的な発言力が高まり、FIK や他の国際スポーツ組織をめぐる剣道の宗主国争いを激化させる一要因となっている。

表 1-2: 世界剣道選手権大会 (WKC) 参加状況と大会結果 (2015, 小田<sup>註 22)</sup>)

韓国剣道 KUMDO の国際的な台頭について、志々田は「韓国剣道 KUMDO の競技化にみられる剣道相対化の波から、EKF を含む FIK の総意を揺るがし、呑み込む可能性は十分に考えられる」<sup>26)</sup> と指摘している。これは、まさに剣道の国際化やオリンピック競技化の方向性を韓国剣道 KUMDO が主導して実践しようとする思惑を指すものともいえる。そうなれば、日本剣道界にとっては、これまでの日本剣道 KENDO に明らかな文化変容を迫られる時代が到来することになる。それは日本剣道界がこれまでも恐れていた事態であり、日本剣道 KENDO が国際的な外圧により換骨奪胎されかねないことへの危惧である。

これから到来するであろう日本剣道 KENDO の国際化議論に向けては、GAISF やオリンピック競技化などによって文化変容を強いられるのではなく、日本を含む世界の剣道愛好者が「剣道とは何か」という本質を問い直す必要がある。そうして、不易流行、新古を超越して変わることのない剣道の本質を求めて、不変であるべきものと、時代とともに積極的に変容させていくべきものを見極める叡智と先見の眼がこれからの剣道界には必要となる。

以上、国際的な剣道界の動向をまとめると、まず 1970 年に FIK が発足し、発足当初は 17 の国・地域であったが、2012 年には 52 の国・地域が加盟している。2006 年からは GISF にも加盟し、国際的なスポーツ団体としての認可を受けている。この FIK は、発足以来 2015 年現在に至る 45 年間、全剣連が主導する国際スポーツ団体である。そのために、日本の伝統文化である日本剣道 KENDO を国際化するという矛盾を孕んでいる。WKC は、FIK が主催する唯一の国際剣道大会であり、2015 年には東京で第 15 回 WKC が開催される。その競技成績では、15 回中 14 回は、日本が男子団体戦で優勝しているが、日韓の決勝戦は 1979 年から 8 回を数える。近年では日韓の競技力も拮抗し、その試合内容も切迫している。日本代表は韓国代表に特化した戦略と強化対策を図り WKC に臨んでいる。まさに韓国チームは日本チームを脅かす唯一の存在となっている。競技実績に伴って、韓国剣道 KUMDO の発言力が増し、現在では、日本剣道 KENDO との宗主国論争にまで進展しているとまとめられるだろう。

表 1-2 : 世界剣道選手権大会(WKC)参加状況と大会結果(2015, 小田)

大会数	西暦・年号	開催地	男子団体決勝	団体結果	参加国・地域 (参加者数)	団体戦 (チーム)	男子個人 女子個人	備考 (女子団体結果)
第 1 回	1970 昭和 45 年	日本 東京・大阪	日本 4-0 中華台北 (台湾)	1 位:日本 2 位:中華台 北(台湾) 3 位:ブラジル・沖縄	17 (144 名)	11	128 名	
第 2 回	1973 昭和 48 年	アメリカ ロサンゼルス・ サンフランシスコ	日本 4-0 カナダ	1 位:日本 2 位:カナダ 3 位:アメリカ・ハワイ	16 (100 名)	15	57 名	1 カ国個人出場枠 7 名
第 3 回	1976 昭和 51 年	イギリス ミルトンキーンズ	日本 5-0 カナダ	1 位:日本 2 位:カナダ 3 位:アメリカ・台湾	20 (215 名)	17	115 名	
第 4 回	1979 昭和 54 年	日本 札幌	日本 4-0 韓国	1 位:日本 2 位:韓国 3 位:アメリカ・ハワイ	21 (285 名)	18	126 名	
第 5 回	1982 昭和 57 年	ブラジル サンパウロ	日本 4-1 ブラジル	1 位:日本 2 位:ブラジル 3 位:アメリカ・韓国	20 (300 名)	14	94 名	IFK 加盟 25 カ国中 8 カ国欠場
第 6 回	1985 昭和 60 年	フランス パリ	日本 3-0 ブラジル	1 位:日本 2 位:ブラジル 3 位:韓国・カナダ	25 (490 名)	23	145 名	
第 7 回	1988 昭和 63 年	韓国 ソウル	日本 3-1 韓国	1 位:日本 2 位:韓国 3 位:カナダ・ブラジル	23 (360 名)	21	(156 名)	
第 8 回	1991 平成 3 年	カナダ トロント	日本 5-0 韓国	1 位:日本 2 位:韓国 3 位:カナダ・台湾	29 (471 名)	26	186 名	IFK 加盟 29 カ国 30 団体
第 9 回	1994 平成 6 年	フランス パリ	日本 4-0 韓国	1 位:日本 2 位:韓国 3 位:カナダ・台湾	32 (550 名)	32	197 名	親善試合(日本人以外)約 200 名参加
第 10 回	1997 平成 9 年	日本 京都	日本 2-1 韓国	1 位:日本 2 位:韓国 3 位:ブラジル・台湾	34 (436 名)	1 部 12 2 部 21	(192 名)	1 カ国個人出場枠 5 名 男子団体 2 部リーグ実施 女子団体(3 人戦)・個人国際 選抜試合
第 11 回	2000 平成 12 年	アメリカ サンタクララ	日本 2-1 韓国	1 位:日本 2 位:韓国 3 位:カナダ・ブラジル	36 (522 名)	男子 30 女子 18	177 名 108 名	女子団体結果 1 位:日本 2 位:ブラジル 3 位:アメリカ・カナダ
第 12 回	2003 平成 15 年	イギリス グラスゴー	日本 1-1 韓国 (代表戦:栄花ツ)	1 位:日本 2 位:韓国 3 位:イタリア・アメリカ	41 (585 名)	男子 36 女子 20	199 名 124 名	女子団体結果 1 位:日本 2 位:韓国 3 位:カナダ・台湾
第 13 回	2006 平成 18 年	台湾 台北	韓国 2-0 アメリカ	1 位:韓国 2 位:アメリカ 3 位:台湾・日本	44 (586 名)	男子 39 女子 21	166 名 94 名	女子団体結果 1 位:日本 2 位:韓国 3 位:ドイツ・カナダ
第 14 回	2009 平成 21 年	ブラジル サンパウロ	日本 4-0 アメリカ	1 位:日本 2 位:アメリカ 3 位:韓国・ブラジル	39 (587 名)	男子 35 女子 19	156 名 104 名	女子団体結果 1 位:日本 2 位:韓国 3 位:アメリカ・ブラジル
第 15 回	2012 平成 24 年	イタリア ノヴァラ	日本 2-1 韓国	1 位:日本 2 位:韓国 3 位:ハンガリー・アメリカ	49 (783 名)	男子 47 女子 30	190 名 132 名	女子団体結果 1 位:日本 2 位:韓国 3 位:ドイツ・ブラジル
第 16 回	2015 平成 27 年	日本 東京	日本 2-1 韓国	1 位:日本 2 位:韓国 3 位:ハンガリー・アメリカ	56 (934 名)	男子 52 女子 34	211 名 154 名	女子団体結果 1 位:日本 2 位:韓国 3 位:アメリカ・ブラジル



## 第 4 節 日本剣道 KENDO の文化変容への危惧

第 4 節では、日本剣道 KENDO が抱える文化変容への危惧について考察する。まず、第 1 項で日本剣道 KENDO の国際的普及を検討し、その上で第 2 項では、韓国剣道 KUMDO の国際化の主張を明らかにする。

### 第 1 項 日本剣道 KENDO の国際的普及

剣道の国際化について、塩入は、以下の 2 つの方向を示唆している。第 1 に、理論や方法が一般化・普遍化していく過程で、国際的に公認された一定のルールに従って競技が行われるようになることである。たとえば、柔道の JUDO としてのオリンピック競技化である。第 2 に、人類が世界文化という 1 つの新しい単一文化を形成するのではなく、それぞれの民族や国民によって形成された文化の独自性・固有性を尊重してその多様性を認めることである。換言すると、日本の伝統文化としての剣道の独自性を残す形で、国際大会を実施する方向である<sup>27)</sup>。

これまで日本剣道 KENDO 界は、上記の 2 点目を基盤として、まず国内で普及した上で日本剣道 KENDO を文化普遍主義的な方向性で海外普及してきた。この基本姿勢は前述した笠原の論考に示されたものでもある<sup>28)</sup>。まさに日本剣道 KENDO を受容し理解する外国人に対してのみ普及させ、正しい日本剣道 KENDO の発展を遂げたいとする文化普遍主義的な考え方である。そのために全剣連は、敢えて、剣道の「国際化」ではなく「国際的普及」という表現を用いて、あくまでも日本剣道 KENDO そのものを世界に発信し、日本の伝統文化としての剣道を海外でも定着させようとする姿勢を貫いている。

全剣連は、日本剣道 KENDO が変質してしまうような国際化を回避し、オリンピック競技への参加を「否」としてきた経緯がある。そうした姿勢を全剣連がとった背景には、日本柔道のオリンピック競技化と国際化に伴う JUDO への変容、そして近年の柔道国際化に対する日本柔道への回帰という状況があるからであろう。

国際化の問題について坂上は、柔道と柔術の伝播の視点から、その受容と変容をめぐる多様性とダイナミズムを説いている。すなわち、「主役は、やはり受容する側（＝現地の人々）であり、彼らの意思とその背景にある社会や文化のあり方が柔道・柔術を変容させ、自国文化としてその国に定着していく。そのあり

方は実に多様であり、この段階で柔道・柔術は、異文化の‘混合物’となる」<sup>29)</sup>のである。坂上の論をまとめると、国際化の過程で日本の伝統文化が、異文化との混合物となり、変容することは文化人類学の知見からも必至である。長尾もまた、剣道がオリンピック競技化に消極的な主張の論点の1つとして、日本剣道 KENDO の文化性が棄損されるのではないかという懸念、危惧を指摘している<sup>30)</sup>。

## 第2項 韓国剣道 KUMDO の国際化

大韓剣道会を含む韓国剣道界は、KUMDO をオリンピック競技化する方向性を明確に打ち出している。剣道のオリンピック競技化の推進をめぐっては、次のような経緯がある。1980年代前半に大韓剣道会が中心となり、剣道がオリンピック競技として採用されるよう努力すべき旨の主張を FIK に行った<sup>31)</sup>。さらに、大韓剣道会とは別組織であり、FIK には所属していない韓国剣道 KUMDO 団体である韓国剣道連盟 (KKF) が、2001年9月に FIK に対抗する世界剣道協会 (WKA) を創設し、韓国剣道 KUMDO をテコンドーに次ぐ第2のオリンピック競技とすることを目指すと発表した<sup>32)</sup>。これによって韓国に WKA が発足し、その目標に KUMDO のオリンピック競技化を掲げたというのである。このことを受け志々田は、これらの「韓国剣道界の台頭による日本剣道の相対化にどう対応するか」<sup>33)</sup>という問題を提起している。しかし、FIK に加盟していない KKF や WKA といった韓国剣道団体の実態は、未だ明らかではない。

韓国には、国家が主導するオリンピックや世界大会で活躍するエリートスポーツ選手の育成制度がある。この国家政策を第一政策とした朴正熙政権 (1962～1972) により「体育特技者制度」が 1972年に法案化<sup>註23)</sup>された<sup>34)</sup>。この「体育特技者制度」により、1988年のオリンピック・ソウル大会での韓国のメダル獲得数は、金メダル12個を含む33個となり、金メダル数で世界第4位の実績を残した。オリンピック・ソウル大会以降、韓国ではエリートスポーツ選手を優遇して大学に入学させる特待生制度、国際大会の実績によって男子選手の兵役を免除する兵役免除制度、オリンピックや世界選手権などの上位入賞実績をポイント制にして生涯年金を支給する年金制度がある。これらの制度によってエリートスポーツ選手はその身分と生活が保障されるようになった。その恩恵の一部を韓国剣道 KUMDO 界もこうむってきた。韓国の国家代表選手となることで、特待生や兵役免除といった制度が適用されてきた。とはいえ、剣道はオリンピ

ック競技種目ではないために、韓国剣道 KUMDO は国内外でも他のスポーツ競技と比較して認知度が低い。加えて、国際大会の実績によって国際的知名度を上げない限り、韓国剣道 KUMDO は国内における有力スポーツ競技にならない。こうした事情から、韓国剣道選手は「体育特技者制度」の恩恵を十分に受けることができないばかりか、国民的な知名度も低くスポーツ選手としての価値も理解されない。結果的には、青少年からの人気も薄れ、韓国剣道 KUMDO 選手の育成面でも不利な状況になるという悪循環に陥っている。

さらに、日本剣道 KENDO に対する克己思想<sup>注24)</sup>も見られる。この克己思想から、韓国剣道 KUMDO がオリンピック競技化に消極的な日本剣道 KENDO に代わって、オリンピック競技化を要請、推進しようとしている。「剣道はもはや日本だけのものではない。スポーツ競技として既に現代剣道の国際化が進んできた以上、剣道は国際的に理解される普遍性を備え、オリンピックというスポーツ共通の平和の祭典の舞台に加わるべき」<sup>35)</sup>という立場を支持している。

第4節をまとめると、まず、日本剣道 KENDO は、正しい日本剣道 KENDO を国際的にも普及し、発展を遂げたいとする文化普遍主義的な考え方に立脚する。そのため、全剣連では、敢えて剣道の「国際化」ではなく「国際的普及」という言葉を用いる。日本剣道 KENDO が変質してしまうような国際化を回避し、オリンピック競技への参加を「否」としてきた経緯がある。

一方の韓国剣道 KUMDO は、剣道の国際化およびオリンピック競技化を積極的に推進する。その背景には韓国国内でのスポーツ競技団体をめぐる覇権争いがある。韓国にはオリンピック競技を主軸としたエリート・スポーツ選手育成制度として国家が主導する「体育特技者制度」があるが、剣道競技がオリンピック競技とならない限り、韓国エリート剣道選手がこの恩恵すらも満足に得られない現実がある。さらに、国民感情としての克己思想も醸成され、韓国がオリンピック競技化に消極的な日本に代わってオリンピック競技化を要請しようと、韓国剣道 KUMDO の国際化を積極的に展開している。

こうして、剣道の国際的普及とする日本剣道 KENDO と、剣道の国際化を推進する韓国剣道 KUMDO の目指すべき方向性が異なることによって互いが対立軸の関係となっている。

## 第 5 節 第 1 章のまとめ

本章では、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の対立点を次の 4 点からまとめた。①剣道の宗主国論争、②剣道の出自と用語、③国際的な剣道界の動向、④剣道の国際的普及と国際化である。

### ①剣道の宗主国論争

近年、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の間で剣道の宗主国論争が顕在化してきた。剣道文化のヘゲモニー（主導権）をめぐる宗主国論争の発端は、大韓剣道会のコメントにある。「現代剣道は日本によって形成されたと認める人はいるが、この剣道をさらに発展させ、また理論的な面や競技力の面で日本を凌駕する実力を備えていくことが、我々のなすべきことだと考える。それが、真の宗主国の地位を取り戻すことだ」。これに対し、「最近、インターネット上で『剣道の起源は日本ではなくて韓国』という記述がしばしば見かけられるが、(中略)我々が行っている剣道とは、(中略)日本で育った歴史的背景をもった剣道を指している」と日本の全剣連が表明し、その対立が明確なものとなった。

### ②剣道の出自と用語

剣道の出自は、日本では日本刀の出現を起源とする。日本刀を用いた日本剣術は、江戸末期に防具と竹刀の発明がなされ竹刀剣術が生まれた。その竹刀剣術が明治期に撃剣と称されるようになった。そして、武道の近代化とともに剣術（撃剣）は剣道へと変容した。

しかし、韓国では、大韓剣道会が次のように主張する。新羅時代に花郎（ファラン）と呼ばれる武士が活躍し、現代剣道の基盤となる世界最古の剣法である「本國剣法」を確立した。剣道の「刀」はそもそも韓国からその技術が日本に伝えられ、日本が朝鮮（韓国）から刀および剣術文化を受け入れ、その剣術が撃剣・剣道へと繋がり、現代剣道をスポーツとして確立させた。

史料から確認される史実としては、1896 年の朝鮮王朝末期に、剣道は撃剣として日本から導入された。後の 1910 年の日韓併合が契機となり、朝鮮総督府が主導した剣道は、韓国の軍事、警備、学校の順に普及、展開された。

また、「剣道」という用語は、日韓共に漢字で「剣道」と表記し、日本語では

KENDO（ケンドウ）と呼称され、韓国語ではハングル文字で‘검도’と表記し、KUMDO（コムド）と呼称される。この「剣道」という用語は、1919年に大日本武徳会が「剣道試合ニ関スル心得」を制定したことによって、公式に用いられるようになった。これにより、「武術」をすべて「武道」に改める通知が出され、剣術および撃剣は「剣道」に、柔術は「柔道」に、弓術は「弓道」に統一された。

### ③国際的な剣道界の動向

FIKは1970年に17の国・地域で発足した。2012年にはFIKの加盟国は52の国・地域となり、2006年からはGISFにも加盟している。FIKは、発足以来2015年現在に至る45年間、全剣連会長がFIK会長を務め、全剣連が主導する国際スポーツ団体である。そのために、日本の伝統文化である日本剣道KENDOを国際化するという矛盾を孕んでいる。WKCは、FIKが主催する唯一の国際剣道大会であり、1970年の発足以来3年に1度開催され、2015年には東京で第15回WKCが開催される。これまでの競技成績は、日本が男子団体戦で15回中14回優勝している。優勝を逃した1回は韓国が優勝している。日韓の決勝戦は1979年から8回を数える。近年では日韓の競技力が拮抗し、日本は韓国に照準を絞った強化策を図りWKCに臨んでいる。この日本剣道KENDOを競技力で唯一脅かす存在となっている韓国剣道KUMDOの発言力がWKCで増し、同時に日本剣道KENDOとの宗主国論争に進展している。

### ④剣道の国際的普及と国際化

1970年代のFIK発足当時には、日本剣道KENDOは、剣道の国際化を標榜していた。しかし現在では、「文化普遍主義」的な方向性での海外普及を貫き、正しい日本剣道KENDOの発展を遂げたいとしている。そのために全剣連は「国際化」ではなく、敢えて剣道の「国際的普及」という表現を用い、日本剣道KENDOそのものを世界に発信し、あくまでも日本の伝統文化としての剣道を定着させようとしている。全剣連は、柔道のJUDOへの文化変容を他山の石として、剣道の積極的な国際化を回避し、オリンピック競技への参加を「否」としてきた経緯がある。その理由は、日本剣道KENDOの文化性の棄損への危惧であった。

一方、韓国剣道界は、KUMDOのオリンピック競技化の方向性を明確に打ち出している。剣道はもはや日本だけのものではなく、スポーツ競技として既にその「国際化」が進んでいる。剣道は国際的に理解される普遍性を備え、オリンピ

ックというスポーツ共通の平和の祭典の舞台に加わるべきという立場を支持している。韓国剣道 KUMDO がオリンピックへの参加に消極的な日本剣道 KENDO に代わってオリンピック競技化を訴える姿勢を示している。

## 注および引用・参考文献

### 注

注 1) 国際剣道連盟は、英語名称 International Kendo Federation から、2006 年 4 月の GAISF 加盟により Federation Internationale de Kendo へと名称変更がなされ、結果的に表記略称が FIK となった。

注 2) この〈剣道の歴史〉は全剣連公式 HP 上に掲載されている内容を示す。

<http://www.kendo.or.jp/kendo/history.html> (2011.08.15).

注 3) 金両基 (1984/2005) 『ハングルの世界』には、「漢字が使われなくなる日」という小見出しで、韓国の本屋から、急速に漢字が消えていく状況を説明している。また、この状況について、ハングルだけで育ったハングル世代が受けた教育に起因するとして以下のように説明している。(中公新書 742. p65.)

1928 年 9 月 29 日 (旧暦) に、1926 年 9 月 29 日に制定された (カギヤの日) を (ハングルの日) に改称した。その時代は、日本の植民地化政策が進み、ハングルが抹消されようとしていた。その時に、韓民族は国字のハングルをあらゆる形で死守するために行動に移した結果である。(中公新書 742. pp.77-78.)

1945 年 8 月 15 日、第二次世界大戦が終結し、韓国は日本から独立したが、政府が正式に誕生したのは 1948 年であった。統一政府の話し合いは決裂し、北緯 38 度線の南に大韓民国、北に朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ樹立した。その後、1950 年 6 月 25 日に 6・25 韓国動乱がおこり、朝鮮戦争に発展し、1953 年 7 月 27 日の休戦日まで続いた。南北ともに一定の教育方針に基づいた教育は休戦以降となる。韓国の初代大統領である李承晩 (イ・スンマン) は、徹底した反共と反日教育を展開した。そのために、義務教育課程の小学校では漢字を 1 字も教えず、ハングルだけで育てた。反共・反日・民族教育の 3 つを基本とした教育を受けたのがハングル世代である。(中公新書 742. pp.84-86.)

注 4) ここでは韓国側の主張する 1910 年頃に成立していたとする論拠が示されておらず、この 1910 年が「日韓併合」の年であり、この年を指摘する韓国側の主張の意図が伺われる。

注 5) 国際剣道連盟および全剣連、大韓剣道会が発行する『剣道競技規則・審判規則』の詳細については、第 4 章の剣道の技術論で議論する。

注 6) 日本で重んじられている礼法の 1 つである蹲踞について、中村民雄 (『今、なぜ武道か』 (2007) 日本武道館、東京、pp.121-122.) の指摘によれば、明治 39 年 (1906) に

大日本武徳会が剣術形を制定した時、礼式は警察礼式の立礼を採用し、蹲踞礼をとらなくなったという。よって、蹲踞は礼式とは区別されるが、当時の様式がそのまま残っている可能性も考えられる。

- 注 7) 蹲踞に関する歴史的経緯については、第 4 章の剣道の技術論の第 2 節、試合審判規則の比較で、その詳細を論じる。
- 注 8) 『剣道日本 8 月号』（2012）「編集部が見た第 15 回世界選手権」で記者が記述している。
- 注 9) 審判員の有効打突の判定基準については、審判員らの間主観性の観点から、第 3 章の剣道の文化論の第 1 節：有効打突の概念で議論する。
- 注 10) 8 月 15 日は「光復節」と呼ばれ、朝鮮の大日本帝国（日本）からの解放記念日として、その独立を祝う韓国の祝日となっている。
- 注 11) 「日韓併合による占領国と被占領国」という用語の使用は、権容奭（2010）『「韓流」と「日流」の文化から読み解く日韓新時代（NHK 出版）』に従って記述した。
- 注 12) 持田盛二は、大正 14（1925）年から朝鮮総督府の剣道師範に就任し、在職中の昭和 4（1929）年に天覧武道大会指定選士の部で優勝した。この時の決勝戦の対戦相手は、満州鉄道に所属する高野茂義であり、当時の朝鮮半島から満州（いわゆる外地）における剣道の競技力の高さが想像される。この天覧武道大会の翌年には、持田は講談社野間道場の師範として日本（内地）に戻り、戦後の昭和 32（1957）年には、全剣連から十段を授与される。また、昭和 39（1964）年の東京オリンピックでデモンストレーションとして斎村五郎と共に日本剣道形を演武した。
- 注 13) なお、昭和 29（1954）年に全日本撓競技連盟は、昭和 27（1952）年 10 月 14 日に組織された全剣連に合併された。
- 注 14) 高宗実録とは、朝鮮王朝実録の中の李氏朝鮮第 26 代国王（1863-1897）であった高宗の実録である。高宗は、後の大韓帝国初代皇帝（1897-1907）でもある。健陽元とは、健陽（年号）元年、つまり 1896 年を示す。
- 注 15) 1910 年 8 月から 1945 年 8 月までの「韓日合那条約」集結による、大日本帝国の朝鮮半島における武断統治の期間を指す。帝国主義を前面に押し出した日本の韓国（北朝鮮を含む）における植民地支配であった。「日帝強占期」という用語は、朴貴順（2012）の「日帝強占期学校体育の武道に関する研究－柔道と剣道の教科目導入を中心に－」に従って記述した。
- 注 16) ここでは、歴史修正主義の意味で用いる。伝統的な歴史解釈に対して別の可能性（仮説）や、可読性（読み方）を提示する試みを示す。



- 注 17) 第 2 項韓国剣道 KUMDO 小史に示された内容は、第 2 章剣道の歴史論、第 2 節韓国剣道 KUMDO の歴史でその詳細を論じる。
- 注 18) 2012 年現在、FIK では、加盟国や地域の区割りが問題となっている。つまり、今後、中近東、西アジアのどこまでをヨーロッパゾーンに含めるのか。南アフリカがヨーロッパゾーンに所属しているが、アフリカをどのように扱うかという問題が指摘されている。
- 注 19) スポーツアコード（旧称 GAISF）は、1967 年に設立された国際オリンピック委員会（IOC）の承認団体である。3 大陸 40 カ国以上（冬季競技は 2 大陸 25 カ国以上）に協会を持つ 93 の国際スポーツ競技団体（International Federation, IF）とパラリンピック、ワールドゲームズ、ワールドマスターズゲームス、ユニバーシアードなどの国際総合競技大会を主催する 16 の国際スポーツ関係団体を合わせて、2013 年現在、109 の国際スポーツ関係団体が加盟する世界最大のスポーツ組織である。
- 注 20) 筆者が全日本剣道連盟（国際剣道連盟）を訪問し、インタビューを実施したところ、次のような回答を得た。GAISF（現 Sport Accord）への加入の意図は、当初は本意ではなかったが、剣道が KENDO ではなく武道 BUDO 等の総称の中に入れられ他の組織団体の傘下とならないよう、また KUMDO など別の用語で国際認証されたりしないためである。この背景には、近年、その歴史的背景が明らかではない国際武道組織団体などに、その地位が脅かされるような状況が増えているという。
- 注 21) 現在、日本以外で独自に高段位審査を実施している国は、韓国と台湾である。全剣連は韓国国内で展開されている KUMDO の普及や大会運営・規定などに対して容認する立場をとっている。これまでの韓国における剣道普及の経緯から、日本剣道と他の国の剣道を共に認め合うという「文化相対主義的な方向性」の姿勢も保持しているといえる。
- 注 22) 2011 年 11 月現在、国際剣道連盟所蔵の世界剣道選手権大会パンフレットおよび、月刊誌『剣道日本』、『剣道時代』の各号の世界剣道選手権大会関連記事からデータを抽出し、小田が作成した。なお、第 1～13 回大会までの参加国・地域および参加者数については太田順康ら（2008）『剣道の国際的普及の現状と課題についての一考察—世界剣道選手権大会・ヨーロッパ剣道大会の発展経過を通して—』、大阪教育大学紀要、第 IV 部門 57(1), pp. 55-75. の報告に従った。
- 注 23) この法案化によって、韓国で剣道が再び学校体育の種目として復活した経緯がある。
- 注 24) 克日思想について、大島裕史（2008）は『コリアンスポーツ<克日>戦争』の中で、

次のように述べている。日本の植民地時代の抵抗運動を「抗日」、今日に至るまでの日本に対する反感を「反日」というのに対し、「克日」という言葉は、いわゆる「教科書問題」が吹き荒れた 1980 年代から使われるようになった。日本に反発するだけでなく、日本に追いつけ、追い越せ、さらには、日本をやっつけろという意味でも使われている。スポーツはまさに「克日」のシンボルである。

## 引用・参考文献

- 1) アレキサンダー・ベネット (2005) 剣道の黒船—韓国：剣道の国際普及とオリンピック問題、山田奨治、アレキサンダー・ベネット編『日本の教育に武道を：21 世紀に心技体を鍛える』明治図書：東京, p.340.
- 2) ソ・ビョンユン (大韓剣道会専務理事), コムド(kumdo)とケンドー(kendo)についての多くの質問に対し, <http://members.at.infoseek.co.jp/koreanwatcher/docs/kumdowakendo.htm> (2011. 08. 15).
- 3) (財)全日本剣道連盟公式 HP「剣道の起源に関すること、剣道の起源についての考え、剣道の歴史」<http://www.kendo.or.jp/kendo/history.html> (2011. 08. 15).
- 4) 日本武道館 (2007) 『日本の武道』三友社：東京, p136 / p483.
- 5) 庄子宗光 (1966) 『剣道百年』時事通信社：東京, pp.58-59.
- 6) (財)日本武道館 (2007) 『日本の武道—日本武道協議会設立 30 周年記念—』:東京, p.136.
- 7) 日本武道学会剣道分科会編 (2009) 『剣道を知る事典』東京堂出版：東京, pp.264-268.
- 8) 前掲書<sup>1)</sup>, ベネット (2005), p.339.
- 9) 小田佳子, 恵土孝吉, 井上哲朗, 三苫保久 (2012) 剣道試合・審判規則にみる日本剣道と韓国剣道, 武道学研究 45 別冊, p18.
- 10) 龍仁大学東洋武芸学科 (イ・ピョンイク, キム・ウィヨン, キム・ヨンハク, シン・スンユン (2004) 『剣道』主管：龍仁大学武道研究所, 図書出版ホンキョン：ソウル, p.79.
- 11) 安藤亜紀 (2011) 韓国における学生剣道に関する研究, 平成 22 年度金沢大学教育学部スポーツ科学課程卒業論文, p.85.
- 12) 加藤純一 (2011) 韓国剣道の現状—審判の判定に対する映像判読訴願の導入—, 武道学研究. 44 別冊, p.17.
- 13) 加藤純一 (2013) 韓国剣道連盟 (大韓剣道会) の動向について—剣道に対する認識—, 日本武道学会第 46 回大会発表用資料, p1.
- 14) 船坂弘 (1975) 「昭和の剣聖持田盛二」講談社：東京.
- 15) 同上書, 船坂 (1975), pp.262-263.

- 16) 武安義光 (2014) 剣道から剣術へ (後半) 『月刊剣窓 3月号』通巻第 391号, p.18.
- 17) 朴貴順 (2012) 日帝強占期学校体育の武道に関する研究—柔道と剣道の教科目導入を中心に—, 楠戸一彦先生退官記念会『体育・スポーツ史の世界:大地と人と歴史との対話』溪水社 :広島, pp.243-258.
- 18) 金炫勇 (2010) 韓国剣道ナショナルチーム選手の剣道に対する意識—韓国剣道大学選手との比較から—, 広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 59, p.345.
- 19) 前掲書<sup>1)</sup>, ベネット (2005) , p.338.
- 20) 大韓剣道会 (2010) 第 39 回全国学生剣道大会プログラム:ソウル, pp.39-41.
- 21) 高橋亨 (2009) 国際剣道連盟, 日本武道学会/剣道専門分科会『剣道を知る事典』東京堂出版 :東京, p.169.
- 22) 全日本剣道連盟 (2013) 『創立六十周年記念出版 全剣連と剣道界 この十年の歩み』プリ・テック株式会社 :東京, p.259.
- 23) 前掲書<sup>21)</sup>, 高橋 (2009) , p.169.
- 24) 福本修二 (2008) 剣道の海外普及の現状と今後の課題について, 第 40 回記念大会シンポジウム, 武道学研究 40(3), p.57.
- 25) 笠原利章 (1981) 剣道国際化の現況と未来像『月刊剣道日本.4月号』スキージャーナル :東京, pp.42-44.
- 26) 志々田文明 (2008) 武術・武道の『国際化』と文化変容に伴う諸問題, スポーツ科学研究 5, pp.197-211.
- 27) 塩入宏行 (1992) 剣道の国際化を考える, 全国教育系大学剣道連盟『ゼミナール現代剣道』窓社 :東京, p.250.
- 28) 前掲書<sup>25)</sup>, 笠原 (1981) , pp.42-44.
- 29) 坂上康博 (2011) 柔術と柔道の伝播をめぐって, 武道学研究 44 別冊, p.4.
- 30) 長尾進 (2009) 剣道における国際化の問題を考える『現代スポーツ評論 21』創文企画 :東京, pp.55-56.
- 31) 同上書, 長尾進 (2009) , pp.55-56.
- 32) 韓国で世界剣道連盟設立 (2002) 『月刊剣道日本 4月号』スキージャーナル :東京, p.88.
- 33) 上掲書<sup>26)</sup>, 志々田 (2008) , pp.197-211.
- 34) 上掲書<sup>18)</sup>, 金 (2010) , p.345.
- 35) 植原吉郎 (2009) 日本武道学会/剣道専門分科会『剣道を知る事典』東京堂出版 :東京, pp.174-175.

## 第2章 剣道の歴史論 —ルーツとしての武士道と花郎道—

### 序

第1章では、日韓の剣道文化ヘゲモニーをめぐる対立が、日韓併合以来36年間続いた朝鮮植民地時代に起因することが明確になった。このヘゲモニー対立は、双方の歴史認識の相違から生じたものであり、日韓双方における剣道の歴史を、それぞれの立ち位置から互いに確認し合う作業が必要となる。これまで日韓双方の剣道史を確認するという地道な作業を省き、内向的にそれぞれの主張を繰り返してきたことによって、宗主国論争が生じる結果を招いたといえる。

そこで、本章では、改めて日本と韓国の剣道 KENDO と剣道 KUMDO の歴史を、日韓両国の主管剣道団体である全日本剣道連盟および大韓剣道会の見解に基づいて記述比較することを目的とする。

第1節では、日本剣道 KENDO の歴史とその歴史観を、全日本剣道連盟が2003年に編集・発行した『剣道の歴史』における「総論編」<sup>1)</sup> および、全日本剣道連盟公式HPに記されている「剣道の歴史」<sup>2)</sup> に基づいて記す。記述方法は、日本剣道 KENDO のはじまりである日本刀の出現から順に、武士の登場と近世の剣術、近代、現代へと時代を追う形式である。また、日本と韓国の剣道史に影響を及ぼした人物や事柄についても明記する。

第2節では、韓国剣道 KUMDO の歴史と歴史観を、大韓剣道会主催の全国剣道大会プログラムに記載される「剣道の歴史」およびその出典元となっている大韓剣道会会長である李種林の『正統剣道教本(2010)』に基づいて記す。さらに、韓国剣道 KUMDO に関わる歴史的状況と韓国スポーツ界の状況を把握するために、韓国スポーツ(スポーツ)振興會、韓国體育百年史編纂會『韓國體育百年史(1981)』および檀國大學校附設東洋學研究所『東洋學叢書第十五輯 開化期在韓日本人雜誌資料集：朝鮮(2004)』を史料として用い、韓国と日本の歴史論から培われる剣道文化の相違点について論じる。

## 第 1 節 日本剣道 KENDO の歴史

第 1 節では、日本剣道 KENDO の歴史を時系列で辿る。

まず、第 1 項は、武士の魂としての日本刀の出現を記す。第 2 項では、剣術の芸道化と男谷精一郎の挑戦として、竹刀を用いた剣道（撃剣）の誕生に着目する。第 3 項では、榊原鍵吉による撃剣の大衆化と競技化として、剣術衰退の危機を救った鍵吉の撃剣興行に焦点をあてる。第 4 項では、流派統一と明治期の剣道で、剣道の近代化を記す。第 5 項では、学生剣道の勃興と武道の戦技化として、第二次世界大戦中の剣道を追う。第 6 項では、戦後禁止された剣道の復活と朝鮮総督府で活躍した剣聖・持田盛時二を捉える。第 7 項では、嘉納と武道のスポーツ化として、柔道とオリンピックを通した嘉納の平和主義を一瞥する。第 8 項では全剣連の普及の現状を概観する。

### 第 1 項 日本刀と武士の魂

日本剣道の歴史を遡るとき、その根源は日本刀の出現である。

刀剣のルーツは、紀元前 3 世紀末の弥生時代初期に、中国大陸から金属器が日本に伝わり、刀剣もこの伝来とともに伝えられた。さらに、刀と剣には、古代中国の時代から明確な区別があり、片刃のものを「刀」といい、両刃のものを「剣」という。使用されたのは「剣」の方が「刀」よりも先であり、中国の春秋時代から漢時代にかけて「剣」がよく用いられていた。その後、両刃の「剣」は重く、武器としての実用性から、漢代を境に「刀」が用いられるようになった<sup>3)</sup>。

日本刀の出現は、平安時代（794～1185）に貴族や寺社が私有する荘園が拡大し、その管理のために支配者として武士が登場したことによる。この私有地の支配に起因する内乱が武器の発達を促した。なかでも騎馬戦術を得意としたのが蝦夷（えみし）であった。彼らが馬上で使用した外反（そとぞ）り彎刀（わんとう）の形状をもつ「蕨手刀（わらびてとう）」が改良され、日本刀の原型ともされる「毛抜型太刀（けぬきがたたち）」が生まれた<sup>4)</sup>。この日本刀の出現は 10 世紀後半とされる。彎刀で鑄（しのぎ）造りの刀は日本独特のものであり、「折れず、曲がらず、よく斬れる。そして、何より美しいのが日本刀である」<sup>5)</sup>と酒井はその特徴を解説する。日本刀はその切れ味、丈夫さ、美しさを追

求し、戦乱を越え後に美術品の域にまで達する。

関東では平将門、瀬戸内海では藤原純友が、武士団を形成して勢力を拡大し朝廷と対立した。いわゆる承平・天慶の乱（935-41）である。この乱の鎮圧を通じて萌芽的な武士の初期世代が形成された。それ以降、朝廷から承平・天慶の功労者の子孫のみが、武芸を職能とする正当な武士の家系として公に認められた。

平安時代後期には、治承・寿永の乱（1180-1185）が起こり、これが6年間に渡る大規模な内乱となる。後白河上皇の王子以仁王の挙兵を契機に各地で平氏（平清盛）に対する反乱が起こる。最終的には、反乱勢力同士の間にも対立もあり平氏政権が崩壊する。皇族と源氏が寺社と源氏以外の豪族を従えて、関東政権が樹立される。なかでも源平合戦で勝利を取った源頼朝は、建久3（1192）年に鎌倉幕府を開き、初代征夷大将軍となった。これにより朝廷から半ば独立した政権が開かれ、この鎌倉幕府以降、武家政権は江戸時代の大政奉還（1867年）まで約680年間存続することになる。鎌倉幕府の将軍と御家人は「御恩」と「奉公」の関係にあり、この「奉公」のために武士は訓練を行い、その子弟は武士としての自覚の下に厳しくしつけられた。また、「一騎打ちの美学」を背景とした先祖伝来の家の誉れや誇りを習わしとして武術を学んだ。

1543年には種子島に鉄砲が伝来した。しかし、日本では日本刀が武士の精神的なよりどころとなっており、ノエル・ペリンが『鉄砲を捨てた日本人』<sup>6)</sup>で指摘するように、結果的には、当時の日本の武士は、鉄砲よりも日本刀を武器として使用した。

「日本はなぜ鉄砲を放棄したのか」という問いに対し、ノエルは、ヨーロッパ諸国との比較から次の5つの理由を導き出している<sup>7)</sup>。

まず第1に、火器の統制がきかなくなってきたと感じる武士が日本には大勢いた。第2に、地理的・政治的な理由をあげる。諸外国からの兵士に対し日本人は手強い兵士であり、日本は島々からできているため、自然条件によって侵略困難であった。そのため、外国に対する日本の国家的統合の維持は、従来の刀剣によっても果たすことができた。第3に、刀剣が日本ではヨーロッパよりもはるかに大きな象徴的な意味を持っていた。日本刀は単なる戦いの武器にとどまらず、誇りの象徴であり、日本流に言えば「武士の魂」であった。第4に、外国人の思想、とりわけキリスト教と商業に対する西洋人の態度は受け入れがたいとする反動的な潮流が存在していた。第5に、純粹に美的感覚の問題であ

り、日本刀のもつ象徴的価値に基づく、刀剣が鉄砲よりも品位の高い武器だからであった。

これらの理由からも明らかなように、日本では戦乱の世であっても、武士の戦は、単なる殺し合いや効率的、効果的に敵を破壊するためのものではなかった。日本刀に武士の魂を映し、互いに名乗りを上げて、正々堂々と戦う「一騎打ち」が最高の名誉とされた。武士同士の命を懸けた戦いの中に、武士としての「美学」を求めていたといえるであろう。

## 第2項 剣術の芸道化と男谷精一郎の挑戦

室町幕府（1392-1573）の後半、応仁の乱が始まってから約100年間は、戦乱の世となり天下は乱れた。この頃に剣術の各流派が相次いで成立している。戦乱が治まり、平和な時代が訪れると実戦性の強い、刀剣術、弓術、馬術、柔術などを組み合わせた総合武術は次第に精選され、特定の武術をより深く修練するようになった。各流派武術の理論化は、儒・仏・老・荘の思想的影響を受けながら、武芸伝書として各時期の思潮に対応しながら著された。剣術においては、『不動智神妙録』（沢庵）、『兵法家伝書』（柳生宗矩）、『五輪書』（宮本武蔵）、『天狗芸術論』（佚斎樗山）、『剣法撃刺論』（森環鎮）などが各流派で著され現存している<sup>8)</sup>。

徳川幕府（1603-1867）の剣術各派は、幕府の文武奨励政策の中で次第に武士の素養として身に着けるべき武術となり、実践に即さないものとして芸道化した。各藩は各様の流儀を採用し、師範家を取り立てて指導にあたらせたが、各流派相互の交流はなく、他流試合は禁止され閉鎖的かつ排他的であった。芸道化した形剣術では、実戦的で殺伐とした剣法は影をひそめ、形式を尊重するあまり華美な遊芸化に傾倒していった。

このような形剣術の行き詰まりを打開すべく、正徳年間（1711-1716）に直心影流の長沼四郎左衛門国郷が、それまで部分的に使われていた道具に改良を加え、剣道具（面・小手・胴・垂れ）を完成させた。その後、宝暦年間（1751-1764）に一刀流の中西忠蔵子武が、剣道具を改良し、「しない」を用いた稽古が「しない打ち込み稽古」<sup>9)10)</sup>として、従来の形に加わった。

この「しない打ち込み稽古」を普及させた中心的な人物が、男谷精一郎信友（1798-1864）である。男谷は幼名を新太郎、通称を精一郎（静斎と号す）といい、後に下総守となる。寛政10（1798）年に、男谷新次郎信連を父として生ま

れ、30歳のときに男谷彦四郎忠果の養子となった。勝海舟の従兄弟でもあった男谷は8歳から本所亀沢町の団野源之進<sup>注1)</sup>に入門し剣法を学び、さらに平山行蔵に兵法を修め、他に宝蔵院流槍術や吉田流射術にも熟達した。文政年中、直心影流第13代「的伝正統」<sup>注2)</sup>を団野から授けられ、麻布狸穴に男谷派道場を開いた。ここへ天保9(1838)年に島田虎之助が内弟子として住み込み、天保12(1841)年に当時13歳の榊原鍵吉が入門した<sup>11)</sup>。また、男谷は講武所において頭取並と剣術師範役を兼任し、竹刀の寸法を三尺八寸に規定して<sup>12)</sup>「しない打ち込み稽古」が流派の垣根を越えて行われるようにした<sup>13)</sup>。

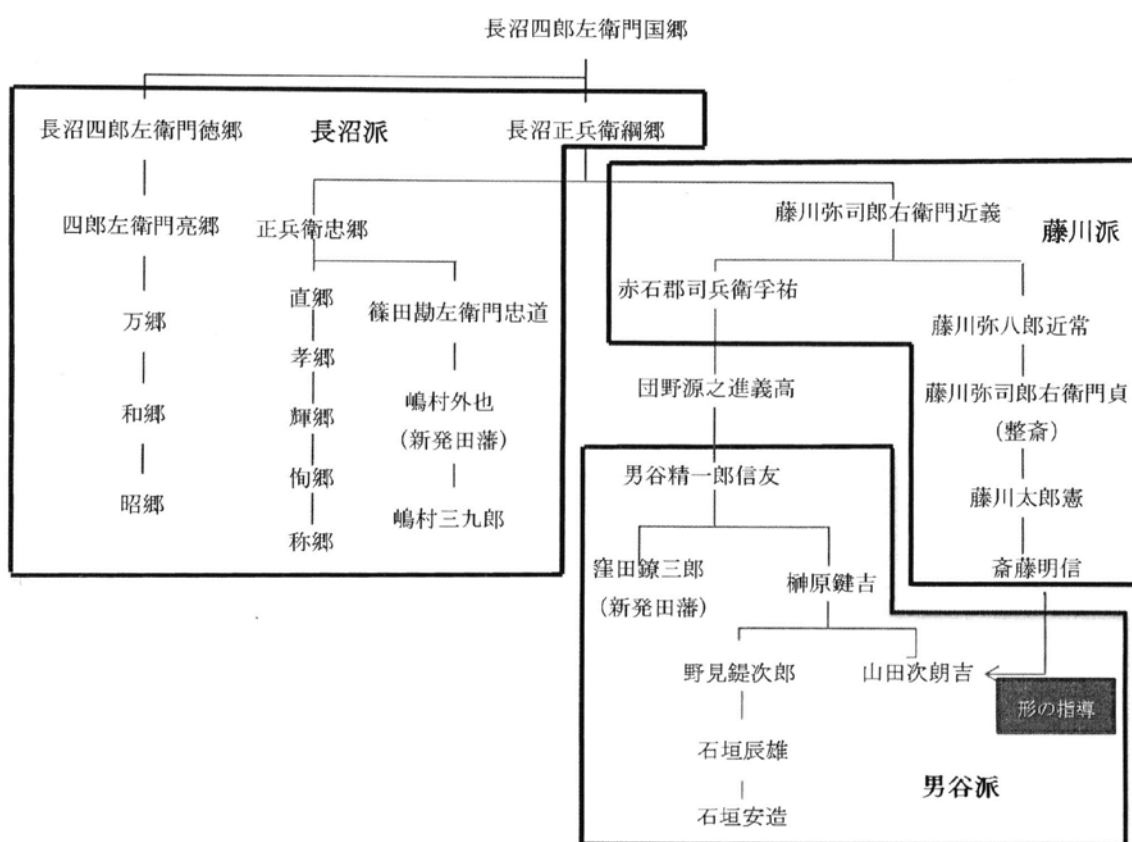


図 2-1：直心影流の伝系図（軽米ら<sup>14)</sup>, 2013)

軽米らは、男谷派の特徴を以下のように考察している。

形稽古は、法定のみが後世の男谷派に伝承された。十之形については、しない打ち込み稽古の技術の一つとして稽古に取り込まれ学ばれていた。しない打ち込み稽古は、長沼派・藤川派とは異なり、上段には構えず、試合の描写では、精眼と下段に構えていることが確認できた。剣術観は、男谷が



流名を名乗ることを狭く偏った考えであると否定し、他流試合によって自らの短所を補い、他流の長所を取り入れることを主張していた。この見解に加え、当時の剣術界における突き技の流行から、構えを変えたものと推察される<sup>15)</sup>。

つまり、男谷派では他の流派に比べて傳承されている形が少なく、その主たる修練がしない打ち込み稽古であった。そして、流儀にこだわることなく他流試合によって自らの剣術の技量を改善しようとする柔軟な態度が伺われる。

他方、榎本はしない長短論から男谷の思想を以下のように考察している。

男谷の慣習にとらわれない合理的思考と、いま時勢が何を求めているかを見極め、幕府講武所剣術師範役としての職分を全うしようとする彼の態度である。

実用武術論の議論にあつて、剣術も含めた旧来の武術が、まさに旧来のままにあつては実用性を失ってしまうことは明らかであった。いかなる武術も存続していくためには変わらなくてはならなかったことを男谷は理解し、剣術の生き残りをかけて、剣術における「実用」の問題に取り組んでいたのである<sup>16)</sup>。

この講武所で行われた「仕合」中心のしない打ち込み稽古法と男谷が竹刀の長さ<sup>註3)</sup>を「三尺八寸」に定めたことが、各派の剣術を流派統一へと向けさせる契機となった。また同時に、剣術を撃剣という競技化の方向に向かわせる源となる。つまり、男谷精一郎が、近世剣術の流派を超えた近代の撃剣へと変容させた。後に、男谷の弟子である榊原鍵吉が「竹刀打ち込み稽古」を継承し「撃剣興行」に応用した。男谷は、「剣道（撃剣）の祖」であるといえよう。

江戸幕府後期には剣道具の改良が続く。すなわち、「袋しない」よりも腰の強い「四つ割り竹刀」が発明され、胴もなめし革をはり、漆で固めたものが開発された。俗に「江戸の三大道場」といわれる、千葉周作の玄武館、斎藤弥九郎の練兵館、桃井春蔵の士学館が勇名を馳せるのもこの頃であった。特に千葉は竹刀打ち剣術の技の体系化をはかり、打突部位別に技を体系化した北辰一刀流の「剣術六十八手」（『千葉周作先生直伝剣術名人法』）を確立した。「幕末剣術には、『我流』的な竹刀打込試合剣術を払拭して、伝統的な『形』と新興の

『竹刀打込試合』との調和」への模索が確認される。「真剣操作法の修練および『心』的修練という剣術が本来具備すべき修練を充足し、かつ腕力や筋力と胆力の鍛練をもその中に具現化したものであろう」<sup>17)</sup>と、榎本は推察している。

### 第3項 榎原健吉による撃剣の大衆化と競技化

明治維新（1868）になり、新政府が設置されて武士階級は廃止された。文明開化という時流のなかで、伝統的な武芸を顧みない風潮が増し、それまで活躍した剣客や道場主の生活は困窮し、明治初期の剣術は著しく衰退した。特に明治4（1871）年に脱刀令が公布され、続く明治9年には廃刀令が公布されたことによって、剣術は廃絶の危機にさらされることになった。

剣術が衰退しつつあるなかにあって、榎原健吉が企画した撃剣興行が、民間道場有志らの奮闘によって盛況となった。剣術は、撃剣として命脈を保つことができた。明治10年代には、榎原健吉が、学習院や東京帝国大学で撃剣指導を始めることになる。この榎原健吉の撃剣興行について、中村は以下のように解説している。

明治6年（1873）2月、榎原健吉が願い出た撃剣興行（以下「撃剣会」という）は、相撲興行と同様に小屋を設け、門人を東西に分け、衆人の観覧を許可するというものであった。それまで武術の伝承は流派・師弟間で秘密裏に行われるのが常であったため、公開で行われる撃剣会には、東京市民の大きな期待がかけられた。なかでも、見物を許したことで自由な「飛入り」参加を認めたことは、撃剣の大衆化に一段と弾みをつけることとなり、剣道の命脈を保つことに一役買った<sup>18)</sup>。



図 2-2：試合開始の様子 月岡芳年画『榎原撃剣会の図』

この榊原健吉の撃剣興行に関する評価は、通常、武士の表芸を興行としない慣行を示しながらも、剣術の大衆化と競技化（検証による勝敗の明確化、試合場の設定、竹刀の長さの制限など）に寄与し、剣術から撃剣への復活を果たしたとする見方が定着している。競技化という点では現代剣道に繋がる試合場の設定や「三尺八寸」の竹刀の長さ規定、「一本試合三番勝負」で争う現在の三本勝負の試合形式の確立、源平合戦にちなんだ紅白対抗戦、そして立礼や蹲踞の導入を含む試合の礼法が樹立した。さらに、明治 10（1877）年に、西南の役で抜刀隊が活躍したことを契機に、警視庁を中心に剣術の復活の兆しが見えはじめた。

#### 第 4 項 流派統一と明治期の剣道

明治 13（1880）年に山岡鉄舟が無刀流開祖となり、門弟を集めて春風館で修養論的剣術の指導を展開した。明治 16（1883）年には、武術古流の精粹を選び永久保存をはかるために、皇居内に濟寧館が建設された。

日清戦争（1894-1895）後の明治 28（1895）年には、平安遷都千百年を記念して平安神宮が建設されることを機に、武術の振興を図る全国組織として大日本武徳会が創設された。

学校教育では、明治 13（1880）年以來、武術の正課編入運動が継続されたが、文部省は難色を示した。度重なる建議ののち、明治 44（1911）年に「中学校令施行規則」の一部を改正し「撃剣及柔術ヲ加フルコトヲ得」とした。しかし、これは正課として認めたものの、実施を義務づけたものではなかった。この正課採用に伴い、大正元（1912）年に、大日本武徳会が流派を超えた新たな基本となる共通の形として「大日本帝国剣道形」<sup>注 4)</sup> を制定した。

ここでは、撃剣でも剣術でもなく「剣道」という用語が用いられている。この剣道形の制定をもって流派を統合することにより、日本刀による技と心を後世に継承し、さらに、竹刀打ち剣道の普及による手の内の乱れや、刃筋を無視した打突を正すこととし



図 2-3: 大日本帝国剣道形調査委員会主査委員<sup>注 5)</sup>

前列左から辻真平、根岸信五郎、後列左から高野佐三郎、内藤高治、門奈正

た。ここから、新たに竹刀はあくまでも日本刀の代わりであるという考え方が生まれた。大正 8 (1919) 年に、「剣道試合二関スル心得」を制定し、西久保弘道が「武」本来の目的に適合した武道および剣道に名称を統一した。

理論では、明治 32 (1899) 年に新渡戸稲造の『武士道』が英文で出版され、国際的にも日本の武士の思想への理解に影響を与えた。

時代は帝国主義を強め、日本は、明治 27 年の日清戦争 (1894-1895) 開戦から、続く明治 37 (1904) 年の日露戦争で、2 つの大国を相手に勝利を収めた。そして、ついに明治 43 (1910) 年に朝鮮半島を制圧して日韓併合を果たした。

## 第 5 項 学生剣道の勃興と剣道の戦技化

### 1) 学生剣道界の発展

日本の学生剣道が、活発な活動を展開するのは明治 20 年代からであった。大正 14 (1925) 年に結成された東京学生連合会の加盟校は 22 校であった。その後、昭和 3 (1928) 年に全日本学生剣道連盟が結成される。学生連盟の結成によって、組織化の推進や各種大会の開催、試合方法の改訂、海外遠征や地方錬成班の編成などが実施され、この時期の学生剣道は実に多彩で広範な活動を展開した。各種剣道大会で団体優勝することが、母校の榮譽を担った学生たちの大きな目標であった。さらに、天覧武道大会が昭和 4 年および 9 年、15 年の 3 回举行され、戦前・戦中昭和期の剣道人口は飛躍的に増加した。

学生剣道の発展が、競技としての剣道の発展に繋がり、学生剣道出身者の中から、日本剣道界の革新を主張する意見がスポーツ関係誌に掲載された。たとえば、東京帝大出身の多羅尾光道は、「所謂模範試合を排す」と題し、「負けるのが嫌さに模範試合という美名の下に勝負を明にしないといふことは、抑も武士道の精神であらうか？かくの如きは武士道の精神を毀損し、フェア・プレーの精神を没却するものといはなくてはならない」<sup>注6)</sup>と、高段者の演武の在り方に厳しい論評を加えている。また、京都帝大出身の大野熊雄は、「方法で生かし精神に生く」という論説を掲げ、「武徳会を根源とする道德化を叫んで勝敗を度外視する流れと、京大を中心とする剣道の一般化を叫んで柳 (いささか) 西洋のスポーツを加味し、勝敗を争わんとする学生剣道の流れ」<sup>注7)</sup>が存在するという認識に立って、この両者の主張を互いに取り入れ、剣道を改革発展させなければならぬとしている。

ここに、日本武道と西洋スポーツの精神性の狭間で葛藤する学生剣道出身者

の苦悩が看取できる。これらは、剣道は競技なのか、それともその美德や道徳という規範性なのかと葛藤する、当時の剣道青年のジレンマでもあろう。

## 2) 第二次世界大戦時の剣道

昭和 12 (1927) 年 7 月の盧溝橋事件<sup>注 8)</sup> から、日本は日中戦争に突入し同年 8 月に「国民精神総動員運動実施要綱」が定められる。戦時体制下の剣道における議論として、「竹刀剣道が果たして実戦に有効か」というものであった。軍刀研究家の成瀬関次による「刀即武術」では、戦闘中の日本刀の誤操作を列挙し、居合いの修行の必要性を強調している。剣道の歴史的背景からも、竹刀剣道は江戸時代の大平の世の産物であり、活人剣的修養論は変革されるべきものとして、実戦即応型武道の工夫が謳われ、強調されるようになった。

昭和 16 (1941) 年 12 月、大平洋戦争に突入する。本格的な米軍の反攻にさらされたガダルカナル島の攻防戦 (昭和 17 (1942) 年 8 月) 以降、武道はその戦技的有効性が問題視され、18 年に入ると「新武道即教練」が提言された。『新武道』の内容は、射撃・銃剣術・行軍などがその主たるものとなった<sup>注 9)</sup>。陸軍省兵務課長、陸軍大佐であった児玉久蔵は「武道観望」と題し、「わが武道本来の姿は、すべて己を捨て、一斬突を以て敵の死命を制するごとく実施するを生命とし、戦闘に直接役立たしめる観点よりこれをみるとき、第一に道場内のみの訓練に捉はれるのは考へなければならぬ。時に運動場に進出し、時に野外において訓練することも必要である」<sup>注 10)</sup> と、軍人の立場からの主張を展開している。このように「実戦即応」を強調し、剣道では屋外における野試合などが奨励されるようになった。

武道の戦技化<sup>19)</sup> が真剣に検討されはじめたのは、戦争の激化と敗戦が濃厚となってきた昭和 18 (1943) 年頃からであった。文部省は、昭和 18 (1943) 年 3 月 29 日に「戦時学徒体育訓練実施要項」(文部省体育局長通牒) を発令し、直接戦場に赴く男子に対しては、戦闘に威力を発揮する種目を選出した。学内皆訓練の実績をあげることが目的とされ、剣道は基礎訓練として射撃や銃剣道といった戦技訓練と共に選択された。昭和 19 (1944) 年 3 月 28 日には、「国民戦技武道基本訓練要項」が発せられ、「実践即応ノ戦技基礎能力」の修得が求められた。しかし、時すでに遅く敗戦の色を一段と濃くしていた当時の日本で、これらの訓練要項がどれだけ実効性を持っていたかは不明である。

## 第 6 項 戦後剣道の復活と持田盛二

### 1) 戦後の復活

昭和 20 (1945) 年 11 月, GHQ の指令により, 学校における武道教育は禁止された。翌年の昭和 21 年には, 「武道」という名称すら使用することを禁じられた。この禁止に伴って, 各種団体での剣道指導が制限された。大日本武徳会は自主解散の手続きを完了していたが, 内務省令により解散団体に指定され, 多くの関係者は公職追放処分を受けた。当時の GHQ の「武道」に対する活動の制限は, 特に「剣道」に対して厳しいものであった。その理由は「剣道」が軍国主義を鼓舞し, 軍事訓練の一部として重んじられたことや, 軍人がその象徴として軍刀 (日本刀) を帯に携行していたことによる。

一方で柔道は, 連合軍将兵や数多くの外国人が講道館へ練習に出かけていたことから, GHQ に比較的好意的にみられていた。そのため連盟の再結成も早く, 昭和 24 (1949) 年 5 月 6 日に全日本柔道連盟が発足する。また, 弓道も連合軍将兵のアーチェリー愛好者との関連から, 国内愛好者が漸増し, 同年 5 月 22 日に日本弓道連盟も再結成された。

しかし, 当時の剣道は, それまでの剣道の内容と名称に大幅な変更が加えられない限り, 公教育への復活や組織的な社会復帰の道は開かれなるとされた。そこで, 名称を「しない競技」と改め, フェンシングなどを参考にそのルールや用具などに検討を加えてスポーツ的な内容に変更した。この「しない競技」で新たな剣道の普及をはかるために, 笹森順造が中心となって昭和 25 (1950) 年 2 月 5 日に全日本撓競技連盟を結成した。

その結果, 剣道は, 柔道や弓道に遅れはしたものの, 昭和 27 (1952) 年 4 月 10 日付の文部事務次官通知により「しない競技」として学校教育に復活した。しかし, 剣道愛好者の中には, この「しない競技」に違和感やもの足り無さを感じる者も多数いた。そこで, スポーツ的な感覚を採り入れながらも従来の剣道様式を残すべきだとする意見も多く, 剣道も実際に行われていた。昭和 27 (1952) 年 4 月のサンフランシスコ平和条約の発効を前にして, 剣道復活の動きは日本各地で活発になった。そして, 昭和 27 (1952) 年 10 月 14 日, ついに全日本剣道連盟が組織され, 全日本撓競技連盟も 2 年後の昭和 29 (1954) 年に全日本剣道連盟に合併された。

昭和 28 (1953) 年, 全日本剣道連盟は, 全日本剣道連盟京都大会<sup>注 11)</sup>や全日本都道府県対抗剣道優勝大会, 全日本剣道選手権大会などの各種大会を創設し,

剣道の普及奨励を図った。同年、高校・大学の課外活動で剣道の実施が認められ、また警察剣道も復活した。続く昭和 30 (1955) 年に、全日本剣道連盟は日本体育協会に加盟し、同年秋の第 10 回国民体育大会から正式種目に加えられた。その後、剣道は警察や学校、実業団などで組織的に整備され、終戦後の禁止からの復活を果たすことになった。

## 2) 持田盛二と朝鮮武者修行

ここで、昭和の剣聖と称され、日帝期の韓国剣道 KUMDO と関わる人物として持田盛二を紹介しておく。

持田盛二<sup>20)</sup>は、明治 18(1885)年に、群馬県勢多郡で生まれた。明治 40(1907)年 3 月に、武徳会群馬支部の推薦で武術教員養成所に入り、明治 41 (1908) 年に卒業した。明治 44 (1911) 年に武術専門学校助教授を命じられ、同年に精錬証<sup>註 12)</sup>となる。大正 8 (1919) 年に教士の称号を受けた後、千葉武徳会支部主任教師、東京高師講師、大正 14 (1925) 年に朝鮮総督府警務局の剣道師範、昭和 2 (1927) 年には、若くして剣道範士の称号を授与されている。さらに、昭和 5 (1930) 年に講談社野間道場の師範として招聘され、警視庁、皇宮警察、警視庁名誉師範を歴任した。昭和 7 (1932) 年に陸軍戸山学校、昭和 11 (1936) 年に慶應義塾大学と学習院、昭和 14 (1939) 年に第一高等学校の剣道師範も委託されている<sup>21)</sup>。

持田は、朝鮮総督府警務局在職中の昭和 4 (1929) 年に、昭和天覧試合に出場し、決勝で高野茂義(満州鉄道)を破って優勝した<sup>22)</sup>。この天覧武道試合は、陛下御即位の御大礼を記念して開催された。宮内省皇宮警察部の主催のもと、皇居内旧三の丸覆馬場および済寧館において挙行され、日本武道史上これまでにない盛事であったとされる。「北は樺太から南は台湾、朝鮮、関東州(中国遼東半島の最南端にあり、明治 38 年、日露講和条約による旧租借地)からも参加するという有様で、あたかも当時のわが国の国運の隆昌と国力の充実を誇示するかのようであった。参加選士は一身の名誉ばかりでなく、郷党の誉れとばかり、光栄に感激しながら勇躍して奮い立ち、日本武道の精粹を發揮して余すところがなかった。」と庄子<sup>23)</sup>は当時の様子を記す。

天覧武道試合の優勝者となったことで、持田の名声は全国に響き渡り、翌(1930)年には、講談社野間道場に師範として招聘された。その後、昭和 32 (1957) 年には、全日本剣道連盟から剣道十段を授与され、昭和 39 (1964) 年の東京オリンピックの公開演技として、斎村五郎と共に日本剣道形を演武した。

持田の朝鮮総督府時代の活躍は、高野茂義（満州鉄道）との天覧武道試合での決勝戦に留まり、韓国剣道 KUMDO に及ぼした影響を探る史料はほとんどみられない。ただし、大正 15（1926）年の春に、東大と京大の学生が剣道修行のために朝鮮総督府の持田と満州鉄道の高野を訪ね稽古した記録が「東大京大合同満州朝鮮武者修行」と題して残されている<sup>24)</sup>。

この記録から明らかなことは、①1926 年当時に、東大や京大といった帝国大学のエリート学生の間で活発な学生剣道が展開されていたこと。②1929 年に昭和天覧試合が開催され高野と持田が決勝戦を戦う以前から、既に、外地にいる 2 名の名声は日本剣道界で確固たるものであったこと。③稽古法で相手の足を取り、倒して馬乗りになるというような稽古展開は日常的に行われていたこと。④機関車と船を乗り継いで、武者修行と称した稽古や練習試合遠征が活発に展開されていたことである。これらの記述から、当時は、現地で朝鮮（韓国）の人々と稽古しているというよりも、満州や朝鮮に在留している日本人を訪ね、日本人同士で稽古をしていたようである。

## 第 7 項 嘉納治五郎と武道のスポーツ化

武道のスポーツ化を語るには、嘉納治五郎の功績とともに「柔道とオリンピック」の歴史を眺める必要があるだろう。

嘉納治五郎は、教育者であり、日本初の IOC 委員でもある国際人として知られる。明治 22（1889）年 9 月に、29 歳で初めて渡欧し、欧州での柔道普及のために約 1 年半滞在している。滞在中も欧州の伝統文化に圧倒されながら、欧米スポーツに比肩しうる「柔道」の確立を目指していた。嘉納が目指したものは欧米スポーツを打ち負かすことではなく、洋の東西の文化的特性を活かしながら、ともに発展向上していく文化融合であった。これが後の嘉納の「柔道世界連盟」の構想へとつながっていく<sup>25)</sup>。

欧州における柔道の普及は以下のとおりであった。大正 7（1918）年 1 月、イギリス・ロンドンで、小泉軍治と谷幸雄が中心となって「武道会（Budokwai）」（当初「ロンドン武道館」）を立ち上げた。この武道会は、商社関係者など、当時在英していた日本人と、日本文化に興味をもつ英国人を対象として、柔術や剣術の稽古をはじめ茶道・華道・仏教等の語学講座を催す、いわゆるカルチャースクールであった。当時 IOC 委員であった嘉納は、昭和 9（1920）年 7 月に、第 7 回オリンピック・アントワープ大会に向かう途中で、柔道の伝達・指



導を目的としてイギリス武道会を初めて訪問している<sup>26)</sup>。この武道会にはアメリカ留学中に『武士道 (Bushido -The soul of Japan) 』を著した新渡戸稲造 (1862-1933) も招かれている。新渡戸は、1919 (大正 8) 年 10 月の嘉納が訪問する 9 カ月ほど前に武道会に招かれ、「日本の忠義 (loyalty) 」というテーマで講義を行っている。新渡戸と嘉納は知り合いであり、「ナショナリズムとインターナショナリズム」の双方のバランスの良さという点で共通性があった<sup>27)</sup>。

昭和 12 (1936) 年にはオリンピック・ベルリン大会が開催された。嘉納とイギリスの小泉との間で交わされた「会話」として、武道会の史料『Judo and The Olympic Games』には以下のような文書が残されている。

(嘉納は) 現時点では、柔道がオリンピック・ゲームズに加わることにについては消極的である。(中略) 柔道は単なるスポーツやゲームではなく、人生哲学であり、芸術であり、科学である。それは個人と文化を高めるための方法である。オリンピック・ゲームズはかなり強いナショナリズムに傾いており、“競技柔道 (Contest Judo) ” を発展させることはその影響を受ける。柔道は芸術・科学として、いかなる外部からの影響—政治的、国家的、人種的、財政的など—にも拘束されない。すべてが終局の目的である。“人類の利益 (Benefit of Humanity) ” へ向かうべきものである<sup>28)</sup>。

ナチ・オリンピックと称される 1936 年のベルリン大会から、当時のオリンピック・スポーツを取り巻く状況を嘉納が冷静に眺めている様子が窺える。嘉納は自らの哲学である「柔道」が政治的影響に感化されることなく、その理想を貫こうとしたのであろう。オリンピックが政治的ナショナリズムによって支配され国威発揚の手段と化していく様子を見ながら、そこに柔道が巻き込まれることは避けたいとする姿勢を示した。「嘉納はオリンピック・スポーツと柔道の間に一線を画し、柔道のスポーツへの単純な同化を嫌い、あくまで柔道に日本文化としての独自性を強調し続けた」と永木<sup>29)</sup> は評価している。嘉納の「柔道世界連盟」構想は、彼の平和思想によって支えられていたが、国際情勢は逆方向へと向かい世界大戦に突入した。

今日の「国際柔道連盟 (International Judo Federation; IJF) 」は、嘉納が没後 13 年を経た昭和 26 (1951) 年に、ヨーロッパで設立した。日本の参加は翌年の 1952 年からである。また、日本でも嘉納の平和思想が功を奏すこととなる。

講道館柔道は、昭和 22（1946）年に戦争への加担責任を問われて解散を余儀なくされた大日本武徳会の包摂団体であった。それにもかかわらず、GHQ から禁圧されなかった。さらに、文部省関係者の努力もあって、昭和 25（1950）年には学校における柔道の復活が許可されたのである<sup>30)</sup>。

このように、柔道が嘉納の思想によって国際化への努力と営みを展開していた時代に、剣道は禁止の危機に瀕し、スポーツと武道の間で揺れ動く振り子のように揺れていた。

船坂は、当時の剣道のスポーツ化を嘆き、「剣道よ、昔へ帰れ」と「武道」への回帰を求めている。

特に敗戦という暗黒時代を経過した後の剣道界には、剣道は単なるスポーツの一分野に過ぎないということが、当然なことと認められてきた傾向がある。（中略）

これはなにも戦後の剣道界の抱える悩みではない。実は、戦前においても剣道界が直面していた諸問題があったのだ。特に、昭和の初期において、外来の欧米文明は伝統ある質実剛健の武士道精神を軽薄にさせてしまった。外来のスポーツ、拳闘、野球、ゴルフ、スキー、庭球、ボート、ラグビーなど著しく普及定着したが、一体この外来のスポーツの中に、生死超脱の悟りや、相対を絶した哲理など、勝敗を別にした剣道のような精神的遺産があるだろうか<sup>31)</sup>。

さらに、持田も剣道がスポーツ化することへの苦悩を、次のように語っている<sup>32)</sup>。「剣道は刀剣を以て生と死を断定することにはじまり、そのための修行である限り、絶対に武道である。しかし、現在の社会においては生死超脱の観念がない。したがって、剣道をはじめあらゆる武道はスポーツ化してしまった。時代の要求によるスポーツ剣道ならいたしかたないが、スポーツ剣道であっても常に武道とは、剣道とは、という探求心、すなわち俗にいう生命を賭けた真剣な気概を持って修めるなら、やがて年とともに高度な風格を持つ人間を形成できるのである。」これは、戦後 30 年が経過した昭和 50 年当初に、持田が直観した「現代剣道」への危惧である。武道としての剣道からスポーツ化する剣道の文化変容に対し、日本剣道 KENDO の将来を案じ、苦慮している様子が窺える。

全剣連最高顧問であり国際剣道連盟会長である武安<sup>33)</sup>によれば、剣道は、戦後「スポーツ宣言」を行ったものの、武道としての剣道への回帰を目指した。そこで「剣道の理念」が策定され、称号・段位制度も大幅に見直された。戦前の称号・段位は、五段までしかなく、その上に錬士・教士・範士となっていたが、戦後は六段錬士、七段教士、八段範士と便宜上の並列となった。その一方で、試合・審判規則も見直されたが大きな変化は見られなかった。また、昭和59（1984）年に、全日本選手権大会の出場の資格を六段以上に制限したことによって、数年間、若い人が選手権大会に挑戦できないという事態が起こった。これは戦後剣道復活時の選手権大会の理想からすれば、大きく後退したことになる。

そして、戦後70年になろうとする現在でも「剣道は、スポーツではなく武道である」という日本剣道界の風潮が、これまでの剣豪の思想と理論に支えられている。

## 第8項 全剣連の普及の現状

戦後の日本剣道 KENDO の発展は、女性、少年少女および海外への普及にある。国内では多様な普及を目指して、年齢や地域、職業、性別などにより数多くの大会が催されてきた。主な大会としては、全日本東西対抗剣道大会、全日本女子剣道選手権大会、少年武道（剣道）錬成大会、全日本実業団剣道大会、全国警察官剣道大会、世界剣道選手権大会および大学、高校、中学の各全国剣道大会などが挙げられる。

一方、日本剣道を KENDO として海外に普及させていく活動は、1970年4月に国際剣道連盟 International Kendo Federation (FIK,発足当時は IKF) が、計17の国と地域で発足されたことに始まる。

この FIK 発足の端緒<sup>34)</sup>は、1964年10月の東京オリンピック大会である。この大会において剣道は、弓道、相撲とともにデモンストレーションを行い、剣道が初めて世界の表舞台に立った。東京オリンピックの翌年から国際社会人剣道大会が始まり、続いて国際親善剣道大会が昭和42（1967）年に開催されるに至り、世界的組織の結成と大会の実施を求める気運が高まった。

1970年の国際剣道連盟の設立と同時に第1回世界剣道選手権大会が東京と大阪で開催された。これ以降、3年毎に世界大会が世界各地で開催され、2012年には第15回大会がイタリア・ノバラで開催され、48の国・地域の参加があった。

日本剣道 KENDO は、FIK 発足当初は、競技力の面で世界剣道選手権大会のために強化策を講ずる必要性は全くなかった。しかし、海外の選手が次第に実力をつけ、特に韓国が「打倒日本」を掲げ選手強化を図っていることから、近年では日本代表選手も強化を図る必要性が出てきた。現在、日本選手強化の一環として若手選手（高校生から 25 歳以下）のために「骨太剣士の養成講習」（選抜特別訓練講習会）が実施されている。この講習会では、地稽古を中心として自らを鍛え、地力を練るための稽古が意図されている。2 年を 1 期として全国から 60 名を選抜している。他方、全剣連は、海外普及の指導者として海外講師派遣を含めた講習会にも力を入れている<sup>35)</sup>。

全剣連は公式 HP の中で、おおむね次のように「剣道普及のあり方」を提示している。

全剣連は、日本独特の文化・武道である剣道をさらに普及させていきたいと考えている。剣道の普及とは、単に剣道人口を増加させたり、試合を数多く開催することではなく、日常の稽古や試合という競技の剣道を通じて、武士の精神を多くの人々に伝えることである。このような観点から、剣道の厳しい稽古を通じて、剣の技を学ぶだけでなく、武士の生活態度や精神（心構え）も学ぶ必要がある<sup>36)</sup>。

つまり、全剣連は剣道の競技性に傾倒することなく、日本武道としての剣道の精神性と文化性を理解して修練することを愛好者に求め、単なる剣道人口の増加を望んではない。

「女子剣道と国際化」の全剣連の姿勢は、概略、以下のようである<sup>37)</sup>。

剣道の歴史を振り返って、大きな変化というのは「女子剣道の普及」と「海外への普及」であろう。これらは剣術から剣道へのイノベーションの成果といえる。女子剣道が普及した背景には、不法な体当たりや暴力行為、足がらみ等を禁止して、往年の厳しい稽古というのが影を潜めたということも大きく影響している。「我々としては、日本文化の所産であり、世界に誇り得る剣道を後世に正しく伝達し、今後の社会の変化に対応しつつ普及を図る。しかも、実力を高めていかなければならぬ。負けてはいけない。なかなか両立させるのは難しいけれども、これはやらなければいけない」と断言している。

つまり、剣術から剣道へと時代とともに文化変容し、剣道のイノベーション

化を図った結果、女子剣道が普及し、さらに海外へも普及していった。しかし、今後の国際展開については、日本剣道 KENDO で在り続けるために、その伝統性と競技力が伴っていなければならないという認識が全剣連にはある。

## 第 2 節 韓国剣道 KUMDO の歴史

第 2 節では、韓国剣道 KUMDO の歴史を朝鮮時代から大韓民国の建国に至る政治的背景とともに記述する。韓国剣道 KUMDO の歴史は、1896 年の日本からの導入から時系列で辿る。ただし、大韓剣道会が示す新羅時代（514-935）に遡る「剣道の歴史」についても補足する。

まず、第 1 項では日本からの撃剣の導入を示す。第 2 項では、日帝強占期に朝鮮総督府が主導して実施された武道と当時の在朝日本人の思想について記述する。第 3 項では、日帝解放後の朝鮮戦争（1950-1953）に繋がる軍事政権期と反日教育として展開された日本文化の禁止を追う。第 4 項では、韓国のスポーツ政策と韓国スポーツ界に流布する克己思想を扱う。第 5 項では、大韓剣道会に焦点を当て、日帝解放後の 1953 年大韓剣道会設立とその沿革を記述する。第 6 項では、大韓剣道会が示す「剣道の歴史」を読みとり、新羅・花郎道に求める韓国剣術のルーツを探る。第 7 項では、大韓剣道会が積極的に奨励する国際化への挑戦を記述する。

### 第 1 項 日本からの導入

朴<sup>38)</sup>は、韓国における剣道の歴史について、内容の確証は難しいとしながらも、韓国剣道 KUMDO は 1896 年に軍隊と警察で始まったとする。その根拠は、大韓體育會が発行する『大韓體育會史』に記された「巡檢擊劍諸具購入費 三一九元」の記録である。高宗実録健陽元(1896)年 5 月 23 日に警務庁が撃剣の用具を購入していた<sup>39)</sup>。

また建陽元（1896）年 1 月 11 日に武官学校官制が公布され、光武 4（1900）年 9 月 4 日に武官学校官制が廃止された。これを契機に、光武 8（1904）年 9 月 27 日に陸軍研成学校官制が公布され、陸軍研成学校が設置されることになった<sup>40)</sup>。この陸軍研成学校は、日帝強占期<sup>注 13)</sup>以前の公立学校として、現在の総合行政学校に該当し、将校たちの再教育機関であった。そこでは、戦術科および射撃科、体操科、剣術科を置き、これらに熟練するよう教育内容が改められた<sup>41)</sup>  
<sup>42)</sup>。

金<sup>43)</sup>も以下のように、朴と同様の見解を提示する。剣道は、1896 年の警務庁および 1904 年の陸軍研成学校の撃剣教育として、日本から韓国へ導入された。

さらに金は、剣道が日本から導入、展開された経緯を以下の3点にまとめる<sup>44)</sup>。  
①日清戦争の日本軍の勝利を契機に、朝鮮末期の近代化政策の一環として、朝鮮政府自らが日本の「撃剣」を導入した。②1904年から「陸軍研成学校」の体育に剣道を位置づけた。③「乙巳条約（日韓交渉条約）<sup>註14)</sup>」（1905）以降は、日本に国権を奪われる危機感が強まり、剣道は救国運動を担う体育の教科目になった。

つまり、剣道（撃剣）の導入は日韓併合によって強制的に採用されたものではなく、朝鮮王朝が近代化政策の一環として自ら剣道用具を購入していた。しかし、1905年に「乙巳条約」が締結され、大日本帝国の大韓帝国に対する優越権が明確化し、大韓帝国を保護国とする日本の帝国主義が蔓延すると、朝鮮の民族主義も高まる結果となった。その一方で、1908年頃には内閣園遊会主催で日韓両国の警察撃剣試合<sup>45)</sup>が初の公開競技として開催されている。その後、1910年からは、朝鮮総督府主導の下に、剣道（撃剣）が韓国（朝鮮）で普及展開されていく。

朴<sup>46)</sup>は、韓国武芸の衰退と終焉を次のように考察している。

朝鮮は、1876年に日本と修好条約を結び、西洋文化を受け入れ西洋新式軍隊を創設することになった。その結果、『武芸図譜通志』に収録されているような剣術、槍術、棒術、刀術、防牌術、馬上才、撃毬、騎射などの韓国武芸のほとんどが衰退した。この衰退は朝鮮後期から既に進行していたが、1907年に日本が強要した国軍の解散によって、その終焉が決定づけられた。こうして韓国武芸が衰退すると、柔道や剣道といった日本武芸が朝鮮総督府によって導入され、民間道場も創設されたことにより大衆化した。さらに、大日本武徳会が頻繁に柔・剣道大会を開催したことによって、韓国において日本武芸が急速に広まった<sup>47)</sup>。

大日本武徳会が開催した大会の1つに「第1回慶尚北道警察官剣道大会」がある。その「番組表」を図2-4に示す。この大会は、大正9（1920）年6月19日に開催されている。番組表からは、警察官試合が37組（74名）、外来者試合が32組（64名）、模範試合が5組（10名）、大日本剣道形が2名、審判員が10名であり、延べ160名の参加であった。この大会番組表から大会の概要と韓国における当時の剣道普及の様子を窺い知ることができる。

警察官 試合		第一回慶尚北道警察官剣道大会番組		慶尚北道第三部	
一	大正九年六月十九日	一	大正九年六月十九日	一	大正九年六月十九日
二	大正九年六月十九日	二	大正九年六月十九日	二	大正九年六月十九日
三	大正九年六月十九日	三	大正九年六月十九日	三	大正九年六月十九日
四	大正九年六月十九日	四	大正九年六月十九日	四	大正九年六月十九日
五	大正九年六月十九日	五	大正九年六月十九日	五	大正九年六月十九日
六	大正九年六月十九日	六	大正九年六月十九日	六	大正九年六月十九日
七	大正九年六月十九日	七	大正九年六月十九日	七	大正九年六月十九日
八	大正九年六月十九日	八	大正九年六月十九日	八	大正九年六月十九日
九	大正九年六月十九日	九	大正九年六月十九日	九	大正九年六月十九日
一〇	大正九年六月十九日	一〇	大正九年六月十九日	一〇	大正九年六月十九日
一一	大正九年六月十九日	一一	大正九年六月十九日	一一	大正九年六月十九日
一二	大正九年六月十九日	一二	大正九年六月十九日	一二	大正九年六月十九日
一三	大正九年六月十九日	一三	大正九年六月十九日	一三	大正九年六月十九日
一四	大正九年六月十九日	一四	大正九年六月十九日	一四	大正九年六月十九日
一五	大正九年六月十九日	一五	大正九年六月十九日	一五	大正九年六月十九日
一六	大正九年六月十九日	一六	大正九年六月十九日	一六	大正九年六月十九日
一七	大正九年六月十九日	一七	大正九年六月十九日	一七	大正九年六月十九日
一八	大正九年六月十九日	一八	大正九年六月十九日	一八	大正九年六月十九日
一九	大正九年六月十九日	一九	大正九年六月十九日	一九	大正九年六月十九日
二〇	大正九年六月十九日	二〇	大正九年六月十九日	二〇	大正九年六月十九日
二一	大正九年六月十九日	二一	大正九年六月十九日	二一	大正九年六月十九日
二二	大正九年六月十九日	二二	大正九年六月十九日	二二	大正九年六月十九日
二三	大正九年六月十九日	二三	大正九年六月十九日	二三	大正九年六月十九日
二四	大正九年六月十九日	二四	大正九年六月十九日	二四	大正九年六月十九日
二五	大正九年六月十九日	二五	大正九年六月十九日	二五	大正九年六月十九日
二六	大正九年六月十九日	二六	大正九年六月十九日	二六	大正九年六月十九日
二七	大正九年六月十九日	二七	大正九年六月十九日	二七	大正九年六月十九日
二八	大正九年六月十九日	二八	大正九年六月十九日	二八	大正九年六月十九日
二九	大正九年六月十九日	二九	大正九年六月十九日	二九	大正九年六月十九日
三〇	大正九年六月十九日	三〇	大正九年六月十九日	三〇	大正九年六月十九日
三一	大正九年六月十九日	三一	大正九年六月十九日	三一	大正九年六月十九日
三二	大正九年六月十九日	三二	大正九年六月十九日	三二	大正九年六月十九日
三三	大正九年六月十九日	三三	大正九年六月十九日	三三	大正九年六月十九日
三四	大正九年六月十九日	三四	大正九年六月十九日	三四	大正九年六月十九日
三五	大正九年六月十九日	三五	大正九年六月十九日	三五	大正九年六月十九日
三六	大正九年六月十九日	三六	大正九年六月十九日	三六	大正九年六月十九日
三七	大正九年六月十九日	三七	大正九年六月十九日	三七	大正九年六月十九日
三八	大正九年六月十九日	三八	大正九年六月十九日	三八	大正九年六月十九日
三九	大正九年六月十九日	三九	大正九年六月十九日	三九	大正九年六月十九日
四〇	大正九年六月十九日	四〇	大正九年六月十九日	四〇	大正九年六月十九日
四一	大正九年六月十九日	四一	大正九年六月十九日	四一	大正九年六月十九日
四二	大正九年六月十九日	四二	大正九年六月十九日	四二	大正九年六月十九日
四三	大正九年六月十九日	四三	大正九年六月十九日	四三	大正九年六月十九日
四四	大正九年六月十九日	四四	大正九年六月十九日	四四	大正九年六月十九日
四五	大正九年六月十九日	四五	大正九年六月十九日	四五	大正九年六月十九日
四六	大正九年六月十九日	四六	大正九年六月十九日	四六	大正九年六月十九日
四七	大正九年六月十九日	四七	大正九年六月十九日	四七	大正九年六月十九日
四八	大正九年六月十九日	四八	大正九年六月十九日	四八	大正九年六月十九日
四九	大正九年六月十九日	四九	大正九年六月十九日	四九	大正九年六月十九日
五〇	大正九年六月十九日	五〇	大正九年六月十九日	五〇	大正九年六月十九日
五一	大正九年六月十九日	五一	大正九年六月十九日	五一	大正九年六月十九日
五二	大正九年六月十九日	五二	大正九年六月十九日	五二	大正九年六月十九日
五三	大正九年六月十九日	五三	大正九年六月十九日	五三	大正九年六月十九日
五四	大正九年六月十九日	五四	大正九年六月十九日	五四	大正九年六月十九日
五五	大正九年六月十九日	五五	大正九年六月十九日	五五	大正九年六月十九日
五六	大正九年六月十九日	五六	大正九年六月十九日	五六	大正九年六月十九日
五七	大正九年六月十九日	五七	大正九年六月十九日	五七	大正九年六月十九日
五八	大正九年六月十九日	五八	大正九年六月十九日	五八	大正九年六月十九日
五九	大正九年六月十九日	五九	大正九年六月十九日	五九	大正九年六月十九日
六〇	大正九年六月十九日	六〇	大正九年六月十九日	六〇	大正九年六月十九日
六一	大正九年六月十九日	六一	大正九年六月十九日	六一	大正九年六月十九日
六二	大正九年六月十九日	六二	大正九年六月十九日	六二	大正九年六月十九日
六三	大正九年六月十九日	六三	大正九年六月十九日	六三	大正九年六月十九日
六四	大正九年六月十九日	六四	大正九年六月十九日	六四	大正九年六月十九日
六五	大正九年六月十九日	六五	大正九年六月十九日	六五	大正九年六月十九日
六六	大正九年六月十九日	六六	大正九年六月十九日	六六	大正九年六月十九日
六七	大正九年六月十九日	六七	大正九年六月十九日	六七	大正九年六月十九日
六八	大正九年六月十九日	六八	大正九年六月十九日	六八	大正九年六月十九日
六九	大正九年六月十九日	六九	大正九年六月十九日	六九	大正九年六月十九日
七〇	大正九年六月十九日	七〇	大正九年六月十九日	七〇	大正九年六月十九日
七一	大正九年六月十九日	七一	大正九年六月十九日	七一	大正九年六月十九日
七二	大正九年六月十九日	七二	大正九年六月十九日	七二	大正九年六月十九日
七三	大正九年六月十九日	七三	大正九年六月十九日	七三	大正九年六月十九日
七四	大正九年六月十九日	七四	大正九年六月十九日	七四	大正九年六月十九日
七五	大正九年六月十九日	七五	大正九年六月十九日	七五	大正九年六月十九日
七六	大正九年六月十九日	七六	大正九年六月十九日	七六	大正九年六月十九日
七七	大正九年六月十九日	七七	大正九年六月十九日	七七	大正九年六月十九日
七八	大正九年六月十九日	七八	大正九年六月十九日	七八	大正九年六月十九日
七九	大正九年六月十九日	七九	大正九年六月十九日	七九	大正九年六月十九日
八〇	大正九年六月十九日	八〇	大正九年六月十九日	八〇	大正九年六月十九日
八一	大正九年六月十九日	八一	大正九年六月十九日	八一	大正九年六月十九日
八二	大正九年六月十九日	八二	大正九年六月十九日	八二	大正九年六月十九日
八三	大正九年六月十九日	八三	大正九年六月十九日	八三	大正九年六月十九日
八四	大正九年六月十九日	八四	大正九年六月十九日	八四	大正九年六月十九日
八五	大正九年六月十九日	八五	大正九年六月十九日	八五	大正九年六月十九日
八六	大正九年六月十九日	八六	大正九年六月十九日	八六	大正九年六月十九日
八七	大正九年六月十九日	八七	大正九年六月十九日	八七	大正九年六月十九日
八八	大正九年六月十九日	八八	大正九年六月十九日	八八	大正九年六月十九日
八九	大正九年六月十九日	八九	大正九年六月十九日	八九	大正九年六月十九日
九〇	大正九年六月十九日	九〇	大正九年六月十九日	九〇	大正九年六月十九日
九一	大正九年六月十九日	九一	大正九年六月十九日	九一	大正九年六月十九日
九二	大正九年六月十九日	九二	大正九年六月十九日	九二	大正九年六月十九日
九三	大正九年六月十九日	九三	大正九年六月十九日	九三	大正九年六月十九日
九四	大正九年六月十九日	九四	大正九年六月十九日	九四	大正九年六月十九日
九五	大正九年六月十九日	九五	大正九年六月十九日	九五	大正九年六月十九日
九六	大正九年六月十九日	九六	大正九年六月十九日	九六	大正九年六月十九日
九七	大正九年六月十九日	九七	大正九年六月十九日	九七	大正九年六月十九日
九八	大正九年六月十九日	九八	大正九年六月十九日	九八	大正九年六月十九日
九九	大正九年六月十九日	九九	大正九年六月十九日	九九	大正九年六月十九日
一〇〇	大正九年六月十九日	一〇〇	大正九年六月十九日	一〇〇	大正九年六月十九日

高懸紙  
二臂堂 金正衛  
一等賞 生部又一  
二臂堂 金正衛  
三臂堂 初尾辰馬

図 2-4 : 第 1 回慶尚北道警察官剣道大会番組表 (提供 : 三苦保久氏)

第 2 項 日帝強占期

日帝強占期の史料を確認すると、大正 3 (1914) 年 6 月 10 日、朝鮮総督令第 27 号「学校体操教授要目」において「撃剣及柔術」が導入されている。これにより、従来の韓国の体育政策は無視され、日本化体育政策が確立された<sup>48)</sup>。1916 年 5 月には、京城楽園洞にある私立五星学校に柔・剣道の道場が設置された。そこでは、韓国の学校では初となる剣道部が開設され、一般青年を募集して本格的な指導がなされた<sup>49)</sup>。1921 年 11 月 19 日には、苑洞の姜樂遠が中心となって朝鮮武道館を設立し、剣道を普及させた<sup>50)</sup>。

朝鮮教育令による学校体育への柔・剣道の導入は、当初、朝鮮居住の日本青年の心身修練や人格形成のためのものであった。しかし、1919 年の 3.1 運動勃発以降は、日本が植民地政策を武断統治から文化統治へと移行させたことで、1922 年に公布した第二次朝鮮教育令からは、韓国人と日本人との教育上の平等化が図られることになったと朴<sup>51)</sup>は解説する。

ところが、『大韓體育史』<sup>52)</sup>の記録では、1927 年 4 月 1 日から、日本帝国が軍国主義を推進するために「中学校体操教授要目」の教材として剣道を課し、各学校



では校友会に剣道部を置いて普及発展させたとしている。

両者の解釈には相違がある。韓国では日本帝国の軍国主義政策の一環として、学校教育の中で剣道が展開されたとする韓国側の認識がある。両者の認識の相違をさらに深く検討するのではなく、ここでは、韓国における剣道の導入が、大日本帝国による朝鮮半島での日本化政策の一環であり、1896年から徐々に警察、軍隊、そして学校の順で展開されたことだけを確認しておく。

ところで、当時の在韓日本人は朝鮮と朝鮮人をどのように捉えていたのであらう。

明治43(1910)年8月29日の併合直前の6月1日に発行された朝鮮第二十八号には、統監府中学校長であった隈本有尚が「朝鮮に於ける我日本子弟教育上の感想<sup>53)</sup>」と題する論説を残している。論説の中で、隈本は、日本が世界の列強国と同盟を組む必要性を説き、そのために、国家としての実力を備えることを強く主張している。この実力の意味するところは、一に兵力であり、二に金力、三に同盟と明言する。さらに、ドイツ、オーストリア、ロシア、フランスの4か国は一の兵力に優れ、イギリスとアメリカは兵力は不十分でも、二の金力に秀でていると評している。そして、国際化と世界文化への貢献を促す提言を加えている。

在韓の中学校長が、朝鮮における日本子弟の教育上の感想を述べる内容であるはずが、この論説が発表されたのは併合直前であり、ここに欧米の帝国主義に勇往邁進する大日本帝国の教育の片鱗が読み取れる。また、隈本は、1910年に韓国の学校で初めて柔道部が設置された京城中学校の校長でもあった。青年の風紀を改善しようという意図で校内に道場を設置し、警察柔道師範に指導を依頼している。1912年4月には、京都の武徳会から渡邊三段を招聘して指導に当たらせていた<sup>54)</sup>。

明治44(1911)年1月1日発行の朝鮮第三十五号には「朝鮮人を如何に教育すべきか」と題した伯爵大隈重信の論説が掲載されている<sup>55)</sup>。大隈は、併合から1年に満たない時期に、早稲田大学総長に就任し自説を唱えている。日本から見れば朝鮮の歴史など無いに等しく、朝鮮人が示す歴史などは、後述し作り上げたものばかりであると断言する。その上で、日韓併合によって朝鮮人は日本人になったのだから、まず日本語を習得しなければならないと主張する。郁文館中学校長の棚橋一郎<sup>56)</sup>もまた「朝鮮人の根本義は同化にあり」という主張を展開している。

ところが、総督府内務部學務局の石田新太郎は、「朝鮮人教育の主眼」と題して、大隈とは異なる論説を唱えている<sup>57)</sup>。石田は、朝鮮の歴史と朝鮮人の文化や習慣を尊重するが故に、併合に従って日本の教育方針としての教育勅語を即座に断行することへの苦悩を綴っている。石田によれば、当時の日本の軍事教育を陶冶主義とし、学校で行われる教育を啓発教育とした上で、このバランスを保ちながら時間をかけて、日本人と朝鮮人が共に陶冶主義の教育を施されるべきと主張する。

これらの論説から、日帝強占期に朝鮮人の同化を正当とする日本人の思想の一部を読み取ることができる。ここで留意すべきは、韓国における剣道導入期当時は、日本剣道 KENDO をそのまま定着させようとする「文化普遍主義的」というよりも、むしろ侵略国からの異文化の押しつけであり、まさしく「文化帝国主義的」な状況であったという点である。

### 第3項 軍事政権期の倭色文化否定

日韓剣道の文化ヘゲモニー争いは、解放後の韓国における対日感情が影響していると考えられる。戦後、韓国では日帝強占期に強制された文化である「日本色」を払拭するために、「脱日本化」＝「韓国化」を目指してきた。また、この日帝強占期がなければ朝鮮民族の衰退もなかったと考えている<sup>58)</sup>。

ここで考慮すべきことは、韓国は日本の「ポストコロニアル(植民地後)国家」であるという事実である。韓国政権にとって「日帝時代」の記憶および残滓が、その後の社会形成に大きく関与してきた。植民地支配は、その実質的な支配が終了すると、すぐに新しい秩序が形成されるわけではなく、社会や文化、人々の思想といった内面に色濃く影響を及ぼす。つまり、植民地時代に形成された権力・政治構造、経済社会構造、文化・思想体系が根強く継続するのである。「ポストコロニアル国家」は、独立後もそれらを克服し、政治的、経済的、社会的、文化的に自立と独立を求める政治目標が設定される。

日本帝国による植民地支配は、韓国では「皇民化政策<sup>注15)</sup>」と呼ばれる同化政策であったと、権は指摘する。これは、かつて日本が朝鮮半島の一部を支配していたという『日本書紀』の記述に従い、その「日鮮同祖論」を根拠として、日本と朝鮮は同じルーツをもつ兄弟国であり、朝鮮は「外国」や「異民族」ではなく、この支配も植民地支配ではなく「内地の延長」であるとした。こうして、二千年以上の歴史をもち、独自の言語と文化をもつ誇り高き朝鮮民族を「日本人化」す

るといふ、人類史上例を見ない「大実験」が大日本帝国によって試みられた。この実験を支えた論理は、「文明国日本」が「遅れた朝鮮」を保護し、統治することで、朝鮮を近代化と文明化に導くという植民地主義であった。この同化政策の下、朝鮮人は、言語、名前、宗教、文化などの朝鮮人としてのアイデンティティが奪われた。つまり、「韓国の近代化は、日本の近代化と一体」になっていたと、権は解釈する<sup>59)</sup>。

こうして、解放後は日本を否定し韓国を肯定することで、韓国人としての「自信」を回復するという反日ナショナリズムへの衝動が起こった。韓民族のナショナリズムへの望郷が、千数百年前の三国時代（高句麗・新羅・百済）を同時代的な感覚で引照させる。これが、今日の韓国人の対日認識を歪めてきた側面でもあると<sup>60)</sup>、権は指摘する。

日帝強占期に「高木正雄」という日本名で、満州を中心に皇軍の一員として、中国人や朝鮮人による抗日戦争の鎮圧にあっていた人物がいる。その人物が後に韓国大統領となる朴正熙（パク・チョンヒ）である。その一方で、満州で抗日戦争を闘っていた将軍の金日成（キム・イルソン）が北朝鮮の建国の父になる。日本からの解放後に、朝鮮半島を南北に分断する朝鮮戦争（1950-1953年、これ以降は休戦状態）と両国を代表する二人の存在が、植民地解放後の朝鮮半島の様子を象徴している。

この朝鮮分断の歴史を考慮すれば、韓国の軍事政権であった李承晩（イ・スンマン）が「脱日本化」政策をとった背景や、朴正熙政権<sup>註16)</sup>が自らの経歴を隠蔽するために日本文化を「倭色文化」として徹底的に規制したことが理解される。

韓国における日本大衆文化の規制は、国交が正常化した1965年以降も続き、日本文化だけが規制の対象となっていた<sup>註17)</sup>。日本大衆文化の規制を正当化する理由は、「過去の歴史問題」と「自国文化産業の保護」という2つの側面であった。ところが、その転換は、金大中（キム・デジュン）政権（1998-2003年）の日本文化開放で実現する。近年では、日本で「韓流」、韓国で「日流」と称される相互文化交流が展開された。とはいえ、これまでの韓国における「日本文化の禁止」が、歴史問題と並んで日韓関係の進展に大きな障壁となってきた実情がある。時代は移り、現在の韓国政権は、朴正熙の娘である朴槿恵（パク・クネ）が第18代大統領となったが、日本の安倍政権との関係は悪化し、日韓関係は再びその歴史認識をめぐって政治・経済共に冷え込んでいる。

## 第4項 韓国のスポーツ政策と剣道

### 1) 韓国の選手養成システムとその弊害

韓国には、オリンピックや世界大会で活躍するエリートスポーツ選手のために国家が主導する育成制度がある。第1章第4節において述べたが、この国家政策を第一政策とした朴正熙政権（1962～1972年）は「体育特技者制度（1972年）」を法案化した。この政策により韓国で剣道が再び学校体育の種目として復活を果たした<sup>61)</sup>。後のオリンピック・ソウル大会（1988年）での韓国のメダル獲得数は33個となり、世界第4位であった。以来、韓国ではエリートスポーツ選手に対する特待生制度（スポーツ特待生の大学入学制度）や兵役免除制度（国際大会での男子エリート選手に対する兵役の免除）、年金制度（オリンピックや世界選手権などで上位入賞した選手に対するポイント制の生涯年金支給）が保障されている。この制度の適用要請に関しては、韓国體育會で唯一の剣道団体として認可されている大韓剣道会が運営する韓国剣道 KUMDO も例外ではない。しかし、剣道は、世界選手権大会は存在するが、オリンピック競技種目ではない。このような韓国のエリートスポーツ選手制度の状況から推察すれば、「剣道はもはや日本だけのものではない。スポーツ競技として既に現代剣道の国際化が進んできた以上、剣道は国際的に理解される普遍性を備え、オリンピックというスポーツ共通の平和の祭典の舞台に加わるべき」<sup>62)</sup>として、韓国剣道 KUMDO がオリンピック競技化に消極的な日本剣道 KENDO に代わってオリンピック競技化を要請することは当然であろう。

しかし、韓国スポーツ界で、その世界大会や国際大会をめぐる、勝利至上主義が顕在化している。韓国のように少数のエリート選手だけを幼少期から鍛えて国際競争力を強化する施策は、様々な弊害をもたらす。特に、子どもたちにみられる弊害を大島は以下のように指摘している。

1973年にスポーツ特待生が制度化されたことにより、スポーツだけで大学に進学できるようになった。当初は、スポーツを始める動機づけになることを目的に施行された制度であったが、次第に大学に進学するための手段としてスポーツをするようになる。勉強をせず、スポーツしか知らない少年たちを韓国では、「運動機械」と呼んでいる。（中略）

勉強で大学進学を目指す生徒は、朝から深夜まで勉強に打ち込む。学歴が日本以上に物を言う韓国社会では、勉強で進学するにしても、スポーツ

で進学するにしても、受験戦争に勝ち抜くため、人間としてのバランスは考えず、1つのことに集中する傾向が強い。勉強に人生をかける子供にとっては、スポーツは無駄であり、スポーツに人生をかける子供にとっては、勉強は無駄に思えても、人間形成にはその両方が重要であるという認識が、学校の現場には欠けている<sup>63)</sup>。

つまり、韓国は国威発揚の手段としてスポーツを強化する政策を成功させたが、他方で、強固な勝利至上主義が蔓延し、幼い頃からスポーツに打ち込む子どもたちに、日本で尊重されるような文武両道の思想はない。幼い頃から「運動機械」として育成され、その優劣が大学進学やその後の指導者としての人生の死活問題へと直結する現実がある。

## 2) 韓国スポーツの克日思想

韓国スポーツ界における克日思想を権は次のように説明している<sup>64)</sup>。

韓国には日本に対する感情的な反発はあっても、他方で、近代化し先進国になった日本を「模倣」する姿勢があった。日本が得意な産業を育成するように、スポーツ界でも日本が得意な種目を育成した。昭和 56 (1981) 年に日本を真似てプロ野球が誕生した。サッカーでも、1993 年に日本が J リーグと名付けると、1998 年に韓国は K リーグと改名した。ちなみに、韓国サッカーのプロ化は、日本よりも 10 年早い 1983 年であった。日本がサッカー W 杯開催を掲げると、あわてて名乗りを上げ共同開催を実現した。また、これまであらゆるスポーツの日韓戦で、韓国が日本に対して特別な闘志を見せてきたことは自明である。それは、ポストコロニアル国家に生きる韓国人にとって、自らの存在と可能性や能力を押し量る相手が、アメリカでも北朝鮮でも中国でもない、日本だけであったからである。国力ではかなわないが、スポーツなら別であり、あらゆる日韓戦に「命を賭けて」、絶対に勝たなければならなかったのである。

## 3) スポーツとしての韓国剣道 KUMDO

ここで、大韓体育会における韓国剣道 KUMDO の位置づけと、韓国で剣道がスポーツとして捉えられている状況を確認する。

韓国スポーツ振興会および韓国體育百年史編纂会が、IOC 総会でソウル開催が決定した 1981 年に編纂した『韓国體育百年史』には、剣道について次のよう

な記述がある。1896年5月23日付けで「韓国近代剣道のはじまり」と記され、高宗實録に提示されていた撃剣諸具の「購入費 三一九元」の記録と共に、「警務庁が治安の必要のため剣道を警察教習科目として採択し、これが我が国の剣道のはじまり」と明記されている。さらに戦後、1948年6月3日付けで「大韓剣道會 組織（臨時会長：姜樂遠）－1970年 国際剣道連盟入会」と記録されている<sup>65)</sup>。つまり、この記録では、剣道は1896年に治安上の必要性から日本から導入されたが、日帝解放後は1948年に大韓剣道會が発足され、韓国剣道 KUMDO として復活し、現在では韓国を代表するスポーツの一種目として普及・発展を遂げているとしている。ただ、ここで示された1948年は、まだ大韓剣道會ではなく大韓剣士會の結成であることを、第5項で後述する。

また、ここで注目したいのが右の写真2-5である。

「開拓の試練を克服した韓国スポーツ！」として、1973年の世界卓球選手権大会で韓国が女子団体に史上初の金メダルを獲得した



写真 2-5 : 開拓の試練を克服した韓国スポーツ

様子を内表紙に用いている。ちなみに、この32回大会の卓球女子団体の2位は中国、3位は日本であった。

『韓国體育百年史』は、内容的には韓国スポーツ界における各種競技団体の組織の状況や、競技別競技成績などが主に記されている。つまり、韓国ではスポーツが競技スポーツとして確立されることが大前提であり、韓国剣道 KUMDO もその歴史や伝統性よりも、国際的な競技成績が重要視される。従って韓国剣道 KUMDO 界は、国際競技スポーツ種目として、FIK を通して剣道がさらに国際的に競技化されることを期待している。

ところが、現実的には、韓国剣道 KUMDO は、WKC で常に上位入賞を果たすだけの競技力は備えてきたものの、FIK 組織が全剣連傘下であり、真の国際スポーツ組織とは言えない状況にある。加えて、全剣連が FIK の主導権を握り、FIK

が剣道をオリンピック種目とするような積極的な働きかけを行わないことに対し、業を煮やしている状況にあるといえよう。

## 第5項 大韓剣道会の沿革

韓国剣道 KUMDO は戦後、大韓剣道会設立し、韓国スポーツ競技の1つとして FIK に加盟しながら、独自の組織づくりで日本とは異なる方向性を歩んでいる。この大韓剣道会の沿革をみておく。

大韓剣道会が主催する 2010 年の「8・15 光復節記念全国学生剣道大会」プログラムの中に「大韓剣道会の歴史<sup>注18)</sup>」として記載されている。その内容を概略すると概ね以下のようなになる。

戦後日本からの解放後、1947 年に開催されたソウル市警察官剣道大会が、1948 年に結成された大韓剣士会の大きな契機となった。光復後の混乱した時代に、治安の必要性から軍政下に警察が誕生し、ソ・ジョンハクが主導して警察尚武会を組織した。1950 年には第 1 回全国警察官剣道大会が開催され、1952 年には大韓剣道会創立のための準備会が発足し、翌年の 1953 年に大韓体育会の正式加盟団体として大韓剣道会が設立した。

1953 年以降は、各市道支会を傘下団体として、第 1 回全国個人剣道選手権大会が開催された。1956 年には 20 年ぶりに全国体育大会で剣道が正式種目となった。その後も会長旗全国段別選手権大会（1959）と全国学生剣道大会（1959）などの競技大会が始まった。1970 年には国際剣道連盟（FIK）が発足し、大韓剣道会は副会長国<sup>注19)</sup>として加盟した。また、1972 年から実施された少年体育大会で、剣道競技が正式種目として採択され、1979 年には大統領旗一般選手権大会が始まった。社会人連盟は 1988 年に発足した。こうして、大韓剣道会は、青少年から一般に至るまで、競技スポーツに力点をおいた生涯体育としての組織づくりを確立させた。

その後 1992 年には、本國剣法競演大会が始まり、これまでの競技化に偏重した韓国剣道 KUMDO の普及・発展の方向性を転換した。さらに、1993 年から SBS 杯剣道王大会が始まり、メディアを通して韓国剣道 KUMDO の拡充を図っている。

1994 年には、大韓剣道会が、大韓体育会加盟団体の中でも最も早く文化体育部傘下の社団法人の認可を受け、他のスポーツ種目団体に引けを取らない公認団体となった。現在の韓国剣道人口は約 50 万人であり、大韓剣道会に登録され

ている有段者数は 10 万人を超えている<sup>註 20)</sup>。こうして大韓剣道会は、国内に留まらず国際的にも認められた競技団体として FIK の指導的立場にある。

## 第 6 項 大韓剣道会が示す剣道史

### 1) 新羅花郎道と大韓剣道会

韓国には、植民地支配下で移植された負の文化遺産を払拭する意味で、日本文化に対する拒絶反応がある、当然、剣道も日本文化としては拒絶されることになる。そのため、韓国剣道 KUMDO は、韓国独自の民族文化・歴史に根差した正統性を主張することになる。その典型が、大韓剣道会が唱える「剣道の歴史」<sup>66)</sup> に示されている（以下は、筆者の日本語訳による）。

剣道という用語が初めて使われた時は確実ではない。ただ中国の〈漢書〉（芸文志）（兵技攷）に出てくる。（剣道三十八篇）という記録が最初のものとして知られている。そして、その本の“信、廉、仁、勇なくして剣を語るな”という記録を参考にすると、中国では今からおよそ 2500 年前の春秋戦国時代にすでに剣道が独特の精神世界を確立していたことを示している。

中国古代の本である〈山海経〉には、我が国を指称する君子国に関する記録に“君子国の人々は、衣冠を備え、刀を身に付けて歩き（中略）お互いに譲歩することを好み争わなかった”とあり、この時すでに刀の文化が一般化していることがわかる。

また、刀の我が国での昔の呼称は“インデ”である。これは研ぐという動詞が名詞化したもので、石器時代に源を発するととても古い単語である。日本で剣を“ツルギ”というが、これは我が国の言葉“チルギ”が変化したように思われる。

考古学的な報告や資料によると、紀元前 900 年頃には遼寧地方に（琵琶型銅剣）に代表される独立した青銅器文化が形成されたが、これは後に（細型銅剣）として発展した我々朝鮮の（古朝鮮）文化圏であり、このような内容は〈山海経〉の記録とも一致して、事実として証明される。これによって我々民族は、ずっと以前から素晴らしい刀の文化を成し遂げていたことが推測できる。

今日の剣道競技の原形は撃剣である。



中国の史記や漢書には、撃剣が相手と1対1で争う武術だと説明されている。我が国でも君子国を例とし、早くからこの撃剣が行われたことやそれに関する記録はない。しかし、我々が世界に誇り掲げることができるのは、まさに新羅花郎達が撃剣を修練したという事実である。〈三国有史〉のキミュシンジョにみる“剣術を練磨し、国仙になった”という内容から、撃剣に優れていなければ最高の花郎である国仙や風月主とはみなされないことが分かる。〈三国史記〉や〈花郎世紀〉には花郎達が（月庭）のような一定の修練場に集まり、体系的に撃剣を修練しただけでなく、個人的には深い山嶽や洞窟に入り、克己訓練と心霊訓練まで受けたと記録されている。当時の剣器も、やはり熾烈な戦いをしながら三国すべてが東洋最高の水準に達した。

このような刀の機能は、後代に日本に伝播され今日の剣道の母胎となった。これは誰も否定できない歴史的事実である。たとえ、近代数百年間、我々のものを正しく守らず、武を敬遠し、刀に関してなおざりにしながら自愧に陥っていたとしても、中国の〈武備志〉に紹介された唯一の剣法である〈朝鮮勢法〉と現存する世界最古の剣法である〈本國剣法〉は世界剣道史の大きな光となっている。

ある人は、剣道が日本のものだと考え、白眼視したり、避けたりするが、これは間違った考えである。日本が剣道をスポーツとして開発したことは我々の誇りであり、その根が我々にあることは、我々の矜持である。〈武芸図譜通志〉の24班武芸中〈倭剣〉を特に詳細に収録した我々の先祖達の真意を忘れてはならない。西洋の騎士道を代表する武術として、現代スポーツとしても脚光を浴びているフェンシングを我々はよく知っている。その始まりは、イタリアであり、スペイン、英国、フランス、ドイツなどで、数百年間ずっと発展させ今日に至っている。たとえ競技用語は全てフランス語になり、競技名称も国により ESCRIME, SCHERMA, FENCING などとそれぞれ違った呼び名であるが、競技方法は同じである。そして、それらの国家はすべて自負心を持ち、国際的な規則に従い、それなりの技術開発をしながら、共にこの競技を楽しみながら育てている。振り返ってみれば、現代の競技剣道が始まって、わずか100余年、初めは名称も撃剣であった。大韓帝国は、日本が開発した競技方法をそのまま受け入れ、軍と警察で教科として採択し、軍事訓練に適用させ、当時の私立学校でも青少年達に普

及勸奨した。我々の先覚者達は困難な時代、日帝治下においてもその血脈を今日につなぐに至った。

この大韓剣道会が示す「剣道の歴史」によれば、日本剣道 KENDO が根源とする「刀」は、韓国からその技術が日本に伝えられた。さらに新羅時代に花郎と呼ばれる武士が活躍して、現代剣道の基盤となる世界最古の剣法である「本國剣法」が確立されたとする。つまり、日本は朝鮮（韓国）から刀および剣術文化を受け入れ、日本刀を生み出し、後に日本に渡った剣術（撃剣）が剣道（撃剣）へと繋がり、現代剣道をスポーツとして確立させたとする。日本剣道 KENDO がそのルーツを日本刀に求めていることから、それ以前の刀剣の歴史を持ち出し、韓国剣道 KUMDO の正統性を主張する姿勢を貫いている。さらに、オリンピック競技種目であるフェンシングを例に挙げて、現在の剣道をさらにスポーツ化、国際化する方向性も示唆している。

大韓剣道会はこのような歴史認識を学生剣道大会のプログラムに掲載し、次世代の若者らに対し、剣道の起源が韓国にあることを広く根付かせようとしている。これらの記述内容には、歴史的証明に基づく論証がない。しかし、「新羅花郎達が撃剣を修練したという事実」が述べられ、朝鮮古来の武術に由来する韓国の花郎道にその起源を求める歴史観が明確に示されている。

## 2) 「朝鮮勢法」と「新羅花郎の本國劔」

韓国の武芸史の史料がほとんど残存していない中、『武藝圖譜通誌』、『紀効新書』および『武備志』は、大韓剣道会をはじめとする韓国武芸界がそれぞれの根拠とする数少ない史料である。『武藝圖譜通誌』については大石が、『紀効新書』および『武備志』については林が精緻な史料研究を行って

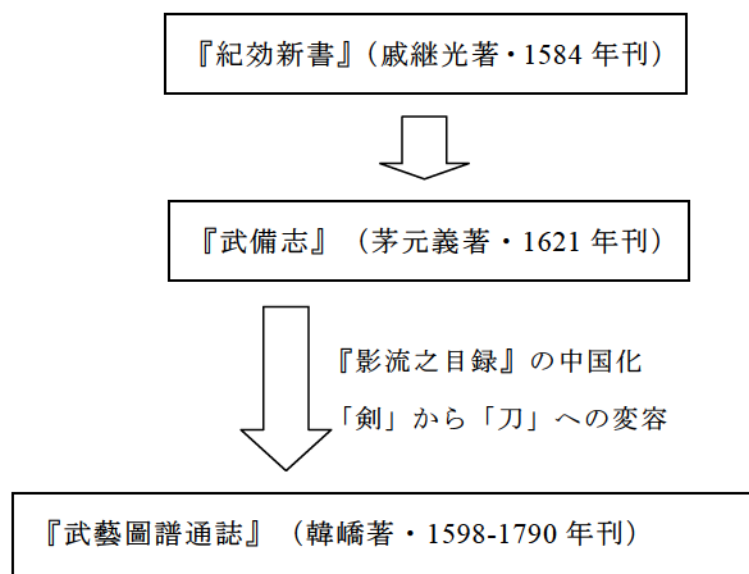


図 2-6 : 韓国武芸史料の流れ

る<sup>67)68)</sup>。大石と林に従い、以下にその内容を整理する。

『紀効新書』は、戚継光（1528-1588）が活躍した時代と『紀効新書』に残る史実から、『武藝圖譜通誌』の重要な先行文献となっている。しかし、その剣術は日本の陰流に依拠していることが判明している。

『武備志』は、中国明代（1368-1644）の兵法書である。当時、日本刀と日本刀術は倭寇によってその優位性が証明され、中国の軍隊と民間の刀術に影響を与えた。この日本刀および日本刀術の受容の過程は、以下の①から⑥に分類される。

- ①倭寇との戦争
- ②日本刀・日本刀術の優秀性の認知
- ③当時の軍事著書に日本刀関連の記述が多数出現
- ④戚継光<sup>注22)</sup>が『影流之目録』を入手する等
- ⑤軍隊における倭刀術の導入
- ⑥戚継光による独創的倭刀訓練法の考案

⑤と⑥の時点で日本刀および日本刀術は中国化され、『影流之目録』の一部が『紀効新書』や『武備志』という中国剣術の武技解説書となる。この時点で「劍」から「刀」への明確な変容が現れている。

『武藝圖譜通誌』は、1598年に宣祖（朝鮮李朝14代王）の命により、中霞明代の武術書『紀効新書』から刀劍や槍などの武技6種を選出して「譜」（武技の動作）として刊行したものである。1758年の英祖（朝鮮李朝第21代王）期には、竹長槍、旗槍、鋭刀、倭劍、雙劍、本國劍、拳法など武技12種が、「譜」に増補される。1790年の正祖（朝鮮李朝第22代王）期には、騎槍、馬上月刀、馬上雙劍等の武技4種と擊毬、馬上才が加えられる。こうして、『武藝圖譜通誌』は1598年の初版から1790年まで、ほぼ200年をかけて完成される。

なお、「巻首」「凡例」に、「戚氏の紀効新書と茅氏の武備志を俱に是れを編の表準と為す」とあり、『紀効新書』（戚継光著・1584年刊）と『武備志』（茅元義著・1621年刊）の2冊が底本であることが示されている。

また、『紀効新書』には「倭劍」の項がある。これは「日本劍」を意味し、そこには、「軍の將校金體乾という人物はすばしこく武藝に巧であった。肅宗（朝鮮李朝第19代王1674-1720）の時に使臣に随って日本に入り、劍譜を得て其の

術を学んできた」と記される。「使臣」とは、恐らく朝鮮通信使であった金體乾を指すが、金體乾の学んだ倭譜は「土由流」や「運光流」などの4種とされ、日本には上記に該当する流派は存在しなかったと、大石は分析する。そこで、文禄・慶長の役で、日本軍の投降兵「降倭」が朝鮮半島で「倭人ノ劍術」を指導したという事実が遠因であるとされる。

『紀効新書』の「鋭劍」と『武備志（1621）』の「朝鮮勢法」、『武藝圖譜通誌（1758）』の「鋭刀」は、ほぼ同じ内容である。その絵図から『武備志（1621）』の「朝鮮勢法」では両刃の「劍」を用いているが、『武藝圖譜通誌（1758）』の「鋭刀」は片刃の「刀」を用いている。『武藝圖譜通誌』に「鋭刀」が加えられたのは1758年であり、この140年の間に「劍」から「刀」へ変化を促す時代状況があったと推察される。

また、『武藝圖譜通誌』には「本國劍」の項がある。「本國劍」は、新羅の花郎（青年修養団体）の長であった「黄倡郎」という人物の説話で始まる。「新羅は倭国の隣に位置しており、嘗て数千人の花郎徒が新羅にいて互いに忠信を勉励していた。其の劍器の舞は必ず相伝の術であるので考証するまでもない。今、黄倡郎を本國劍の縁起とする」と記されている。

この記述から「本國劍」は新羅の花郎に由来するものとされてきた。しかし、他の記述の中に、「今茅氏の世を離れて百数十年たっている。しかし互いに（技術を）授受しあう者は少ない。本國の人は何を自伝自留するべきであろうか。必ず武備志に期待するべきであろうが、之においてもまた伝え習うところを未だに知らない」とあり、当時の朝鮮では劍術に対する関心がなかったことも記されている。これらの記述から、「本國劍」と「新羅花郎の劍術技法」との間に技術的な連続性・継続性を見いだすことは困難であると、大石は結論付けている<sup>69)</sup>。

写真 2-7：『武備志』（中京大学図書館豊田キャンパス蔵）



写真 2-7-1：朝鮮国



写真 2-7-2：朝鮮勢法 1

### 3) 学生剣士が見た韓国剣道 KUMDO

韓国剣道 KUMDO が独自の歴史観に立ち、普及発展してきた過程を明確に記した資料がある。それは東京大学剣道部の部誌に残されている剣道部主将、法学部 4 年伊藤昌孝の記録「訪韓親善使節団に参加して」である。

私は昭和五十年八月二日から八日にかけて、関東学生剣道連盟訪韓親善使節団の一員として、韓国のソウル、大邱を訪問した。

この使節団派遣は、俗に「韓国遠征」と呼ばれているものだが、韓国においては「遠征」という言葉が日本よりも強い意味で使われ、秀吉の朝鮮征伐以来の日韓両国の不幸な関係を想起せしめるため、「韓国遠征」という言葉は禁句になっている。

訪韓親善使節団の歴史はまだ新しく、今回が二度目である。第一回使節団派遣は昭和四十七年十一月におこなわれている。その後、四十八年、四十九年と韓国側が日本を訪れ、四十八年には東大の七徳堂で、四十九年には日本武道館で関東学生剣道連盟と試合を行なっている。

(中略：参加メンバーの紹介)

さて、今回の試合結果であるが、ソウルの第一戦は、遠い問合から、剣

を合わさずに、スピーディーに、しかし腰を引いて、小手打ち主体に飛び込んでくる彼らの剣道に苦しめられ、十勝四敗四分という、あまり芳ばしくない成績であった。大邱での第二戦は、先生方に大いに活を入れられ、また向こうの剣道に慣れたせいもあって、十四勝二敗二分の圧勝であった。

最後に、韓国の学生剣道界の現状について記すが、大学に入ってから剣道を始める者が殆んどであって、その技倆（技量）は日本の高校生クラスか、それよりやや落ちる程度であろう。突きと体当りを殆んどやらないためか、中心を割って打つということをあまり気にかけていないようである。試合においても、ひっかけ小手が中心で、さし面は殆んど打たない。胴打ちには、まだあまりできないようである。しかし遠間からの連続技や、足を二、三步ついででの面打ち、つばぜりからのしつこいほどの連続打ちなどには、日本側も、しばしば苦しめられた。

先程、彼らの技倆（技量）は、日本の高校生レベルと書いたが、しかし彼らがこの先、剣道を続けたとしても、日本の大学の剣道のようになるとは思われない。また彼らも、そのようになろうとも思っていない。日本人は、剣道は日本古来のものと考えているが、彼らは決してそうは考えていない。韓国には、韓国の剣道があると考えているのである。それゆえ、彼らは、日本の剣道の良い点を取り入れても、それを単なる模倣で終わらせることはしないだろう。

つまり彼らは、日本人の剣道とは別の、自分たちの剣道、いわば韓民族の剣道とでもいうものを目指しているように思われた<sup>70)</sup>。

上記の記述から、昭和 50（1975）年当時の東大 4 年生であった学生が直感したように、「日本人は、剣道は日本古来のものと考えているが、彼らは決してそうではなく、韓国には韓国の剣道があると考えている。」それゆえ、「日本の剣道の良い点を取り入れても、それを単なる模倣で終わらせず、日本人の剣道とは別の韓民族の剣道とでもいうものを目指している」と明記している。現在から約 40 年程前に、韓国剣道 KUMDO の思想やその方向性は、ひとりの日本人学生によって既に体験的に読み取られていたのである。

## 第 7 項 国際化への挑戦と剣道団体の乱立

韓国剣道 KUMDO の特色の 1 つとして、積極的な国際化への姿勢がある。全

国学生剣道大会プログラム（2010）には「国際剣道連盟」という項目を立て、国際的な韓国剣道 KUMDO の位置を以下のように説明している（以下は、筆者の日本語訳による）。

国際剣道連盟は、1965 年国際社会人クラブが主導で始まったことが最初である。しかし、これは剣道人同士の親善試合であり、それ以上発展せず、1970 年に正式に世界剣道連盟が誕生する。当時会員国は 15 か国であった。

剣道の国際名称は、漢字で剣道、英字で“kendo”であり、国際剣道連盟は“International Kendo Federation”として、全ての会員国はこれを遵守しなければいけないことが慣例である。国際剣道連盟が 2006 年 4 月に GAISF 国際競技連盟総連合会（現在は Sport Accord と改称）に加盟して、国際剣道連盟の略称が I.K.F から仏語式の F.I.K と変わった。

大韓剣道会は、国際的に英文表記“Korea Kumdo Association”で公認された。これは我々の歴史的背景を反映するものであり、国際連盟も又すべての加盟国もこれを認めたことは、当然の処置であった。

1970 年第 1 回世界選手権大会が日本の東京で開かれて以来、3 年毎に継続されており、階級がない無階級競技として行われている。

（中略：世界選手権大会における韓国人選手の成績）

1974 年に始まった世界少年剣道大会は、1980 年にハワイで第 3 回大会が開かれたが、韓国は国際大会史上初めて、この大会で個人戦入賞者 4 人中、優勝パク・チュンチュエ、3 位ユン・コンギョン、全部門で個人戦メダルをさらい、団体戦では 2 位となり、総合優勝した。しかし、この大会は、その後廃止された。

現在、FIK 加盟国は 50 か国で全世界剣道人口が急速に増加している。

韓国は、現在、国際剣道連盟の副会長国として主導的役割をしており、多くの会員国が韓国と交流することを希望し、大韓剣道会もこれを受け入れ、剣道を通して国際親善を図り、国威を宣揚している。

Sport Accord (旧 GAISF) 主催で計 13 の国際武道団体が参加する Combat Games 行事が中国北京で開かれた。国際剣道連盟 (FIK) も 2010 年 9 月 3-4 日の 2 日間剣道行事として参与することになった。大韓剣道会も剣道競技と演武競技に参加し、公開演武行事では、我が国の朝鮮勢法を世界の武道人が見守る中、試演する予定である。

これらの説明から看取できることは、以下の5点にまとめられる。

①国際剣道連盟の英訳は International **Kendo** Federation であるにも関わらず、韓国の大韓剣道会だけは、Korea **Kumdo** Association と英語表記することを全加盟国が公認している。②FIKにおける顕著な活躍と日本剣道 KENDO を凌駕する競技力の高さを誇示している。③青少年による世界大会として 1974 年に開始された世界少年剣道大会について明示している<sup>注 23)</sup>。④韓国は FIK の副会長国として主導的役割を担い、他の国々が韓国剣道 KUMDO と交流することを希望している。我が国も韓国剣道 KUMDO を通して国際親善を図り、国威を宣揚している。⑤2010 年に開催されるコンバットゲームズにおいて、朝鮮伝統武術に由来する朝鮮勢法を演武として広く世界に紹介する。

上記の内容から、韓国剣道 KUMDO は FIK を介して、さらに積極的に国際化の方向性を提示している。しかし、韓国剣道 KUMDO の国際的飛躍やその普及発展に伴ない、大韓剣道会以外で国内に誕生した多くの剣道団体の乱立がある<sup>71)</sup>。

剣道がスポーツ化し韓国選手団が国際大会に出場して、韓国剣道 KUMDO の存在を世界に示すようになったのは 1966 年からである。この時期は、学生剣道の組織が分離され、李忠武公<sup>注 24)</sup> 生誕記念大会をはじめとする各種大会を中心に発展した時期である。さらに 1988 年のソウルオリンピックの年に、大韓剣道会がソウルで世界剣道選手権大会を開催した。それ以降は、社会体育の活性化とスポーツ化した剣道の大衆化がなされたが、他方で、あらゆる類型の剣道団体が乱立した時期でもあった。1990 年代は、剣道人口が急増する中で勝利至上主義と商業主義の様相が色濃くなり、伝統剣法の保存や啓発に対する研究不足と重なって混乱した。この時に、大韓剣道会の剣道は、日本色の濃い剣道団体として批判され、批判した人々が韓国固有の伝統性を主張する各種の剣道団体を立ち上げる結果を招いた。これらの様々な剣道団体の形成は、根本的には、大韓剣道会の過度な竹刀中心主義の過ちから生じた現象であると、龍仁大学武道研究所は分析している。

他の剣道団体が、大韓剣道会とは異なる論理を展開している流れは、大きく分けて 2 つある。第 1 に、脱日本剣道の流れである。反日感情がどの民族よりも強い韓国社会において、脱日本剣道という論点は、多くの剣道人口を確保するきっかけを作った。第 2 に、竹刀剣道ではない、真剣の修練に目標をおくもので



ある。剣道が他の武道とは異なり、精神的な修練活動の助けとなる既存思想を竹刀ではない真剣に見出したことが人々の好奇心を呼び起こした。

韓国国内において、大韓剣道会を取り巻く状況は、韓国剣道 KUMDO が、「日本文化なのか？朝鮮（韓国）文化なのか？」という異文化対立の様相を呈している。最大の問題は、韓国剣道 KUMDO が「剣道は日本から導入されたものである」という歴史認識を提示することによって、剣道文化が日本文化として捉えられ、反日思想を煽る状況になることである。これが、今日の韓国社会の情勢であることを認識しておく必要がある。

### 第 3 節 第 2 章のまとめ

本章では、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の歴史を、両国に関連する人物および事項とその背景に沿って俯瞰した。

1896 年に日本から韓国に導入された剣道（撃剣）は、今日まで日韓両国において、それぞれの文化・社会の中で継承されてきた。しかし、剣道の起源をめぐっては、日本民族と朝鮮民族のそれぞれの民族の系統性と正統性を謳っている。1970 年の FIK 発足以降、日本剣道 KENDO は国際的にも普及しつつあり、現代ではグローバル化の波に乗って、ふたたび文化変容した韓国剣道 KUMDO を再認識することになった。韓国剣道 KUMDO では、剣道とは「刀による闘いを起源とする竹刀による競合いである」<sup>72)</sup>としている。日本で誕生した剣道（撃剣）が、1910 年の日韓併合を契機として韓国に導入され、いわば日韓同時に近代化された。日帝解放後は、韓国独自の歴史認識の中で韓国剣道 KUMDO として普及発展し、特に競技力の面では、WKC で日本の競技力を凌ぐ実力を備えている。

ここでは、以下の日韓剣道史の 2 点で本章をまとめる。

#### ①日本剣道 KENDO の歴史

剣道の歴史は、「日本刀」の発祥から始まる。そのために、日本の風土で育った「日本刀を用いた闘い」の武術から、「竹刀を用いた競合い」の武道へと発展したものを「剣道」とする。また、日本剣道 KENDO は、殺人刀の剣術から活人剣の武士道へと繋がる思想性を引き継いだ。竹刀剣術を発展させ、後の榊原鍵吉を輩出した男谷精一郎の存在は現代剣道の祖と言える。また、日韓剣道の橋渡しとして、朝鮮総督府で活躍した持田盛二の存在も大きい。彼は後に昭和の剣聖と称される存在となった。

日本剣道 KENDO は、スポーツではなく、あくまで武道としてその理念を追究する。全剣連の「剣道の理念」に謳われる「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」に依拠した人間教育を目指し、その伝統性を保守し、日本の伝統文化として後世に伝承する姿勢を貫いている。もともと武術であった剣道が、近代化によって武道となり、その後競技化されスポーツ化された経緯はあるが、国際的にもスポーツ化した柔道 JUDO とは差別化している。

## ②韓国剣道 KUMDO の歴史

1896年に日本から韓国に剣道が導入されるが、1910年の日韓併合によりその普及が加速した。朝鮮半島における日本剣道 KENDO の普及が、植民地時代の文化帝国主義に起因することから、日帝解放後も、韓民族（朝鮮民族）としては、日本の伝統文化である剣道を継承することは極めて困難であった。このような国民感情に同調して、韓民族としての韓国剣道 KUMDO の伝統性を論じ、新羅の武士集団である花郎道にそのルーツを求めた。このように韓国剣道 KUMDO には、韓国伝統文化への回帰や伝統の発明<sup>注25)</sup> が示唆された。

大韓剣道会は、「中国の茅元儀により伝えられた朝鮮勢法が、古代剣法の精髓として現代剣法の母胎」となることを主張し、その歴史が大陸を超えた刀法による闘いの起源説にまで至る。さらに、「新羅の花郎徒において撃剣が必須の修練科目だった」ことを根拠として「本國剣法」を復活させ、その刀と剣術の起源は、日本剣道 KENDO の日本刀以前のものであるとする。韓国剣道 KUMDO は「殺傷目的ではない心身の修練のための教育的武戯」であり、「体育競技」として今日に至る。

韓国国内のスポーツ界に向けてその民族主義に訴え、韓国剣道 KUMDO の正統性を唱えるために新羅花郎道の撃剣と結びつける「本國剣法」や「朝鮮勢法」の復元に尽力している。

## 注および引用・参考文献

### 注

- 注 1) 団野源之進の名は、榎本（1980）の史料<sup>12)</sup>では、「団野源野進義高」とされており、男谷が直心影流第 13 代「的伝正統」を継いだ時も、麻布狸穴ではなく、「本所亀沢」に道場を構えたとされている。
- 注 2) 的伝正統とは、正統を受け継ぐことであり、直伝を意味する。
- 注 3) この 3 尺 8 寸という長さについて、「真剣操作法としての実践的剣術から遊離しないという条件（長竹刀の弊害に陥らない長さ）と、鍛錬的効果のある実用剣術の実践（はげしく「打ち込む」という運動を確保し、且つその鍛錬的有効性を保証するものは重くて長い竹刀）という二条件を考慮に入れてのことであった」と榎本は考察している。（榎本鐘司（1980）幕末剣術の変質過程に関する研究—とくに窪田清音・男谷信友関係資料および一刀流剣術伝書類にみられる剣術の一変質傾向について—、武道学研究 13-(1) pp.51）
- 注 4) 昭和 27（1952）年に全日本剣道連盟が発足すると名称を「日本剣道形」と改めた。
- 注 5) 大日本帝国剣道形調査委員会主査委員の写真（全日本剣道連盟『剣道の歴史』2003 より）
- 注 6) 『アサヒスポーツ』5 巻 26 号に掲載（全日本剣道連盟『剣道の歴史』から再引用）
- 注 7) 『アサヒスポーツ』6 巻 1 号に掲載（全日本剣道連盟『剣道の歴史』から再引用）
- 注 8) 盧溝橋事件（ろこうきょうじけん）は、昭和 12（1937）年 7 月 7 日に北京（北平）西南方向の盧溝橋で起きた日本軍と中国国民革命軍との衝突事件である。この事件が直接的な火種となり日中戦争（支那事変）が勃発した。
- 注 9) 『新武道』3 巻 5 号に掲載（全日本剣道連盟『剣道の歴史』から再引用）
- 注 10) 『新武道』1 巻 4 号に掲載（全日本剣道連盟『剣道の歴史』から再引用）
- 注 11) 現在は全日本剣道演武大会となっている。
- 注 12) 大日本武徳会からの表彰であり、実質的には称号である。昭和 9（1934）年に、精錬証に代わって「錬士」が制定され、精錬証は廃止された。
- 注 13) 1910 年 8 月から 1945 年 8 月までの「韓日合那条約」集結による、大日本帝国の朝鮮半島における武断統治の期間を指す。帝国主義を前面に押し出した日本の韓国（北朝鮮を含む）における植民地支配であった。
- 注 14) 乙巳条約の締結当時の正式名称は日韓交渉条約であった。これは、日露戦争終結後の 1905 年 11 月 17 日に大日本帝国と大韓帝国が締結した協約であり、第二次日韓協

約とも日韓保護条約ともいわれ、大日本帝国による大韓帝国の保護国化を意味するものであった。

注 15) 韓国では「民族抹殺政策」ともいわれている。

注 16) 朴正熙は 1961 年に 5.16 軍事クーデターを起こし、国家再建最高会議議長に就任する。その後、1963 年に第 5 代大韓民国大統領に就任する。1963 年から 1979 年まで大統領を務め、軍事独裁・権威主義体制を築く。また、日韓基本条約を批准して日韓両国の国交を正常化し、日米両国の経済支援を得て「漢江の奇跡」と呼ばれる高度経済成長を達成した。

注 17) 実際には、軍事政権期には日本文化のみならず、北朝鮮との対立構造を明確にし、共産圏文化も規制の対象であった。

注 18) このプログラムに記載されている内容は、李ジョンリム（2006）『剣道教本』からの抜粋であり、一部変更された箇所があることが明記されている。

注 19) 「副会長国」という表現を確認しておきたい。国際剣道連盟の中で各国に対して会長国という位置づけは存在しない。確かに、国際剣道連盟会長は初代から一貫して全日本剣道連盟会長が歴任し、FIK が全剣連傘下にあることは自明ではあるが、その FIK の副会長が韓国人であるからといって、「副会長国」であるとか、日本は「会長国」であるというような位置づけは存在しないであろう。

注 20) 日本の剣道人口をその比較のために記しておく。全剣連は創立 55 周年記念事業として、2007 年になって初めて全国規模で剣道人口調査を実施した<sup>注 21)</sup>。その結果、平成 19（2007）年 9 月現在の活動中の剣道人総数は 47.7 万人であり、そのうちの有段者は 29 万人であった。内訳は、一般社会人が 40%、中学生以下が 45%であった。また男女構成は、女性が 23%と 4 分の 1 を占めた。さらに、国内の総剣道人口は 166 万人であると発表している。この総剣道人口で比較してみると、日本は韓国の約 3 倍の剣道人口になるが、現在活動中の人口比で見ると、約 48~50 万人であり韓国とほぼ同じになる。なお、日本では女性の剣道人口割合が高い。

注 21) 全日本剣道連盟 HP、剣道人口国勢調査

<http://www.kendo.or.jp/old/column/250.html> (2014.7.28)

注 22) 戚継光（せき・けいこう：1528-1588）は、中国明代の武将である。「戚家軍」と呼ばれる水軍を率いて倭寇討伐に従事した。「竜行剣」と呼ばれる剣法の開祖とも伝えられている。また、『紀効新書』を残し、日本の陰流剣術の目録を研究し『辛酉刀法』を著している。

注 23) この大会は全剣連および FIK では公認されていない。

注 24) 李忠武公とは、李氏朝鮮の将軍である李舜臣（イ・スンシン）のことである。豊臣秀吉が朝鮮出兵した文禄・慶長の役（1592/1597年）で、朝鮮水軍を率いて日本軍と戦い活躍したことで知られ、韓国では英雄的存在の朝鮮水軍の指揮官である。

注 25) E. ボブズボウムが『創られた伝統』の中で指摘したことに拠る。原著の原題は『伝統の発明』であり、民族の伝統の捏造性がテーマである。「『伝統』は昔から受け継がれてきたものと考えられているが、実際は、『伝統』とされるものの多くが、近年になって創り出された」とする考え方。

## 引用・参考文献

- 1) 杉江正敏（2003）総論編，財団法人全日本剣道連盟『剣道の歴史』：東京，pp.2-35.
- 2) 全日本剣道連盟公式 HP, <http://www.kendo.or.jp/kendo/history/>, (2014.2.11 検索)
- 3) 酒井利信（2010）『日本剣道の歴史』スキージャーナル：東京，pp.44-45.
- 4) 全日本剣道連盟（2003）『剣道の歴史』財団法人全日本剣道連盟：東京，p.6.
- 5) 上掲書<sup>3)</sup>，酒井（2010），pp.58-59.
- 6) ノエル・ペリン著，川勝平太訳（1991）『鉄砲を捨てた日本人—日本史に学ぶ軍縮』中央公論新社：東京.
- 7) 同上書，ペリン（1991），pp.79-89.
- 8) 全日本剣道連盟（2003）『剣道の歴史』財団法人全日本剣道連盟：東京，p.9.
- 9) 同上書，全日本剣道連盟（2003），p.9.
- 10) 前掲書<sup>3)</sup>，酒井（2010），pp.160-164.
- 11) 綿谷雪（1990/2001）『新・日本剣豪 100 選』秋田書店：東京，pp.200-202.
- 12) 中村民雄（1994）『剣道事典—技術と文化の歴史—』島津書房：東京，pp.343-344.
- 13) 同上書，中村（1994），p.155.
- 14) 軽米克尊，酒井利信（2013）直心陰流の分派についての一考察：長沼派・藤川派・男谷派の試合・修練形態ならびに剣道観の分析を通して，武道学研究 46(1), p.4,
- 15) 同上書，軽米ら（2013），p.16.
- 16) 榎本鐘司（2003）講武所におけるしないの統一『剣道の歴史』全日本剣道連盟：東京，p.293.
- 17) 榎本鐘司（1980）幕末剣術の変質過程に関する研究—とくに窪田清音・男谷信友関係資料および一刀流剣術伝書類にみられる剣術の一変質傾向について—，武道学研究 13(1), p.51.
- 18) 中村民雄（2003）撃剣興行における試合方法と礼法『剣道の歴史』全日本剣道連盟：東

- 京, p.296.
- 19) 前掲書<sup>12)</sup>, 中村 (1994), pp.256-258.
  - 20) 庄子宗光 (1966) 『剣道百年』時事通信社 :東京, p.202.
  - 21) 船坂弘(1975)「昭和の剣聖持田盛二」講談社 :東京, pp.332-333.
  - 22) 前掲書<sup>20)</sup>, 庄子 (1966), pp.89-99.
  - 23) 前掲書<sup>20)</sup>, 庄子 (1966), pp.73-74.
  - 24) 赤門剣友会 (1997) 『東大剣道部 百十年の歩み』講談社出版サービスセンター :東京, pp.56-58.
  - 25) 永木耕介 (2011) ヨーロッパにおける柔道普及と「柔道世界連盟」構想, 生誕 150 周年記念出版委員会『気概と行動の教育者 嘉納治五郎』筑波大学出版会 :つくば市, p.188.
  - 26) 同上書, 永木 (2011), p.189.
  - 27) 前掲書<sup>25)</sup>, 永木 (2011), pp.188-189.
  - 28) 前掲書<sup>25)</sup>, 永木 (2011), pp.198-199.
  - 29) 永木耕介 (2008) 「嘉納柔道思想の継承と変容」風間書房 :東京, p.139.
  - 30) 前掲書<sup>25)</sup>, 永木 (2011), p.199.
  - 31) 前掲書<sup>21)</sup>, 船坂 (1975), pp.262-263.
  - 32) 前掲書<sup>21)</sup>, 船坂 (1975), pp.352-353.
  - 33) 武安義光 (2014) 剣道から剣術へ (後半), 月刊剣窓 3 月号 通巻第 391 号, 全日本剣道連盟, p.18.
  - 34) 高橋亨 (2009) 国際剣道連盟, 日本武道学会/剣道専門分科会『剣道を知る事典』東京堂出版 :東京, p.169.
  - 35) 前掲<sup>33)</sup>, 武安 (2014), p.19.
  - 36) 全日本剣道連盟 HP, <http://www.kendo.or.jp/kendo/history/> (2014.2.6 検索)
  - 37) 前掲<sup>33)</sup>, 武安 (2014), p.20.
  - 38) 朴貴順 (2012) 日帝強占期学校体育の武道に関する研究－柔道と剣道の教科目導入を中心に－, 楠戸一彦先生退官記念論集刊行会『体育・スポーツ史の世界－大地と人と歴史との対話－』溪水社 :広島, pp.243-258.
  - 39) 大韓體育會 (1965) 『大韓體育會史』 <非売品> :ソウル, p.61.
  - 40) 亜細亜文化社 (1904) 舊韓国官報 2942 號 號外 (1904. 9. 27), 東京: 国立国会図書館所蔵, p.36.
  - 41) 前掲書<sup>38)</sup>, 朴 (2012), p.248.

- 42) 前掲書<sup>39)</sup>, 大韓體育會 (1965) , p.61.
- 43) 金炫勇 (2014) 韓国における剣道の導入期に関する一考察, 武道学研究第 46(2), pp.87-98.
- 44) 同上書, 金 (2014) , p.96.
- 45) 前掲書<sup>39)</sup>, 大韓體育會 (1965) , p.61.
- 46) 朴周鳳 (2014) 『韓国における伝統武芸の創造』早稲田大学出版部 (早稲田大学モノグラム 105) :東京, p.17.
- 47) 同上書<sup>46)</sup> からの再引用 (国立民族博物館 12, 『韓国武芸史料総書 12』) , p.12
- 48) 朝鮮総督府 (1914) 朝鮮総督府官報 號外 (1914. 6. 10) , 東京: 国立国会図書館所蔵, pp.200-201.
- 49) 前掲書<sup>39)</sup>, 大韓體育會 (1965) , p.58 / p.61.
- 50) 前掲書<sup>39)</sup>, 大韓體育會 (1965) , p.61.
- 51) 前掲書<sup>38)</sup>, 朴 (2012) , pp.254-257.
- 52) 前掲書<sup>39)</sup>, 大韓體育會 (1965) , p.61.
- 53) 檀國大學校附設東洋學研究所 (2004) 『東洋學叢書第十五輯 開化期在韓日本人雑誌資料集: 朝鮮 6』朝鮮第四十六號 (明治 43.6.1) , 朝鮮雜誌社 :ソウル, pp.290-296.
- 54) 前掲書<sup>38)</sup>, 朴 (2012) , p.253.
- 55) 檀國大學校附設東洋學研究所 (2004) 『東洋學叢書第十五輯 開化期在韓日本人雑誌資料集: 朝鮮 7』朝鮮第三十五號 (明治 44.1.1) , 朝鮮雜誌社 :ソウル, p.393.
- 56) 檀國大學校附設東洋學研究所 (2004) 『東洋學叢書第十五輯 開化期在韓日本人雑誌資料集: 朝鮮 9』朝鮮第四十五號 (明治 44.11.1) , 朝鮮雜誌社 :ソウル, p.439.
- 57) 檀國大學校附設東洋學研究所 (2004) 『東洋學叢書第十五輯 開化期在韓日本人雑誌資料集: 朝鮮 9』朝鮮第四十六號 (明治 44.12.1) , 朝鮮雜誌社 :ソウル, pp.554-555.
- 58) 権容爽 (2010) 『「韓流」と「日流」の文化から読み解く日韓新時代』NHK 出版 :東京, p.149.
- 59) 同上書, 権 (2010) , p.145.
- 60) 前掲書<sup>58)</sup>, 権 (2010) , pp.144-145.
- 61) 金炫勇 (2010) 韓国剣道ナショナルチーム選手の剣道に対する意識—韓国剣道大学選手との比較から—, 広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 59, p.345.
- 62) 植原吉郎 (2009) 剣道はオリンピック種目になるのか, 日本武道学会/剣道専門分科会 『剣道を知る事典』東京堂出版 :東京, pp.174-175.
- 63) 大島裕史 (2008) 『コリアンスポーツ<克日>戦争』新潮社 :東京, pp.260-261.



- 64) 前掲書<sup>58)</sup>, 権 (2010) , p.148.
- 65) 韓國스포츠振興會, 韓國體育百年史編纂會 (1981) 『韓國體育百年史』, p.713.
- 66) 大韓劍道會 (2010) 光復節記念第 39 回全国学生劍道大会プログラム, pp.39-40.
- 67) 大石純子「韓国の武術」, 入江康平編著 (2003) 『武道文化の探求』不昧堂出版 :東京, pp.223-228.
- 68) 林伯原「明代中国における日本刀術の受容とその変容」 武道学研究 46(2), pp.59-75.
- 69) 前掲書<sup>67)</sup>, 大石 (2003) , p.227.
- 70) 伊藤昌孝 (1976) 訪韓親善使節団に参加して, 赤門劍友会『東大劍道部 八十年の歩み』 文栄社 :東京, pp.145-146.
- 71) 龍仁大学武道研究所 (2004) 『劍道』東洋武芸学科, 図書出版ホンキョン :ソウル, p.74 / pp.95-96.
- 72) 前掲書<sup>66)</sup>, 大韓劍道會 (2010) , p.39.

### 第 3 章 剣道の文化論 —有効打突の概念と残心から—

#### 序

本章では、剣道競技において重要な有効打突の判定条件でもある「残心」について考察する。後述するように「残心」は、日本の文化的背景の象徴であるが故に、剣道の国際的普及の観点からも議論の的となる。

第 1 節では、まず有効打突の概念について論じる。有効打突の条件を確認し、打突に求められる美学を探究する。さらに、その判定をめぐる審判員の間主観性を検討する。

第 2 節では、残心にみる抑制の美学を検討し、残心に求められる美德について考察する。さらに、日本の文化的背景に由来する「残心」の出自や、剣道以外の日本芸道にみられる残心（残身）の語源を論じる。

第 3 節では、日本文化としての剣道の特徴を「形 form と型 pattern」から明らかにする。その上で、日本文化の「形式主義」と西洋文化の「合理主義」を検討する。

第 4 節では、日本剣道 KENDO の「残心」と韓国剣道 KUMDO の「存心」を比較検討し、それぞれの特徴と文化的対立から生じる剣道文化の変容に対するジレンマを検討する。

## 第 1 節 有効打突の概念

第 1 節では、有効打突の概念について、以下の 3 項目から検討する。

まず、第 1 項では有効打突の条件を確認する。第 2 項では、有効打突と打突の美学として、打突動作に求められる美学を探究する。第 3 項では、有効打突の判定を行う審判員の間主観性を検討する。

### 第 1 項 有効打突の条件

剣道の有効打突の条件は、『剣道試合・審判規則』第 12 条に挙げられている。すなわち、「有効打突は、充実した気勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする」と規定されている<sup>1)</sup>。

有効打突を取得するには、準備局面としての攻めや間合いから、主局面として「充実した気勢と適正な姿勢」をもって「竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突」し、さらに終局面として「残心ある」ことが要求される。この 3 つの条件が満たされなければ、有効打突は成立しない。よって、有効打突の判定では、相手の打突部位に当たったとか相手を打ったという武術的には斬ったという結果だけではない。審判員が有効打突と判定するには、有効打突に至る一連の動作を目視し、準備局面から主局面、そして打突後の終局面に至る全過程を判定対象とする。したがって、打突動作の一連の流れによって有効打突の成立を認否するような過程主義の様相をたどることになる。

これに対して、同じように剣を使用し武術を出自とする西洋剣術のフェンシングは、電気信号によって打突の認否とする結果主義の様相が明確である。剣道とフェンシングは、その判定規準において全く異なる性質の競技となる。剣道は試合における過程や形式を重んじており、そこに競技上の技術を超えた美学を求めると仮定すれば、フェンシングのように機械的な判定は不可能となる。

### 第 2 項 打突の美学

第 1 項で示された有効打突の条件を以下に分節することができる。

「有効打突」には、「充実した気勢での打突部位の呼称」と「竹刀の物打で打突部位を打突」と「適正な姿勢での打突動作」の一致に加え、「残心」の 4 つの要件が求められる。

有効打突の技術性と精神性とをわけて、数式で表すと以下のようになる。

気・剣・体の一致した打突＋残心＝有効打突

「気」は、気合・気魄を表し、試合では掛声や発声で表現されるため、発声による打突時の部位呼称が求められる。「剣」は、竹刀の動きを表し、竹刀の物打（刃部の剣先 3 分の 1）で相手の打突部位を的確に打突することが求められる。「体」は、体捌き全般を表し、特に打突に伴う踏み込み足が求められる。そして、「残心」は、打突後も油断することなく、相手に対して身構え・気構えを示すことである。

剣道ではこの有効打突に至るまでの一連の動きの過程を重んじ、そこに美学<sup>注 1)</sup>を求める。そのため機械による判定は不可能となり、剣道の技能に熟練した人、つまり審判員が判定することになる。その判定基準をめぐる動きの質と美には、どのような接点があるのだろうか。

樋口は、スポーツ観戦を例に挙げ、「すばらしいファイン・プレーとか劇的な試合の盛り上がりを観る楽しみの中に『すごい』と言う単純な表現以外に言葉がない様な、ある種の感情的な体験をわれわれはもち、その直感的な体験が、美学でいう美的体験とみなされる」と説明している。各スポーツの指導者は目の前で起こっている動きの質を直感的に見抜くことができる。これもある種の美的判断であるとしている。スポーツにおける運動の本質的な徴表が調和して極めて優れたパフォーマンスにまで高められたとき、運動の美が表出する。このようなスポーツの合理的で合目的な達成が「美的」とされ、その上で柔道や剣道などの「一本」や「メン」等といった動きの美しさを含んで勝敗が決められるスポーツは優れて美的なスポーツになると、樋口は解説している<sup>2)</sup>。

朴は、剣道の動きの美学については、「芸術としてのスポーツ」と東洋武道にみられる「行」の哲学教育を融合させた美的体験であると説明している。その具体的な美的体験として、気剣体一致の統一性による美的体験、不動の美的体験、卓越性の追求としての美的体験の 3 つを挙げ、さらに、これらの体験的局面を通じた自身の意識－身体に自発的に体得される経験的な創造過程の教育であると表現している<sup>3)</sup>。

換言すると、剣道に要求される美しさは、芸術的要素と東洋武道の哲学的要素からなる動きの美的体験であり、それらの卓越性の追求を通して、修行者の

意識と身体に自発的に体得される創造過程の教育である。

美しさを得点化し競うという観点から、運動フォーム<sup>注2)</sup>の「美」の基準の客観的な数値化について、樋口は以下のように説明している。

まず、美の存在性格を振り返ってみると、明らかである。美というようなものは、主観的なものであり、あるものを美しいと感じる人もいれば感じない人もいる。また、同じ人間でも、同じ対象に対して美を感じる場合もあれば、感じない場合もあったりする。(中略)しかし、すぐれたパフォーマンスを示す熟練者の動きには誰もが納得する本質的徴表の表れとして美が成立するのであるから、そこにはやはり何か法則性があるのではないか<sup>4)</sup>。

つまり、「美」とはあくまでも主観的であり、スポーツにおいては「優れたパフォーマンス」は「美しい」と言われるアナログ的な美が認められ、明確な数値で示されるようなデジタル表示とは異なる。「かたち」としての形式は様式と関連する。その樋口の言う「様式」とは、芸術で一般的に用いられている類型的な概念ではない。それは、マイネルやフェッツがとらえる「優れたスポーツ実践者の運動に典型的にみられる技術的な合法則性に立脚した」かたちであり、「個性的特徴をもってなされる運動遂行の方式」であるという<sup>5)</sup>。

つまり、剣道では、有効打突に至るまでの一連の動きに関わる過程主義と、その動きのかたちにこだわる形式主義とともに、試合中にあるべき瞬間にあるべき姿で、有効打突として存在していることに美学を求める。そのために、打突の評価を機器で測定し判定することは不可能であり、その技能に熟練した人である審判員が「美」を含めて認否し判定することになる。よって審判員は、競技者よりも高段者であり、その優れたパフォーマンスの美しさを的確に即時に認識し、有効打突の条件に則って判定しなければならない。結果として、打突の美的完成度の評価者となる審判員は、必然的に剣道の修行者であり体得者でなければならない。

### 第3項 打突判定と審判員の間主観性

剣道の試合では、気剣体の一致した打突とともに、打突後に「残心」として、その姿勢や態度に形式美と相手への尊敬の念を求める。よって、試合の判定に

は、この打突の全過程を見極めた上で、有効打突の判断が下せる人（審判員）が必要となる。茂木は、人工知能の研究からコンピュータと人間の脳の大きな違いを、「ロボットには広い意味での状況判断ができないが、人間はそれを当たり前のようにすることである」<sup>6)</sup>と述べている。現在までに計算能力や記憶能力を身につけたロボットは開発されているが、人間のような高次の状況判断力を持つロボットは存在しない。つまり、知性や感性を含めた状況判断力こそが人間としての証明であるという。

第1項で前述したように、有効打突には、準備局面の「充実した氣勢と適正な姿勢」と、主局面の「適正な動作で刃筋正しく打突」、終局面の「残心」が備わっていないなければならない。この一連の流れの判定は人間でなければ不可能であり、機械的な判断はできない。さらに、この「残心」には「精神性」が含まれており、単に打突部位を竹刀の物打で打ったというような目に見える現象の判断だけではない。たとえば、竹刀で相手の打突部位を打っているにもかかわらず、審判員の旗が上がらないことがある。これは、当たっただけでは有効打突にはならないという「精神性」の理解が必要だからである。有効打突の判定には、相手の打突部位を竹刀の物打ちで打つという物理的要素と同時に、「精神性」の評価<sup>註3)</sup>が含まれる。それ故に、この判定には審判員の主観が入ることになる<sup>註4)</sup>。このように主観が伴う技の判定には、段位制の権威に従って、試合では競技者よりも上段位者が審判員を務めるという暗黙の了解がある。これは競技者よりも下段位者では、この「精神性」の評価ができないという了解でもある。

武道の判定基準とその客観性について、中林は、「武道の試合が、いくら客観的に合理的に規定され行われたとしても、やはり武道では審判者の主観的要素が大きなウエイトを占めるという特性がある」<sup>7)</sup>と明言する。さらに、「武道の技術は、相手との極限的な緊張場面に瞬間的に決定されるものであるが、自己のすべてを技に表現するという芸としての特性がある。それに客観的な評価を下すことは、実際には不可能なのかもしれない」<sup>8)</sup>と判定の困難を吐露している。それ故に、剣道では、その打突を生み出した競技者の動きの美しさを正しさと捉え、一連の流れの形式美を3名の審判員による間主観的な判断<sup>註5)</sup>によって承認しようと試みている。

また、武道の技の本質には芸術的な側面が含まれる。そのため、一般的には、その技の価値の判定は審判員の権威によるしかない<sup>9)</sup>と中林は指摘する。また、ここでいう権威とは、社会的・形式的なものではなく、審判員個人に備わるもの

であるとする。中林が考える審判員は、自身が技術的に秀れ、人格的にも高潔で、常に修行・研究し、しかも正確で素早い判断を下せる経験の豊かな人である。結局は、競技者が審判員を信頼し納得して試合ができなければ、試合は百害あって一利もないと、中林は指摘する<sup>10)</sup>。

第1節では、有効打突の条件を『剣道試合・審判規則』第12条に求め、「有効打突は、充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする」と規定した。

つまり、「有効打突」には「充実した氣勢での打突部位の呼称」と「物打での打突部位への打突」と「適正な姿勢での打突動作」に加え、「残心」の4つの要件が求められ、そこには過程主義の様相がある。これら一連の動作が繋がった時には、その動作が美しく美的要素が加味させることになる。

有効打突の判定には、相手の打突部位を竹刀の物打ちで打つという物理的要素と同時に、「精神性」の評価が含まれる。そのため、人の「精神性」の判定は器械では測定不能であり、判定には審判員の権威に依拠した主観が入る。そこで、剣道試合では、競技者の動きの美しさを正しさと捉え、一連の流れの形式美を3名の審判員による間主観的な判断によって承認しようと試みている。

## 第 2 節 残心の美德

第2節では、残心の美德として、打突後の心身の姿勢を重んじる残心について検討する。まず、第1項では、残心にみる抑制の美学を論じる。次に、第2項では、残心と引き揚げについて検討し、残心の出自を探る。さらに第3項では、剣道以外の芸道にみられる残心（残身）について検討する。

### 第 1 項 残心にみる抑制の美学

『剣道試合・審判規則』<sup>11)</sup> の規則第 27 条および細則第 24 条は、「有効打突の取り消し」を以下のように規定している<sup>注 6)</sup>。

(有効打突の取り消し)

**第 27 条** 試合者に不適切な行為があった場合は、主審が有効打突の宣告をした後でも、審判員は合議の上、その宣告を取り消すことができる。

**細則第 24 条** 規則第 27 条（有効打突の取り消し）は、次のとおりとする。

1. 打突後、相手に対して身構え気構えがない場合。
2. 打突後、必要以上の余勢や有効などを誇示した場合。

この細則第 24 条の第 1 項に示された打突後の「身構え」とは、「身体全体に意識を配り、相手に対し即座に対応できる体勢」を指す。また、「気構え」とは「打突に先んじて、相手の心身の動きをとらえ、いつでも対応できるように体のすみずみまで神経を行きわたらせている心の状態」を指す<sup>12)</sup>。

有効打突を取得したということは、その打突は充実した氣勢、適正な姿勢を持った完璧な技であり、相手の反撃は本来無い。仮に、反撃があるような不十分な打突であれば、審判員は規則上「一本（有効打突）」として認めてはならないはずである。つまり、あるはずのない反撃に対して「残心」を示し、この「残心」が反撃への備えだとすることには、論理的矛盾が生じる。この点からも、剣道の「残心」は相手の反撃に対する武術的側面よりも、相手に対する礼儀や思いやりを示す道徳的側面を表現するものであることが分かる。この「残心」を示す「身構え」や「気構え」には決められた形があり、打突後にその形式をとること



が要求されている。

第 24 条の第 2 項は、技術的内容ではなく、判定後の態度や心構えである。剣道では相手に対する尊敬や敬意を重視し、勝ち誇ったガッツポーズやハイ・タッチを禁止している。この細則第 24 条第 2 項によって規則第 27 条を適用し、不適切な行為があった場合は、有効打突が取り消されることになる。いわゆる新渡戸の『武士道』でいう「惻隠の情」<sup>13)</sup> を試合規則に反映しているのである。つまり、試合規則にある有効打突の評価基準では、「残心」本来の「反撃への備えとしての身構え、気構え」を超越した日本の伝統的、文化的、さらに教育的思想の保持と継承を競技規則に明記し求めているのであろう。

ところが、1999 年 4 月 1 日改訂の『剣道試合・審判規則』<sup>14)</sup> から、細則第 24 条は以下のように改定された。

#### 細則第 24 条 規則第 27 条（有効打突の取り消し）

不適切な行為とは、打突後、必要以上の余勢や有効などを誇示した場合などとする。

つまり、これまでの「有効打突取り消しの条件」であった「身構え気構えがない＝残心がない」ことが、その反撃に備えた姿勢を問うことよりも、判定後の態度や心構えを要件にしたのである。つまり、有効打突の判定の際に、勝利の誇示を慎み、より相手に対する尊敬や敬意の重視が明文化されたと捉えることができる。

勝利の誇示について西村は、以下のように考察している。

ガッツポーズなどの示威行為は、感情の誇大な表現は慎まなければならないという意味だけでなく、打突後は常に身体的にも精神的にも次の動作に移れる態勢を整えていなければならないという意味、つまり、「残心」の意味でも禁じられるのである。（中略）しかし、いつの間にか余勢や有効を誇示する「歓喜・示威」自体も「人間形成」の理念に反するということで「不適切」とされるようになったのである。すなわち、「見苦しい引き揚げ」は「実用的」な意味だけではなく、「モラル的」な意味をも有するようになったのである。このように勝ち鬨の示威や歓喜のパフォーマンスの抑制は、伝統的な不文律として存在しており、それが「剣道理念」の制定を通して

1979年に明文化されるに至ったのである。武道を含めたスポーツにおいても、勝ち鬨のパフォーマンスの禁止を明文化しているのは剣道だけである。柔道や大相撲では、ガッツポーズなどは黙認されるに至っている<sup>15)</sup>。

実際の剣道競技において、中学生や高校生、大学生といった若い選手の団体戦などでは、試合が白熱し、チームの勝敗を決定づけるような一本が決まった瞬間、示威に当たるような動作や、チームメンバーが歓喜し抱擁する場面を目にすることがある。実際の取り消しのケースとしては、団体戦でチームの勝敗がかかった試合の場面で、打突をした選手が相手に対して十分な残心を示さなかったり、即座にチームメイトに向かって勝利の示威を示した場合などがある。

また、小学生のように若い選手の中には、試合に負けて竹刀を床に叩きつけたり、悔しがったり、試合終了時の相手への礼をせず試合場を出ようとする場面などがある。しかし、このような場合でも、審判員は必ず双方の礼が完了するまで確認し、同様の指導を監督にも求める。指導者はそのような態度を示した選手に対し、「悔しくとも礼もせずに戻ってくる姿は、試合で負けるよりも恥ずべき姿である」とする共通認識を持って指導に当たっている。これも相手に対する礼儀であり、残心の1つであると考えられる。

さらに剣道では、この抑制の美学を観戦者にも求めている。一般的に剣道大会では、拍手のみの応援は認めるが、声援は禁止されている。観戦者に対する規則はないが、剣道大会では暗黙の了解となっている。万が一、会場の観戦者がざわつくような場合には、「応援は拍手をもって行い、声援はおやめください」とアナウンスで注意を喚起し、周知される。剣道は、大会会場を静粛に保つために、観戦者にも「抑制の美学」を求める競技である。

## 第2項 残心と引き揚げ

剣道を武術的な見地からみれば、敵を切り倒した後に、倒した敵は勿論のこと、他の敵の襲撃に備え「気構え」や「身構え」をとるといった「残心」は必要不可欠なものであつただろう。

文献上の「残心」の初出は不明であるが、宮本武蔵の『兵法三十五箇条』には「残心・放心の事」という記載がある<sup>16)</sup>。ここでは「残心」が剣術の極意であり、心法に繋がっているとされる。また、明治45(1912)年に、全国に点在する剣道諸流を統一して作られた大日本帝国剣道形にも「残心」が取り入れられて

いる。このことから、各諸流にも「気構え」や「身構え」を示す「残心」はあったものと予想される。

現代では、『日本国語大辞典』<sup>17)</sup>には、「残心」とは、「心を残すこと。もしくは、心が残ること」「剣道と弓道で用いられる心構えを指す言葉」と明記されている。

剣道の試合規則にある「残心」には「引き揚げ」が関連する。また、この「引き揚げ」については、榊原鍵吉の撃剣興行が関わる。明治6(1873)年2月頃、榊原鍵吉の撃剣興行は全国的に広まっていた。撃剣興行では、興行であるために見世物としての派手な引き揚げが横行していた。

また、当時の学校教育では、明治5(1872)年に学制が公布され、日本の近代化のために教育制度が整備された。全国に8つの大学と1大学区につき32の中学校、その学区下に210の小学校が設置された。その後、明治12(1879)年の教育令によって師範学校や専門学校などが設置された。明治19(1886)年には、小学校令、中学校令、師範学校令、帝国大学令の勅令が公布され、各学校の設置基準が整えられた。

このように教育環境が整備される中で、特に大学では倶楽部活動として同好の有志が集まり野球倶楽部、漕艇倶楽部、剣道倶楽部などが創設された。剣道倶楽部と言えば、明治15(1882)年に、東京大学で榊原鍵吉を師範とする撃剣会が発足し稽古が始まった<sup>18)</sup>。明治22(1889)年には、第一高等中学校に撃剣会が発足し、翌年には撃剣部と改称された<sup>19)</sup>。明治25年(1892)には、慶応大学が慶応義塾体育会を結成し、剣術部が創設された。また、明治27年(1894)には、学習院大学でも撃剣会が創設されている。

各大学の剣道部は、学内での倶楽部活動としての稽古だけでなく、他校との対抗試合を積極的に実施した。個々の大学同士の対抗試合から、次第に对外試合が地域に広がり、さらには全国大会が開催されるようになった。こうして、大正2(1913)年には第1回全国高等・専門学校剣道大会が開催されている。

当然、全国大会では母校の名誉をかけて「勝つこと」が求められ、「勝つ」ための方法として、打突後の「引き揚げ」があったと考えられる。「引き揚げ」に形の美しさは無く、敵の反撃に備える「気構え」や「身構え」もない。打突の有効を誇示しながら敵に背を向け逃げ去る行為などであった。当時のこの勝利至上主義的な「引き揚げ」行為は、武士道精神を引く剣道精神に反するものとして批判され、遂には「引き揚げ」防止策がとられるようになった。

重岡は、この「引き揚げ」と「残心」との関係を、過去の剣道試合・審判規則に照らし以下のように整理している<sup>20)</sup>。

○高野佐三郎「剣道」大正4（1915）年刊

「打った後残心があること」

○武徳会会報24号 大正8（1919）年8月号

「相手者を確実に撃突したる場合と雖ども、構えを崩し、引き揚げを為す者は勝ちに算せざるものとす」

○大日本武徳会試合審判規定 昭和2（1927）年

「3. 残心ナキ動作ヲ為シ反ツテ撃突セラレタルトキハ後ノ撃突者ヲ勝トス」

○大日本武徳会試合審判規定 昭和9（1934）年

「4. 違反ノ引揚ゲヲ為シ反ツテ撃突セラレタルトキハ、有効ナル撃突アリトモ之ヲ勝ト認メス」

さらに、この「引き揚げの禁止」と「残心」を含めた審判規定の変遷については、大塚（1995）の先行研究がある。大塚は、「昭和2年（1927）試合審判規程（以後、昭和2年規程とする）」を以下のように提示している<sup>21)</sup>。

第六条「引揚げはこれを禁ず。違背するときは審判員において注意を与え、尚違背する時は試合を停止す。（参考）本条において引揚げと称するは有効なる激突の有無にかかわらず備えを崩し、氣勢を弛め試合を中断する動作を謂う。残心を以て直ちに後の備を為すものは抱合せず」

第七条「撃突後氣勢を弛め残心無き動作を為し反って撃突せられたる時は後の撃突者を勝とす」

「引き揚げの禁止（第6条）」については、明治40年（1902）の「剣術講習規定」や大正8年（1919）の「剣道試合に関する心得」にあるが、昭和2年規程の改訂が「引き揚げを禁止するため」と大塚は述べている。「残心（第7条）」は武術的観念<sup>註7)</sup>からの「残心のすすめ」であり、先に打突した者に残心が無い場合は、後者の打突が有効になる。

「引き揚げ」と「残心」の弁別は微妙であるが、昭和2（1927）年規程が、引き揚げ禁止を主旨とする改訂であったために、その対として「残心」の規程を成文化せざるをえなかったと、大塚は推論している<sup>22)</sup>。

また、昭和2年規程以前の「剣術講習規定（1902）」には、以下のように「引き揚げ」と「残心」の関係性が示されている。

試合中相手者を撃、又は突きたりと思料し声を掛けて引上がるときの体勢を疎慢にするは不慮を倣めざる者にして最も注意すべき事とす。これ古来残心の教えある所以なり。しかるに近来引上がる時後を向く者往々これあり疎虞も亦甚しいといふべし。かくの如き行動に対してはたとえ審判員において撃刺の事実を認めたる場合といえども勝の数に算せざるものとす<sup>23)</sup>。

つまり、自分の打突後に相手の反撃を防御し警戒するために必要以上の距離をとり続けることや、相手に背を向ける、横を向くなど特有の防御の姿勢をとることを禁止している。こうして、昭和2年規程から「引き揚げ」の禁止が明文化されるとともに、打突後の動作に「残心」として一定の形と態度を要求する思想が明確化され、この「残心」の概念が現代の試合規則へと繋がっている。

以下に、武徳会による昭和2年規程から昭和18年試合規程までの主な記載事項の変化と特徴を示す。この記載からも明らかなように、引き揚げは一貫して禁止事項であった。

表 3-1： 試合規程の変化と主な特徴（大塚<sup>24)</sup>，1995 を一部改訂）

規程	試合時間	有効打突の判定基準	勝利条件	禁止事項	審判員数
昭和2年(1927) 武徳会規程	なし	撃突は充実した氣勢と刃筋正しい業と適法な姿勢	原則三本勝負	引き揚げ (参考文付き)	原則1名 (椅子に)
昭和4年(1929) 天覧試合規程	5分内審判 同士の同意 で猶予 <sup>註8)</sup>	斬撃刺突を主とし、併せて姿勢、態度、技術を審判、用紙使用の判定制度	三本勝負	引き揚げ	3名 (多数決原理)
昭和9年(1934)	なし	昭和2年と同じ	三本勝負	参考文を条文	1名

武徳会規程				へ	
昭和9年(1934) 天覧試合規程	5分内審判 同士の同意 で延長5分 1回	姿勢、態度、技術の判定制 度 有効打突判定の条件が詳 しい(先後、追い込みと攻 撃性、体に付ける竹刀先 等)	三本勝負	引き揚げ	3名(判定 を容易にす るため) 表と裏審判 の合議を強 調
昭和14年(1939) 武徳会規程	なし	9年と同じ(片手打ちをこ の条文に統一)	一本勝負	引き揚げ	1名
昭和15年(1940), 2600年記念 天覧試合規程	5分以内 延長5分1 回	武徳会と同じ(より詳し く)	三本勝負	引き揚げ	2名
昭和18年(1943) 学徒試合規程	なし	実戦的気迫 柄頭を握る片手斬突は認 めず	撃突一本 勝負	引き揚げ取 消, 非実践的行為 等の禁止	原則1名
昭和18年(1943) 武徳会試合規程	なし	実戦的気迫、攻撃主眼	撃突一本 勝負	引き揚げ	1名

武術的な「残心」は元来、相手を切り倒した後も相手の反撃に備えて油断なく心を残すことであった。『剣道教本(1937)』では、「残心」とは、打突後も油断することなく相手に対峙すること、体勢や構えを崩さずに相手に対するように、日頃の稽古から心がけることと論している。

また『小學生中等學生 剣道讀本(1937)』には、学校剣道における「残心」を以下のように教示している。

敵を撃ち突きし時、よし充分であつたと思ひましても、敵がどんなにして立ち向かつて来るかもしれませんから、心を残して油断せずに十分に注意を拂うことを残心といひます。

古人も『斬るときは心残りなきやう、斬りたる時は心残すやう』と教えてみます。(中略) 試合の時に早くも心を許して、體勢や構えを崩す如きことなく、正しく敵に對して残心するやうに平素から稽古することが必要であり

ます<sup>25)</sup>。

つまり、武士社会の中で指導されていた「残心」は、相手の反撃に備えるという武術的な観点からの「実用的」な意味であった。しかし、戦後の剣道試合規則においては、この「実用的」概念を継承しつつ、「対戦相手に対する敬意や思いやり」といった「モラル的」な意味を含み、示威への抑制が「残心」の中に包含されていることになった。恵土らは現代剣道の「残心」をその要件とされている「身構え」と「気構え」を理解した上で、競技者にその形式美と敗者への敬意を「心構え」として具現化することを提案し、全日本剣道連盟にもその明文化を求めている<sup>26)</sup>。

### 第3項 芸道における残心と残身

剣道では「引き揚げ」の禁止との関連から「残心」が存在しているが、剣道以外にも「残心」の思想を継承している文化領域がある。たとえば、「残心」は剣術の世界でのみならず、茶の湯の世界にもある。

幕末の大老であり日本の開国と近代化を断行した井伊直弼(1815-1860)は、禅・武術・茶の湯・能楽などの芸道に精通していたことで知られている。特に茶道では、その著『茶湯一會集』の中に「独座観念」<sup>27)</sup>を著し、その中に「余情残心」という言葉を残している。

ここでは、茶会を開いた亭主が客人を見送った後も即座に片付けるのではなく、「残心」としてその場の余韻を大切にしながら、亭主が茶室に戻り心静かに独座して、今日の「一期一会」を振り返るものとしている。日本文化には物事を行った後に格別の心情を持ち、その余韻を楽しむという特徴がある。このような特徴が武術や武芸の思想となって、茶の湯に代表されるような芸道の作法に繋がり、その思想や哲学に共通する言葉として用いられ、それぞれの「道」で継承されている。

また、弓道でも、剣道と同様に「残心」がある。『弓道教本』には「残心（残身）」が次のように明示されている。

残心（残身）は、矢の離れたあとの姿勢をいい、離れによって射は完成されたのではない。なお残されたものがあり、精神でいえば「残心」、形でいえば「残身」である。

「残心（残身）」は「離れ」の結果の連続であるから、「離れ」の姿勢をくずさず、気合のこもったまま体は天地左右に伸張し、眼は矢所の着点に注いでいなければならない。

「残心（残身）」は射の総決算である。体形厳然として、縦横十文字の規矩を堅持していなければならない<sup>28)</sup>。

弓道では意識的に気構えを「残心」、身構えを「残身」として区別した用語を用いている。また、残心（残身）が射の総決算であり、この残心がなければ弓道として完結しないと明言している。

以上、第2節をまとめると、残心の美德として、残心に内在する精神的、道徳的価値について検討した。『剣道試合・審判規則』には、「有効打突の取り消し」の規定がある。有効打突の判定の際には、勝利の誇示を戒め、相手に対する尊敬や敬意を示す姿勢としての「残心」が明文化された。

榊原鍵吉の撃剣興行には、「引き揚げ」があった。これが、剣道精神に反するものとして批判され、防止策が剣道試合規則に反映されていった。戦後の剣道試合規則では、その「実用的」概念を継承しつつ、相手に対する敬意や思いやりといった「モラル的」な意味を含み、示威への抑制が「残心」に包含された。



### 第3節 日本文化としての剣道の特徴

第3節では、日本文化としての剣道の特徴を示す。第1項では、日本文化にある「形 form と型 pattern」についての意味を明示する。第2項では、日本文化を背景とした「形式主義」と西洋文化に代表される「合理主義」について検討する。

#### 第1項 形 form と型 pattern

茶道や華道などの芸道と同様に、剣道においても「天の構え」や「地の構え」などその空間的配置としての「形(かたち)」に哲学と美しさが要求される。「かた」には「形(form)」と「型(pattern)」の2つがある。武道で重視されるのは「型」ではなく、世阿弥(1400)の『風姿花伝』でも伝えられる芸道における「形木(かたぎ)<sup>注9)</sup>」の「形」であると、星川<sup>29)</sup>は述べている。

日本古来の武道では、かたちとしての形(form)が非常に重視される。多くの武道には昇段制度があり、この昇段審査の主要条件はかたちである。たとえば、弓道では、足踏み→胴造り→弓構え→打起こし→引分け→会→離れ→残心という一連の形ができていることが矢を的に当てる以上に重要とされる。これらの事柄をアーチェリーと比較すれば、いかに弓道において形が強調されているかがわかる。同様に、剣道では有効打突の条件を「充実した氣勢、適法な姿勢をもって竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるもの」と規定している。スポーツの得点の認否について得点方法の形を規定したものはない。同じ格闘技でもボクシングの有効打の判定に打撃姿勢は関係ない。

要するに、日本人は「かたち」の中に「かたち」の持つ美しさを感じとる感性に加え、あるべき「かたち」の中に哲学を求める。剣道では打突する意志のもとに打突が起こり、その「かたち(form)」や姿勢に心の在り様まで問われる。たとえば、華道では花瓶にただ花を入れるのではなく、天・地・人や陽・陰といった哲学<sup>注10)</sup>のもとに花を活ける。茶道ではただ茶を賞味、飲用するのではなく、作法という形式を通じてその内に流れる精神の体現を試みるのである。

富木<sup>30)</sup>は「形は美的形体である」と明言する。形は芸術作品として、美の追求によって生まれたものではなく、機能性と合理性を追求して到達した形体が自らの美を構成したものであるという。つまり、そこに用と美の一致をここに

みることができる。身体活動において力強くあるためには、常に体の統一（安定性）が必要とされ、同時にその活動が活発であるためには、その体に変化（活動性）に富むことを意味する。したがって、統一を欠く変化は弱く、変化に乏しい統一は十分に機能しないことになる。統一と変化とを具体的形体の中に同時にもたなければ形としての意義がない。

富木がいう安定性と活動性を伴った形式美が体現化された所作<sup>註 11)</sup>が、剣道では、いわゆる適正な姿勢や適正な打突動作となり、その形式美が動きの中に求められる。ここに、武道の中に芸道に通ずる日本文化が見出されるのである。

## 第 2 項 形式主義と合理主義

前述したような「形」に形式美を求める思想から、日本武道である剣道には形式主義や過程主義の特徴がある。この特徴をスポーツと比較すると、たとえば、サッカーやアイスホッケーでは、味方が自陣ゴールに蹴り込んだり、ディフェンスに触れたボールでもゴールに入れば得点になる。野球では打者の意志とは関係なく、インフィールド内にボールが落ちればヒットになる。まして、蹴ったフォームや打撃フォームは、得点やヒットの成立には一切関わらない。得点やヒットは結果によってのみ判定される。これらの西洋スポーツは明確な合理主義、結果主義であるといえよう。

これとは対照的に、剣道では「面（メン）」「小手（コテ）」「胴（ドウ）」「突き（ツキ）」と打突者がその打突の意志を気勢ある発声を伴って呼称し、適正な姿勢で打突部位を打突し、打突後に「残心」を表さなければ、有効打突として認められない。たとえ的確に打突部位に竹刀が当たっていたとしても、そこに形式美の体現化による精神性が伴っていなければ、有効打突とはならない。ここに剣道の形式主義と西洋スポーツの合理主義の明確な相違をみることができる。

1964 年の東京オリンピックで、柔道が、正式競技種目となって以降、競技スポーツへと変貌をとげた過程について、玉木は興味深い考察をしている。

日本人の多くが、「日本の柔道」と「世界の JUDO」は「別物」と考えるようになり、JUDO はまるでレスリングのタックルのようなのだという。たとえば、「朽ち木倒し」「双手刈り」といったレスリングのタックルに似た技は、今では禁止されるようになったが、もとは嘉納治五郎が柔道の技として認知し命名した。

それにもかかわらず、日本柔道界では、美しくない技として評価が低かった。しかし、実際には、試合に勝つための技術となれば美しさは関係ないと、外国人選手が多用しはじめた。かつて外国人選手の間では日本人選手と試合をするときは、判定に持ち込まれると勝てないという声が強かった。柔道は国際的になったものの審判の判定などは日本人の判断基準に教わるしかなく、外国人選手が少々有利に試合を進めても「開催地に有利な判定」、「母国に有利な判定」あるいは「宗主国判定」で、日本人の判定勝利が多かったという。そこで、たとえ美しくなくても相手を倒したことがはっきりとわかるタックルのような技で勝利することに外国人選手は専念した。このやり方に対して、日本人はレスリングのような柔道を「JUDO」と呼び、一本を取る「真の柔道」とは異なるものとした。だが、外国人選手たちはルール違反でも反則行為を行ったわけでもなかった。ルールの範囲内で柔道宗主国である日本の選手たちに勝つ方法を賢明に模索した結果であった。その結果を、「美しくない」とか「正しい柔道ではない」と評価する日本人の態度に玉木は疑問を呈している<sup>31)</sup>。

剣道では、現在もまさに「美しい剣道」とか「正しい剣道」という形式美を問う、その形の中に内在する精神性や哲学を問う。武道の形式主義とスポーツの合理主義が、剣道や柔道の中にうまく共存することは不可能なのであろうか。

以上をまとめると、第3節では、日本文化としての剣道の特徴を考察した。まず、日本文化の「かた」には「形 (form)」と「型 (pattern)」の2つがある。武道で重視されるのは「型」ではなく「形」である。日本古来の武道や芸道では、かたちとしての形 (form) が非常に重視された。日本人は「かたち」の中に「かたち」の持つ美しさを感じとる感性を持ち、そこに哲学を求める。剣道では、形の中に内在する精神性や哲学を問う形式主義が重んじられる。一方、西洋スポーツは合理主義的であり、双方の明確な相違と特徴が看取できる。

## 第 4 節 日本剣道 KENDO の残心と韓国剣道 KUMDO の存心

第 4 節では、日本剣道 KENDO の「残心」と韓国剣道 KUMDO の「存心」を比較検討する。まず、第 1 項では、韓国剣道 KUMDO の存心を解説する。第 2 項では、宮本武蔵が解いた放心 (Ho-shin) と韓国で存心と対義語とされる放心 (Pan-shim) を解明する。その上で、第 3 項では、残心と存心の対立を示す。さらに、この対立から生じる剣道文化の変容に対するジレンマを第 4 項で検討する。

### 第 1 項 韓国剣道 KUMDO の存心

第 1 節で明らかにしたように、日本の剣道では、『剣道試合・審判規則 (全日本剣道連盟, 1999)』第 12 条において有効打突が定義され、その要件の 1 つに「残心あるもの」が明文化された<sup>32)</sup>。剣道における「残心」の意味と解釈は、「油断せず、相手の反撃に備えること。芸道・武芸に通ずる余韻を残す形式主義に基づく。相手への礼儀と配慮を重視し、自身を抑制する意味での引き揚げの禁止」と理解できる。

一方、韓国の剣道競技規則では「残心 Zan-shin」は用いられず、「存心 Jon-shim」という別の用語が用いられている。韓国の『剣道競技・審判規則』には、存心について以下のように示されている<sup>33)</sup>。

(有効撃刺)

第 12 条 有効撃刺は、充実した勢い (기세) と適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、存心 (존심) を持たなければならない。(下線は筆者)

(細則 第 24 条)

規則第 27 条 (有効撃刺の取り消し) は、次のとおりとする。

1. 撃刺後、存心がない場合。(下線は筆者)
2. 撃刺後、必要以上の奇声や行動で会場の秩序を乱した場合。

第 12 条からも明らかなように、韓国の競技規則も、有効打突 (有効撃刺) の

判定基準は、日本のものとほぼ同一である。ただし、細則第24条では、日本の試合規則で「身構え、気構え」と記されていたものを、「存心」と書き換えている。つまり、規則運用上は「残心」と「存心」は同一の機能を持っていると理解でき、韓国では「存心」がなければ有効打突は取り消しになる。では、なぜ「残心」が「存心」になったのであろうか。

「存心」の語意を『朝鮮語辞典』<sup>34)</sup>で調べてみると、存心(존심: Jon-shim)とは「①心に刻んで忘れないこと。②存心, 所存, 心中の思い。」と示されている。他方、日本の「残心」は『朝鮮語辞典』には見出せない。

大韓剣道会会長である李は、韓国剣道 KUMDO における「存心」を以下のよう

存心と放心(油断)：存心の反対語は放心(油断)であり、油断というのは、心が風に吹かれて飛んでいく雲のような状態になり相手に対処することができないが、「存心」は常に心に刻んで本心を失わないことである。日本で使う剣道用語の中に「残心」というものがあるが、この言葉は、日本の国語辞典にもない言葉であり、その意は「存心」と同じである。つまり、攻撃する時あるいは攻撃後にも、終始一貫した心構えで相手に対処していくという意である。「存心」は形式的にも大変重要なものである<sup>35)</sup>。

「残心」と「存心」は、競技規則上は同一のものとして有効打突の条件に位置付けられている。しかも、「存心」は「残心」と同様に、形式的にも大変重要であると述べられている。その一方で、相違点として挙げられるのは、「存心」の対義語として「放心」という用語が用いられていることである。韓国剣道 KUMDO には「存心」が明確に存在している。この「放心」は、現在の日本の剣道用語としては、ほとんど用いられない。また、その意味するところも韓国では「放心=油断」であり、日本剣道 KENDO のそれは異なっている。

また、「『残心』という言葉は、日本の国語辞書にもない」というのは正しくない。小学館(2001)『日本国語大辞典』、三省堂『大辞林』、岩波書店『広辞苑』の各辞書で「残心」は掲載されている<sup>36)</sup>。ちなみに、小学館『デジタル大辞泉』で「残心」をひくと「①心をあとに残すこと。心残り。未練。②武芸で、1つの動作を終えたあとでも緊張を持続する心構えをいう語。剣道で打ち込んだあと相手の反撃に備える心構え。弓道で、矢を射たあとの反応を見極める心構え」

と明記されている。剣道や武芸等の一部にみられる専門用語として使用されることが主であろう。一方、「存心」も記載されており「心に思うところ。考え。存意」である。

韓国剣道 KUMDO における「存心」の意味と解釈は、「油断のない心構えや心をとどめ置くことであり、放心（油断）の対義語である。また、孟子の言葉に由来する語であり、現代の韓国語では、誇りやプライドを意味する」と理解できる。

日本の「残心」ではなく、孟子の説く「存心」を用いることについて、その意味するところを紐解いてみたい。

加賀によれば、「孟子において、人の本性は天与のものとして善であるとはいえ、肉体とそれに伴う五官のはたらきも天与のものであったから、五官からひきおこされる欲望をできるだけ少なくすることが、四端の心を養い、善性を完成する道であった」とする<sup>37)</sup>。つまり、孟子の性善説は、修養論を必須とする。この孟子の修養論で用いられる語としては、「心を養う」の「養」のほか、四端の善性をそなえている心を「存」し、その心を放置することなく常に「求」めよとする「存」「求」が用いられる。これら「存心」「求放心」が孟子の「修養論」の特徴的用語となっている。孟子の「存心」とは、「本心を存して失わないようにする」意である。しかもこれらと同意であるとされる「操レバ則チ存シ、捨ケバ則チ亡フ」（「告子上」八・148）が「孔子曰ハク」の中に含まれているから、孟子の「存心」「求放心」は、孔子の古語にもとづく用語であることも明らかにされている。

こうして、孟子の唱えた「存心」から、前述した『朝鮮語辞典』や大韓剣道会会長の李の定義にある「存心は常に心に刻んで本心を失わないこと」の語義が導出されていると理解できるだろう。

## 第2項 日本語の放心（Ho-shin）と韓国語の放心（Pan-shim）

本項では、前述された韓国剣道 KUMDO の「放心」について、その出自を確認する。「放心」は、日本語では「ほうしん Ho-shin」、韓国語では「방심 Pan-shim」という。

まず、日本剣道 KENDO の「残心 Zan-shin」は、油断せず相手の反撃に備えることであり、芸道・武芸に通ずる余韻を残し相手への礼儀と配慮を重視し、自分自身を抑制する意味での引き揚げの禁止であった。一方、韓国語の「存心

Jon-shim」は、油断のない心構えを示し、孟子の言葉に由来する「心をとどめ置くこと」であり、通常は「誇りやプライド」を意味する。韓国剣道 KUMDO では、「放心 Pan-shim」を「存心 Jon-shim」の対義語として用い、戒めるべき心の動きとしている。放心は、韓国語で「油断」を意味する。しかし、日本剣道 KENDO の「残心 Zan-shin」から派生した「放心 Ho-shin」は、日本では現在ほとんど用いられないが、韓国剣道 KUMDO では、用語として「放心」が残っている。

宮本武蔵<sup>38)</sup>が説いた「残心・放心の事」について、馬場は、「残心」とともに「放心」を以下のように説いている。

放心とは満心の勇氣を振つて思う存分に撃つて心が残らないやうに行うのを云ひます。

即ち撃つたり突いたりした後に心を残さないのであります。心を残さず撃ちますと心よく残ります。全身の氣力を傾けてしまつて少しも心を残さず撃込んで行つてこそ、自然に敵に對して油断なき心が残ります。これが放心で即ち残心なき残心であります<sup>39)</sup>。

つまり、「放心」を「残心なき残心」と説き、全身の氣力で思い切り打ちこみ、心を残さないようにする。放心に基づく打突の後には、自然に相手に対する油断のない心が残るものと捉える。馬場の「残心と放心」に対する理解は、武蔵が説いた「残心・放心の事」と意味を一にするであろう。しかし、韓国剣道 KUMDO における「放心」は「存心」の対義語であり油断を意味する。これは日本剣道 KENDO の「放心」とは意味が異なる。

### 第3項 残心と存心に示された日韓の対立

時代の変化とともに、異なる文化と社会の中で言葉や語意が変化することは当然のことであろう。しかし、剣道において有効打突の最も重要な条件の1つである日本の「残心」が韓国の「存心」に置き換った要因を考えると、韓国剣道 KUMDO の歴史について再度確認しておく必要がある。

第2章で既述したように、日本からの韓国への剣道の伝播は1910年の日韓併合に依拠する。日本から朝鮮半島に派遣された軍隊と警察において撃剣教育として剣道（撃剣）は導入された<sup>40)</sup>。併合後は、朝鮮総督府が主導して剣道を普及させたが、1945年の解放後は、民族主義が台頭して反日感情が強まった。

大韓剣道会は 1953 年の設立以来、韓国国内で独自の発展を遂げた。克己思想とともに韓国剣道 KUMDO の競技力は向上し、世界剣道選手権大会では日本剣道 KENDO を凌駕する勢いである。また、韓国剣道 KUMDO の正統性を唱えるため、新羅花郎道の撃剣と結びつける「本國剣法」や「朝鮮勢法」の復元も実施された。

このような歴史と文化ヘゲモニーを背景として、「残心」が「存心」に置き変わった歴史的必然性を認識する必要がある。

友添は、「学校武道や武道は、戦争やミリタリズムと親和的關係にあったという事実と、武道や武士道精神は、時には偏狭なナショナリズムと結びつき、天皇制イデオロギーを伝達する装置として利用された事実」<sup>41)</sup>を指摘する。この指摘からも明らかなように、それぞれの歴史や文化的背景に基づく用語の解釈や思想性の相違は、重大な摩擦や軋轢を生む可能性がある。

その一端が、2012 年の WKC で表出したといえよう。日本対韓国の男子団体決勝戦のことであった。決勝の先鋒戦で敗れた韓国選手が、審判の判定を不服として躊躇し納刀しようとしなかった。日本側からは韓国人選手のこの行為を問題視し、まさに「残心」のない態度と捉えられた。また、韓国チームからの声援や団体戦終了時の相互の礼に進もうとしない態度に対し、世界大会決勝での国家代表選手としての態度を疑問視するものであった。しかし、韓国側からすると、この団体決勝戦だけではなく、前日の男子個人決勝戦での面返し胴の判定に対する不服を引きずっていた。この判定は打突後の「残心」を問うものでもあった。「一本であるはずの返し胴が有効打突として評価されなかった」ことに対し、その判定の正誤を問う質問が審判会議で韓国側から提議された。有効打突は試合中の 3 名の審判員の判断に委ねられており、審判会議は試合中の有効打突の正誤を取り扱う場ではないとして取り上げられなかった。この大会での韓国側の主張は、これまでの世界大会運営全般に関わる審判員制度への不信感の現れでもあった。審判制度への不信感は剣道が剣道として存続するその権威そのものを問うものでもある。2012 年 WKC において韓国チームは、審判員の判定基準とその配置に鋭い指摘と激しい批判を表出させていた。

このように異なる文化背景から「残心」と「存心」という用語が変換され、実践場面である試合での判定をめぐる、互いのナショナリズムの対立に発展しないようにする必要があるだろう。



#### 第4項 剣道文化変容のジレンマ

日本剣道の有効打突の条件には、目に見える技術的事象と同時に、目に見えない精神性が含まれている。この精神性こそが日本の伝統的・文化的な産物といえるであろう。

1964年にオリンピック競技として国際化される以前の柔道にも多分にこの精神性が存在していた。その証として、明治32(1899)年に「柔道試合審判規定」作成にかかわった嘉納は、「柔道の試合は技の優劣だけで判定すべきではない。むしろ、勝負する双方の心の動きをしっかりと見比べて判定しなければならない」<sup>42)</sup>と述べている。さらに、柔道の試合には「勝負」「体育」「修心」の3要素があり、とりわけ「修心」の面から判定することが重要だとも明言している。

この嘉納が指摘する「教育的試合観」こそが、今日の武道の試合観や試合審判規定に大きな影響を及ぼしている。剣道が柔道の影響を受けて、剣術(撃剣)から剣道となり、「道」を尊重するが故に「引き揚げの禁止」や「残心」といった独特のルールが生み出された。これが人間形成的教育観に立脚する剣道の試合観のルール化である。この試合観は、昭和2(1927)年の試合審判規定で定められたと<sup>43)</sup>、中村は指摘している。

しかし、スポーツとして国際化されると、目に見える事象としての勝敗の結果だけが価値の対象となりやすく、柔道でさえも日本的な文化的背景は希釈されてしまった。事実、柔道JUDOでは日本選手でさえ勝利するとガッツポーズをして畳の上で欣喜雀躍がみられる。この観点からすると、柔道JUDOはすでにスポーツ的に文化変容し、嘉納の「教育的試合観」すらなおざりにされつつあることが現実であろう。国際化が進展していく中で、その競技性に日本文化特有の道徳観や倫理観といった理念を持ち込むことは極めて困難である。

中村は、スポーツが他国に伝播、普及、発展する際の2つの意味を提示している。1つは、スポーツそれ自体の普遍性を明確にすることであり、もう1つは、スポーツを受け入れる側の条件や理由を明らかにすることである<sup>44)</sup>。この視点から、「残心」と「存心」を考察すると、その競技的な意味において、「打突後も油断しない」という点に普遍性が見出される。また、受け入れ側である韓国では、日本の歴史観や武道観に基づく「残心」ではなく、孟子に由来し、朝鮮武術に依拠する「存心」に結び付けた自国内的解釈が行われたものと推察される。ここでは、「日本文化」や「日本武道」を根拠とするのではなく、韓国にも共通する剣道の教育性や普遍性、つまり武術的意味での油断のない状態と道徳的意味での

相手への敬意の表現の普遍化が、「残心と存心」に求められる。

この解釈をめぐっては、日本剣道 KENDO の文化変容に対するジレンマがある。それは、国際スポーツと日本武道との狭間で起こるジレンマであると同時に、武道がナショナリズムやミリタリズムへと繋がる恐れを含蓄していることへのジレンマでもある。

日本剣道 KENDO の「残心」は、占領国からの脱皮という歴史的必然性として、韓国剣道 KUMDO が「存心」に置き換えた。「残心」の根拠を日本の伝統文化に依拠するのではなく、剣道の本質として、油断のない状態とともに相手への配慮や礼儀の形式として存続するという共通理解が必要である。有効打突の概念とともに「残心」の根底に流れる過程主義や形式主義と、そこに剣道の美学や教育的哲学があることへの理解を韓国をはじめとする他国の剣道愛好者に求めなければ、剣道の国際的普及は困難であろう。

形式主義、過程主義を尊重する日本文化を背景とする剣道は、スポーツの価値観、つまり合理主義を文化背景とする人々にも理解され受け入れられなければならない。そうでなければ、剣道は、異文化社会の中に入り浸透することによって、似て非なるものに変容するであろう。文化は変容するものである。しかし、時代と風土の移り変わりと共に価値あるものが文化として継承され残されていく。伝統文化であれ新しいスポーツ文化であれ、時間とともに文化は自然淘汰されていくであろう。文化帝国主義によって剣道が朝鮮半島に導入された事実があるとしても、戦後、韓国には剣道 KUMDO という文化が残され継承された事実がある。そこに存在する文化的価値を認識することが、剣道の国際的発展には不可欠であろう。

第 4 節では、日本剣道 KENDO の「残心」と韓国剣道 KUMDO の「存心」を比較検討した。

韓国剣道 KUMDO には「残心」ではなく「存心」が存在する。これは、孟子の説く「存心」に由来していた。しかし、この「存心」と「残心」は、競技規則上は同義であり、有効打突の条件に位置付けられ、形式的にも重要視された。日本で宮本武蔵が説いた放心 (Ho-shin) とは、「残心なき残心」であり、全身の気力で思い切り打ちこみ、心を残さないようにする教えであった。韓国では「放心」を「存心」の対義語として用い、戒めるべき心の動きとしていた。双方の「放心」が意味するところは異なる。さらに、現代の日本剣道 KENDO では「放心」はほ

とんど用いられない。また、韓国剣道 KUMDO では「残心」ではなく「存心」であることを知る日本人もほとんどいない。日本の「残心」が韓国の「存心」置き換わった経緯を検討するとき、日韓両国の歴史と文化ヘゲモニー争いを背景とする歴史的必然性を認識する必要がある。日本文化を色濃く残す「残心」ではなく、「残心」の普遍的な意味として、油断のない状態とともに相手への配慮や礼儀の形（かたち）として存続することで、すべての剣道愛好者に共通理解が図られる必要がある。

## 第 5 節 第 3 章のまとめ

剣道には、「一本」としての有効打突（ポイント）と、その後の態度や動作の良し悪しによって得点を取り消す規定となる「残心」がある。さらに、剣道における有効打突の思想は、打突の起こる主局面だけではなく準備局面、主局面、終局面を含めた技の出現に至る全過程を注視し、その形式美を見極める形式主義や過程主義が前提となった。

この点において剣道は、これまでに国際化されてきたサッカーや野球に代表される西洋スポーツとは異なる特性を有していた。中でも星川は、「武道には形や作法を厳守し、反復することによって、作法の洗練、習熟は勿論のこと、形や作法を超越し、その背後にある精神性を体現するねらいがある」<sup>45)</sup>とする。換言すると、武道、華道、茶道などで作法やかたちを重視するのは、作法やかたちが物理的形狀として存在するのではなく、作法やかたちに哲学や思想が内在するからである。この点で、形（かたち）の持つ様式美を求め、その背景にある哲学を思考する形式主義がある。剣道では、その思想が「残心」に色濃く反映され、有効打突の概念が形成されていた。

第 3 章では、剣道にみられる日本文化的特色を、有効打突の判定条件の 1 つである「残心」に求めて検討し、以下の 4 つの諸点を導き出した。

- ① 剣道における有効打突の判定条件では、その手続きや形式が重視され、それらが整わない場合には有効打突として判定されない。このような形式主義や過程主義を重視する観点は日本文化的な特徴の 1 つである。
- ② 打突後の評価である残心は、打突後の姿勢や態度が評価される。日本文化では、結果のみならず、その後の姿（状態）についても心に留める。つまり、剣道では打突後の姿勢や態度を重視し、勝利を誇示するガッツポーズ等の態度によって有効打突の取り消しがある。勝利よりも敗者に対する敬意や思いやりの態度を重視することも日本文化的、伝統的行動の 1 つである。
- ③ 形式主義、過程主義を尊重する剣道が、結果を重視する合理主義の西洋スポーツの価値観を文化背景とする人々に理解されなければ、剣道は国際化によって換骨奪胎され文化変容を遂げることになる。
- ④ 歴史的に、韓国への日本武道（柔道・剣道など）の導入は、日本の近代化と

共に文化帝国主義によって植民地支配とともに行われた。そのため日本剣道 KENDO の「残心」は、占領国からの脱却を求める韓国の民意として、「存心」に置き換わった事実がある。

日本武道には、歴史的に戦争やミリタリズムと親和的關係にあったという事実と、武道や武士道精神は時には偏狭なナショナリズムと結びつき、天皇制イデオロギーを伝達する装置として利用された事実がある。この日本のミリタリズムやナショナリズムに関する抵抗が韓国国内に内在する対日感情であり、韓国剣道 KUMDO が抱く日本剣道 KENDO に対する抵抗感や嫌悪感であることを認知する必要がある。

## 注および引用・参考文献

### 注

- 注 1) ここに示される「美学」は、『大辞泉』に示される「美の本質, 美的価値, 美意識, 美的現象などについて考察する学問」や「美しさに関する独特の考え方や趣味」に従い, さらに樋口 (1987) が『スポーツの美学 (不昧堂)』で示す「スポーツにおける美的現象を論理的に考察する」ことを指す. つまり, ここでは, 有効打突に表出する美的現象をさす.
- 注 2) ここでは, 運動の「形」を意味する「動きのかたち」を示す. ただし, ここでは樋口が「フォーム」と使用していたため, そのまま用いた.
- 注 3) 「精神性」の評価とは, 残心に代表されるような相手に対する敬意の徴表の有無, 打突に至る「攻め」の強さや「三殺法 (気を殺し, 剣を殺し, 技を殺す)」, 打突による身体の崩れがないか, などを含めて評価する.
- 注 4) これは, 競技者と審判員が別々のキャリアとして成立し, ルールブックに精通し, 選手経験とは別の審判経験のキャリアを積み審判を務める西洋スポーツの審判制とも異なる. 近代社会における西洋スポーツの評価は, 主観を排除しより客観を重視する.
- 注 5) ここでの間主観的な判断とは, ある事柄が複数人の同意から成り立っていることを指す. この状態は, 一般的には, 主観性と客観性の間に位置づけられ, 主観的であるよりも優れ, 客観的であるよりも劣っているとみなされる. ただし, 美的感覚や美の基準が客観的にはなりえない.
- 注 6) 1995年4月1日改訂の『剣道試合・審判規則』から, 第27条の条文は, 「試合者に不適切な行為があった場合」と改めているが, 改訂以前には「残心がなかった場合」としていた. つまり, 「残心がなかった場合には, 有効打突を取り消す」から「試合者に不適切な行為があった場合には, 有効打突を取り消す」と改訂された.
- 注 7) この武術的観念とは, 相手の反撃に備える意味での残心をさす.
- 注 8) ここでの猶予とは, 「延長」を意味する. 当時の試合時間には, 武徳会の試合規定には「延長」はないが, 天覧試合では「延長」があった.
- 注 9) 「形木 (かたぎ)」を「基準」として捉える. ここで用いられた「形」を基準として, そのかたちを「型」(pattern)ではなく, 「形」(form)としている. 参照: 表章・小山弘志・佐藤健一郎校訂・訳 (2009) 『風姿花伝・謡曲名作選』小学館:東京, p.55. より.

- 注 10) 天・地・人とは、世界を形成する要素であり、宇宙間に存在する万物の三才をさす。また、陰陽とは、中国の思想に端を発し、森羅万象、宇宙のあらゆる物事をさまざまな観点から陰と陽の 2 つに分類することであり、陰と陽は互いに対立する属性を持った 2 つの気である。これらの宇宙観が 1 つの空間に気として存在しているという考え方をさす。参照：JapanKnowledge Lib デジタル大辞泉より。
- 注 11) 所作とは決まった作法や振る舞い、動作や身のこなしをさす。

## 引用・参考文献

- 1) 全日本剣道連盟（1999）『剣道試合・審判規則 / 剣道試合・審判細則』東京, p.6.
- 2) 樋口聡（1985）うごきの質・かたちの美—スポーツ美学からの断章—, 体育の科学 35(11), pp.819-822.
- 3) 朴東哲（2001）剣道の動きの美学, 国際武道大学 武道・スポーツ科学研究所年報, 研究員報告 6, pp.207-211.
- 4) 前掲書<sup>2)</sup>, 樋口（1985）, pp.819-822.
- 5) マイネル・フェッツ（1984）『運動の概念』不昧堂：東京, pp.155-158.
- 6) 茂木健一郎（2009）『感動する脳』PHP 文庫：東京/京都, pp.18-22.
- 7) 中林信二（1994）『武道のすすめ』島津書房：東京, pp.233-235.
- 8) 同上書, 中林（1994）, pp.233-235.
- 9) 前掲書<sup>7)</sup> 中林（1994）, pp.233-235.
- 10) 前掲書<sup>7)</sup> 中林（1994）, pp.233-235.
- 11) 全日本剣道連盟（1995）『剣道試合・審判規則 / 剣道試合・審判細則』：東京, p.16.
- 12) 全日本剣道連盟（2008）『剣道指導要領』財団法人全日本剣道連盟：東京, 気構え：p158. 身構え：p166
- 13) 新渡戸稲造著, 奈良本辰也訳（1997）『武士道』三笠書房：東京, p.49.
- 14) 前掲書<sup>1)</sup>, 全日本剣道連盟（1999）, p.16.
- 15) 西村秀樹（2009）『スポーツにおける抑制の美学』世界思想社：東京, pp.86-89.
- 16) 宮本武蔵著, 校注：渡辺一郎（1985）『五輪書』岩波文庫：東京, p.152.
- 17) 小学館国語辞典編集部（1972/2001）『日本国語大辞典』小学館：東京, p.334.
- 18) 赤門剣友会編（1997）『東大剣道部百十年の歩み』講談社出版サービスセンター：東京, p.210.
- 19) 同上書, 赤門剣友会（1997）, p.210.
- 20) 重岡昇監修（1976）『剣道試合審判規則 —全剣連・警察の変遷史—』スキージャーナル

- ル：東京, p.157. 表 8「有効打突内容・条件の変遷」
- 21) 大塚忠義 (1995) 『日本剣道の歴史』窓社：東京, pp.80-85.
  - 22) 同上書, 大塚 (1995), pp.84-85.
  - 23) 上掲書, 大塚 (1995), p.81.
  - 24) 上掲書, 大塚 (1995), pp.119-121.
  - 25) 馬場豊二 (1937) 『小學生中等學生 剣道讀本』田中宋榮堂：東京/大阪, pp.160-161.
  - 26) 恵土孝吉, 渡邊香, 小田佳子 (2012) 剣道における残心再構築, 武道学研究 45 別冊, p.35.
  - 27) 井伊直弼著, 戸田勝久校注 (2010) 『茶湯一会集・閑夜茶話』岩波文庫：東京, pp.132-133.
  - 28) 全日本弓道連盟 (1953) 『弓道教本. 第一卷射法篇 (改訂増補)』pp.121-122.
  - 29) 星川保 (1985) 武道においてなぜ形が重視されるのか - 剣道を中心として -, 体育の科学 35(11), pp.832-833.
  - 30) 富木謙治 (1991) 『武道論』大修館書店：東京, p.54.
  - 31) 玉木正之 (2013) 『スポーツ 体罰 東京オリンピック』NHK 出版：東京, pp.110-111.
  - 32) 前掲書<sup>1)</sup>, 全日本剣道連盟 (1999), p.6.
  - 33) 社団法人大韓剣道会 (2005) 『剣道競技・審判規則 / 剣道競技・審判細則 / 剣道競技審判運営要領 2010 年度版』有効撃刺: p.6. 有効撃刺の取り消し: p.16.
  - 34) 韓国・金星社共同編集 (1993) 『朝鮮語辞典』小学館：東京, p.1574.
  - 35) 이종림 (2010) 『정통 검도교본 宗統 (宗家の系統) 剣道教本』サモメディア:ソウル：ソウル, p.157.
  - 36) 小学館国語辞典編集部 (1972) 『日本国語大辞典』小学館：東京, p.334.
  - 37) 加賀栄治 (1980) 『人と思想 37, 孟子』清水書院：東京, pp.178-181.
  - 38) 前掲書<sup>16)</sup>, 宮本 (1985), p.152.
  - 39) 前掲書<sup>25)</sup>, 馬場 (1937), pp.160-161.
  - 40) 小田佳子, 近藤良享 (2012) 日本剣道 KENDO の国際展開への課題～韓国剣道との相克を中心に～, 体育・スポーツ哲学研究 34-2, p.128.
  - 41) 友添秀則 (2009) 思考実験としての武道 - 武道とスポーツの比較文化, 現代スポーツ評論 21, 創文企画：東京, pp.15-16.
  - 42) 中村民雄 (2007) 『今, なぜ武道か - 文化と伝統を問う -』(財)日本武道館：東京, p.271.
  - 43) 同上書, 中村 (2007), pp.270-271.
  - 44) 中村敏雄 (1978) 学校体育研究同志会編 『スポーツの技術と思想』ベースボール・マ



ガジン社 :東京, pp.13-14.

45) 前掲書<sup>29)</sup>, 星川 (1985) , pp.831-835.

## 第4章 剣道の技術論 —試合規則・審判規則からの派生—

### 序

第1章で既に述べたように、これまでの世界剣道選手権大会（WKC）を競技力の面から振り返ると、韓国剣道 KUMDO は、日本剣道 KENDO と比肩するほどのレベルに達し、さらに日本剣道 KENDO を凌駕する勢いでその競技力を向上させている<sup>注1)</sup>。この韓国剣道 KUMDO の競技力の向上が、国際剣道連盟（FIK）における発言力の大きさにも反映されている。

WKC は、1970年の第1回大会から、これまでに15回開催された。その内の14回は、男子団体戦で日本が優勝している。この男子団体戦における日本対韓国の決勝回数は15回中8回を数える。1980年代のWKCから韓国剣道 KUMDO の台頭がみられ、顕著な競技力向上をみせている。また、男子のみならず女子団体が2000年のアメリカ大会で正式種目になって以来、女子団体の日本対韓国の決勝は、2003年から4回連続している。

他方、WKC が大会回数を重ねるごとに、「審判員問題」が深刻化している。前章でも述べたが、2012年5月23-28日に、第15回WKCがイタリア・ノバラ市で開催された。大会後、『剣道日本8月号（2012）』でWKC特集が組まれた。そこで大会を観ていた編集者は、「日本国内とは違うルールで戦っているようだ」と表現した。さらに、韓国チームの監督も「審判の文化（意識）に問題がある」と明言し、審判の判定と大会運営の公平性に疑問を呈する内容を報告していた。

そこで本章では、剣道の技術論として、現代剣道の技である技術は、競技化され「試合」として展開され、競い合うことによって最も修練されるものと捉える。武道の本質は「わざ」の存在である。しかし、その「わざ」には危険性が伴うため、その危険性を排除するために制限を加える必要があり、競技上、危険な「わざ」をそのままにすることは許されなかった。つまり、武道は、一定のルールの下で競技として成立することになる。従って剣道では、時代の推移による試合規則の変遷により、用いられてきた技も異なる。

この点に着目し、本章では国際的な剣道試合（競技）の基準や方法の相違を技術論として考察する。すなわち、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の試合規

則(ルール)の間には、どのような相違点があるのかを明らかにする。その際、両者の相違をFIKが発行する国際版ルールと対照しつつ、日本剣道KENDOと韓国剣道 KUMDO との間の文化摩擦や軋轢の状況を明確にする。本章の目的は、日韓剣道の「試合・審判規則」の比較から、両国剣道の技術論を検討することである。

本章で用いる資料は、韓国の大韓剣道会が発行する『剣道試合・審判規則（以下、①韓国版とする）』と、FIKが発行する『剣道試合・審判規則（以下、②国際版とする）』および全剣連が発行する『剣道試合・審判規則（以下、③日本版とする）』の3つである。なお、今回の規則は、2012年の第15回WKCを基準大会とし、以下の3つの『剣道試合・審判規則』を対象とする。また、①韓国版は、筆者の邦訳である。

① 韓国版：

社団法人大韓剣道会『剣道競技・審判規則 剣道競技・審判細則 剣道競技・審判運営要領』, 2005年1月27日改訂版<sup>1)</sup>

② 国際版：

国際剣道連盟 (FIK) 『The Regulations of Kendo Shiai and Shinpan, The Subsidiary of Kendo Shiai and Shinpan, The Guidelines for Kendo Shiai and Shinpan: 剣道試合・審判規則 剣道試合・審判細則 付 剣道試合・審判運営要領』, 2006年12月7日改訂版<sup>2)</sup>

③ 日本版：

財団法人全日本剣道連盟『剣道試合・審判規則 剣道試合・審判細則 付 剣道試合・審判運営要領』, 2009年4月1日改訂版<sup>3)</sup>

記述内容の比較言語は、原則、日本語を基準とする。なお、②国際版では、その比較に必要な場合に限り英語を用いることとする。そのため、①韓国版の筆者による邦訳、②国際版の英語および日本語訳、③日本版の3つの記載内容に関する相違点を検討する。

## 第 1 節 試合・審判規則の目次

まず、①韓国版、②国際版、③日本版のそれぞれの「試合・審判規則」の目次を比較した。その結果は、表 4-1 の通りである。

表 4-1 で異なる用語が使用されている個所は網掛けで示した。

表 4-1：「試合・審判規則」の目次の比較

① 韓国版	② 国際版	③ 日本版
目次	目次	目次
剣道競技・審判規則	剣道試合・審判規則 以下「規則」という	剣道試合・審判規則 以下「規則」という
第 1 条 本規則の目的	第 1 条 本規則の目的	第 1 条 本規則の目的
第 1 編 競技	第 1 編 試合	第 1 編 試合
第 1 章 総則	第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 条 競技場	第 2 条 試合場	第 2 条 試合場
第 3 条 竹刀	第 3 条 竹刀	第 3 条 竹刀
第 4 条 防具	第 4 条 剣道具	第 4 条 剣道具
第 5 条 服装	第 5 条 服装	第 5 条 服装
第 2 章 競技	第 2 章 試合	第 2 章 試合
第 1 節 競技に関する事項	第 1 節 試合事項	第 1 節 試合事項
第 6 条 競技時間	第 6 条 試合時間	第 6 条 試合時間
第 7 条 勝負の決定	第 7 条 勝負の決定	第 7 条 勝負の決定
第 8 条 団体試合	第 8 条 団体試合	第 8 条 団体試合
第 9 条 競技の開始、終了	第 9 条 試合の開始、終了	第 9 条 試合の開始、終了
第 10 条 競技の停止、再開	第 10 条 試合の中止、再開	第 10 条 試合の中止、再開
第 11 条 競技の中止要請	第 11 条 試合の中止要請	第 11 条 試合の中止要請
第 2 節 有効撃刺	第 2 節 有効打突	第 2 節 有効打突
第 12 条 有効撃刺	第 12 条 有効打突	第 12 条 有効打突
第 13 条 竹刀の撃刺部	第 13 条 竹刀の打突部	第 13 条 竹刀の打突部
第 14 条 撃刺部位	第 14 条 打突部位	第 14 条 打突部位

第3章 禁止行為	第3章 禁止行為	第3章 禁止行為
第1節 禁止行為事項	第1節 禁止行為事項	第1節 禁止行為事項
第15条 薬物使用	第15条 薬物使用	第15条 薬物使用
第16条 無礼な言動	第16条 非礼な言動	第16条 非礼な言動
第17条 その他の禁止行為	第17条 諸禁止行為	第17条 諸禁止行為
第2節 罰則	第2節 罰則	第2節 罰則
第18条 規則第15条, 第16条	第18条 規則第15条, 第16条	第18条 規則第15条, 第16条
第19条 規則第17条1号	第19条 規則第17条1号	第19条 規則第17条1号
第20条 規則第17条2号ないし7号	第20条 規則第17条2号ないし7号	第20条 規則第17条2号ないし7号
第2編 審判	第2編 審判	第2編 審判
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
第21条 審判員の構成	第21条 審判員の構成	第21条 審判員の構成
第22条 審判長	第22条 審判長	第22条 審判長
第23条 主任審判	第23条 審判主任	第23条 審判主任
第24条 審判員	第24条 審判員	第24条 審判員
第25条 係	第25条 係員	第25条 係員
第2章 審判	第2章 審判	第2章 審判
第1節 審判事項	第1節 審判事項	第1節 審判事項
第26条 有効撃刺の決定	第26条 有効打突の決定	第26条 有効打突の決定
第27条 有効撃刺の取り消し	第27条 有効打突の取り消し	第27条 有効打突の取り消し
第28条 有効撃刺などの錯誤	第28条 有効打突などの錯誤	第28条 有効打突などの錯誤
第29条 審判の方法	第29条 審判方法	第29条 審判方法
第2節 審判の処置	第2節 審判の処置	第2節 審判の処置
第30条 負傷または事故	第30条 負傷または事故	第30条 負傷または事故
第31条 棄権	第31条 棄権	第31条 棄権
第32条 試合不能者・棄権者の既得スコア	第32条 試合不能者・棄権者の既得本数	第32条 試合不能者・棄権者の既得本数
第33条 加害者の既得スコア, 既得権	第33条 加害者の既得本数, 既得権	第33条 加害者の既得本数, 既得権

第3節 合議・意義の 申し立て事項	第3節 合議・意義の 申し立て事項	第3節 合議・意義の 申し立て事項
第34条 合議 第35条 異議の申し立て 第36条 疑義の申し立て	第34条 合議 第35条 異議の申し立て 第36条 疑義の申し立て	第34条 合議 第35条 異議の申し立て 第36条 疑義の申し立て
第3章 宣告と旗の表示	第3章 宣告と旗の表示	第3章 宣告と旗の表示
第37条 宣告 第38条 旗の表示	第37条 宣告 第38条 旗の表示	第37条 宣告 第38条 旗の表示
第4章 補則	第4章 補則	第4章 補則
第39条 補則	第39条 補則	第39条 補則
別表(審判員の宣告と旗の表示 方法) 表(竹刀の規格) 図(競技場) 図(竹刀各部位の名称) 図(防具・撃刺部位・競技者の 名札・審判旗などの規格)	別表(審判員の宣告と旗の表 示方法) 表(竹刀の基準) 図(試合場) 図(竹刀各部位の名称) 図(剣道具・打突部位・試合 者の名札・審判旗などの 規格)	別表(審判員の宣告と旗の表 示方法) 表(竹刀の基準) 図(試合場) 図(竹刀各部位の名称) 図(剣道具・打突部位・試合 者の名札・審判旗などの 規格)

目次において数か所の網掛けは確認できるが、語意が異なる用語はない。  
ただし、②国際版には、以下のような「序言」が付記されている。

此の IKF 規則集は (財) 全日本剣道連盟の最新の規則集の英語版である。  
目的とするところは日本語を解さない剣道家が、競技者として、また審  
判員として剣道試合に参加するにあたり、それに関する理念や方法を容  
易に理解できるようにすることにある。

二、三の文章は対応する日本語のそれを逐語的に翻訳したものではない  
が、文言は全て為すべきこととその方法について正確に述べている。

読者の便宜の為に、通常日本語のまま使用される幾つかの日本語の語  
句はそのままイタリック体で示し、最後の頁に語彙集としてそれ等の相

応する英語表現を記載した。

この序言からわかるように、②国際版は、③日本版を翻訳した英語表記に他ならない。つまり、②国際版は、③日本版を英語表記した翻訳であることが明示されている。ただし、「(財)全日本剣道連盟の最新の規則集の英語版」とあるが、②国際版(2006)の初版は、1997年3月26日発効の全日本剣道連盟規則を翻訳したものである。1997年以降も全剣連は何度か改定を行っているが、②国際版には全剣連の詳細な改訂が反映されず、1997年版のままの箇所がある。②国際版が、③日本版の最新の日本語版の翻訳ではないことを踏まえた上で、①韓国版と②国際版および③日本版との相違を示す。

規則の目次から全体構成をみる限り、全ての章立てと第1条から第39条に至る条項が同じである。このことから、①韓国版もまた、②国際版もしくは③日本版を基準として韓国語に翻訳され、作成されたものであると推察される。

## 第 2 節 規則の目的

第 1 節の試合・審判規則の目次と全体構成に続き、本節では、①韓国版、②国際版、③日本版のそれぞれの「本規則の目的」にみられる相違点を示す。ただし、下線は筆者による（以下、規定内の下線も同じく筆者）。

### ①韓国版

（本規則の目的）

第 1 条 この規則は、（記載なし） 剣道競技につき、剣の法に基づいて公明正大に試合をし、適正公正に審判することを目的とする。

### ②国際版

(The Purpose of the Regulations)

Article 1: The purpose of the Regulations to get *Shiai-sha* to play fair at *Shiai* of INTERNATIONAL KENDO FEDERATION in accordance with the principles of the sword and to properly referee the *Shiai* without prejudice.

（本規則の目的）

第 1 条 この規則は、全日本剣道連盟の剣道試合につき、剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公正に審判することを目的とする。

### ③日本語版

（本規則の目的）

第 1 条 この規則は、全日本剣道連盟の剣道試合につき、剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公正に審判することを目的とする。

三者については、以下の点に違いがある。

まず、「本規則の目的」において、②国際版の日英対訳で示されている意味内容が異なっている。日本語訳では、「全日本剣道連盟の剣道試合につき」と示されているが、英語では「国際剣道連盟の剣道試合につき」となっている。②国際版は、全日本剣道連盟の試合審判規則を底本に翻訳しているものであるが、国際組織 FIK の審判委員会の承認をえた試合規則であることから、日本語訳は「国



際剣道連盟の」と対訳されてしかるべきであろう。

また、韓国版は、上記の組織名を削除し、さらに「剣道試合」ではなく「剣道競技」という用語を使用している。「公明正大に試合をし、適正公正に審判すること」に関しては、そのまま明記されているが、日本版が示す「剣の理法」は、「剣の法」に置換されている。

### 第 3 節 試合規則

本節では、第 1 編の試合編に記載されている第 1 項の総則、第 2 項の試合、第 3 項の禁止行為について、特に、①韓国版と③日本版との相違点を確認する。

#### 第 1 項 総則

まず、①韓国版には（服装）の項目において、以下のように明記されている。

（服装）第 5 条 服装は、剣道鍛錬服の上下とする。

ここでは、日本版で表記されている剣道着・袴とはせずに、「剣道鍛錬服」と示し、日本の着物に由来する袴は用いていない。大韓剣道会独自の「白地に紺の縦線が入った腰板のない袴」を、「剣道鍛錬服の下」と表現している。

腰板のない服装の着用義務化については、1998 年に韓国学生剣道連盟が通達し、これを受けて大韓剣道会も 2000 年から導入した<sup>4)</sup>。しかし、李<sup>5)</sup>の『剣道教本』の後付に付された WKC に出場した韓国代表チームの写真を見ると、1994 年の WKC パリ大会の韓国選手団の剣道着は既に白で統一されている。

このことから、国際大会に出場する韓国の国家代表選手は、1994 年から白色の剣道鍛錬服を着用していたことがわかる。

この服装に関する記述において、②国際版では、③日本版の「袴」をそのまま *Hakama* とローマ字表記している。②国際版と③日本版は同一であるが、①韓国版は、これとは別に規定したことになる。

次に、「試合者の区別」についてである。①韓国版では（細則 第 4 条）で、青白色の帯を目印として試合者（韓国版では、競技者）を区別している。

（細則 第 4 条）競技者の区別は、青・白の帯（70×5cm）とし、試合者の後ろの胴紐が交差する位置に折りたたんで結ぶ。

まず、①韓国版では試合者は競技者となっている。また、競技者の目印は、②国際版と③日本版は同様であり、対戦する選手がそれぞれ紅白色のタスキを付ける。榎本<sup>6)</sup>によれば、戦後日本の剣道試合において紅白の目印と審判旗が用

いられたのは、昭和 24（1949）年 10 月 22 日の第 1 回ジャパニーズフェンシング都市国鉄対抗試合（名古屋市栄町日活スタジアム）であったという。すなわち、当日の審判団の一員であった小川正亮が随想に「観衆に勝敗が分かりやすいように、審判員は紅白の旗を持ち、旗を揚げて判定しました。審判旗を考案して使用したのはこの時が初めてで、全剣連より早く実施したことは我々の密かな誇りです」<sup>7)</sup>と述べている。

日本における識別の紅白色とは別に、①韓国版では、韓国独自の伝統に由来する色<sup>注2)</sup>として、1995 年から目印を青白色に変更している<sup>注3)</sup>。また同時に 1995 年から「검도시합（剣道試合）」が「검도경기（剣道競技）」に用語変更がなされていることにも着目される。

さらに、韓国国内でテレビ放送される全国規模の公式大会では、対戦する選手が観客からも識別しやすいように、番号付の色目印を左右の垂に装着している。その上、剣道鍛錬服の色について、SBS 杯全国剣道王大会では、準決勝以上の試合で、柔道競技のように、剣道鍛錬服の上下をそれぞれ青色（主審の右側）と白色（主審の左側）に着替えさせて対戦するように規定されている。

## 第 2 項 試合

試合（競技）をする上で、最も重要な課題となる有効打突に関する記述については、①韓国版には（有効撃刺）の項目において、以下のように記されている。

（有効撃刺）第 12 条 有効撃刺は、充実した勢い（기세）と適正な姿勢をもって、竹刀の撃刺部で撃刺部位を刃筋正しく撃刺し、存心（존심）を持たなければならない。

一方、②国際版と③日本版では、以下のように規定されている。

（有効打突）第 12 条 有効打突は、充実した気勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。

まずここで確認しておくべきことは、用語の差異である。①韓国版は、②国際版および③日本版で用いられている「有効打突」という用語を「有効撃刺（유효격자）」として、別の漢字を当てた用語を用いている。これはなぜだろう

か。

韓国ではハングルを用いてはいるが、元来、日本と同じ漢字文化をもつ国である。この撃刺については、元来日本において、剣道が「剣道」と呼称される以前の明治期「撃剣」の頃に用いられていた用語と考えられる。日帝解放後に、韓国で剣道が再開された際に、かつて「撃剣」以来、「撃刺」であった用語を「打突」に変更する用語統一を意識的に行わなかったのではないかと推察される。その理由が、大韓剣道会会長の李種林の発言から伺われる<sup>註4)</sup>。

最近、我々が用いる검도（剣道）という用語がスポーツ的競技種目を称するようになったのは日本から始まったことである。そして、我々が行っている검도의原型は‘격검（撃剣）’である。

李は自身の剣道観を示し、韓国剣道 KUMDO のルーツは「撃剣」にあると明示している。また、加藤の指摘によれば、「韓国において展開した剣道は韓国国内の諸情勢の影響を受けて、日本語表記をはじめとした日本的要素を払拭した剣道 KUMDO として再生されたが、近年は、元来朝鮮半島にあった剣の文化である撃剣が、（中略）韓国固有の剣道 KUMDO として行われ、韓国国内はもとより世界に敷衍している」<sup>8)</sup>という。

加藤に従えば、韓国剣道 KUMDO は、韓国国内の諸情勢の影響を受け、日本語表記をはじめとした日本的要素を払拭した韓国剣道 KUMDO として再生されたことになる。その結果、「試合・審判規則」においても①韓国版は、②国際版や③日本版とは異なる用語が用いられることになったのであろう。

有効打突（有効撃刺）の規定内容に戻ると、剣道試合で有効打突（ポイント）を取得するには、ただ単に竹刀を用いて相手を打突するのではなく、まず準備局面での「充実した氣勢と適正な姿勢」が必要であり、次いで主局面での「竹刀の打突部で相手の打突部位を刃筋正しく打突」することが求められる。さらに、終局面として「残心（存心）」が要求される。第3章でも論述したように、剣道においては、ただ「当たった」「入った」という事象の結果が問われるのではなく、そのポイントに至る競技者の動きの全過程（攻めを含む）とともに、その後の心身の状態を表す姿勢までを問う。この原則については、①韓国版、②国際版、③日本版ともに差異はない。

この有効打突の条件は、「気剣体の一致」と「残心（存心）」であり、その概

念は国際的にも合意形成されていると考えられる。

ところが、前述したように①韓国版は「残心 Zanshin」ではなく、「存心 Jonshim」を用い、②国際版と③日本版では、明確に異なる用語が使われている。

「残心」の解釈と見極めについては「剣道試合・審判・運営要領の手引き」には、以下のように示されている。

残心とは一般的に打突後の気構えと身構えの総称である。

打突後、必要以上の余勢や有効を誇示した場合は有効打突を取り消す。打突後の体制や態度なども観察しながら、打突行為を総合的に捉えて見極めることが大切である。なお、「先」の技をきめてからの残心と、応じ技をきめてからの残心とでは、残心の内容に違いがある。例えば、応じ技などは瞬間的に残心をとる場合もある<sup>9)</sup>。

ここに示された「気構え」とは、「打突に先んじて、相手の心身の動きをとらえ、いつでも対応できるように体のすみずみまで神経を行きわたらせている心の状態」をさす。また「身構え」とは、「身体全体に意識を配り、相手に対し即座に対応できる体勢」<sup>10)</sup>をさすと、剣道指導要領に示されている。たとえば、柔道では、他のスポーツと同様に、勝利に伴う選手のガッツポーズなどがみられる。しかし、剣道ではそのような行為は禁止行為とされ、試合場では決して行われぬ。万が一選手がガッツポーズ等を行った場合には、有効打突が取り消されることになるからである。このように剣道におけるガッツポーズは、手引きの見極めに示された「必要以上の余勢や有効を誇示した示威行為」とされ、「有効打突」の取り消しの対象となる。換言すると、「打突後、相手に対して身構え、気構えがない」ことは「残心がない」と同義と判断されるのである。

この「剣道試合・審判・運営要領の手引き（以下、「手引き」とする）」は、2002年に初版が出版されているが、公式には日本国内でのみ発行され日本語版しか存在しない。未だに FIK でも英語版が発刊されていない。国際版である英語版がない状況は、誤解や問題を引き起こす温床となる。すなわち、日本国内では審判講習会を通して、全剣連の「手引き」が公表され説明される。その一方で、WKC の審判講習会では、③日本版や「手引き」が、そのまま国際版であるかのように認識され、英語で明記された手引きがないにもかかわらず、世界各国から参加した審判員にもその理解が求められる。実質的には、この「手引き」は、カ

ナダ剣道連盟の一員が独自に英訳したものが、現在出回っているだけである。

反則やポイントに関する相違点として、①韓国版の「第7条 勝負の決定」は、次のように示されている。

5. 判定により勝負を決する場合は、反則の機能を優先し、次に試合態度に応じて判定する。

この箇所について、③日本版（②国際版も同じ）では、「判定により勝負を決する場合は、技能の優劣を優先し、次いで試合態度の良否により、判定する。」とある。この判定基準の相違点について、①韓国版は、あくまで反則の機能を優先するポイント制を重視している点であり、一方の③日本版・②国際版では、技能の優劣を優先するとした上で、試合態度の良否によってという価値基準を加味している点が特徴的である。

（細則 第11条）では、「次の場合は、有効とすることができる。」として、以下に示すように、③日本版および②国際版にはない記述が、①韓国版にある。

4. 試合終了と同時に加えた打突。

①韓国版、②日本版、③国際版の三者ともに、「1.竹刀を落した者に、直ちに加えた打突。 2.一方が場外に出ると同時に加えた打突。 3.倒れた者に、直ちに加えた打突。」はあるが、さらに、①韓国版には、4として上記のような規定がある。

試合終了の合図は、主審の「止め」の号令で宣告される。ただし、時計係と主審の号令の間に生じた時差は、これまで主審の号令が優先していたが、2011年の全剣連主催の審判講習会では、口頭で、「時計が優先する」に改定されたと告げられた。しかし、文書による改定や①韓国語版にある記述は示されていない。

次に「竹刀の打突部」に関わる用語についての差異である。規則第13条（竹刀の打突部）では、①韓国版と③日本版（②国際版も同じ）との間に用語の相違がみられる。

①韓国版は以下の通りである.

(竹刀の打突部)

第 13 条 竹刀の打突部は、有効部を中心とした刃部 (등줄의反対側) をいう.

③日本版 (②国際版も同じ) は以下の通りである.

(竹刀の打突部)

第 13 条 竹刀の打突部は、物打を中心とした刃部 (弦の反対側) とする.

上記の記述から、③日本版 (②国際版も同じ) は、日本の刀剣思想を反映させた「物打 *Monouchi*」の用語が用いられている。それに対して、①韓国版では、「有効部」とし、さらに、刃筋を説明するために用いられる竹刀の弦についても、韓国剣道 KUMDO 独自の専門用語に置き換えている。

続いて、打突部位に関しても、①韓国版と③日本版 (②国際版も同じ) との間に、明確なカテゴリー分けに関する相違がみられる。

①韓国版は以下の通りである.

(第 14 条) 撃刺部位は、次のとおりとする。(第 3 図参照)

1. 撃部

頭部 (前部, 左部, 右部)

手首部 (右手首, 左手首)

腰部 (右腰, 左腰)

2. 刺部

首部

③日本版 (②国際版も同じ) は以下の通りである.

(第 14 条) 打突部位は、次のとおりとする。(細則第 3 図参照)

1. 面部（正面および左右面）
2. 小手部（右小手および左小手）
3. 胴部（右胴および左胴）
4. 突部（突き垂れ）

ここで明確な相違点は、まず、①韓国版では、撃部と刺部の2つのカテゴリーに分け、それぞれに撃部には、頭部（前部、左部、右部）と手首部（右手首、左手首）と腰部（右腰、左腰）の3箇所示し、さらに刺部として首部の1箇所が示されている。

これに対し、③日本版（②国際版も同じ）では、打突部位を総称として、1. 面部（正面および左右面）2. 小手部（右小手および左小手）3. 胴部（右胴および左胴）4. 突部（突き垂れ）と4箇所を列挙している。

以上のことから、①韓国版の方がより詳細にカテゴリー分けを行い、打突部位をそのまま身体部位の名称に合わせている。この点から規則として整理されていると言えるであろう。

また、③日本版（②国際版も同じ）では、面部、小手部、胴部がそれぞれ甲冑部位の名称であるのに対し、突部だけは突くという動作の名称を用いている。さらに、第3図参照として、各部位の図を示す箇所で、③日本版にだけ（細則第3図参照）と挿入されているが、この「細則」は、誤植である。

### 第3項 禁止行為

禁止行為について、①韓国版は、（細則15条）規則第17条4号の「場外」に、以下のように示されている。

2. 倒れた時に、体の半分くらいが境界線外に出た場合。
3. 体が場外に出ることを回避しようと竹刀や腕で境界線外をつく行為。

この箇所の相違点は、③日本版（②国際版も同じ）では、「2. 倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合。3. 境界線外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合。」と記述されているのに対して、①韓国版は、より具体的に、反則となる「場外」場面での身体の一部がどの程度出ると反則なのかなどが提示されている。



さらに、①韓国版では「(細則 16 条) 規則第 17 条 7 号の禁止行為は次の各号などをいう」として、8 番目の項目を挙げている。

8. その他、試合の公正を害する行為。

③日本版(②国際版も同じ)には 8. の記載はない。ただし、ここで①韓国版が示す「試合の公正を害する行為」にあたる具体例が不明である。

この他、③日本版において修正すべき箇所が、規則第 20 条「禁止事項」の「罰則」である。なお、②国際版の対訳式の日本語は③日本語版に同じであるため英語のみを表記する。

①韓国版は以下の通りである。

#### 第 20 条

①競技者が第 17 条 2 号～7 号の行為をした場合は、反則とし、2 回犯した場合は、相手に 1 本を与える。

②国際版は以下の通りである。

#### (Others)

Article 20:

1. In case *Shiai-sha* has committed two *Hansoku* stipulated under Article 17, Items 2 to 7, the opponent shall be given one point. ....

③日本版(②国際版も同じ)は以下の通りである。

第 20 条 試合者が第 17 条 2 号ないし 7 号の行為をした場合は、反則とし、2 回犯した場合は、相手に 1 本を与える。

まず、①韓国版には罰則に対し、「競技者が第 17 条 2 号～7 号の行為をした場合は、」と 2 号から 7 号の行為をした場合と明記されている。②国際版においても、英語表記で「Items 2 to 7,」と示され、同じように「2 から 7 の行為」と明記

されているが、③日本版では、「2号ないし7号」と表記されている。この箇所の意味は、「2号もしくは7号」と解釈される恐れがある。しかも、①韓国版と②国際版には、この条文が最初の第1項目に表記されているが、③日本版には第1項目の表記がなく第2項目から始まる。さらに、①③の日韓版の第20条だけが項目数字を○囲みで示している。○囲み数字を用いていない②国際版には「(Others)」が表記されている。これは、これまでに述べられた「罰則」にさらに加えて、「その他」の罰則事項として挙げられていると理解できる。

## 第4節 審判規則

本節では、第2編の審判規則から第1項の総則、第2項の審判、第3項の宣告と旗の表示について、①韓国版と③日本版の明確な相違点を、②国際版を参照しながら確認する。

### 第1項 総則

まず、①韓国版は、審判員の服装を以下のように示している。ただし、下線は筆者による（以下、規定内の下線も同じく筆者）。

（細則第23条）審判員の服装は、次のとおりである。ただし、大会要項に基づいて変更することができる。

1. 上：黒・紺 季節や会場の状況に応じて、上着の着用については、審判長の判断に一任する。
2. 下：黒・紺(ただし、夏にはオフホワイト)
3. ワイシャツ：白(ただし、夏には半袖)
4. ネクタイ：マゼンタ（深紅色）
5. 靴下：黒・紺

審判の服装に関する③日本版（②国際版も同じ）の記述は次の通りである。

（細則第23条）審判員の服装は、次の通りとする。ただし、その大会で定められた場合は、この限りではない。

1. 上衣は紺色（無地）
2. ズボンは灰色（無地）
3. ワイシャツは白色（無地）
4. ネクタイはえんじ色（無地）
5. 靴下は紺色（無地）とする。

この規則における明確な相違点は、①韓国版は、基本的に黒色もしくは紺色のスーツの上下の着用に対し、③日本版（②国際版も同じ）は、紺色の上着に灰色のズボンである。上着の着用について、①韓国版は、「季節や会場の状況に応じて、上着の着用については、審判長の判断に一任する」と明記されているが、③

日本版（②国際版も同じ）にはその記載がない。しかし、慣例として、日本でも通常は、「季節や会場の状況に応じて、上着の着用については、審判長の判断に一任」されている現状である。また、①韓国版は、靴下も黒色または紺色となっているが、③日本版（②国際版も同じ）は紺色のみである。韓国審判員のネクタイの色は、日本で用いられる「えんじ色」ではなく「マゼンタ」であり、より鮮やかな紅色と捉えられる。夏季のワイシャツについては、①韓国版は「夏には半袖」と示されているが、③日本版（②国際版も同じ）には記述がなく、「全剣連では半袖のシャツをワイシャツとは言わない」という内容が、2007年の各都道府県剣道連盟の公式大会で審判員に通達された<sup>注5)</sup>。

本章第3節第2項試合で前述した「残心の解釈と見極め」に関する有効打突の取り消しについて、①韓国版は、以下のように示している。

（有効打突の取り消し）

第27条 競技者に不適切な行為があった場合は、主審が有効打突の宣告をした後でも、審判員は合議の上、その宣告を取り消すことができる。

（細則第24条）規則第27条（有効撃刺の取り消し）は、次のとおりとする。

1. 撃刺後、存心がない場合。
2. 撃刺後、必要以上の奇声や行動で会場の秩序を乱した場合。

しかし、②国際版では、細則は以下のように示され、用語や表現が異なっている。

（細則第24条）規則第27条（有効打突の取り消し）は、次のとおりとする。

1. 打突後、相手に対して身構えや気構えがない場合。
2. 打突後、必要以上の余勢や有効を誇示した場合。

つまり、残心とは、打突後の身構えや気構えを表すとの解釈から、①韓国版では、「身構え」や「気構え」という用語を用いずに、「残心＝気構え、身構え」

として、韓国で独自に用いられている「存心」という用語に置き換えている。韓国では、競技上、日本の「残心」と韓国の「存心」を同義と捉えている。

②国際版に示されている「余勢や有効を誇示する」という表現は、「奇声や行動で会場の秩序を乱す」という別の表現を用いている。競技者が打突後に示す態度としての「余勢や有効の誇示」と「規制や行動で会場の秩序を乱す行為」では、その認識は異なる。この認識の相違が、「残心」と「存心」の相違に反映されることになる。②国際版の細則第 24 条は、1996 年版の日本版のままである。

しかし、1999 年改正以降の③日本版からは、細則第 24 条を以下のように改定している。

(細則第 24 条) 規則第 27 条 (有効打突の取り消し) 不適切な行為とは、打突後、必要以上の余勢や有効を誇示した場合などとする。

これまでの 1.残心, 2.余勢と有効の誇示という分類ではなく、規則第 27 条に示されている不適切な行為は、その行為の説明に変更されている。つまり、打突の際に「引き揚げ」として、打突者自身の有効打突を必要以上に誇示する姿勢を禁止している。必要以上に有効打突を誇示したことによって、「残心がない」と判断されれば、その有効打突は取り消される。

このことから ③日本版は、対戦相手に対する礼儀や思いやりといった心構えを示す姿勢をとることを重視し、自己の勝利や有効を誇示する姿勢を戒めていると捉えられる。

## 第 2 項 審判

第 2 章の審判規則の中で、細則 27 条の「試合者の刃筋に関わる指導」については、①韓国版、②国際版、③日本版のいずれの規定においても、異なる記述がある。

まず、①韓国版は、以下のように示されている。

(細則第 27 条)

審判員は、競技者の竹刀のダウンジュル (弦) が上になっていない場合 (刃が正しくない場合)、競技を中止させ、主審を介して明確に指導する。以降その行為が続く場合は有効撃刺としない。

②国際版は、以下のように示されている。

(細則第 27 条)

審判員は、試合者の竹刀の弦が上になっていない場合、それを主審が明確に指導する。以降その行為が続く場合は有効打突としない。

この①韓国版と②国際版を比較すると、①韓国版は、②国際版をより明確に説明している。たとえば、「竹刀の弦が上になっていない場合」とは「刃(の方向)が正しくない場合」と説明を挿入している。さらに、主審が指導する前に、「競技を中止させ」という手順も入れている。

一方で、③日本版は、平成 11 (1999) 年 4 月 1 日から以下のように改定されている。

(細則 第 27 条)

主審は、試合者の竹刀の弦が上になっていない場合、1 回のみ明確に指導する。

当該規則の改定については、平成 7 (1995) 年 7 月 1 日から実施されているが、細則第 27 条については、1999 年の①日本版のみ再度改訂されている。そのために、1995 年以降の改定は、①日本版のみに反映され、②国際版の改定はなされていない。

細則の第 27 条は、「主審は」と主語を変えることによって、主審に権限を与え、他の審判員(副審)との裁量権に軽重をつけている。

以下は、①韓国版、③日本版(②国際版も同じ)における(有効打突などの錯誤)に関する記述である。

①韓国版は、以下のように示されている。

(有効打突などの錯誤)

第 28 条 審判員が有効打突の判定に疑問がある場合は、合議の上、その是非を決定する。

③日本版（②国際版も同じ）は以下のようなものである。

（有効打突などの錯誤）

第 28 条 審判員が有効打突の判定に疑義がある場合は、合議の上、その是非を決定する。

「疑問」と「疑義」の用語に相違があった。すなわち、③日本版（②国際版も同じ）では「疑義」という用語が用いられている。1996年発行の③韓国版でも「疑義」が用いられていたが、2005年発行の③韓国版では、「疑義」の用語は「疑問」に変更されている。

### 第 3 項 宣告と旗の表示

「宣告」について、以下に①韓国版と②国際版および③日本版を示す。

①韓国版は、別表内の宣告は全て韓国語を用いている。

第 37 条 審判員の宣告は、開始、終了、再開、中止、別れ、有効撃刺、勝敗、合議、反則などを行い、その要領は別表の通りとする。ただし、特に宣告する場合に、必要に応じて、その理由を言うことができる。

③日本版（②国際版も同じ）は以下のようなものである。ただし、②国際版の別表の宣告は全てローマ字読みの日本語を用いている。

第 37 条 審判員の宣告は、開始・終了・再開・中止・分かれ・有効打突・勝敗・合議・反則などについて行い、その要領は別表のとおりとする。ただし、とくに宣告に際し必要とする場合は、その理由を述べることができる。

上記の「宣告」で用いられる言語が示すように、韓国国内ルールの剣道競技では、全て韓国語が用いられている。そのため、①韓国版は、審判の宣告から打突部位の呼称まで、全て韓国語に置き換えられている。

他方、②国際版では、審判の宣告から打突部位の呼称に至るまで、ほぼ全ての剣道用語は日本語が用いられている。日本語を剣道界の国際語として用いてい

る。

以下に、②国際版 (pp. 20-21) および①韓国版 (pp.23-24) に提示されている「別表 審判員の宣告と旗の表示方法」を資料として提示する。

表 4-2 : 別表 審判の宣告と旗の表示法 (②国際版と①韓国版)

②国際版「審判の宣告と旗の表示法」

**Table 1: Senkou by Shinpan-in and Use of Shinpan-ki**

	Situation	Senkou	Motion of Shinpan-ki	※	
Beginning	Beginning of Shiai	"Hajime"	Hold flags on both sides of the body.	Fig. 9	
	Resumption	"Hajime"	Same as above.	Fig. 9	
Suspension	Suspension of Shiai	"Yame"	Raise flags straight up.	Fig.14	
	Decision of Yuko-datotsu	"Men-, Kote-, Do-, Tsuki-Ari"	Raise a flag diagonally up on one side.	Fig.10	
Yuko-datotsu	Denial of Yuko-datotsu		Crisscross flags downward.	Fig.11	
	Abstention from decision of judgment		Hold flags crossed downward.	Fig.12	
	Torikeshi of Yuko-datotsu	"Torikeshi"	Crisscross flags downward.	Fig.11	
	Beginning of Nihon-me	"Nihon-me"	Lower the raised flag.	Fig.10	
	Beginning of Shobu	"Shobu"	Same as above.	Fig.10	
	Decision of victory	"Shobu-ari"	Same as above.	Fig.10	
	Beginning of Encho	"Encho-hajime"	Hold flags on both sides of the body.	Fig. 9	
Decision of Victory	Ippon-gachi	"Shobu-ari"	Raise a flag diagonally up on one side.	Fig.10	
	1.Pronouncing Hantei	1."Hantei"	1.Same as above.	Fig.10	
	2.Victory by Hantei	2."Shobu-ari"	2.Lower the raised flag.		
	Victory by Kiken	"Shobu-ari"	Raise a flag diagonally up on one side.	Fig.10	
	Hikiwake	"Hikiwake"	Hold flags crossed above the forehead.	Fig.13	
	Incapacitation in Shiai	"Shobu-ari"	Raise a flag diagonally up on one side.	Fig.10	
	Victory by Chusen	"Shobu-ari"	Same as above.	Fig.10	
	Daihyosha-sen	"Hajime"	Hold flags on both sides of the body.	Fig. 9	
	Gogi	Calling of Gogi	"Gogi"	Raise both flags straight up in the right hand.	Fig.16
		Signaling of its result		Signal by Shushin with the flag.	
Hansoku	Abuse of Drugs	"Shobu-ari"	Raise a flag diagonally up on one side.	Fig.10	
	Insulting or offensive Acts	"Shobu-ari"	Same as above.	Fig.10	
	Use of Fuset-yogu	"Shobu-ari"	Same as above.	Fig.10	

(別表) 審判員の宣告と旗の表示方法

	事 項	宣 告	旗 の 表 示	要領
開始・再開・中止	試合を開始するとき	「始め」	両旗は体側	図1
	試合を再開するとき	「始め」	同上	図1
中止	試合を中止するとき	「止め」	両旗を真上に上げる	図6
	有効打突を認めたとき	「面・小手・胴・突きあり」	旗を体側斜め上方に上げる	図2
有効	有効打突を認めないとき		両旗を前下で左右に振る	図3
	棄権をするとき		両旗を前下で交差させ停止する	図4
打 突	有効打突を取り消すとき	「取り消し」	両旗を前下で左右に振る	図3
	2本目を開始するとき	「2本目」	上げた旗を下ろす	図2
勝 敗 の 決 定	両者1本1本になったとき	「勝負」	同上	図2
	勝敗が決定したとき	「勝負あり」	上げた旗を下ろす	図2
	延長戦になったとき	「延長・始め」	両旗は体側	図1
	1本勝ちしたとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図2
	1. 判定を宣告するとき	1. 「判定」	1. 同上	図2
	2. 判定勝ちしたとき	2. 「勝負あり」	2. 上げた旗を下ろす	図2
	不戦勝ちしたとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図2
	勝敗が決しないとき	「引き分け」	両旗を前上で交差させ停止する	図5
	試合不能のとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図2
	抽選により勝敗が決したとき	「勝負あり」	同上	図2
代表者戦のとき	「始め」	両旗は体側	図1	



	Situation	Seotoku	Motion of Shinpan-ki	※
Hansoku	Tripping or Sweeping-off of opponent's leg(s)	"Hansoku" ( )hai	First, raise flags diagonally downward on one side, and declare the number of Hansoku with finger(s) towards the violator.	Fig.17
	Pushing the opponent out of Shiai-jo	Same as above	Same as above.	Fig.17
	Leaving hold of Shiai	Same as above	Same as above.	Fig.17
	Request for a break without a justifiable reason	Same as above	Same as above.	Fig.17
	Hansoku simultaneously committed by both Shiai-sha	Same as above	Raise flags diagonally downward on both sides.	Fig.18
	Miscellaneous violations of the Regulations	Same as above	First, raise a flag diagonally downward on one side and then declare the number of Hansoku with finger(s) towards the violator.	Fig.17
	Having committed second Hansoku	Indicating with fingers "Hansoku-nihai" and "Ippon-ari"	Raise a flag diagonally up on one side.	Fig.10
	Applying Sosai	"Sosai" or "Onajuku-sosai" after the second offset	Crisscross flags downward.	Fig.11
	Wakare	1. When Tuba-zeriai has come to a stalemate 2. To resume Shiai	1. "Wakare" 2. "Haime"	1. Raise both flags straight forward. 2. Lower both flags downward.
Injury, Accident, Kiken	Shiai-furo due to injury, accident or Kiken	"Shobu-ari"	Raise a flag diagonally up on one side.	Fig.10

※Refer to the figures given in "The Guidelines for Kendo Shiai and Shinpan".

	事項	宣告	旗の表示	要領
合議	審判員が合議をするとき	「合議」	両旗を右手で真上に上げる	図8
	合議の結果		主審は旗で表示する	
反則	薬物を使用したとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図2
	非礼な言動をしたとき	「勝負あり」	同上	図2
	不正用具を使用したとき	「勝負あり」	同上	図2
	相手に足を掛けまたは払ったとき	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる ※反則回数を指で示す	図9
	相手を不当に場外に出したとき	同上	同上	図9
	場外に出たとき	同上	同上	図9
	竹刀を落としたとき	同上	同上	図9
	不当な中止要請をしたとき	同上	同上	図9
	同時反則のとき	同上	両旗を斜め下方に上げる	図10
	その他、この規則に反する行為をしたとき	同上	旗を斜め下方に上げる ※反則回数を指で示す	図9
	反則を2回したとき	「反則2回」を指で示し「1本あり」	有効打突を認めたときと同じ	図2
	相殺のとき	「相殺」 ※2回目以降「同じく相殺」	両旗を前下で左右に振る	図3
分かれ	1. 試合がこうちやく(勝着)したとき	1. 「分かれ」	1. 両旗を前方に出す	図7
	2. 継続させるとき	2. 「始め」	2. 両旗を下ろす	図7
負傷・事故・棄権などによって試合が継続できなくなったとき	「勝負あり」		有効打突を認めたときと同じ	図2

## ①韓国版「審判の宣告と旗の表示法」

〈별표〉 [심판원의 선고와 기의 표시방법]

	사 항	선 고	기의 표시	요 령
개시	경기를 개시할 때	시 작	양기(兩旗)를 몸쪽에 붙인다.	제1도
	경기를 재개할 때	계 속	-	제1도
	경기를 중지할 때	중 지	양기를 똑바로 위로 올린다.	제6도
유 효	유효 격자를 인정할 때	머리, 손목, 허리, 목(겨름)	기를 비스듬히 위로 올린다	제2도
	유효격자를 인정하지 않을 때		양기를 아래에서 좌우로 흔든다.	제3도
격 자	기권을 할 때		양기를 아래에서 교차하여 정지한다	제4도
	유효격자를 취소할 때	취 소	양기를 아래에서 좌우로 흔든다.	제3도
승 부	두판재를 개시할 때	두판재	올린 기를 내린다.	제2도
	양자가 한판 한판이 되었을 때	승 부	-	제2도
승 부 의 결 정	승부가 결정되었을 때	승	올린 기를 내린다	제2도
	연장전이 되었을 때	연장 시작	양기를 몸쪽에 붙인다	제1도
	한판으로 승했을 때	승	유효격자를 인정하였을 때와 같다.	제2도
의 결 정	1. 판정을 선고할 때 2. 판정승했을 때	1. 판정 2. 승	1. 올린 기를 내린다. 2. 올린 기를 내린다.	제2도
	부전승했을 때	승	유효격자를 인정하였을 때와 같다.	제2도
결 정	승부가 안났을 때	비 김	양기를 앞위에서 교차하여 정지한다.	제5도
	경기 불능일 때	승	유효격자를 인정하였을 때와 같다.	제2도
대 표 자 전 일 때	추첨으로 승부를 결정할 때	승	-	제2도
	대표자전일 때	시 작	양기를 몸쪽에 붙인다.	제1도

	사 항	선 고	기의 표시	요 령
합 의	심판원이 합의할 때	합 의	양기를 오른손으로 모아 위로 올린다.	제8도
	합의 결과		주심만 기 표시를 한다.	
반 칙	약물을 사용하였을 때	승	유효격자를 인정하였을 때와 같다.	제2도
	무례한 언동을 하였을 때	-	-	제2도
	부정용구를 사용하였을 때	-	-	제2도
	상대의 발을 건다든지 후렸을 때	반칙 〇 번	기를 비스듬히 아래로 내린다. ※반칙횟수를 손가락으로 표시한다.	제9도
	상대를 부당하게 정외로 밀어냈을 때	-	-	제9도
	정외로 나갔을 때	-	-	제9도
	죽도를 떨어뜨렸을 때	-	-	제9도
치	부당한 중지요청을 하였을 때	-	-	제9도
	동시 반칙을 했을 때	-	양기를 비스듬히 아래로 내린다.	제10도
	기타 이 규칙을 위반하였을 때	-	기를 비스듬히 아래로 내린다. ※반칙횟수를 손가락으로 표시한다.	제9도
상 태	반칙을 두번하였을 때	반칙 두번 (손가락 표시) 한판	유효격자를 인정하였을 때와 같다	제2도
	상태(相殺)하였을 때	상 태	양기를 아래에서 좌우로 흔든다.	제3도
해 어 겨	1. 경기가 교착(膠着)되었을 때	1. 헤어져	1. 양기를 앞으로 낸다.	제7도
	2. 계속시킬 때	2. 계 속	2. 양기를 내린다	
부 상 사 고 기 권	부상, 사고, 기권 등으로 경기가 계속될 수 없을 때	승	유효격자를 인정하였을 때와 같다.	제2도

## 第 5 節 規則改定の変遷（補則）

第 5 節では、「試合・審判規則」の補則や付則に示されたそれぞれの経過規定や施行期日を以下に示す。なお、③日本版の（ ）内の西暦の加筆および下線は筆者による。

①の韓国版の補則は以下のようなものである。

付則

1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的が損なわない範囲内でこれに従わないことがある。
2. この規則は 1996 年 8 月 1 日から施行する。
3. この規則は 2003 年 5 月 23 日から施行する。
4. この規則は 2005 年 1 月 23 日から施行する。

②の国際版の付則は以下のようなものである。

付則

1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的を損なわない限り、これによらないことができるものとする。
2. この規則は 1997 年 3 月 26 日から施行する。
3. この規則は 2000 年 3 月 23 日から一部改訂し施行する。
4. この規則は 2006 年 12 月 7 日から一部改訂し施行する。

③の日本版の付則は以下のようなものである。

付則

1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的を損なわない限り、これによらないことができるものとする。
2. この規則は平成 7（1995）年 7 月 1 日から施行する。
3. この規則（一部改訂）は平成 11 年（1999）4 月 1 日から施行する。

4. この規則（一部改訂）は平成 14 年（2002）9 月 29 日から施行する。
5. この規則（一部改訂）は平成 19 年（2007）3 月 14 日から施行する。
6. この規則（一部改訂）は平成 21 年（2009）4 月 1 日から施行する。

上記にあるように、①韓国版と③日本版（②国際版も同様に）の改訂期日はそれぞれ異なるが、書式内容の相違はない。試行年月日だけでみると、順序的には③日本版が 1995 年に、次いで①韓国版が 1996 年に、最後に②国際版が 1997 年に 1 年遅れで試行されている。

いずれも第 4 章は「補則」として次の事項が定められている「第 39 条 この規則に定められていない事項が発生した場合は、審判員は合議し、審判主任または審判長に図って処理する。」続いて「付則」として、本規則の改訂期日が示されている。

しかし、2005 年改訂以前の①韓国版では「付則」の箇所で「補則」という用語を用いていたが、現在は改定されている<sup>注 6)</sup>。

それぞれの語意を『広辞苑』で確認すると次のとおりである<sup>11)</sup>。

付則：ある規則を補うために付加した規則。〔法〕法令の主たる事項に付随する必要事項を定める規定の名称。経過規定や施行期日・細目の定め方などに関する規定がその例。

補則：法令の規定をおぎなうために設けた規則。

これらの両方の語意から、いずれも法的専門用語であるが、改訂の経過を示す意味であれば、「付則」を用いた方がよい。しかし、①韓国版の本項目 1.の「大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的が損なわない範囲内でこれに従わないことがある。」を主たる内容とすれば、「補則」と表記しても記述内容は語義と合致することになるろう。

## 第 6 節 蹲踞と礼法

「礼に始まり礼に終わる」という武道の根幹をなす剣道の礼法に関しても、韓国剣道 KUMDO と日本剣道 KENDO の間には相違点がある。その 1 つが「蹲踞」である。本節では、蹲踞に着目して「試合・審判規則」の記載事項をみる。

①韓国版、②国際版、③日本版の『剣道試合・審判規則』には、それぞれ『付録 剣道試合・審判運営要領 (The Guidelines for Kendo Shiai and Shinpan)』として、『剣道試合・審判規則』の同一冊子の中に、運営要領が差し込まれている。そこには、「試合者要領」と「審判員要領」が併記され、運営要領としての試合手順が示されている。その中に「開始」と「終了」の項目があり、以下のように示されている。ただし、下線部は筆者による。

①韓国版の「開始」は以下のようである。

1. 競技者は、競技を開始するとき、立禮の場所に出てダウンカルの姿勢で相互の礼をする、腰の剣の姿勢で 3 歩進んで開始線で、竹刀を抜いて合わせた後、主審の宣告で開始する。

③日本版（②国際版と同じ）の「開始」は以下のようである。

1. 試合者は、試合を開始する場合、立礼の位置に進み、提げ刀の姿勢で相互の礼を行い、帯刀し、3 歩進んで開始線で竹刀を抜き合わせつつ、そんきよ（蹲踞）し、主審の宣告で試合を開始する。

①韓国版の「終了」は以下のようである。

1. 競技者は、競技が終わったとき、開始線でお互いに中段をとり、主審の宣告の後、挿し剣し、禮の位置まで後退しダウンカルの姿勢となり相互の礼を行う。

③日本版（②国際版と同じ）の「終了」は以下のようである。

1. 試合者は、試合を終了する場合、開始線で相中段に構え、主審の宣告の後、そんきょ（蹲踞）して納刀し、立ち上がり帯刀姿勢で立礼の位置まで後退し、提げ刀の姿勢となり相互の礼を行う。

このように、試合の礼法について、①韓国版では、蹲踞の姿勢を省略する形式をとり、運営要領から削除している。では、韓国剣道 KUMDO では、なぜ「蹲踞」を削除したのであろうか。蹲踞の省略については、剣道の礼について書かれた唯一の書とされる『剣道礼儀考』に以下のような記述がある。

軍隊は大体立礼をして、直ちに抜せて蹲踞せぬのが普通である。練兵場又は庭の如き地面では、誰でも蹲踞せぬが現代的であらうし、又地面で袴ならば、股立にとるべきである。以前は板間でも、昔の地面並に不便な平袴の遺風で、股立ちを取つて、稽古した者が多かつた。因に今の稽古袴は、馬乗り用で措が高く、平袴は梓用の袴で稽が低くて不自由だつた<sup>12)</sup>。

この記述にみられるように、「軍隊では大体立礼をして、直ちに抜刀し、蹲踞しないのが普通」とされ、中村は、「明治 39（1906）年に大日本武徳会が剣術形を制定した時、礼式は警察礼式の立礼を採用し、蹲踞礼をとらなくなった」<sup>13)</sup>と明言している。

つまり、蹲踞については、日本の撃剣が韓国に導入された際に、蹲踞を採用していなかった可能性が高い。もともと蹲踞がなかった韓国剣道 KUMDO にとって、戦後になって日本式礼法ゆえの導入することは難しい。韓国剣道 KUMDO 界にとっては、最初と最後に立礼で礼をしている以上、さらに日本式礼法である蹲踞を導入する理由がないのであろう。とは言え、国際大会の規定である ②国際版の試合規則とともにその運営要領には、試合礼法として蹲踞が義務づけられている。そのため国家代表選手が WKC で試合を行う場合には、蹲踞を実施している。

このように韓国と日本にはそれぞれが異なる歴史的意味を含む礼法がある。これらを日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の双方および他の国々の剣道愛好者が理解しなければならない。国際大会では、蹲踞の意味が不明確であった

り、異なるために、試合開始の宣告の瞬間に、開始姿勢である蹲踞からの攻撃法が考案されるという状況が、容易に発現することになる。

## 第 7 節 試合・審判規則の相違点の要諦

これまでに明らかにした日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の「試合・審判規則」にみられる相違点は表 4-3 のようにまとめられる。なお、日本版の 1996 年版を底本とした②国際版も対照のために示した。

表 4-3: 試合・審判規則にみる日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO 相違点(2012)

①韓国版	②国際版	③日本版
第 1 編 競技 第 1 章 総則	第 1 編 試合 第 1 章 総則	第 1 編 試合 第 1 章 総則
(竹刀) 第 3 条 竹刀は 4 つ割の竹や化学製品で造られたものとする。	(竹刀) 第 3 条 竹刀は竹または全日本剣道連盟が認めた竹に代わる化学製品で造られたものとする。	(竹刀) 第 3 条 竹刀は竹または全日本剣道連盟が認めた竹に代わる化学製品で造られたものとする。
(太さに関する記載なし)	2. ... The diameter of <i>Shinai</i> shall refer to the minimum diameter of the tip of <i>Sakigawa</i> . (1996 年版に記載なし)	(細則 第 2 条) 規則第 3 条 (竹刀) は、次のとおりとする。 2. 竹刀の基準は、.... 太さは、先革先端部最少直径とする。
(服装) 第 5 条 服装は、剣道鍛錬服の上下とする。	(服装) 第 5 条 服装は、剣道着 <i>Kendo-gi</i> ・袴 <i>Hakama</i> とする。	(服装) 第 5 条 服装は、剣道着・袴とする。
(細則 第 4 条) 競技者の区別は、青・白の帯 (70×5cm) とし、試合者の後ろの胴紐が交差する位置に折りたたんで結ぶ。	(細則 第 4 条) 試合者の目印は、全長 70 センチメートル、幅 5 センチメートルの赤および白の 2 色とし、試合者の胴紐の交差する位置に二つ折りにして着ける。	(細則 第 4 条) 試合者の目印は、全長 70 センチメートル、幅 5 センチメートルの赤および白の 2 色とし、試合者の胴紐の交差する位置に二つ折りにして着ける。

第2章 競技	第2章 試合	第2章 試合
<p>(試合時間)</p> <p>第6条 試合時間は, ..., 延長の場合は制限時間なしで行う.</p>	<p>(Duration of Shiai)</p> <p>Article 6; The standard duration of Shiai..., and Encho shall be three minutes.</p>	<p>(試合時間)</p> <p>第6条 試合時間は, ..., 延長の場合は3分を基準とする.</p>
<p>第7条 勝負の決定は, 次のとおりとする.</p> <p>5. 判定により勝負を決する場合は, 反則の機能を優先し, 次に試合態度に応じて判定する.</p>	<p>第7条 勝負の決定は, 次により行う.</p> <p>5. 判定により勝負を決する場合は, 技能の優劣を優先し, 次いで試合態度の良否により, 判定する.</p>	<p>第7条 勝負の決定は, 次により行う.</p> <p>5. 判定により勝負を決する場合は, 技能の優劣を優先し, 次いで試合態度の良否により, 判定する.</p>
<p>(団体試合)</p> <p>第8条 団体試合は, 次のようなほか, その大会で定められた方法により行い, 勝敗を決する.</p> <p>1. 勝者数法は, 勝者の数によって団体の勝敗を決する. ... 代表者戦によって勝敗を決する. 代表者戦は制限時間なしで一本勝負とする.</p>	<p>(団体試合)</p> <p>第8条 団体試合は, 次のようなほか, その大会で定められた方法により行い, 勝敗を決する.</p> <p>1. 勝者数法は, 勝者の数によって団体の勝敗を決する. ... 代表者戦によって勝敗を決する. (記述なし)</p>	<p>(団体試合)</p> <p>第8条 団体試合は, 次のようなほか, その大会で定められた方法により行い, 勝敗を決する.</p> <p>1. 勝者数法は, 勝者の数によって団体の勝敗を決する. ... 代表者戦によって勝敗を決する. (記述なし)</p>
<p>(有効撃刺)</p> <p>第12条 有効打突は, 充実した勢い(기세:運動量)と適正な姿勢をもって, 竹刀の撃刺部で撃刺部位を刃筋正しく打突し, 存心(존심:プライド)を持たなければならない.</p>	<p>(有効打突)</p> <p>第12条 有効打突は, 充実した氣勢, 適正な姿勢をもって, 竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し, 残心あるものとする.</p>	<p>(有効打突)</p> <p>第12条 有効打突は, 充実した氣勢, 適正な姿勢をもって, 竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し, 残心あるものとする.</p>
<p>(細則 第11条)</p> <p>次の場合撃刺も有効である.</p>	<p>(細則 第11条)</p> <p>次の場合は, 有効とすることができる.</p>	<p>(細則 第11条)</p> <p>次の場合は, 有効とすることができる.</p>



4. 試合終了と同時に加えた打突	4. (記載なし)	4. (記載なし)
(竹刀の撃刺部) 第13条 竹刀の撃刺部は、有効部を中心とした刃部(筥巻の反対側)をいう。	(竹刀の打突部) 第13条 竹刀の打突部は、物打を中心とした刃部(弦の反対側)とする。	(竹刀の打突部) 第13条 竹刀の打突部は、物打を中心とした刃部(弦の反対側)とする。
(第14条) 撃刺部位は、次のとおりとする。(第3図参照) 1. 撃部 頭部(前部, 左部, 右部) 手首部(右手首, 左手首) 腰部(右腰, 左腰) 2. 刺部 首部	(第14条) 打突部位は、次のとおりとする。(細則第3図参照) 1. 面部(正面および左右面) 2. 小手部(右小手および左小手) 3. 胴部(右胴および左胴) 4. 突部(突き垂れ)	(第14条) 打突部位は、次のとおりとする。(細則第3図参照) 1. 面部(正面および左右面) 2. 小手部(右小手および左小手) 3. 胴部(右胴および左胴) 4. 突部(突き垂れ)
第3章 禁止行為	第3章 禁止行為	第3章 禁止行為
(細則15条) 第15条 規則第17条4号の「場外」は、次のとおりとする。 2. 倒れた時に、体の半分くらいが境界線外に出た場合。 3. 体が場外に出ることを回避しようと竹刀や腕で境界線外をつく行為。	(細則15条) 第15条 規則第17条4号の「場外」は、次のとおりとする。 2. 倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合。 3. 体が場外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合。	(細則15条) 第15条 規則第17条4号の「場外」は、次のとおりとする。 2. 倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合。 3. 体が場外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合。
(細則16条) 規則第17条7号の禁止行為は次の各号などをいう。 8. その他、試合の公正を害する行為。	(細則16条) 規則第17条7号の禁止行為は次の各号などをいう。 8. (記載なし)	(細則16条) 規則第17条7号の禁止行為は次の各号などをいう。 8. (記載なし)
第19条 第17条1号の禁止行為を犯した者は、次の各号により処置する。	第19条 第17条1号の禁止行為を犯した者は、次の各号により処置する。ただし、両	第19条 第17条1号の禁止行為を犯した者は、次の各号により処置する。ただし、両

<p>2. 前号の処置は、不正用具使用発見以前の試合までさかのぼらない。ただし、個人戦リーグの場合は、リーグすべての試合を敗とする。</p> <p>4. 両者同時にしたときは、両者とも敗とし、それぞれの既得得点および既得権を認めない。</p>	<p>者同時になしたときは、両者とも負けとし、それぞれの既得本数および既得権を認めない。</p> <p>2. 前号の処置は、不正用具使用発見以前の試合までさかのぼらない。（記載なし）</p> <p>4. （記載なし）</p>	<p>者同時になしたときは、両者とも負けとし、それぞれの既得本数および既得権を認めない。</p> <p>2. 前号の処置は、不正用具使用発見以前の試合までさかのぼらない。（記載なし）</p> <p>4. （記載なし）</p>
<p>第 20 条</p> <p>①競技者が第 17 条 2 号～7 号の行為をした場合は、反則とし、2 回犯した場合は、相手に 1 本を与える。</p> <p>②第 17 条 4 号の場合....</p>	<p>(Others)</p> <p>Article 20:</p> <p>1. In case <i>Shiai-sha</i> has committed two <i>Hansoku</i> stipulated under Article 17, Items 2 to7, the opponent shall be given one point. ....</p> <p>2. In <i>Hansoku</i> stipulated in Article 17, Item 4, ...</p>	<p>第 20 条 試合者が第 17 条 2 号ないし 7 号の行為をした場合は、反則とし、2 回犯した場合は、相手に 1 本を与える。....</p> <p>②17 条 4 号の場合....</p>
<p>第 2 編 審判 第 1 章 総則</p>	<p>第 2 編 審判 第 1 章 総則</p>	<p>第 2 編 審判 第 1 章 総則</p>
<p>(細則 第 22 条)</p> <p>規則第 25 条の係員の構成と任務は次のとおりである。</p> <p>1. 各係は、主任 1 名、係員 2 名以上を原則とする。</p>	<p>(細則 第 22 条)</p> <p>規則第 25 条の係員の構成と任務は次のとおりである。</p> <p>1. 時計係は、原則として主任 1 名、係員 2 名以上とし、試合時間の計時にあたり試合時間終了の合図をする。</p>	<p>(細則 第 22 条)</p> <p>規則第 25 条の係員の構成と任務は次のとおりである。</p> <p>1. 時計係は、原則として主任 1 名、係員 2 名以上とし、試合時間の計時にあたり試合時間終了の合図をする。</p>

<p>2. 計時係は、競技時間の計時に取り組んで、試合時間終了の合図をする。</p> <p>3. 表示係は、...</p>	<p>2. 掲示係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、審判員の判定の掲示...</p>	<p>2. 掲示係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、審判員の判定の掲示...</p>
<p>(細則 第23条)</p> <p>審判員の服装は、次のとおりである。ただし、大会要項に基づいて変更することができる。</p> <p>1. 上：黒・紺</p> <p>季節や会場の状況に応じて、上着の着用については、審判長の判断に一任する。</p> <p>2. 下：黒・紺(ただし、夏にはオフホワイト)</p> <p>3. ワイシャツ：白(ただし、夏には半袖)</p> <p>4. ネクタイ：マゼンタ(深紅色)</p> <p>5. 靴下：黒・紺</p>	<p>(細則 第23条)</p> <p>審判員の服装は、次のとおりとする。ただし、その大会で定められた場合は、この限りではない。</p> <p>1. 上衣は紺色(無地)とする。</p> <p>2. ズボンは灰色(無地)とする。</p> <p>3. ワイシャツは白色(無地)とする。</p> <p>4. ネクタイはえんじ色(無地)とする。</p> <p>5. 靴下は紺色(無地)とする。</p>	<p>(細則 第23条)</p> <p>審判員の服装は、次のとおりとする。ただし、その大会で定められた場合は、この限りではない。</p> <p>1. 上衣は紺色(無地)とする。</p> <p>2. ズボンは灰色(無地)とする。</p> <p>3. ワイシャツは白色(無地)とする。</p> <p>4. ネクタイはえんじ色(無地)とする。</p> <p>5. 靴下は紺色(無地)とする。</p>
<p>(細則 第24条)</p> <p>規則第27条(有効撃刺の取り消し)は、次のとおりとする。</p> <p>1. 撃刺後、存心がない場合。</p> <p>2. 撃刺後、必要以上の奇声や行動で会場の秩序を乱した場合。</p>	<p>(細則 第24条)</p> <p>規則第27条(有効打突の取り消し)は、次のとおりとする。</p> <p>1. 打突後、相手に対して身構えや気構えがない場合。</p> <p>2. 打突後、必要以上の余勢や有効を誇示した場合。</p> <p>(1996年版のまま)</p>	<p>(細則 第24条)</p> <p>規則第27条(有効打突の取り消し)不適切な行為とは、打突後、必要以上の余勢や有効を誇示した場合などとする。</p> <p>(1999年版からの変更)</p>
<p>(細則 第25条)</p> <p>規則第28条(有効撃刺などの錯誤)は、次のとおりとする。</p> <p>1. 有効撃刺者を錯誤して判定</p>	<p>(細則 第25条)</p> <p>規則第28条(有効打突などの錯誤)は、次のとおりとする。</p> <p>1. 有効打突または反則を錯</p>	<p>(細則 第25条)</p> <p>規則第28条(有効打突などの錯誤)は、次のとおりとする。</p> <p>1. 有効打突または反則を錯</p>

した場合.	誤して判定した場合.	誤して判定した場合.
第2章 審判	第2章 審判	第2章 審判
(細則 第27条) 審判員は、試合者の竹刀のド ウンジュル(弦)が上になっ ていない場合(刃が正しくない場 合)、競技を中止させ、主審を 介して明確に指導する。以降 その行為が続く場合は有効撃 刺としない。	(細則 第27条) 審判員は、試合者の竹刀の弦 が上になっていない場合、そ れを主審が明確に指導する。 以降その行為が続く場合は有 効打突としない。	(細則 第27条) 主審は、試合者の竹刀の弦が 上になっていない場合、1回の み明確に指導する。
(有効打突などの錯誤) 第28条 審判員が有効打突の 判定に疑問 <sup>注7)</sup> がある場合は、 合議の上、その是非を決定す る。	(有効打突などの錯誤) 第28条 審判員が有効打突 の判定に疑義がある場合は、 合議の上、その是非を決定す る。	(有効打突などの錯誤) 第28条 審判員が有効打突の 判定に疑義がある場合は、合 議の上、その是非を決定する。
(異議の提起) 第35条 何人も、審判員の判 定に対し、異議の提起をする ことができない。 第36条 監督は競技規則の適 用に関して疑問があるときは、 その試合者の試合終了までに、 主任審判または審判長に対し て、異議を申し立てることが できる。	(異議の申し立て) 第35条 何人も、審判員の判 定に対し、異議の申し立てを することができない。 第36条 監督はこの規則の 実施に関して疑義があるとき は、その試合者の試合終了ま でに、審判主任または審判長 に対して、異議を申し立てる ことができる。	(異議の申し立て) 第35条 何人も、審判員の判 定に対し、異議の申し立てを することができない。 第36条 監督はこの規則の実 施に関して疑義があるときは、 その試合者の試合終了までに、 審判主任または審判長に対し て、異議を申し立てることが できる。
第3章 宣告と旗の表示	第3章 宣告と旗の表示	第3章 宣告と旗の表示
(宣告) 第37条 審判員の宣告は、開 始、終了、再開、中止、別れ、 有効撃刺、勝敗、合議、反則な どを行い、その要領は別表の	(宣告) 第37条 審判員の宣告は、開 始・終了・再開・中止・分か れ・有効打突・勝敗・合議・ 反則などについて行い、その	(宣告) 第37条 審判員の宣告は、開 始・終了・再開・中止・分か れ・有効打突・勝敗・合議・ 反則などについて行い、その

<p>通りとする。ただし、特に宣告する場合に、必要に応じて、その理由を言うことができる。</p> <p>※別表の宣告は全て韓国語を用いている。</p>	<p>要領は別表のとおりとする。ただし、とくに宣告に際し必要とする場合は、その理由を述べることができる。</p> <p>※別表の宣告は全て日本語を用いている。</p>	<p>要領は別表のとおりとする。ただし、とくに宣告に際し必要とする場合は、その理由を述べることができる。</p>
<p>表1 竹刀の基準 竹刀の重量 「太さ」規定の追加</p>	<p>表1 竹刀の基準 竹刀の重量変更 「太さ」規定の追加<sup>注8)</sup></p>	<p>表1 竹刀の基準 竹刀の重量変更 「太さ」規定の追加<sup>注9)</sup></p>
<p>第4章 補則</p>	<p>第4章 補則</p>	<p>第4章 補則</p>
<p>付則</p> <p>1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的が損なわれない範囲内でこれに従わないことがある。</p> <p>2. この規則は1996年8月1日から施行する。</p> <p>3. この規則は2003年5月23日から施行する。</p> <p>4. この規則は2005年1月23日から施行する。</p>	<p>付則</p> <p>1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的を損なわない限り、これによらないことができるものとする。</p> <p>2. この規則は1997年3月26日から施行する。</p> <p>3. この規則は2000年3月23日から一部改訂し施行する。</p> <p>4. この規則は2006年12月7日から一部改訂し施行する。</p>	<p>付則</p> <p>1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的を損なわない限り、これによらないことができるものとする。</p> <p>2. この規則は平成7(1995)年7月1日から施行する。</p> <p>3. この規則(一部改訂)は平成11年(1999)4月1日から施行する。</p> <p>4. この規則(一部改訂)は平成14年(2002)9月29日から施行する。</p> <p>5. この規則(一部改訂)は平成19年(2007)3月14日から施行する。</p> <p>6. この規則(一部改訂)は平成21年(2009)4月1日から施行する。</p>

「剣道試合・審判規則」にみられる日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相違点の要諦は以下ようになる。

- ・①韓国版では、「日本」と頭文字が付く記載を全て削除している。たとえば、②国際版にある「日本剣道連盟」を削除している。
- ・①韓国版は、基本的に②国際版を韓国語に翻訳したものである。
- ・①韓国版は、剣道着・袴などの日本語を使用しない。ただし、②国際版は、③日本版を底本として剣道用語をそのまま日本語で使用している。
- ・①韓国版は、印の色について、②国際版と③日本版で使用している紅白を、青白に変更している。
- ・①韓国版は、「試合」という用語を使用せず、「競技」で統一している。
- ・①韓国版で、勝負の決定については、審判の主観による「技能の優劣」ではなく、客観的ポイント制に依拠した「反則の機能」を優先している。
- ・①韓国版は、③日本版（②国際版も同じ）よりも代表者戦の時間設定、有効打突、反則について、詳細に状況規定がなされている。
- ・①韓国版は、打突部位について撃刺部位の用語を残しつつ、撃部 3 カ所と刺部 1 カ所としている。
- ・①韓国版と②国際版では、訂正されている箇所であるにもかかわらず、底本である③日本版に訂正を要する箇所が認められる。
- ・審判規定として、②国際版と③日本版で用いられている日本語による宣告は、①韓国版では全て韓国語が用いられている。
- ・補則について、規則の改訂と施行が、②国際版は③日本版に依拠し実施されている。ただし 1997 年以降の②国際版では、必ずしも③日本版の改訂に準拠していない<sup>注 10)</sup>。
- ・①韓国版では、②国際版と③日本版で採用されている竹刀の太さに関する記載がないにもかかわらず、表 1 竹刀の基準では「太さ」の規定を追加している。

## 第 8 節 規定の相違がもたらす現実的課題

前節の「試合・審判規則」の相違点を踏まえた上で、実際に、日本の全日本剣道選手権大会および韓国の SBS 杯全国剣道王大会、また国際大会である WKC において顕在化している現実的課題について考察したい。

まず、韓国国内における試合では「蹲踞がない」のに対し、WKC では礼法として「蹲踞」が求められる。そのため、韓国の国家代表選手にとっては、最も緊張する試合開始の瞬間に、国内規則にはない「蹲踞」の姿勢をとることに違和感や強制感を感じるであろう。また、WKC では、審判員の宣告や有効打突の呼称など、国際規定の用語は全て日本語である。そのために韓国代表選手は、これまで韓国国内では感じる事のなかった日本の文化的背景を色濃く残す剣道に対する心理的「抵抗」が生ずる。国際ルールが日本ルールを踏襲する形で成立しているため、韓国代表選手は、国内ルールと国際ルールとの相違に現実的なジレンマが生じる。

さらに、近年では全剣連の圧力により、国内外の大会を問わず審判講習会などにおいて、部位呼称時の発声を「メン」「コテ」「ドウ」と、明確な日本語で呼称するように指導が徹底されている。WKC では、国際規定で打突後の部位呼称は日本語とされるが、韓国国内においては、「モリ」「ソンモツ」「ホリ」と韓国語で呼称されるため、韓国代表選手にとっては負担が大きいであろう。たとえば、面を打突した選手が、打突後に「モリ、モリ、モリ、モリ〜ッ」と言い続ける連呼であったりする。これは、実際に SBS 杯を観戦した際に確認された。この行為は日本剣道 KENDO では指導が入る行為であり、いわゆる見苦しい引き揚げや十分な残心を示していな状況となるが、韓国では問題視されずに有効打突として認められていた<sup>注 11)</sup>。

2012 年 5 月の第 15 回 WKC に向け、世界大会のための審判講習会が 2012 年 2 月に千葉県成田市で開催された。各国から選出された審判員はこの審判講習会への参加が義務づけられている。ここでは「公明正大に」を基本とした審判員の公正が謳われているが、実際の大会での日本選手と韓国選手の決勝をイメージするような、スピードと緊張感がある試合場面は想定されなかったと、決勝審判を務めたルイ・ピタリス氏（オランダ：七段）は証言している。世界各国から集結した審判員は、日本人と韓国人を除けば、通常、自国の大会や試合で審判経

験を積んでいるが、WKCの決勝戦と同程度のスピードや技術で試合をする選手の審判を行っていないことも事実である。当然、有効打突の基準が各国によって微妙に異なり、曖昧になるであろう。しかし、この改善のために、このような審判講習会が企画されていることも事実である。

また、参加した各国審判員はそれぞれ剣道具を持参しており、審判講習会とともに稽古会が実施されている。これは、たとえ審判員といえども審判技術とともに自らの剣道技能も高め、交剣知愛の精神で、互いに切磋琢磨しようとする「剣道の理念」に沿った考え方から実施されている。

有効打突の条件の1つである「残心」に対する概念も国際基準として統一されているとは言い難い。そのため韓国は独自の考え方から、「残心」を「存心」に置き換えている。

技術的に日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の間で、異なると感じられることは、間合いであろう。日本剣道 KENDO では、比較的遠間合いから攻めながら、一足一刀の間合いまで詰め、打突を繰り出す。一方の韓国剣道 KUMDO は、いわゆる近間や中間を得意とし、鏢迫り合いからの引き技とその後に繰り出される連打がある。これらの技術論は、試合・審判規則には記載されていない。

大会会場の雰囲気大きく左右する「声援」についても日本と韓国、もしくは WKC では大きく雰囲気が異なる。日本では「声援」は厳に慎むべきとして、実際に禁止されている。剣道大会が開催されている体育館や武道館の雰囲気は、観客の声援を競技の後押しとするスポーツとは異なり、静寂の中に一種独特の雰囲気がある。WKC でも、できる限り声援は慎もうとする共通認識が見受けられ、時折、一部の声援や口笛による応援が見受けられた。しかしながら、ひとたび日韓戦となった決勝戦では、韓国チームへの「テハンミング・ファイティーン」の大声援が際立っていた。こうした声援による応援風景は、韓国国内の SBS 杯においても見受けられ、一部の審判員は、「声援」を慎むように促してはいたが、実際には徹底されず大声援となっていた。特に、テレビ放送が中継される場合には、観客を放映用に向正面に集め、応援の歓声と試合の熱狂や興奮を伴っている様子が映し出されよう仕向けられていた。

大会会場である競技場についても、日本と韓国では異なる環境である。韓国には、いわゆる道場が存在しないため、体育館内にコートを示す色つきテープを張って競技場が特設される。プロバスケットコートのようにカラフルな大会ロゴが床に描かれていたりする。また、体育館であるために、選手や審判、大会



役員が土足で歩く。日本では、道場に土足で踏み入ることなど考えられない。そのため、たとえ試合場が体育館であっても、道場を想定して履物を脱ぎ体育館に入場する。当然、試合場内は土足厳禁であり、飲食物を競技場内に持ち込むこともない。しかし、この日本的「道場」感覚も国際的にみれば日本人特有のものであろう。そもそも各種スポーツが行われるアリーナを道場と見立て、その感覚で稽古することを国際的な剣道基準にすることは難しい。同様に、剣道着や剣道具の着装についても、日本の着物や甲冑を国際的なスタンダードにすることは難しい。また道場では、正座の姿勢を当然としているが、この姿勢を国際的なスタンダードとしていくことも不可能であろう。特に、韓国では、正座の姿勢は謝罪を示す姿勢でもある。

FIKは、国際的な剣道組織や文化の中枢として全剣連が主導して誕生した。国際的に剣道が広がりつつある中で、これまでのように従前の日本剣道 KENDO の諸作法を説明もなく押しつけるだけでは、今後も、多くの文化摩擦を生みトラブルの原因となる可能性がある。国際的な発展を展望するためには、正統派であるとする日本剣道 KENDO の理念や方法が、日本スタンダードの押しつけではなく、剣道の本質や普遍性に叶っていることを世界中の剣道関係者に理解

される必要がある。そうでなければ、日本剣道 KENDO は国際的に孤立し、他国の剣道文化との矛盾関係をはらむことになるであろう。

『試合規則・審判規則』の相違をまとめると、以下のようなになる。

試合・審判規則は、③日本版が基準となっており、②国際版はその日本版を英語で翻訳する形式をとり、現行の2006年改訂版の規則は、1995年の日本版に依拠している。

他方で、①韓国版は、②国際

表 4-4：剣道術語の日本語表記と韓国語表記

③日本版	①韓国版
試合	→ 競技
有効打突	→ 有効撃刺
残心	→ 存心 (존심)
本数	→ 得点 (득점)
勝ち抜き法	→ 勝者連戦法
相打ち	→ 相撃 (상격)
中段の構え	→ 중단세
構え	→ 대적세
審判主任	→ 主任審判
合議	→ 合意
既得本数	→ 既得スコア (점수)
物打	→ 有効部

版を韓国語にほぼ全翻訳し、国際版で剣道術語として用いられている打突部位

の呼称や審判宣告などの日本語を全て削除し、韓国語に置換している。「剣道試合・審判規則」の中で日本語表記と韓国語表記とで明らかな相違があると確認された用語を抜粋すると表 4-4 のようになる。

①韓国版には、剣道着や審判の服装、審判旗、反則行為など、特定の箇所について異なる記述が確認された。これらは、目に見える色や箇所で、日本剣道 KENDO ではない韓国独自の文化性を反映させようとする韓国剣道 KUMDO の試みが認められる。反則行為や有効打突などのポイントに関わる内容については、③日本版よりも①韓国版の方が、より明確、明瞭に記載されている。主観的であいまいなものではなく、より客観的なポイントを重視するスポーツ競技に傾倒した韓国剣道 KUMDO の特徴を表している。

韓国剣道 KUMDO は、独特の文化性を形成しようとしているものの、日本剣道 KENDO と大きく異なる新ルールを提示しているわけではない。しかし、②国際版が③日本版を底本としていることから、①韓国版との相違によって、韓国剣道 KUMDO にとっては国内ルールと国際ルールが並存していることになる。この両者の間にある相違が、韓国独自の競技化に傾倒する国内ルール（①韓国版）と日本剣道 KENDO の伝統武道に傾倒する国際ルール（③国際版）との間に生じる摩擦・軋轢であると推察される。

## 第9節 第4章のまとめ

本章の目的は、日韓剣道の「試合・審判規則」の比較から、両国剣道の技術論を検討することであった。

試合・審判規則の目次の全体構成をみる限り、全ての章立てと第1条から第39条までの条項内容が同じであった。規則の目的は、③日本版では、「全日本剣道連盟の剣道試合につき」と示されているが、①韓国版では、下線の組織名を削除し、「剣道競技につき」のみとしていた。

試合規則・審判規則の相違点の詳細は第7節に示した。

規定の相違がもたらす現実的課題として、①韓国版≠②国際版≠③日本版のように、それぞれの審判規則の間に存在する齟齬が、WKCで露呈することになった。

具体的には、①韓国版には、剣道着や審判の服装、審判旗、反則行為など、特定の箇所について異なる記述が確認された。これらは、目に見える色や箇所で韓国独自の文化性を反映させる韓国剣道 KUMDO の試みが認められた。その他、反則行為や有効打突などのポイントに関わる内容で、③日本版よりも①韓国版の方が、より明確に規定が記載されていた。これは、より客観的なポイントを重視するスポーツ競技に傾倒した韓国剣道 KUMDO の技術的特徴があった。

規則改定の変遷（補則）では、③日本版は1995年、①韓国版は1996年、②国際版は1997年の順で発行されていた。

蹲踞と礼法については、もともと日本から撃剣が韓国に導入された時期に、蹲踞をしていなかった可能性が高い。そのため、戦後、韓国剣道 KUMDO が、日本式礼法である蹲踞を導入することは難しいと推察された。ただし、②国際版の運営要領で、蹲踞が義務づけられているため、WKCでは韓国代表選手もこの規則に従わなければならない。②国際版が③日本版を底本としていることから、①韓国版と③日本版の相違によって、韓国剣道 KUMDO には国内ルールと国際ルールが並存していた。

## 注および引用・参考文献

### 注

- 注 1) 第 1 章：表 1-2：世界剣道選手権大会（WKC）参加状況と大会結果を参照のこと。
- 注 2) 韓国では、運動会などで伝統的に青白色が用いられている。青白の由来は定かではないが、中国の神話、天の四方の方角を司る霊獣である四神（青龍・朱雀・白虎・玄武）の中の東の青龍と西の白虎に由来するとされている。詳細については、第 1 章第 1 節第 3 項を参照のこと。
- 注 3) 1994 年発行の韓国剣道出版物の『実践剣道』中で紹介されている大韓剣道会「剣道試合・審判規則」では、審判旗がまだ紅白であったことが確認できる。1995 年 1 月 1 日に発行された社団法人大韓剣道会『剣道競技・審判規則』p14 では、審判旗が青白に変更されている。
- 注 4) 加藤純一（2013）韓国剣道連盟（大韓剣道会）の動向について—剣道に対する認識—の発表資料として、加藤が、大韓剣道会機関誌（2006）『剣道 第 69 号』p.3 を日本語に訳したものである。
- 注 5) 2007 年の夏季に開催された石川県の中体連および高体連での公式大会に際し、石川県剣道連盟から審判員・大会役員宛に通知が送信された。しかし、その一方で、熱中症対策として、愛知県では、6 月から 9 月までの審判員のシャツは半袖とする慣例があるなど、各都道府県剣道連盟の裁量に任されている。
- 注 6) 本研究用いた①韓国版（2005 年）を入手する前の予備調査段階で、大韓剣道会の公式 HP から「試合・審判規則」をダウンロードした時点（2011 年 11 月）では、1996 年 8 月 1 日発行の①韓国版であった。
- 注 7) 「疑義」から「疑問」へ用語が変更されている。
- 注 8) 1996 年には記載なし。
- 注 9) 1999 年から変更される。
- 注 10) ①韓国版は、大韓剣道会 HP のネット上で公開されている「試合・審判規則」の補則で改訂が提示されている日時が、必ずしも一致していない。このことから、「規則」の改訂に当たり、どのような手続きが踏まれているのかは不明である。
- 注 11) こうした状況の延長線上に、2012 年の世界選手権大会男子団体決勝では、審判の判定を不服とする韓国人選手が「残心」を示さず、納刀をしないという事態が生じた。

## 引用・参考文献

- 1) 社団法人大韓剣道会（2005）『剣道競技・審判規則 剣道競技・審判細則 剣道競技・審判運営要領』2005年1月27日改訂 :ソウル.
- 2) 国際剣道連盟（2006）『The Regulations of Kendo Shiai and Shinpan, The Subsidiary of Kendo Shiai and Shinpan, The Guidelines for Kendo Shiai and Shinpan: 剣道試合・審判規則 / 剣道試合・審判細則 / 付剣道試合・審判運営要領』2006年12月7日改訂.
- 3) 財団法人全日本剣道連盟（2009）『剣道試合・審判規則 / 剣道試合・審判細則 / 付剣道試合・審判運営要領』2009年4月1日改訂.
- 4) 加藤純一（2013）韓国剣道連盟（大韓剣道会）の動向について—剣道に対する認識—, 第46回日本武道学会配布資料, 筑波大学.
- 5) 이종림 李鐘林（2010）『정통 검도교본（宗統 剣道教本）』サモメディア :ソウル, pp. 356-358.
- 6) 榎本鍾司（2005）戦後剣道復活過程における愛知県のスポーツ剣道について, 東海武道学雑誌第7・8巻合併号, p.22.
- 7) 財団法人愛知県剣道連盟五十周年記念誌編集委員会（2004）『財団法人愛知県剣道連盟五十周年記念誌』財団法人愛知県剣道連盟, p.66.
- 8) 前掲書<sup>4)</sup>, 加藤（2013）, 配布資料
- 9) 財団法人全日本剣道連盟（2002）『剣道試合・審判・運営要領の手引き』全日本剣道連盟 :東京, p.8.
- 10) 財団法人全日本剣道連盟（2008）『剣道指導要領』財団法人全日本剣道連盟 :東京, p.158 / p.166.
- 11) 新村出（1984）『広辞苑（第三版）』岩波書店 :東京,付則: p.2103, 補則: p.2208.
- 12) 堀正平（1941）『剣道礼儀考』剣道考古館.（再引用 : 中村民雄（2003）撃剣興行における試合方法と礼法『剣道の歴史』全日本剣道連盟 p.524）
- 13) 中村民雄（2007）『今, なぜ武道か』日本武道館 :東京, pp.121-122.

## 第 5 章 剣道文化の未来志向

### 序

日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克について、第 1 章において両者の相違を概観した後、特に、歴史論（第 2 章）、文化論（第 3 章）、技術論（第 4 章）から両者の対立点と相違点を詳述してきた。そこで、第 5 章では「剣道文化の未来志向」と題して、双方の相克や対立状態を踏まえて、この関係性を止揚する未来志向的な剣道文化の再構築を検討し、剣道文化の未来に繋がる可能性について論じる。

まずは、これまでの両者の対立から浮上してきた論点の 1 つである、武道とスポーツの狭間で揺れ動く剣道文化の検討を行う。日本武道としてとどまろうとする日本剣道 KENDO と国際スポーツとして発展したい韓国剣道 KUMDO の相違とともに、「剣道は、武道なのか、それともスポーツなのか」というこれまでの議論を整理しながら、この両者の相違点を検討する。次に、スポーツ界、とりわけ剣道界の思想的背景にある「アマチュアリズム」と「ナショナリズム」について、さらには、韓国に台頭する「新ナショナリズム」について議論を展開する。

これらの議論を検討した上で、「文化普遍主義」と「文化相対主義」という 2 つの文化論の視点から、未来志向としての日本剣道 KENDO の国際的普及の方向性を探求する。方法論とするこれらの文化論について説明すると、「文化普遍主義」は、日本剣道 KENDO そのものを世界に発信、定着させようとする試みであり、「文化相対主義」は、日本剣道 KENDO と他国の文化的特性に基づく、国際的な剣道の相互承認の試みである。この「文化普遍主義」と「文化相対主義」から、未来の剣道文化はどのような方向にすすむべきかを考察する。

本章における論点は、以下の通りである。

- ① 武道とスポーツの狭間を揺れ動く剣道について、日本の武道論に立脚する日本剣道 KENDO とスポーツ化を推進する韓国剣道 KUMDO の思想を捉える。
- ② アマチュアリズムの日本剣道 KENDO と、プロ化をすすめる韓国剣道

KUMDO との対立点を明確にする.

③剣道におけるスポーツ・ナショナリズムを明確にする.

④新ナショナリズムの様相を呈する韓国剣道 KUMDO と韓国武芸の創造を考察する.

⑤剣道の普遍性を問い、今後の剣道文化を展望する.

## 第1節 武道とスポーツの狭間の剣道

第1節では、武道とスポーツの狭間を揺れ動く剣道を次の4つの項目から検討する。第1項では、剣道は武道か、スポーツかという認識を考察する。第2項では、明治期にスポーツが日本に導入されて以来、スポーツの日本化と武道のスポーツ化を検討する。第3項では、武道とスポーツの位相の相違を検討し、それぞれの相違と共通項を見出す。第4項では、国際化社会の中で再び起こった「武道」の復活を検討する。

### 第1項 剣道は武道かスポーツか

「剣道はスポーツである」という主張に対し、「剣道は武道であって、スポーツではない」という反論がある。これらの相反する主張の根拠はどこにあるのか。本項においては、「武道はスポーツか」という古くて新しい命題を考察する。

富木謙治の『武道論』を編集した志々田は、この命題に次のように答えている。武道を体育の文化として完成させ、伝統の美点や長所を新しい教育の中に生かすための最善の方法は、「武道を競技化することである」。ただし、競技化する際に問題となるのが、武道の本質となる「わざ」の存在である。武道の「わざ」には危険性が伴うため、その危険性を排除するために制限を加える必要がある。危険防止の観点から、武道は、一定のルールの下で競技として成立することになる<sup>1)</sup>。

志々田がここで主張するように、武道に新たなルール（制約）を創って、それに従って競技することは、スポーツとしての武道に作り変えることになるだろう。なぜならスポーツは、身体活動によって、ある課題に伴う技術性を追求するからである。また、お互いに修練した技を競い合う「競技」と定義すると、柔道や剣道などの現代武道は、まさに「競技」であり、スポーツ、もしくはスポーツ的ということになるからである。

さらに「武道の競技化」を志々田は以下のように説明する。

現代の柔道や剣道は、古流の柔術や剣術が多くの流派に分かれて、技術的にも不統一であったものを集大成し、近代化によって「試合」ができるようにしたものである。つまり「競技」化である。「試合」を通して武道を鍛練



することは、「わざ」を磨く上で最善策であり、攻防の「わざ」の理を究めるためにも、欠くことのできない方法である。ことに勝負の場に身をおくことが「こころ」の修養に大いに役立つものであることを知らなければならぬ。しかし、このように試合をする武道は、いわゆるスポーツであり、精神の修養にはならないと主張し、競技化されていない他の古流派武術の方が精神的であるように誤解するものが出現している。<sup>2)</sup>

競技化され「試合」を通して互いに競い合うことによって、攻防の「わざ」は最も良く修練され、同時に「こころ」も鍛えられる。その一方で、勝負に依拠しない古流派武術を修練することが、精神性がより高まる武道であるとの誤解を払拭すべきと論じている。

さらに、武道の精神性に着目し「武道か、スポーツか」という二項対立の成立過程を、志々田は次のように説明する。

武道では「こころ」の面を重く見た結果、武道は「精神」であって「技術」ではないという印象を与えた。そして戦前の学校教育では、「武道」と「体操・スポーツ」と厳しく分け、「武道」は精神の教育であり、「体操・スポーツ」は保健や娯楽の方法であるとした。当然、その指導者に対する資格附与についても別個に取り扱われた。しかし、戦後新しい体育教材となった柔道や剣道は、体操やダンスと併立され、スポーツ種目に加えられることとなる。その結果、戦前に行なわれていた柔道や剣道と、戦後の柔道や剣道とが、多少のルールの相違があるにせよ同じことをしていても、まるで別のものであるかのような印象を与えてしまった。そして、武道はスポーツか否かという論議に花を咲かせることになる。<sup>3)</sup>

武道は、学校教育の中でその「精神性」をめぐって、第二次世界大戦を境に、武道はスポーツか否かという論議に花を咲かせることになった。

三橋は、「剣道は日本古来の剣術の修練をスポーツの形式で行うものである」としている。つまり、「現代剣道は日本古来の剣術を基盤にした伝統的スポーツであって、日本刀に代わる『しない』を用いて約束部位を打突し合う競技」であり、「日本民族の創造による平和を理念とした遺産スポーツである」<sup>4)</sup>と明言している。三橋は、現代剣道の特性として、「伝統的側面」と「スポーツ的側面」の

2つをあげている。

これに対し、菊本は、「日本で育まれてきた『武道』と欧米諸国で培われた『スポーツ』は多くの共通点を持ちながらも、本来、文化的に異質なものであると認識する必要がある」<sup>5)</sup>と論じる。菊本の主張に与すると、現代の「武道」は、戦前のような国家的・軍事的な理念や意味合いは薄れたものの、外来の「スポーツ」とは異質である柔道・剣道・弓道などを示す総称として一般化しているという。つまり、武道を運動学的な意味で身体運動文化と捉えるならば、武道は「スポーツ」に包摂されるだろうが、身体運動文化が育まれた風土的、文化的背景の相違に着目すれば、「スポーツ」と「武道」は明確に別々に分類されることになる<sup>6)</sup>。

一方、日本で「運動競技」を意味する言葉として「スポーツ」という言葉が初めて使われたのは、大正初年（明治45年）の新聞報道である。その後、レスリング、ボクシング、バスケットボール、バレーボールなどのスポーツが日本に導入され、大正14（1925）年には、「スポーツ」という用語が三省堂の国語辞典である『廣辞林』に登場した<sup>7)</sup>。このことから日本人が「スポーツ」を名辞として使い始めたのは、昭和に入ってからと推察される。そのため、「武道」が「スポーツ」か否かという議論も、当然ながら「スポーツ」という名辞が認知されてくる昭和に入ってからになる。

スポーツについてA.グッドマンは、『スポーツと現代アメリカ』<sup>8)</sup>の中で、「近代の競技スポーツ」を、以下(1)～(7)の7点で特徴づけ、さらに、宗教的なものから距離を置くという点で、スポーツはその原点になった民族遊技と区別できるとしている。

- (1)世俗化 (2)競争の機会と条件の平等化 (3)役割の専門化  
(4)合理化 (5)官僚的組織化 (6)数量化 (7)記録万能主義

グッドマンが提示した近代の競技スポーツの定義から武道を見てみると、剣道や柔道といった現代武道は、(1)世俗化、(2)競争の機会と条件の平等化、(4)合理化、(5)官僚的組織化、(6)数量化、においてスポーツの特徴を備えているといえる。しかし、グッドマンが補足した宗教的なものから距離を置くという点では、特に剣道はスポーツとは異なる特徴がある。例えば、剣道と禅の関わりは深く、山岡鉄舟に代表される「剣と禅」の親和性は明白であり、現在もなお大森曹玄の『剣と禅』、佐江衆一『剣と禅のこころ』、渡辺誠『禅と武士道』など多くの出版物が出されている。さらに、剣道では、(4)合理化、(6)数量化、(7)記録万能主義についても柔道とは異なる特徴を示し、剣道の有効打突の判定方法からも明ら

かなように、合理化や数量化とは異なる判定基準を今なお貫いている。

以上のように、グッドマンが示した近代の競技スポーツの特徴と武道は完全には一致しないことが分かる。ゆえに、武道がスポーツか否かといった議論が今日も継続しているのであろう。

## 第2項 スポーツの日本化と武道のスポーツ化

前項で紹介した「武道はスポーツか否か」という議論をさらに深める上で、友添の近代スポーツと民族伝承運動の関係を参考にする。

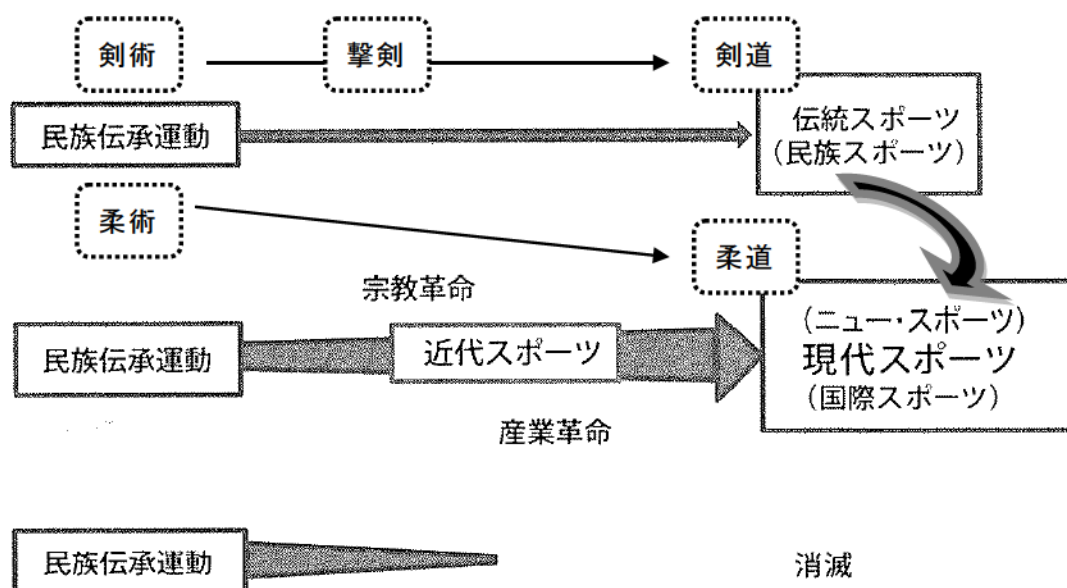


図 5-1 : スポーツの諸相 (友添, 2009, 小田改)

図 5-1 は、友添の示した図 (スポーツの諸相)<sup>9)</sup> に「剣道」や「柔道」といった「武道」を当てはめてみたものである。

まず、剣道も柔道も、そもそも日本武道は「民族伝承運動」である。しかし、「柔道」は「民族伝承運動」で始まり、図の中央の「近代スポーツ」の流れに乗り、「現代スポーツ (国際スポーツ)」へと移行した。一方の「剣道」は、「民族伝承運動」で始まったが上段の流れのままであり、1970 年に FIK は発足したものの、中央の現代スポーツへの移行は果たしていない。

この意味で剣道は、「近代スポーツ」および「現代スポーツ」への移行をせずに、「伝統スポーツ (民族スポーツ)」として日本国内で独自の道を歩んできたと考えられている。

しかし、現在では図 5-1 の右上段にあるように「伝統スポーツ」から「現代ス

スポーツ」へという矢印方向の力が一部にある。「伝統スポーツ」に留まるか、それとも「現代スポーツ」への移行するかの議論である。現代スポーツへの移行は、日本国内というより、むしろ日本剣道 KENDO に対する国外からの外圧ともいえる力であり、まさに、FIKに所属する韓国剣道 KUMDO の目指す方向性である。この議論の争点が、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO との相克になっている。

では、この「民族伝承運動」であった武道のスポーツ化は、どのように展開したのだろうか。

「スポーツ」が日本に導入された時代背景を考えると、明治期に次々と導入された運動競技やイギリスで発展した「人格陶冶型スポーツ」は、日本の伝統的な身体運動文化となじみ深かった。つまり、「武道」的なイメージで捉えられることが自然な流れだったのではないかと菊本は考察している<sup>10)</sup>。

導入期に留まらず、現在においても日本人がスポーツを行う時に、「スポーツ」本来の原義に含まれる「play（遊ぶ）」という観念以上に、日本特有の身心観や修行観に則って「スポーツ」を捉える傾向がみられる。たとえば、各種競技でグラウンドやコートに入るときに一礼をしたり、一所懸命に練習したり、競技の技術習得に専念し集中することを「道」的、「修行的」に捉えるなど、日本人特有の感覚が「スポーツ」に染み込んでいる。

その例を追加するなら、『菊とバット』<sup>11)</sup> に代表されるように、アメリカから導入された「ベースボール＝野球」は、日本では「野球武士道」として理解され、「野球道」と称されるようになった。アメリカから導入されたスポーツである「ベースボール」は、日本では「野球」として最も早くプロ化されたスポーツでありながら、現在でも武道的性質が色濃く残る日本野球の姿が垣間みられる。これらの状況は、菊本のいう「スポーツ」の「武道」的解釈と捉えられる。

こうして明治期に近代スポーツが日本に導入され、日本武道の近代化とともにスポーツの日本化という文化変容が起こり、日本では「武道」と「スポーツ」が相互に影響を及ぼし合いながら発展してきたと捉えることができる。

イギリスで発祥した「近代スポーツ」は、当時のイギリスの国家戦略や植民地政策とともに、「チームスポーツは高貴な品位や人格を陶冶するもの」という「アスレティシズム<sup>注1)</sup>」とも調和し、「人格陶冶型スポーツ」として高い評価を得ていた。さらに、エリート階級の創り出した「一切の見返りを期待しない純粋スポーツ愛好主義」、いわゆる「アマチュアリズム」が、「近代スポーツ」の担い手

であった新興ブルジョアジーの社会上昇志向とも繋がった。「近代スポーツ」はイギリスの海外進出と連動して世界各地へ広がっていった<sup>12)</sup>。

イギリスで育まれた「スポーツ」は、教育的に「人格を陶冶するもの」として社会から高い評価を得ていたが、日本には、既に「武芸」「武術」という修行が存在し、人格陶冶機能は当然と考えられていた。それよりもむしろ導入した「近代スポーツ」に、それまでの日本的な伝統的身心観や修行観を組み込み、熟成させながら日本人のスポーツ観を創り出し、人格陶冶が可能な身体運動としての「スポーツ」として、「武道」とは異なる新たな人格陶冶の方法と考えられた。

スポーツの日本化が促される一方で、当時は帝国主義、軍国主義的色合いが濃くなると、「スポーツ」が敵対国の身体文化として次第に敬遠されるようになった。対照的に「武道」は、精神性やナショナリズムを高揚するものとして重視されるようになり、戦時中には「武道」が不可欠なものとして扱われた。大正末期から昭和にかけて、「スポーツ」という概念が大衆に浸透していった後も、戦後、社会体制が大きく変革されるまで「武道」と「スポーツ」は別々の概念として捉えられた。しかし、戦後、その状況は一変する。

「スポーツ」は、アメリカ的民主教育の一環として積極的に教育に導入され、「武道」もスポーツ化を条件に復活を果たした。だが、この武道のスポーツ化に対しては、2つの批判があると富木は指摘する<sup>13)</sup>。

第1に、人類が戦争で絶滅しない限り、戦争の一要素としての実戦的武道は奨励されなければならない。国家が軍事力を有する限り、「武力」と「武道」が求められるのではないか。たとえ戦争が根絶しても、我々の社会生活から暴力が根絶しない限り、自己防衛や護身術としての「武道」を必要とするのではないかという疑問である。

第2に、武道のスポーツ化に付随する技術の問題である。特に、技術はスポーツ化によって武道の本質が失われ、技術が退化するという点である。

これらの批判に対して富木は、「武道の技術はスポーツ化することによってのみ、現代的鍛練ができ、そのためにその本質を磨き、将来に発展するものである」<sup>14)</sup>と断言する。実際に、これまでスポーツ化されなかった多くの古流武術は現代ではほとんど忘れ去られ、その内容も退化しつつある。よって、現代において武道が生き延びるためには、ルールによる近代化が要求される。

また、ルールによる近代化について、多木は「あるスポーツがゲームとして成立するのは、どこでも、だれでもが理解できるし概ね守ることのできるコード

を基盤にしていることが条件である」とし、「ルールは世界的に共通し、文化的には中性的なコードになっていく」と主張する<sup>15)</sup>。

多木によると、個々の文化に閉じた身体技法や儀礼には、その文化に従ってしか理解できない習慣的意味がある場合が多いが、現代スポーツのルールには、もはやこうした固有の文化に閉じた象徴的意味はない。なぜなら、こうしたローカルな意味に代わって、コードが世界的、普遍的な視野の中でグローバルに構成されるからである。そのよい例が、民族的な競技が国際的なスポーツになる過程にみられる。この場合、スポーツに含まれるコードの民族性は漂白されなければならないという。かつては民族的なスポーツであった柔道が世界的なスポーツに変身していった過程でも、そこに含まれている日本のナショナルな精神的伝統や非近代的な文化の残滓を払拭しなければならなかった。この払拭のために体重制や点数制などが導入され、ゲームのコードは変化したというのである。

スポーツの成立について多木は、元来ローカリティに縛られていた身体競技がスポーツ化するには、地方性も脱しなければならないとする<sup>16)</sup>。つまり、武道の示すコードが、ローカルで文化的な意味や権力関係を完全に払拭して、中性化した規則になったときに、はじめて身体的な競争がスポーツになるということであろう。

剣道のスポーツ化や国際化においても、こうした地方性を脱することが条件とされ、中性化する必要がある。しかし、日本剣道界にとっては、この中性化が許容できないのである。そこで、全剣連は剣道の国際化ではなく国際的普及と表記して、日本文化としての剣道を死守している。

### 第3項 武道とスポーツの位相の相違

現代スポーツでは、オリンピックや世界選手権、ワールドカップなどに代表される「チャンピオンシップ・スポーツ」が注目されている。特に戦後、アメリカは、スポーツ界にも多大な影響を及ぼし、スポーツをイベント化する「ショー・スポーツ」という新しい領域を開拓した。1984年のロサンゼルス・オリンピックが、国際的スポーツ・イベントとして成功を収めたことを契機に、現在のスポーツ界は、情報化、商業化、勝利至上主義の傾向に一層拍車がかかっている。

大企業は、急速な情報化社会の波に乗り、スポンサー・シップによってスポーツ界に進出し、各種スポーツにおいて大規模で商業主義的な世界大会の開催が

増えている。2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会招致もまた、その経済効果に期待する国家的プロジェクトとして進められた。「スポーツ」が商業主義と結びつくことによって、グローバル社会の中で輝きをみせている。その一方で、スポーツの商業主義に連動する勝利至上主義に対する反論が剣道界には存在する。

日本は明治時代の文明開化によって、欧米文化であったスポーツとはじめて出会う。明治4（1871）年から明治10（1877）年頃の間、ベースボール、サッカー、ラグビー、テニス、陸上競技、ボクシングなどの欧米スポーツが伝えられたが、このスポーツの伝来以前に、日本独自の「身体文化」があった。相撲、剣術、拳法、空手、そして、後に柔道として国際的スポーツに発展する柔術など、様々な武道が存在していた。そして、これらの武道にはすべてに明確な目的意識があったと玉木はいう。すなわち、実生活に「闘い」があり、その「闘い」に勝利する目的で武術を行う。あるいは、武術は、武士として生きるための精神鍛錬の道具として行われていた<sup>17)</sup>。

明治16（1883）年に、F. W. ストレンジは、『アウト・ドア・ゲームズ』と題した小冊子を出版し、ベースボール、フットボール、ホッケー、テニス、陸上競技（ヤード競走、棒高跳び、ハンマー投げなど）など、様々な西洋スポーツを紹介した。さらに、明治18（1885）年には、その小冊子を参考にして、21種類のスポーツ競技を紹介した『西洋戸外遊戯法』が出版された。そこでは、「ゲーム」が「遊戯」と訳された。「スポーツ」も、「遊獵」「釣獵」「競馬」「遊戯」「娯楽」といったさまざまな訳語がつくられたが、この時代に、スポーツに存在する「戯れ」や「遊び」といった要素が消えていった。

その理由は、文明開化ののち、「富国強兵・殖産興業」政策に邁進した明治期という時代の中で、新しい近代日本を建設するために「スポーツ」を「楽しむ」「遊ぶ」ことができなかつた時代状況が反映されていたためである。もう1つの理由は、明治期の時代状況に並んで、文明開化以前の日本独自の「身体文化」である武術の精神性の影響もあり、スポーツをただ単に楽しむのではなく、実生活における「闘い」に有効な身体鍛錬や精神修養に利用するという思想が影響していたためである<sup>18)</sup>。

富木は、従来、武道は真剣勝負の技術であり、スポーツは遊びや興味のための技術であるから全く異質のものと仮定した上で、では「武道のスポーツ化は、不可能であって、武道は旧時代のものとして現代教育から追放されなければなら

ないものなのか」と問う。つまり、武道は道徳規範としても技術としても、戦場の場を想定しており、その背景には軍国主義的思想をもっていた。ところが、今日のスポーツは民主主義的思想に基づいて行われなければならない。その前提に立てば、武道とスポーツとが大きく対立することになる。究極的には、その技術を発揮する終局の目標が「実戦の場」であるか、「スポーツの場」であるかに帰すると<sup>19)</sup>、富木は指摘する。

現代社会において「実戦の場」の想定はあり得ない。つまり、「武道」と称しても「スポーツの場」という空間においてのみ存在しうることになる。

富木は、「現代武道は、世界を1つに結ぶことをもって理想とする」とし、そのためには、誰もが納得できるような「合理性と客視性をもつスポーツの『力』の場を持つこと」が重要であるとしている。こうして、「実戦の場の『力』を、スポーツの場の『力』に純化し昇華して表現することには崇高な意義がある」<sup>20)</sup>と結論づけている。

武道の現代化については、1960年代に盛んに議論された。例えば、体育専門雑誌『体育科教育』が、1965年2月号で柔・剣道特集号を組み、体育界の有識者の意見を紹介している。続いて、武道の現代化論議が『新体育』（1966年11月号）等の他誌にも広がり、日本体育学会（体育史、体育原理の各専門分科会）でも議論されるに至った。1960年代における武道界の議論は大きく2つの立場に分かれたと志々田はいう<sup>21)</sup>。1つは、武道は武道であってスポーツではない。もう1つは、武道は過去の武道であってはいけない。スポーツになるべきであるという立場であった。だが、前者は事実（「武道はスポーツではない」）であり、後者は当為（「武道はスポーツになるべきである」）であることから、事実認否と当為論の混同を指摘する。前者の中でもスポーツに拒否的な人の中には、学問的というよりも信念に支えられた感情論が根強かったと、志々田は武道界を分析している。当時の武道界では有識者でさえ、武道が「スポーツ」か、それとも否かという論議に際し、「武道」実践者としての信念が優先してしまう状況があった。

阿部は、「スポーツ」と「武道」の世界観の相違を別の視点から分析している<sup>22)</sup>。すなわち、「スポーツの世界観」は、近代から現代にかけて欧米社会で進歩した科学技術が近代スポーツの発展を後押しした。哲学的にはデカルトの二元論的な世界観が、あらゆる分野で合理主義的な思考を欧米の人々に浸透させた。そのために、近代スポーツ理論も、二元論的な世界観のうえに成り立っている。



その特徴は、二元論によって心と身体、主体と客体、人間と自然といった事象を分離的な方向へと導く発想が、根本原理として内在している。他方、「武道の世界観」は、日本の中世後期から近世期に発達し、その基礎となっているのは、武芸者の体験知や仏教、儒教、道教といった中国哲学の影響を含む宗教的な理論である。その特徴は一元論的な世界観にある。近世の武芸論では「気」を重要な概念と認識し、「気」を媒介として天と地と人の三者は一体と捉えられてきた。こうして、「武道の世界観」は心身一元論に基づく「心身一如」の教えつながる。

この心身一元論か、二元論かに基づく世界観の相違が、「武道」か「スポーツ」かという議論に反映されることになる。阿部は分析する。この相違は、後述する菊本の思考にも影響を及ぼしている。

「心身一如」について湯浅は、西田幾多郎の身体観に従い、次のような論述を展開する。

意識（心）の主体性と身体の客体性は不可分に結合しているにもかかわらず、主体性と客体性として互いに区別され得る存在様相を示している。この様相を日常的経験の次元でいうと、心のはたらきと身体のはたらきが完全に一つにはなっていないということの意味する。技術におけるコツを例としていえば、コツを会得していない者は、「心」でこうしたいと思っても「身体」の動きがそれについていかない。つまり、「身体」は「心」の動きに抵抗する重いものであり、自己の人間としての主体性を拘束する基本的制約としての客体性を示す。しかし、繰り返しその技術習得の訓練を反復することによって、心の動きと身体の動きは次第に一致するようになる<sup>23)</sup>。

西田の解釈を別の例でいえば、優れた音楽家が熟練した曲を弾くとか、優れた画家が感情の赴くままに「筆おのずから動く」境地のような状況になれば、「心のはたらきと身体のはたらきは一体となり、その理想的状態においては『身心一如<sup>註2)</sup>』の名人芸の境地にまで至る」のである。これは、武道の「技」の習得における訓練による「洗練」に通ずるものがある。

また、「武道」に代表される日本の伝統的な「道」の思想には、「道は一つ」という考え方がある。そして、この「道」は日常生活の中にあるものであり、「スポーツ」のように日常から解放されたり、非日常的な活動として行われるものではない。つまり、生活修練の中核として「武道」の修行を捉えるところに大きな特性がある。「道」としての認識は、人としての全生活へとその領域が拡大されることである。「平常心是道」という言葉は、「武道」に生きる人の日常生活の行

為について用いられ、平常の心構えが技の修行に集約され、また「武道」の修行が日常生活にそのまま現れると考えられている。よって、「武道」の修行は、道場だけの稽古にあるのではなく、日常生活の全てが「道」につながっている。例えば、武道では道場における礼法や道具の取り扱い、履き物の整え方など、身近な生活について指導されることが多い。これも日常生活の中で心身を磨くという伝統的な思考が受け継がれているからであろう。日常生活との相即による「武道」修行によって、その「道」に熟達してくるものとされ、自ずと落ち着き、気品、隙の無さなども備わってくとされる<sup>注3)</sup>。

他方、「スポーツ」の原義は、日常生活から一線を画し、その厳しさや圧力から解放された「気晴らし」「遊び」「楽しみ」といった要素を持つ文化である。これに対し、「武道」は、生活に即して「道」を修行するという志向がある。ここでは生活のすべての秩序が「道」として実現されてゆくという総合的修道的な「武道」の意義や特性がある。

菊本は、武道とスポーツを異なるものとした上で、武道の伝統性を次のように論じる。「武道」はその長い歴史の中で、時代とともにその形態や理念を変化させてきた。「武道」は「スポーツ」と比べて、競技化や合理化だけではなく、伝統的に「洗練」という文化的価値も見い出してきた。したがって、このような日本独自の文化的特性を蔑ろにしたり軽視して「スポーツ」的な良さを「武道」に注入することだけが「武道」の発展や目指すべき普及の手段とすることを疑問視する。伝統的な形態を変えてまで競技化や合理化をすすめることは、「武道」の本質を失うとした上で、戦前の軍国主義的な「武道」への逆行は許されないとする。古き良き日本の伝統を伝承することは、外来の「スポーツ」とは違ったものを生かしながら位置づけていくことであり、決して否定・批判されるべきではない<sup>24)</sup>。この考え方は、日本における「文化相対主義」に基づくものといえよう。

これらの議論は、「西洋と東洋」の哲学的対立軸である「心身二元論と心身一元論」を適用して、「スポーツと武道」が捉えられているといえよう。

武道とスポーツの位相は相違する。もともと民族伝承運動であったものが、イギリスからの近代スポーツの潮流に乗り、国際化され現代スポーツへと進展する。一方で、日本の民族伝承運動であった武術が近代化され「武道」と称され、同時に競技化され「伝統スポーツ」としての特徴を備えるようになった。その背景にある日本の伝統文化や風土を失うことなく維持しようとしている「伝統ス

ポーツ」が現代の日本剣道 KENDO であるといえよう。

第 1 節では、武道とスポーツの狭間を揺れる剣道の競技性と文化性に起因するカテゴリーを検討した。

現代の武道は競技化され「試合」で競い合うことによって、攻防の「わざ」と「こころ」が同時に鍛えられる。現代剣道は、「日本民族の創造による平和を理念とした遺産スポーツ」であり、その特性として「伝統的側面」と「スポーツ的側面」があげられた。つまり、武道は「スポーツ」に包摂される側面と、その風土的、文化的背景に由来する「伝統的」側面を包摂する。

明治期に導入されたイギリス発祥の「スポーツ」は「人格陶冶型スポーツ」であり、日本では「武道」的なイメージで捉えられた。「近代スポーツ」に日本的な伝統的身心観や修行観を組み込み熟成させながら日本人のスポーツ観を創り出した。しかし、戦争によって外来「スポーツ」は禁止され、武道が尊重された。戦後は、再び「スポーツ」がアメリカ的民主教育の一環として積極的に導入され、「武道」もスポーツ化を条件に復活した。

「西洋と東洋」の哲学的対立軸である「心身二元論と心身一元論」で「スポーツと武道」が捉えられた。西洋スポーツ理論は二元論であり、心と身体、主体と客体、人間と自然といった事象を分離的な方向へと導く根本原理が内在していた。他方、武道は、日本の中世後期から近世期に発達し、その基礎には、武芸者の体験知や仏教、儒教、道教といった中国哲学の影響を含んだ宗教的な理論であり、一元論的な世界観にあった。

## 第2節 アマチュアリズムと剣道

第2節では、剣道界におけるアマチュアリズムの思想を考察する。第1項では、日本剣道 KENDO のアマチュアリズムを検討する。第2項では、世界的なスポーツ界の潮流であるアマチュアからプロの時代への変遷を追う。

### 第1項 日本剣道 KENDO のアマチュアリズム

日本剣道 KENDO を組織・運営する全剣連は、剣道がプロではなく、アマチュア競技団体であることを自負している。そのため、全剣連が主導する FIK に、世界各国から加盟を望む団体からの問い合わせはあるが、商業目的でプロ志向が明らかな団体を積極的に排除している。

これとは対照的に、オリンピック競技化を推進する韓国剣道 KUMDO は、韓国国内で剣道競技のプロ化も積極的に推進している。その背景には、韓国国内で、国際競技種目であり韓国国技ともされるテコンドーや海東剣道などの武道団体が次々とプロ化され、プロとアマチュアの境界線を単純に引けない難しい状況がある。

では、日本と韓国とでは、世界選手権大会に出場させるような国家代表選手をどのように育成しているのだろうか。

韓国剣道 KUMDO の国家代表選手の多くは、市役所等に所属し、公務員として身分保障されている。勤務内容の実質は剣道の練習であり、大会成績で競技実績を上げることが求められている。しかし、代表選手引退後は、公務員としての地位は失効され、多くの選手が道場経営などにより生計を立てる。

他方、日本の国家代表選手として世界選手権大会に出場している選手の大半は警察官である。彼らもまた、各都道府県の警察署に配属され公務員として勤務している。中でも、警察機動隊内の特別訓練生（以下、特練とする）と称され、勤務の実質は、訓練として剣道の稽古を行っている選手が多い。この特練は、将来の幹部候補生であり、警察官が必要とする柔道・剣道を基本とした逮捕術など特別な訓練をする。剣道の特練は、当然ながら剣道に特化した訓練をしている。

以上のように、日韓の国家代表選手は、職業として剣道競技に集中できる環境があるという点では同様であり、いわゆる「ステート・アマ」選手が WKC に出場していることになる。しかし、明確な相違点もある。

日本の警察官は終身雇用の公務員であり、選手の間は特練として活躍するが、選手を引退した後も、警察官としての公職が保障されている。また、競技成績が優秀で顕著な成績を収めた選手は、後に師範として、その専門家として指導に携わることも可能である。

一方の韓国では、国家代表選手（候補を含む）である限り、最長 35 歳までは市役所職員としての身分保障はされているが、選手引退後は公務員としての職を失う。韓国では、期限付き公務員特別枠として剣道競技選手が採用されており、選手としての実力や資格が失効すれば解雇される。

ここに、剣道を継続してきた選手のセカンド・キャリア保障に日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相違がある。この違いこそが、日本剣道 KENDO が「アマチュアリズム」を堅持し、他方、韓国剣道 KUMDO がプロスポーツ的な「プロフェッショナリズム」を指向する分岐点になる。日本では、剣道や柔道が歴史的に警備面や治安面で尊重されてきた伝統があるが、韓国にはない。

以下、日本剣道 KENDO の「アマチュアリズム」の起源を探るため、日本人のアマチュアリズム信奉の経緯を玉木の論考を参考にまとめる。

「日本人とアマチュアリズムとの出会い」は、オリンピック大会に始まる。近代オリンピックを創始したクーベルタンがアマチュアリズムを支持し、オリンピックをアマチュアの大会として定着させた。その思想が、日本では美化され受け入れられたと玉木は解説する<sup>25)</sup>。

日本では、明治期に帝国大学の学生を中心とするエリート層が、欧米文化である「スポーツ」を積極的に受容した。スポーツは一般大衆化される前に学生のあいだに広がり、エリート学生たちが余暇活動として行うものという考えが定着した。同時に、学生ならばアマチュアであることが当然であり、金銭が絡むプロ興行は「不純」であるという考え方も育まれた。「神聖なアマチュア」という日本人のスポーツ観は、戦後になっても引き継がれ強固になっていった<sup>26)</sup>。また、日本のアマチュアリズムは、アベリー・ブランデーの影響が大きい。昭和 39（1964）年のオリンピック東京大会および昭和 47（1972）年の冬季オリンピック札幌大会が日本で開催されたとき、ブランデーが当時の IOC 会長であった。ブランデーが IOC の会長を務めた期間（1952～1972 年）、オリンピック大会は参加国、参加人数、競技種目数ともに増えて拡大していた。大会の拡大に伴い競技レベルも向上し、アマチュア選手間の競争が激化した。

この中で出現したのが、旧ソビエト連邦や東欧諸国の「ステート・アマ（国家

アマ) 」と呼ばれる選手たちであった。社会主義諸国では、優秀なスポーツ選手は国家の英雄として生活が保障され、国威発揚のシンボルとしてスポーツに専念することができた。体育系大学で競技に専念する「スクール・アマ」や軍隊に所属する「ミリタリー・アマ」として、メダル獲得を狙う競技者も出現した。このような「ステート・アマ」に対して、資本主義諸国でも同様の制度を活用して対抗し、「企業アマ」が現れた。一流のスポーツ選手が、企業に就職し、企業から給料をもらい生活が保障され、スポーツに専念するシステムが確立されるようになった。これに対し、「ミスター・アマチュア」と呼ばれたブランデーは、企業活動のような「宣伝行為」をして金銭を受け取る選手を「プロ」と認定し、オリンピックから「追放」した。日本人はブランデーの主張を信奉し、アマチュアリズムこそがスポーツの原点であり、オリンピック大会はアマチュア選手の大会であるべきと考えていた。

## 第2項 アマチュアからプロの時代へ

1972年にブランデーがIOC会長の座を退くと、スポーツ界の情勢は一変した。オリンピック大会の肥大化と競技レベルの向上によって、「ステート・アマ」「ミリタリー・アマ」「スクール・アマ」「企業アマ」といった実質的に「プロ」である競技者が多数を占め、彼らを「アマチュア」と呼ぶことが困難になってきた。加えて、大会の肥大化による組織運営が、開催国家の援助や寄付だけでは維持できない状況になった。この状況を打開するためには、IOC自身が運営資金を調達する必要があった。結果的には、スポーツを「商売」にすることになった。1974年に、IOCがオリンピック憲章から「アマチュア」の文字を消した理由が、そこにある。憲章からの「アマチュア」削除によって、その後は、ほぼすべてのスポーツ競技が「プロ化」に向かった。

近代スポーツの歴史を回顧すると、この「アマチュア」から「プロ」へという流れは必然的であったのだろう<sup>27)</sup>。また、多木も「スポーツが資本と結合し、アマチュアリズムを無意味化するのには、ブランデーのような頑迷なアマチュアリストの感情を刺激したとしても、近代スポーツの遂行にはさほど影響がなかった」<sup>28)</sup>と分析する。つまり、近代スポーツはもともと資本主義社会の文化の1つであり、人間はスポーツを消費するからである。

日本人のアマチュア信奉、近代スポーツのプロ化、消費文化といった議論を参照して、日本剣道 KENDO 界の実態を説明すると、以下のようになる。

日本剣道 KENDO では、「文武両道」の思想を背景に、エリート学生が余暇として行った。全剣連会長およびその幹部が、歴代東京大学剣道部や東京教育大学剣道部 OB で組織されていることからその一端が窺える。ここに全日本学生剣道連盟の組織の発展があった。全剣連の姿勢は、まさに東京大学剣道部に継承されるような日本の古き良き「アマチュアリズム」を信奉する。エリート学生に文武両道を説いている。その一方で、競技力向上のためには、警察や教員という公務員制度を利用した「ステート・アマ」的な制度を活用している。プロ化によって日本剣道 KENDO が「消費される 1 つの文化」とならないよう、頑なにその伝統性とエリート志向に基づいた「剣道」を堅持しようとしている。その現れとして、剣道の指導や審判は、あくまでボランティアであり、報酬を授受しないという考え方が根づいている。まさに、剣道に金銭が絡むプロ興行は「不純」であると捉えられている。明治期の撃剣興行に対する批判も、剣道の伝承には貢献したものの、未だに根強い。

このように日本剣道 KENDO のプロ化には大きな障壁がある。剣道がスポーツとして資本と結合することで、剣道のアマチュアリズムが無意味化されるような事態は避けたいと全剣連はしている。この点でも、韓国剣道 KUMDO のプロフェッショナリズムとは、相容れない考え方と社会情勢がある。

### 第3節 ナショナリズムと剣道

第3節では、剣道とその背後にあるナショナリズムとの親和性を探る。まず、第1項では、スポーツ・ナショナリズムとは何かを検討する。第2項では、日本のスポーツ・ナショナリズムについて、第3項では、韓国のスポーツ・ナショナリズムについてそれぞれ検討する。最終的には、第4項でナショナリズムからインターナショナリズム、グローバリズムへと繋がる方向性を展望する。

#### 第1項 スポーツ・ナショナリズムとは

ナショナリズムとは、「ある民族や複数の民族が、その生活・生存の安全、民族や民族間に共通する伝統・歴史・文化・言語・宗教などを保持・発展させるために民族国家（ネーション・ステート）と呼ばれる近代国家を形成し、国内的にはその統一性を、対外的にはその独立性を維持・強化することを旨とする思想原理・政策ないし運動の総称」<sup>29)</sup>である。このナショナリズムとスポーツが結びつくとどうなるのであろうか。

スポーツの祭典であるオリンピックは国際的で平和主義を理想とする競技会とされるが、国家間が対立する時代に創設されたイベントであるため、当初から政治的紛争の危険を内包していた<sup>30)</sup>。国別対抗によるオリンピックは非政治性が建前ではあるが、実際には、国家間の政治的対立が露出していた。事実、19世紀末から20世紀にいたる世界の政治的歴史は、繰り返される紛争と戦争の歴史であり、その中で強硬で排他的なナショナリズムが生まれてきた。

人は「なぜ、スポーツをするのか」という疑問に対して、歴史的には古代に遡り「神」という存在のためであるとする神事的意味から、現在では「自分」のためにするという意味づけがなされるようになった。この「神」と「自分」との間に、「国」のためにスポーツを行うという「スポーツ・ナショナリズム」が登場する。近代オリンピックを創始したクーベルタンも、そのアイデアの発端は「ナショナリズム」と結びついていた<sup>31)</sup>。

日本では、1868年の明治維新と文明開化によって、欧米から伝播したスポーツを純粋にスポーツとして楽しむことができず、武道のような精神修養と捉えた。その結果、スポーツを教育的な意味での「体育」として発展させた。「国のためのスポーツ」という意識から、明治政府も体育（スポーツ）を「富国強兵」の



道具とみなし、強い兵士の育成を目指した体育を奨励した。政治的には、満州事変、5・15事件、国際連盟脱退、日独伊三国同盟締結と、軍国主義の道を邁進していった<sup>32)</sup>。

こうして日本帝国が国際社会から孤立する中で、1932年のオリンピック・ロサンゼルス大会での競泳陣の活躍と、1936年のベルリン大会での女子平泳ぎ前畑秀子の金メダルに酔いしれ、日本人のスポーツ・ナショナリズムを煽った。日の丸を振り、提灯行列でメダリストの凱旋を祝った。そして、幻となったオリンピック東京大会の1940年開催も決定された<sup>33)</sup>。

このスポーツ・ナショナリズムの観点から日本剣道 KENDO を眺めると、日本から韓国への剣道（撃剣）の導入は、当時の帝国主義に起因する日韓併合（1910）によってもたらされた。剣道は、日本ナショナリズムを注入すべく占領地である朝鮮で積極的に展開されたであろう。また戦後は、日帝占領下から解放された韓国で、朴正熙政権（1962～1979）がオリンピックや世界大会等の国際的スポーツイベントを利用して、韓国という国家を海外に知らしめる政策として「体育特技者制度（1972）」を法案化した。韓国ではこの政策によって、剣道が再び学校体育の教材として復活した<sup>34)</sup>。同時に、韓国では、日帝下での日本ナショナリズムを徹底的に排除し、新しい韓国ナショナリズムの高揚のために掲げられた政策として、克日的な「スポーツ・ナショナリズム」が存在する。

## 第2項 日本のスポーツ・ナショナリズム

日本では、スポーツ・ナショナリズムの典型例に現代の大相撲があげられる。モンゴルや東欧から外国人力士を入門させるという、言わば、内なる国際化を進める大相撲界において、横綱であった朝青龍問題が浮上した。日本人のナショナリズムによる朝青龍批判を、権は以下のように分析している。

横綱の朝青龍に対する批判は、2002年の取組みで敗れた際に「畜生」と叫んだことに端を発した。その後、朝青龍が引き起こしたサッカーと巡業をめぐる騒動やガッツポーズ問題、暴行問題などが、横綱の品格を欠くと批判された。これらの一連の事件、不祥事によって横綱・朝青龍を引退にまで追い込んだ最大の理由は、日本人のナショナリズムによるものであると、権は指摘する<sup>35)</sup>。

日本における大相撲の使命は、日本固有の「神道」に基づいた神事であり、礼儀作法が重視され、健康と体格・体力に恵まれた男性が力士となり、神前でその力を捧げ神々に敬意と感謝を示さなければならない。また、日本人にとって「力

士」とは、五穀豊穰を願い、日本の土地を守るという「神」に近い存在であり、外国人力士が日本人に帰属するかどうかは、非常に重要な問題である。

その最高位に君臨する横綱には、相撲技量の高さはもとより同時に「品格」が求められる。礼に従い礼を守って、心技体ともに充実した者のみが横綱を名乗ることが出来る。それにもかかわらず、横綱でありながら暴行事件まで起こした朝青龍に対して、マスコミはナショナリズムの視点から批判を行なった。例えば、「君が代を歌わない」、「横綱なのに日本に帰化しない」、「優勝パレードでモンゴルの国旗を持っていた」、「横綱なのに日本人らしくない行動をする」などであった。

こうして、横綱としてふさわしくない態度や行動によって、朝青龍は引退に追い込まれたのである。この事態には、日本人の強いナショナリズムと排外主義が作用している。日本の古き良き文化を踏みにじった横綱という報道の仕方には「歪んだナショナリズム」が潜むと、権は指摘する。この朝青龍問題は、モンゴル人である朝青龍の考え方と、相撲は日本の国技であるのだからそれに従うべきとする「日本人の考え方」の違いから生じた問題であり、内向きなナショナリズムの衝突である。

これと同様の見解を示しているのが稲垣と今福である。彼らは「相撲は『国際化』したか」<sup>注4)</sup>の中で、朝青龍問題の影に潜んでいる大相撲界が抱える問題について論じている<sup>36)</sup>。

つまり、大相撲の伝統(前近代)を支える日本相撲協会の体質と国際化時代(後近代)を生きる人々の意識との間に生じている大きなズレである。「文化」としての相撲をどう考えるか、相撲を理解するジャーナリズムの不在、力士の養成システムの制度疲労、外国人力士を抱えながら異文化を理解しているとは言い難い現状などを、稲垣が分析している。そして今福は、「朝青龍問題」と「文化」の問題と題し、朝青龍問題の深層について、文化的な習慣や歴史的な蓄積の違いから眺める。今福によると、モンゴル出身の朝青龍は、日本の相撲社会の習慣も含めたしきたりに完全には馴染めなかったのか、それとも、ある部分では馴染む必要もないという超然たる態度があったのかかもしれないと分析している。その上で、こうした文化不適應は相撲界にとっては決定的な問題となりうるとしている。文化的な問題は、日本の相撲という文化体系の中に外国人が入るのであれば、文化の違いは相撲界にとっては決定的なものであり、意識して正しく教えなければならない。

ところで、同じモンゴル出身の横綱である白鵬はどうであろう。モンゴル人を含む多くの外国人力士がいる中で、外国人力士が総じて不適應を起こしているというわけではなく、朝青龍個人の問題であったとも考えられる。例えば、横綱・白鵬は、「文化」の違いを意識して正しく教えられた結果、モンゴル人でありながら日本の伝統文化の継承に尽力し、日本人に愛される横綱として、平成27年3月場所では、34回の歴代最多優勝記録を更新している。

「スポーツ・ナショナリズム」といえば、オリンピック大会や世界選手権大会などで、入賞者の国旗が掲揚され優勝者の国歌が流される。サッカーやラグビーのワールドカップでは、試合前に対戦国の国旗掲揚と国歌斉唱がある。日本の高校野球でも、開会式と閉会式には、国歌を吹奏し国旗が掲揚される。さらに、勝利チームの校歌斉唱がある。このように現代スポーツにおいても、ローカリズム (localism) としての「国」や「学校」といった選手の「所属」している組織が重視され、スポーツがナショナリズムを刺激し、「スポーツが愛国心を鼓舞する」役割を果たしている<sup>37)</sup>。

日本剣道 KENDO でもナショナリズムは顕在である。剣道大会では、大会規模に関わらず、開会式には国旗掲揚と国歌斉唱がある。同じく、韓国剣道 KUMDO でも、道場の中心には韓国国旗が掲げられ、剣道大会の開会式では国旗掲揚と国歌斉唱がある。ところが、2000年の第11回アメリカ・サンタクララ大会でのWKCから、FIKを中心とした国際剣道界では「ナショナリズム」を排除する方向性が示されていた。具体的には、表彰式での表彰台、金銀銅メダル授与、国歌吹奏、国旗掲揚が廃止されている。また、2003年の第12回イギリス・グラスゴー大会からは、開会式での開催国の国歌吹奏や選手宣誓も廃止している。これは、国対抗色の強さや勝利至上主義と一線を画す方向性を明確に打ち出そうとする全剣連の意思の反映であり、武道としての大会運営を心がけるためであるとしている<sup>38)</sup>。また、WKCの特徴としては、期間中に稽古会が催される。競技大会中に選手が参加する合同稽古が開かれるような企画は、他の「スポーツ競技」では稀有であろう。しかし、これが、「武道特有の考え方であり、まさに、自他共に栄えるという精神であり、剣道が単なる競技種目ではなく日本の伝統武道であるということを深く再認識した」<sup>39)</sup>と選手として参加した下川が報告している。

ところが、実際には、第13回WKCイタリア大会では日本選手団は稽古会に参加していなかった。これは、本大会の男子団体戦で韓国が初優勝を果たしたことからも明らかなように、男子団体の競技力は拮抗しており、大会中にお互い

に選手の手の内を見せるようなことはしないという作戦のためである。本来は、日本選手団こそ率先して参加すべきであろうと下川は所感を述べている<sup>40)</sup>。

1970年のFIK発足以来、WKCには競技的側面と国際親善側面の2つの側面があるとされているが、日本剣道 KENDO の競技力が圧倒的に優位であった時代には国際親善を前面に出した親善試合としていた。しかし、その国際的普及とともに競技面での拮抗が出現すると、競技性が前面に押し出される結果となっている。こうして現在では2つの側面でのバランスが崩れ、日本剣道 KENDO の国際的普及の課題が露呈する結果となった。

図5-2は、下川が経験測で図式化したWKCにおける「国際普及の親善交流と競技性の比較」である<sup>41)</sup>。WKC第1回大会が開催され、国際的に剣道が普及するにしたがって、特に男子では親善交流から急激に競技性へ方向が移動する。女子については、第9回大会で初めの国際親善試合が行われ、第10回大会から女子団体・個人競技が正式種目として加わる。

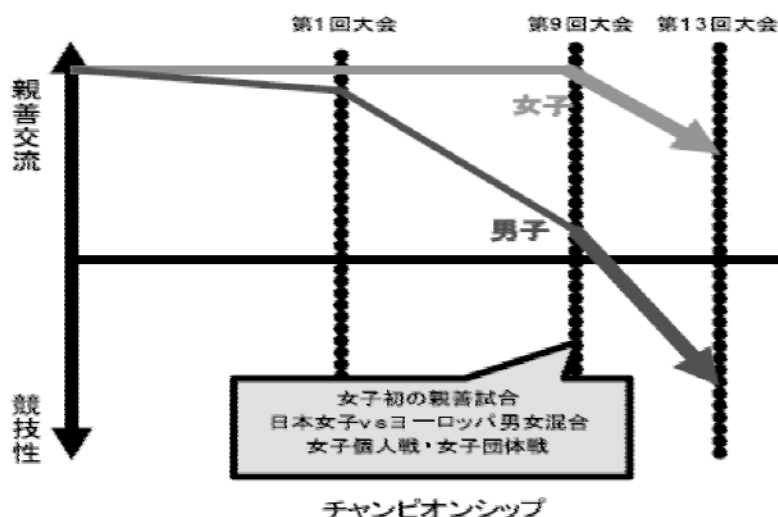


図5-2 国際普及の親善交流と競技性の比較 (下川, 2007)

もともと WKC では、国対抗色の強さや勝利至上主義とは一線を画

す方向性を取り、武道としての自他共栄や交剣知愛の精神を重んじた大会運営を目指すとした日本剣道界の意思の反映であった。しかしながら、現実的には競技力が拮抗してくると日本剣道 KENDO の日本ナショナリズムは顕在であり、その理想と現実の狭間で、日本の国家代表選手自身が疑問を抱いている現実がある。

このように、日本のスポーツ・ナショナリズムが日本武道の中に求められるとき、剣道や相撲界のように内なる国際化を享受しつつ日本の文化伝統を堅持するのか、それとも、偏狭なナショナリズムに閉籠ることなくグローバルなスポーツ界の流れに乗って、文化変容を享受しつつ発展しようとするのかが問われることになるであろう。そして、日本のスポーツ・ナショナリズムに表出される

理想と現実の乖離を捉え、スポーツ・ナショナリズムが抱える課題を今後さらに検討する必要がある。

### 第3項 韓国のスポーツ・ナショナリズム

韓国のスポーツ・ナショナリズムについては、李が、歴史的観点から民族主義と国家主義という両面性を持つナショナリズムとスポーツとの関係性を捉えた論考を発表している<sup>42)</sup>。

クーデターによって軍事政権を樹立した国家主義の理念は、「体力は国力」であった。このスローガンの下、朴正熙政権はスポーツを国家政策として利用してきた。「国民体位向上は民族の力となり、体力は国防力に直結する」として、まず国民体操を制定・普及させた。1972年のオリンピック・ミュンヘン大会で北朝鮮に惨敗したことを契機に、スポーツ・ナショナリズムに基づいた徹底したエリートスポーツ政策を展開した。国民体育振興財団は、政府から大韓体育会へ移管され、エリートスポーツへの安定的な財源供給を可能にした。さらに、ナショナル・トレーニングセンター（泰陵選手村）の設立、競技成績による選手年金制度の導入、海外転地訓練の実施などエリートスポーツに集中的な投資が行われるようになった。こうした政策が30年間続いた軍事政権の下で、スポーツはナショナリズムを鼓吹する手段として積極的に活用され、大統領杯を冠する各種スポーツ大会の開催、プロ野球とプロサッカーリーグの開幕、アジア大会やオリンピック大会招致など表面的には大きな成果をあげた。しかし、韓国のナショナリズムを煽るスポーツ政策は、国家に順応する国民の養成や主体性の喪失、政治への無関心を助長する愚民政策の典型として韓国国内で批判されることが多い<sup>43)</sup>。

韓国の民族主義の萌芽<sup>44)</sup>には、韓国の近・現代史上欠くことのできない2つの出来事がある。第1に日本による植民地支配であり、第2に朝鮮半島が北朝鮮と大韓民国に分かれた民族分断である。この2つの出来事が、近代以降の韓国社会に与えた影響は計り知れない。植民地経験による「反日感情」と、分断による「反共主義」は、現代の韓国社会を支配する2大イデオロギーとなっている。

韓国のナショナリズムの出発は、日本の植民地支配に抵抗する民族主義であった。日本の支配から早く抜け出し、主権を回復するための韓民族の結束が、最優先課題であった。この民族主義の潮流にのって、スポーツは愛国心や愛族心を刺激するカンフル剤となった。特に、支配されていた民族として、支配した日

本から伝授されたスポーツによる競争は、民族の自尊心をかけた血の流れない戦争でもあった。

韓国のスポーツ・ナショナリズムは、民族解放運動のきっかけにもなっている<sup>45)</sup>。1936年のオリンピック・ベルリン大会のマラソン男子で、日帝下にあった朝鮮人の孫基禎の金メダルと南昇龍の銅メダル獲得は、韓民族の自尊心を鼓舞した。結果的には、これを報道した東亜日報が写真から日の丸を消すという「日章旗抹消事件」を引き起こし、日韓の対立が表出すると同時に抗国民族闘争に繋がった。

日帝解放後は敵対心の対象が日本から北朝鮮に移り、韓国のナショナリズムは、反日ナショナリズムから反共ナショナリズムへと変容した。つまり、抵抗イデオロギーから体制イデオロギーに変わったのである。こうして朝鮮民族ではなく、今度は韓国人としてのナショナル・アイデンティティが求められるようになった<sup>46)</sup>。

このように、韓国の近代民族国家成立と共に鼓舞されてきたスポーツ・ナショナリズムは、反日の民族主義と反共の国家主義という 2 大イデオロギーに依拠するナショナリズムであり、国家統治の手段や愛国心を煽る効率的な手段としてその役割を担ってきた<sup>47)</sup>。

排他的な民族主義は、他民族・他国に対する反感を国際スポーツ競技での勝利によって晴らし、精神的外傷を浄化して政治への国民的支持に転換させる有効な手段であった。加えて、スポーツを政治的武器として成長させたのは、巨大資本による「スポーツの商業化」と「スポーツとマスメディアの連携」であった。スポーツ選手が国家代表として競技に参加し、大韓民国の国旗を身に付けたユニフォームを着用し、国歌を歌うことは国家の「象徴」となる。象徴化された国家代表選手を自分と一体化させることが「同一化」であり、この「象徴」と「同一化」を人為的に「操作」することによって、スポーツ・ナショナリズムは国民の結束に繋がった。たとえば、2002年の日韓サッカーワールドカップに出現した「赤い悪魔サポーター」の過熱応援、勝利に過剰に執着する日韓戦、普段人気のないスポーツでも国際競技となると「大韓民国」と叫びながら共同体が一体化し、1つの武器に化ける現象は、韓国では珍しいことではない。このように、韓国における 21 世紀の民族主義は、資本と国家とメディアによって再生産されたスポーツ・ナショナリズムであると李は明言する<sup>48)</sup>。

李の考察に従えば、韓国のスポーツ・ナショナリズムは、「反日」に依拠する

抵抗イデオロギーとしての民族主義と、「反共」に依拠する体制イデオロギーとしての国家主義である。この2大イデオロギーを時代の為政者が利用し、国家と資本、メディアが絡み合い再生産されるスポーツ・ナショナリズムが誕生している。

この韓国スポーツ・ナショナリズムを韓国剣道 KUMDO で照合すれば、民族主義の抵抗イデオロギーとなる反日感情が存在する以上、韓国剣道 KUMDO は、決して日本剣道 KENDO に従うものではなく、韓民族独自の民族主義とスポーツ・ナショナリズムを鼓舞する象徴になる。そのためには、これまでの日本の伝統文化に依拠する日本剣道 KENDO を払拭し、国際的スポーツ競技として剣道を発展させるとともに、花郎道に繋がる韓民族の剣術に由来する韓国剣道 KUMDO の歴史的裏付けを探し求めることになるのであろう。

#### **第4項 ナショナリズムからインターナショナリズム、グローバリズムへ**

現在進行するグローバル化に対して国家単位で考える「現実主義」には限界があり「力の論理を超えること」を、アメリカで歴史研究を続けてきた入江が主張している<sup>49)</sup>。

国家中心の世界観はもはや時代遅れであり、いま必要とされる視点は「シェア」と「つながり」である。しかし、現在の日本は、自国中心的な見方に陥り、「美しい国」や「日本の誇りを守る」といった言葉に象徴されるように国家中心の思考が強いと外からは見える。一方で、日本国内では排他主義的な動向も目立ち、偏狭なナショナリズムに向かう恐れが潜んでいると、入江は警笛を鳴らす。例えば、2014年3月8日、埼玉スタジアムでJリーグ浦和レッズのサポーターの一部が、“JAPANESE ONLY”と日の丸を観覧席の入り口に掲げた。この排他的思想から、浦和レッズに無観客試合の処分が下された。

歴史を直視することを自虐史観と批判する人もいるが、現代人の見方で過去や歴史を変えることは出来ないということを歴史学から学ぶ必要がある。歴史は1つしかなく、共有できない歴史は歴史とは言えない。世界と歴史を共有し、人も社会も「雑種化」していくことを認めていかなければならない。現代において、世界の中で日本だけが古き良き日本に戻るなどできないことは明白である。

その上で、日本の歴史を振り返れば、「明治維新」はいわゆる文化の雑種化であったと入江は考察する。この「雑種化」が進行した明治期に、国際人として活

躍した嘉納治五郎の思想から、柔道がナショナリズムからインターナショナルリズムに転換され、さらにグローバルズムへと繋がる過程を参照する。

永木<sup>50)</sup>によれば、嘉納は、当時、時代遅れと思われていた「柔術」の中に価値を見出し、西洋合理主義や実用主義、功利主義等を吸収して「日本文化としての柔道」を確立させた。嘉納が求めたものは、まず「柔道によって日本人の自国文化への愛着と尊重を取り戻すこと」であり、次に「洋の東西を問わず、文化の共存と発展を期すること」であった。そのために、日本文化として西洋文化に影響を与えることのできる「柔道」を創り上げるようになったと永木は考察する。

このように、嘉納の柔道思想はナショナリズムからインターナショナルリズムへの展開を経て、一層深められていった。嘉納は、「日本と日本人」を強く意識した上で、西洋流に偏り過ぎている日本の教育事情を正すために「柔道」を用いるべしと唱えていた。そこには、一種の文化ナショナリズムを看取することができる<sup>51)</sup>。柔道の理論は、外国人にも理解可能であり、尚且つ高尚で人格陶冶という目的が明確であることが高く評価された。「体育・武術・修心」といった実践上の教育的価値に加え、「柔よく剛を制す」を「精力善用」、そして「自他共栄」という理念へと昇華させた<sup>52)</sup>。西洋の文化・思想に対する柔道の貢献という点において嘉納は、「我は多く他国に学び、我より彼らに教うるものがなければはなはだ肩身狭いのみならず、ついに軽侮を受くることをも免れ難いのである。それでは、我は彼らに何を教え得るかというに、柔道を措いてほかに何があるうか」と述べている<sup>53)</sup>。

これは、嘉納の思想が、偏狭なナショナリズムでもなければ、西欧諸国への対立でも抵抗でもない「共存の精神」であることを明確に示していると永木は分析する。まさに、入江の主張にも繋がる「シェア」と「つながり」であろう。

また、洋の東西について思考を続けた西田幾多郎を研究した藤田によれば、「それは西洋文化によって東洋文化を否定することでもなく、東洋文化によって西洋文化を否定することでもない。またそのいずれか一つの中に他を包み込むことでもない。かえって従来よりは一層深い大きな根抵を見いだすことによって両者共に新しい光に照らされることである」<sup>54)</sup>とし、ここには微塵の「日本精神」主義も日本文化至上論もないと断言する。

つまり、異なったものとの出会いが「より深いもの」へと繋がる道になるという。それは、自文化帝国主義でもなく、「文明の衝突」観でもない。「西洋文化との出会いの現場で、一旦自分の立つ東洋文化の伝統から外に出て、新しく世界



における『東洋文化と西洋文化』をあらためて自己化するという、そしてそれが世界における東洋文化の意義である」<sup>55)</sup>という西田の発想を藤田は捉える。

西田は、東洋文化の伝統を背景にした日本文化の独自性を尊重していたが、同時に、新しい世界文化の形成に日本文化はいかにして何を寄与し得るのかという世界に開かれた根本の関心に強く導かれていたという。その際、「世界に面して」日本文化の「弱点」をはっきり自覚し、日本文化がそもそも世界に開かれるためには西洋文化から学ぶべきことを強く自覚していた。「単に(日本文化の)特殊性を明らかにするだけでは、今日の世界歴史の舞台において生きて働く精神とはならない。(中略)今から東洋文化を中心とすると言うのでは単なる反動に過ぎない」<sup>56)</sup>とするとともに、嘉納と類似した思想性を持っていた。

嘉納の平和思想を中心とする柔道のインターナショナリズムについて考察する。1936(昭和11)年に、オリンピック・ベルリン大会が開催された。この時、晩年の嘉納とイギリス柔道界の重鎮であった小泉軍治との間で交わされた「会話」として、『Judo and The Olympic Games』と題する文書が武道会の史料に残されている。

(嘉納は)現時点では、柔道がオリンピック・ゲームズに加わることについては消極的である。(中略)柔道は単なるスポーツやゲームではなく、人生哲学であり、芸術であり、科学である。それは個人と文化を高めるための方法である。オリンピック・ゲームズはかなり強いナショナリズムに傾いており、“競技柔道(Contest Judo)”を発展させることはその影響を受ける。柔道は芸術・科学として、いかなる外部からの影響—政治的、国家的、人種的、財政的など—にも拘束されない。すべてが終局の目的である。“人類の利益(Benefit of Humanity)”へ向かうべきものである。<sup>57)</sup>

嘉納は当時のオリンピック・スポーツを取り巻く状況を冷静に眺め、自らが創った「柔道」については理想を貫こうとしていた。ナチ・オリンピックと呼ばれたベルリン大会は、オリンピックが政治的ナショナリズムによって支配され、スポーツが国威発揚の手段とされた。嘉納はそこに柔道が巻き込まれることは避け、柔道は日本文化として独自のものでありたいと願ったのであろうと、永木は推察している<sup>58)</sup>。

柔道の精神は、世界平和を理想とする国際精神に最もよく合致するので、柔道世界連盟が出来たら、日本を盟主とする本当の国際連盟ができるわけだ。

「柔道世界連盟」構想は、嘉納の平和思想によって支えられていたが、当時の国際情勢は平和とは全く逆方向へ向かい、結局のところ、嘉納の存命中に世界連盟は成立しなかった。今日の「国際柔道連盟（International Judo Federation; IJF）」は、嘉納没後 13 年を経た昭和 26（1951）年にヨーロッパで立ち上げられた。日本は、翌年の 1952 年に加盟している。現在、IJF は世界 200 の国・地域が参加するグローバルな JUDO の統括組織となっている。

前述したように、戦後、日本では、連合軍総司令部（GHQ）の支配下において、柔道を含む武道は「軍事技術」とみなされ学校で全面的に禁止された。大日本武徳会も戦争への加担責任を問われ 1946 年に解散を余儀なくされた。しかし、講道館柔道は、武徳会の包摂団体であったにもかかわらず禁圧されなかった。そして 1950 年には学校での柔道の復活が許可された。柔道が戦争への加担責任を免れた理由は、柔道界および文部省が、嘉納の「柔道平和思想」を前面に出して訴えたことが挙げられる。「柔道世界連盟」構想に表象される嘉納の平和思想が功を奏して早々に復活できたのである。

嘉納思想を中心とする柔道界におけるナショナリズムからインターナショナリズムへの議論や流れを剣道界が十分に研究したのかは定かではない。ただ、日本剣道界では、柔道国際化の状況を他山の石としている。1970 年に日本が先導し、国際剣道連盟（以下、IFK とする）を組織し、オリンピック競技とは一線を画すように、その競技化についても日本的文化背景を考慮した独自の方向性がとられ、日本剣道 KENDO の国際的普及として国際展開することを矜持する姿勢を示している。

明治期に、西洋から日本にスポーツが輸入された一方で、柔道は日本から国際化された。伝統スポーツはナショナリズムからインターナショナリズムへと展開し、現代ではより複雑化・多様化したグローバルリズムの波に乗る。今やナショナリズムはグローバルリズムにのみ込まれようとしている。このグローバルなスポーツ界の潮流では、視点が個人に置かれ、「国」はむしろ個人を支援するものと考えられている。未来のスポーツと国家の関係性は、ナショナルとグローバルとの共創関係に基づいたスポーツ文化の発展を考慮する必要がある。

国際的なスポーツ大会では、アマチュアリズム精神の衰退と商業主義の登場によって、多くの一流選手はスポーツそれ自体を自分の価値を高める絶好のチャンスとして捉えている。選手のアイデンティティと国家との関係は以前よりもはるかに弱くなり、スポーツとナショナリズムとの関係に変化が表れていると権はいう<sup>59)</sup>。スポーツ自体がグローバル化の要素を持つ現在、また未来において、ナショナリズムとグローバリズムを視野に入れながら、現代において日本剣道 KENDO が世界の多文化に貢献しうる文化となるには何が必要なのかを模索し、国際的普及を展望しなければならない。

以上、第3節では、剣道とナショナリズムとの親和性を検討した。

スポーツ・ナショナリズムは、帝国主義の下で国威発揚の道具として時代の為政者に利用されてきた事実がある。また、日本のスポーツ・ナショナリズムは、剣道や相撲といった武道に求められることが多い。

韓国のスポーツ・ナショナリズムには、民族主義としての反日感情が存在する。よって韓国剣道 KUMDO は、韓民族独自の民族主義とスポーツ・ナショナリズムを鼓舞する象徴となる。

嘉納は、柔道をナショナルからインターナショナルへと展開したが、嘉納の思想は、偏狭なナショナリズムでも西欧諸国への対立でも抵抗でもない「共存の精神」であった。ここには「日本精神」主義も日本文化至上論もない。現代のグローバル化に求められる「シェア」や「つながり」を通じ、異なったものとの出会いが「より深いもの」へと繋がる道となる必要がある。

## 第4節 新ナショナリズムの韓国剣道 KUMDO

第4節では、以下の3項目から新ナショナリズムの展開を示す韓国剣道 KUMDO を考察する。まず、第1項では、韓国で近年多く出現している韓国武芸を韓国伝統武芸の創造の視点から考察する。第2項では、韓国ナショナル・アイデンティティとテコンドー（路拳道）との関係性を検討する。第3項では、大韓剣道会と海東剣道の対立から、韓国国内における剣道文化のヘゲモニー争いを検討する。

### 第1項 韓国伝統武芸の創造

スポーツ文化人類学を専門とする朴は、韓国社会において民族文化として武芸が創られてゆく過程を以下のように考察する<sup>60)</sup>。

韓国の伝統武芸は、文献史料や遺物から、三国時代に行われていたことは確認されるものの、1800年代末から始まった近代化によってそれまでの韓国武芸を時代遅れのものとした。この近代化が、韓国伝統武芸の伝承を途絶えさせてしまった1つの要因である。韓国武芸が再び興ったのは、1945年に日本の植民地から独立してからである。当時は、独立はしたものの日本文化が多く残り、その清算とともに、新しい韓国政府のナショナル・アイデンティティの確立が優先的課題とされた。この状況が、武芸にも大きな影響を及ぼし、植民地時代から民間に広がっていた空手は、もはや日本文化としては存在し得なくなった。結果的には、空手をモデルにしながらテコンドーを韓国武芸として創造するに至った。韓国武芸の代表であり、国技と称されるテコンドーが誕生し、日本武道の呪縛から名実ともに解放されることになった。こうした新たな武芸の創造は、それまで存在しなかった「韓国武芸」という意識を醸成し、武芸を民族文化の表象とする最初のモデルとなったと、朴は結論づけている。

また、韓国武芸のテッキョン<sup>註5)</sup>は、建国後の韓国政府が関与する。つまり、韓国のナショナル・アイデンティティを築き上げるために、民間に広がっていた文化を政府が国民文化とする無形文化財制度を整えた。その1つにテッキョンが選定された。この政府の認定により武芸に伝統という言葉が結びつくことになった。今日のテッキョンは伝統的文化財であるべきか、競技化を目指すスポーツであるべきかの議論が起こり、新たな韓国武芸の在り方をめぐる論争が生

じている。

さらに 1980 年代には、韓国で個人による武芸の創作活動が活発化し、類似する他武芸との差別化を図る新しい武芸が次々と登場した。次項で詳述するが、その1つが海東剣道である。これは真剣を振る独特な修練法で、竹刀を振る韓国剣道 KUMDO や他の韓国武芸との差異化に成功している。また、会員のニーズに合わせたプログラムを積極的に開発し、海東剣道を商品とするマクドナルド式経営によって市場を拡大している。武芸とは程遠い経営・団体運営方針で、海東剣道の普及展開が進められていると、朴は分析する<sup>61)</sup>。

上記に示されたテコンドー、テッキョン、海東剣道に代表される韓国武芸と称されるものの多くは、近年になって創造され展開している。

さらに韓国では、2008 年に「伝統武芸振興法」（以下、武芸振興法とする）が制定された。この武芸振興法によって、韓国では国家が伝統武芸を中長期的に保存・育成する法律が初めて制定された<sup>62)</sup>。「伝統武芸」という名称について、『伝統武芸振興法案検討報告書』には次のように示される。「わが国では、武術は中国式用語、武芸は韓国式用語、武道は日本式用語として一般的に理解するが、武術、武芸、武道という 3 つの概念はそれぞれ発展の段階に対応しており、つまり実用目的だけを重視する『術』から、技のための技の追究或いは技の極致を追求する『芸』へ、そして技を通じて哲学的精神を追求する『道』に至るとするのが一般的な見解<sup>63)</sup> である」と、明示している。韓国に「伝統武芸」という概念が導入され、武芸が伝統や文化として扱われることになった。これまで注目されてこなかった「韓国武芸」が、国の権威の下に正当化され、伝統という概念の中で再構築された。こうして韓国武芸は、韓国の文化や歴史、思想を表象しつつ、政府が認めた国民文化として展開していくことになる。

韓国社会の変化と「伝統武芸」や「伝統スポーツ」が創造される過程を、李は以下のように説明している<sup>64)</sup>。

事実上、韓国は近代化への立ち遅れによって日本の植民地政策に支配された。1945 年の解放後も西洋列強のヘゲモニー争奪により 3 年にわたる朝鮮戦争に巻き込まれ、民族分断とアメリカによる政治・経済・教育の支配を受けた。これらの植民地支配や朝鮮戦争の教訓から、戦後、韓国は一刻も早く近代化と経済成長を成し遂げ、西洋に追いつく国力を備えようと、国家政策として様々な事業を断行した。

1960 年から 1990 年の 30 年間に、国民経済の発展のために 7 次にわたる「経

済開発5カ年計画」と、地域農村の「セマウル運動（新しい村作り運動）」を計画的にすすめた。これにより地域社会の現代化、産業化、都市化政策を展開した。また、朝鮮戦争で壊滅的な打撃を受けた韓国が、ソウル市内を流れる川に喩えて「漢江の奇跡」と表現されるほど、1966年から1996年のOECD加盟まで、経済的に急成長を遂げた。しかし、その代償として伝統的な農村社会の崩壊と、人口の過剰な首都圏集中現象を引き起こした。この社会的潮流の中で、韓国は多くの有形・無形の文化遺産を喪失した。その反動として、地域性や民族の固有性など伝統を尊重する機運が高まり、それまで軽視されていた有形・無形伝統文化を復活させようとした。

ところが、一度失われた文化の復興は難しく、短絡的に新たな伝統の創造が試みられることになった。たとえば、根拠のない行事や新たな祭りが数百年を誇る伝統祭に捏造されたり、20世紀に成立した跆拳道（テコンドー）の起源を古代にまで辿ったり、柔道の原形を韓国古代の武術に求めたり、さらには剣道の韓国起源説まで主張するなどである。現在の韓国社会は商業目的から伝統スポーツを創造し、歴史を歪曲するような状況が生じている<sup>65)</sup>。

朝鮮時代や植民地期の文献から、「当時韓国の武術・スポーツは、現在韓国が伝統武芸として主張している跆拳道（テコンドー）、托肩（テキョン）などの拳法類や、剣道（ゴムドー）、海東剣道（ヘドンゴムドー）などの剣術類ではなく、弓術・馬術が主流であった。また武士官僚を選抜する国家試験であった武科試験の科目も弓術と馬術で成り立っていた」<sup>66)</sup>と、李は主張する。

このように、現在、韓国武芸と称されるテコンドー、海東剣道に代表されるものの多くは、1945年以降に創造されたものである。これらの韓国武芸は2008年の「伝統武芸振興法」の下に韓国伝統武芸スポーツとして展開している。現代の韓国社会では、主として商業的な理由から伝統スポーツの創造が乱立している。

つまり、1953年の大韓剣道会発足以降、日本剣道 KENDO の韓国化による韓国剣道 KUMDO への文化変容は、反日感情に対する大韓剣道会が生み出した窮余の策であった。韓国剣道 KUMDO への文化変容は、剣道の出自を韓国にすることで、抵抗民族主義の逆利用として新ナショナリズムを展開している。

## 第2項 韓国ナショナル・アイデンティティとテコンドー（跆拳道）

国技テコンドーの創造については、韓国人研究者らによる研究があるが、朴は、その端緒を1945年以降の戦後に求める<sup>67)</sup>。

日本に36年間の植民地支配を受けた直後の韓国は、まだ社会全体が不安定な状態であった。そのため植民地時代に強要された事柄を完全に排除することができなかった。日本から独立した韓国政府は、国家再建政策の1つとして、日本植民地時代に影響を受けたもの、いわゆる「倭色」と言われる日本文化を全て排除することを最優先課題とした。ところが「倭色」文化の中で、柔道や剣道といった武道は、警察の訓練科目や学校の体育科目として行われており、また当時の日本留学エリート階級の中で普及していたこともあって、その払拭は容易ではなかった。そこで、倭色を弱めるための方策は、名称の改称や創造、用語のハングル化、新しい形の制定であった。たとえば、空手は独立後にもそのままの用語や呼び名が民間を中心に続いた。しかし、政府の日本文化の払拭政策に従い、名称の改称、用語のハングル化、新しい形の制定などによって脱日本式空手が展開された。その道場数の増加とともに日本の影響から徐々に脱皮して、空手の韓国化が進んだ。

こうして、崔泓熙<sup>註6)</sup>が、空手より優れた武芸を創ることを目的として、韓国の古来武芸であるテッキョンと手搏を元に、空手を参考にしたテコンドーを創った。また、韓民族武芸としてのみならず軍隊強化の目的をもって意図的にテコンドーが創られたという<sup>68)</sup>。

テコンドーを国技と定めた背景には、ナショナル・アイデンティティを構築し、国民の結束と政治基盤の構築を図ろうとした朴正熙軍事政権の体制イデオロギーの扇動があったと考えられる。紀元前の古き時代から伝わる韓国固有の伝統武芸としてテコンドーを位置づけ、国技院を設立するなど、韓国の伝統スポーツ化を進めた。そして、民族意識の高まりのなかで、民族のアイデンティティの再生産をテコンドーによって実現しようとした。こうしてナショナル・アイデンティティを表出する民族伝統スポーツとして、また韓国伝統武芸としての地位を固めたテコンドーは、次に国際化を目指した。国際化への出発点は、個人や連盟によるテコンドー師範の海外派遣が中心であった。

テコンドーが国際スポーツとして位置づけられるようになったのは、アメリカ在住の韓国人柔道師範の存在が大きかった。テコンドーより先にアメリカに進出した韓国人柔道家たちは、アメリカで柔道が日本武道であることを知り、ナショナル・アイデンティティに混乱が生じていた。そこで、テコンドーは、韓国人柔道家のナショナル・アイデンティティ再興に好都合に働き、アメリカに渡ったテコンドー師範たちは、その普及に全力を尽くした。こうして在米韓国柔

道家の積極的な働きかけにより、テコンドーはアメリカ運動競技連盟（Amateur Athletic Union）の正式種目となり、間もなく 1988 年のソウル大会でオリンピック競技種目として採択された<sup>69)</sup>。

オリンピック種目としての採択を目指し、テコンドーの競技化が一層推進された<sup>70)</sup>。テコンドーの競技化のために、安全性を維持しながら競技をより面白くするためのルール改訂がなされた。そのルール改正の 1 つが寸止め方式であった。寸止めによる判定では、審判の主観的な判断に依拠するため判定の客観性が保証されず、スポーツとして限界があると判断された。そこで、防具を使用し対戦する完全打撃方式に変更された。また、戦術的に手技より足技がより多く使われるように、打撃部位を胴と頭とする得点制ルールを導入することにより、華麗な足技が多用されるようになった。

テコンドーは、日本空手という外来文化を変容させて、韓国オリジナル武芸スポーツとして土着化した。さらに、国際化のために武芸性より競技性を優先させた。空手が持っている形文化を変形し、組手式の競技として再生された。テコンドーが形文化から競技化に変更したことによって、それまで日本空手の亜流と見なされていた競技を、韓国独自の武芸・伝統スポーツへと変容させることに成功した。

### 第 3 項 大韓剣道会と海東剣道の対立

大韓体育連盟に所属する大韓剣道会が、FIK に加盟する韓国で唯一の剣道 KUMDO を代表組織であった。ところが、新興武芸の 1 つである海東剣道が、1980 年代に韓国で登場すると事態は一変した。

海東剣道は、竹刀打ちの剣道とは異なり、木剣や真剣を使って形や太刀筋を錬ることを主な活動目的にしている。竹刀ではなく真剣を扱う剣道として人々に受容され、韓国武道界に急速に台頭した。現在では、小さな地方の田舎町にも、テコンドー、韓国剣道 KUMDO、そして海東剣道の 3 つの私設道場が存在する。海東剣道の急速な普及の背景には、竹刀打ち韓国剣道 KUMDO が、もともとは日本武道とされているのに対し、海東剣道は韓国出自の伝統武芸と主張している点にある。

海東剣道の沿革を、朴は次のように説明する<sup>71)</sup>。海東剣道は 1980 年代に金正鎬と羅漢一によって創られた。現在、金正鎬は「世界海東剣道連盟」の代表であり、羅漢一は「韓国海東剣道協会」の代表として活躍している。この 2 人によ



て創始された海東剣道には、現在 24 の加盟団体があり、さらに各団体には下部道場が存在し、海東剣道に分類される組織的規模は極めて大きい。たとえば、「世界海東剣道連盟」には、韓国国内に 560 カ所の道場と、海外 33 ヶ国に支部があるという。

ところで、韓国文化体育観光部が 2008 年 8 月に発表した「生活体育関連法人現況」によると、韓国国内で「剣道」と銘打つ団体数は 61 団体もある。その中でも海東剣道は 24 団体であり、その名称も「伝統武芸海東剣道連盟」「国際海東剣道総連盟」「民族海東剣道会」「海東正統剣道協会」「韓国海東剣道連合会」などと、さまざまである。

以上のように、海東剣道は 1980 年代に韓国で生まれた武芸で、真剣技法を導入することで、それまで竹刀打ちの韓国剣道 KUMDO が主導していた韓国の剣道文化に大きな波紋を起こしている<sup>72)</sup>。これが韓国国内における海東剣道と韓国剣道 KUMDO との対立に発展している。韓国の新興武芸である海東剣道の台頭に対して、韓国剣道 KUMDO は歴史的に正統であると訴え、日本文化を払拭する方策を示すが、愛好者を集めることは難しい。韓国の新興武道が社会的承認を受ける最大の理由が、韓国文化の独自性にあることは、急速な海東剣道団体の輩出の例からも明らかである。海東剣道の会員の要求に合わせた実践的プログラムの開発とサービスの提供は、武芸が 1 つの商品として成り立つことを証明し、結果的に会員数の増加をもたらした。その量的拡大と大衆化は、海東剣道の韓国武芸としてのイメージをさらに高め、大学の教授科目としての導入や、大学における海東剣道専攻の創設にまで至っている。さらに、2007 年から政府機関の学生中央軍事学校 (ROTC) 選抜試験の武芸種目に選定されている。海東剣道は、現在、韓国社会の中での確かな地位を確保しつつある。創設 30 年余の新興武芸である海東剣道が、韓国伝統武芸というアイデンティティを強調しながら、現代的な経営戦略で成功している。

一方の韓国剣道 KUMUDO は、国際的には日本剣道 KENDO との主導権争いを展開しているが、国内的には海東剣道の台頭によって韓国伝統武芸としての正統性を争う事態になっている。近年になって、韓国剣道 KUMDO が「朝鮮勢法」や「本國剣法」を復元させ、その普及展開を急ぐ背景には、国内における海東剣道のような新興武芸の台頭による対立軸も看取できる。

以上、第 4 節は韓国剣道 KUMDO にみられる新ナショナリズムの様相を探っ

た。

日本剣道 KENDO の韓国化である韓国剣道 KUMDO は、韓国民族主義に対して大韓剣道会が生み出した窮余の策であった。剣道自体を韓国のものにするこ  
とで、新ナショナリズムを展開している。現在、韓国武芸と称されるテコンドー  
やテッキョン、海東剣道などは 1945 年以降に創造された。

テコンドーは、日本空手を変容させ、韓国オリジナル武芸スポーツとして土  
着化した。また、テコンドーの国際化に向けて武芸性より競技性を優先させる  
ことによって、韓国独自の武芸・伝統スポーツへと変容させることに成功した。

1980 年代に、韓国新興武芸の 1 つである海東剣道が登場したが、海東剣道は、  
竹刀打ちの韓国剣道 KUMDO とは異なり、竹刀ではなく真剣を使う剣道として  
人々に受容され、韓国武道界において急速に普及発展した。

韓国剣道 KUMUDO は、国際的には日本剣道 KENDO とのヘゲモニー争いを展  
開しているが、国内的には海東剣道の台頭によって、韓国伝統武芸としての正  
統性を争う対立状態になっている。

## 第 5 節 剣道文化の未来志向

第 5 節は、剣道文化の未来志向として、これまで論述してきた日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を越える未来的思考を展開する。第 1 項では、剣道の普遍性を追究するために、残すべき日本剣道 KENDO の思想を検討する。第 2 項では、武道の特性から、武道としての普遍性を追究する。第 3 項では、剣道の普遍性を問うときに課題となる審判員制度と言語化について考察する。最終的に第 4 項では、相克を越えた異文化理解への展望を探る。

### 第 1 項 残すべき日本剣道 KENDO の思想

日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO が覇権争いを展開してきた経緯には、両国間の歴史に起因する剣道の文化変容があった。本論でこれまでに日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の両国に関わる剣道史的先行研究で解明された点は以下のようなになる。

- ①日本剣道 KENDO は、日本刀の発祥から出発し、各流派に伝承されてきた。江戸後期の竹刀・防具の発明により、男谷精一郎が流派を超えた竹刀剣術を推進した。後に、男谷の弟子であった榊原鍵吉が竹刀剣術から撃剣興行を確立した。
- ②この撃剣が、日韓併合（1910 年）によって、韓国の警察・軍隊・教育に導入された。また、撃剣から剣道への近代化は、日韓両国で同時に進行した。
- ③戦後、「武道」として禁止された剣道は、スポーツ化宣言により復活し、1952 年に全日本剣道連盟が設立した。現代では、日本剣道 KENDO は幼少年や女性にも普及し、海外には国際的普及として展開されている。
- ④韓国では 1953 年に大韓剣道会が設立し、同時に大韓体育会に加盟した。その後、朝鮮戦争や軍事政権を経て、日本と文化交流のないままに独自の韓国剣道 KUMDO の国内普及を展開し競技力向上を図り、国際化を推進している。
- ⑤韓国国内では、抗日の民族主義と反共の国家主義のスポーツ政策が展開され、韓国剣道 KUMDO はその政策に従って、韓国武芸として新羅・花郎道に撃剣の起源を求めている。

以上を別の表現で言うと、日本剣道 KENDO は、文化帝国主義的に日本の身体

運動文化として韓国に導入されたが、戦後、剣道は韓国の風土に順化していく過程で、韓国剣道 KUMDO に変容した。その一方で、日本剣道 KENDO もまた、戦後の禁止と戦前から戦後への日本社会の変化に伴い、スポーツ化し変容していった。

両国の国内事情により、それぞれに剣道文化が変容しているが、これらを看過し、日本剣道 KENDO を文化普遍主義的に不変のものとして、その文化変容を阻止したり、復古させるような文化コントロールは難しい。剣道を含む武道の国際展開が進行している今、改めて現代剣道を客観的に捉え直し、武道である剣道の普遍性を追究するとともに、剣道を再構築する必要がある。

剣道の普遍性を追究し、剣道を再構築するにあたり、残すべき日本剣道 KENDO の普遍的な思想として「文武両道」「師弟同行」「交剣知愛」が挙げられる。

日本語で「道」と呼称されるものは、技と理法や、実践と理論を統一した概念を有しているが、この「文武両道」の思想も同様である。中林によると、「文・武両者が各々別個にその肉体的な向上と精神的な伸長をなした結果ではなく、文・武という教育的契機が一人の人間を武人としての自覚に導いた結果、その身につけられた武芸や教養がその人の人間的表現として行為化されたものとみることができる」<sup>73)</sup>という。中林が解くような文武両道の思想は、現代日本において武道にのみ使われる用語ではなく、広く一般に用いられている。「文」は「学問」を指し、「武」は「スポーツや芸術」を指す。学校教育では、文武両道と称して勉学と部活動の両立を掲げ、児童・生徒は両者に励み優れるようにと、「文武両道」をその目標や理想として掲げている。

「師弟同行」は、同じ道の同志として、1対1で身体と技をぶつけ合い、人格と人格の接触を伴って修養するという考え方である。特に剣道は、「師」が高齢になっても「弟」と剣を交えて、稽古をすることが一般的である。そのために剣道は生涯にわたって実践可能な身体運動文化とされる。この「師弟同行」の考え方は、剣道の審判制度と密接に結びついており、高段者である「師」が、下段者である「弟」の有効打突を見極める。剣道の「一本」には、技能の優劣のみならず、その適正な姿勢や心構えといった「美学や美徳」を求める。すなわち、剣道の試合では「一本」を打ったとか、当たったという結果だけではなく、「一本」に至るまでの攻めや心身のはたらきの全過程、さらには打突後の姿勢（残心）までを

評価（判断）の対象とする。そのために、審判員の判断は、あくまで主観的であり、審判員としての権威に依拠するからこそ、熟練者が審判員を務める。加えて、熟練者である審判員を1試合につき3人揃えた三審制を採用することで、3者の間主観的な合意を用いて判断する。言わば、権威者の合意による審判制度が用いられている。弟子の審判を行うために、師には、自己の判断や技術に慢心が無いように日々の自己研鑽が求められ、ここに「師弟同行」の奥義を見出すことができる。

『剣道英辞典』によれば、「交剣知愛」とは、「剣道を通して互いに理解しあい人間的な向上をはかることを教えたことば。稽古や試合で剣を交えた相手と、もう一度稽古や試合をしてみたいという気持ちになること」<sup>74)</sup>である。つまり、剣を交える相手は敵ではなく、剣道を通じて人間形成を図ろうとする同志である。互いに切磋琢磨しながら、老若男女、人種、国籍を問わず、正面から正々堂々と相対する。また試合で競い合いながら、相手に対する信頼と尊敬の念を基盤とする。そこにはコミュニケーション能力が求められる。相対する相手がいなければ剣道はできない。剣道を通して相手を尊重し、相手に礼を尽くし、相手をよく知ることで、相互理解を図ることができる。

以上の「文武両道」、「師弟同行」及び「交剣知愛」は、「剣道が剣道たる所以」の思想である。剣道は、「剣の理法の修練による人間形成の道である」という理念の下、剣道の技の修練を通じた人格形成、人間教育に目的がある。

## 第2項 武道としての普遍性の追究

武道の普遍性を追究するために、武道の特性論から考察する。

菊本によれば、「武道は、わが国の伝統的な考え方である一元論的に身心の問題を捉え、様々な精神性・道徳性・人間形成の有効性なども、すべて身体を媒体として具体的に表出される技術・技能として、実践との関連において捉える点が特徴的である」<sup>75)</sup>という。換言すると、武道は心技体が同時に発動され、技の習熟と人間的な自覚が相即することを特徴としている。技は勝敗を超えた価値を伴ない、その技に込められた気合や精神的な要素を問い、その人の人格的表現としての技を問う。例えば、試合や稽古を終えた場面での優劣に対する感覚や満足感は、勝敗としての競技結果だけではなく、内省的な納得や快感といったものでもある。勝利・敗北＝成功・失敗という価値体系とは異なる価値体系が存在する。これは、心とその心を表現する技との結合度の強さを示すものであり、

心身一致の技を発揮した喜びは、自己表現として勝敗を超えたものである。

このような武道としての特性を有する剣道において、競技性を過度に重視したスポーツ剣道に対する批判が高まっている。

2012年7月に開催された全国教育系大学ゼミナール剣道大会において、第45周年記念事業として教育系大会に参加した日本人学生と海外で剣道を愛好する外国人学生が国際シンポジウムを開催した<sup>76)</sup>。このシンポジウムには、ドイツ、フランス、イングランド・ウェールズ、フィンランド、ハンガリー、中国、メキシコから大学生剣道選手が招聘された。

シンポジウムにおいて、「剣道はスポーツではなく武道である」や「韓国は剣道をスポーツとして捉えている」という意見が学生から出された。剣道界では大学生ですら競技性を重視する剣道を「スポーツ剣道」と認識し、競技性に偏重した剣道に対し批判的な態度を示していた。

井上は『武道の誕生』で、武道とスポーツの関係性を明らかにしている<sup>77)</sup>。そもそも武道は近代に「和魂洋才」型の文化として形成された。1930年代に「洋才」の側面を排除または隠蔽して「和魂」の側に大きく傾き、帝国主義思想へと傾倒し、戦争への邁進に利用された。そして、戦後のGHQ占領下では、再び「和魂」から「洋才」に傾き、剣道では「民主化」「スポーツ化」による「撓（しない）競技」としての生き残り、その延長線上に現在の競技スポーツとなっている。つまり、もともと日本武道として「和魂」であった剣道が、戦後、西洋合理主義のもとで「洋才」と融合することによって、スポーツ化して、現代の日本剣道 KENDO となった。そのために剣道は、常にこの「和魂」と「洋才」の狭間で、「武道」なのか「スポーツ」なのかが問われてきた。

井上の説明したこの「和魂」と「洋才」を「ローカル」と「グローバル」という視点に置換してみると、剣道は日本のものとする「ローカル」、一方で、世界各国に普及し、各国独自の文化の中に存在する剣道は「グローバル」となる。この「和魂」と「洋才」を「文化普遍主義（ローカル）」と「文化相対主義（グローバル）」という2つの視点から捉え直す時代が到来している<sup>78)</sup>。この時代の潮流を前提にすれば、時間と空間を超えて、徐々に現代スポーツ化していく剣道を、「文化普遍主義」の視点から批判することはできない。これまでのように、両者のバランスを保ちつつ融合の道を模索する必要がある。

『剣道』を著した三橋は、剣道を日本古来の剣術の修練をスポーツ形式で行うもの、すなわち、「現代の剣道は日本古来の剣術を基盤にした伝統スポーツであ

って、日本刀に代わる『竹刀（しない）』を用いて約束部位を打突し合う競技であるから、剣道は、日本民族の創造による平和を理念とした遺産スポーツ<sup>79)</sup>と定義づける。阿部も、武道は日本的スポーツと明言した上で、武道の国際化について、「武道は、狭いナショナリズムの殻に閉じこもることなく、外来スポーツも十分その価値を認めていく立場をとっていく必要がある。武道至上主義的で我田引水的な態度は厳に慎まなくてはならない。そして、武道は過去の封建的なものから完全に脱皮し、民主主義の原理に立脚したものでなければならない<sup>80)</sup>と、剣道をスポーツとして競技化することと、国際的な剣道の相対化を提唱している。

さらに、A・ベネットも、武道の日本的な固有性をことさらに強調することは「文化帝国主義」や「エリート主義」に繋がりがねないと警笛を鳴らしている<sup>81)</sup>。よって武道の普遍性を唱えるには、人類に共通するものとして、スポーツに包含される普遍性とも比較検討しながら提示されなければならない。

### 第3項 審判員制度と言語化

剣道の普遍性を追究するとき、スポーツとの対比から剣道の競技性で常に問題視されるのが勝敗の判定基準であり、審判員制度である。

剣道は武芸的な特徴を有するため、その技の洗練には稽古での練磨とともに、試合で審判員に有効打突と判定される必要がある。この判定には「審判員」の存在が欠かせない。ところが、剣道の海外普及の過程において、長尾が指摘したように<sup>82)</sup>、WKCでは大会回数を重ねるごとに、「審判員問題」が顕在化している。問題の背景の1つは、剣道にはもともと公認審判員制度がないことが挙げられる。日本では一般的に高段位者が下段位者の大会の審判員となるが、世界大会ではそうではなく国別の公平性に基づいている。例えば、日本対韓国の決勝戦で審判を務めるのは、日本と韓国以外の国の審判員になる。だが他国に日本や韓国よりも高段位の技能を有する審判員がいるとは限らない。実際に「有効打突」を見極める審判技能に対する疑問がWKCの度に取り沙汰されている。

武道の「一本」の基準は、定量化・共通化は難しく、瞬間的に決定される。特に剣道における「有効打突」の見極めは、客観的な評価が難しく、審判員の主観的判断に拠るところが大きい。剣道の試合は、相手とのかけ引きの中で瞬間的に自己のすべてを技で体現する。そのため、有効打突とする技を評価する審判員は、修練している高段者でなければ見極められないとする考え方がある。ス

スピードやパワーを機械が測定するスポーツ種目とは異なり、あくまでも人が判断する技の評価は、剣道の魅力である。しかし同時に、客観性を重んじる競技スポーツとしては弱点となる可能性もある。

有効打突の評価を客観化しづらい最大の理由は、技としての認定要素に精神性の評価が含まれるからである。茂木は、コンピュータの人工知能と人の脳の違いを「ロボットには広い意味での状況判断ができないが、人間はそれを当たり前のようにする」<sup>83)</sup>としている。計算能力や記憶能力を備えたロボットは開発されているが、人と同様のロボットは存在しない。

このことから、打突の全過程を見極めた上で、有効打突の判断を下すことは剣道に精通した審判員でなければできない。何故ならば、物理的に打突しただけでは有効打突にはならない「精神性」の評価が含まれるからである。その判定は審判の権威に依拠した主観であり、日本の剣道は試合者よりも高段位者が審判を務めることで解決しようとしている。江戸時代から戦後まで剣道の審判は、弟子の試合をその師匠が判定するという流派的気風から生まれた。また、武徳会では武術的であり師匠である教士や範士の試合に審判をつけることは、逆に試合者を冒瀆するという思想が残存していた<sup>84)</sup>。

村山は、客観的に公平な審判が要求され、人格高潔で経験豊かな審判が望まれるが、それでも審判の恣意は誤判を招く危険があるとしている<sup>85)</sup>。また、武道の試合での判定基準と客観性について中林は、いくら客観的に合理的に規定され行われたとしても、やはり武道では審判者の主観的要素が大きなウェイトを占めるとしたうえで、「武道の技術は、相手との極限的な緊張場面に瞬間的に決定されるものであるが、自己のすべてを技に表現するという芸としての特性がある。それに客観的な評価を下すことは、実際には不可能なのかもしれない」<sup>86)</sup>と結論付けている。

以上のことから『剣道試合・審判規則』第24条には「審判員は、主審1名、副審2名を原則とし、有効打突およびその他の判定については、同等の権限を有する」と規定し、3名の審判員の主観的判断による合議的な判定、すなわち、審判員間主観的判断に依拠している。

平凡社の『哲学事典』によれば、間主観性（Intersubjectivity）とは「複数の主観に共通に成り立つこと」と定義される。この間主観性を剣道試合判定から眺めると、3名の審判員がそれぞれ3方向から1組の試合者の打突等の事象を見極め、審判員の間主観的判断が有効打突判定に採用され、科学的客観的に代わる判定



システムとして伝統的に用いられている。

剣道の判定における主観性と、数値あるいは機械で判定されるスポーツの客観性とは、明確な相違がある。もちろん、多くのスポーツにも、たとえば、泳法違反やサッカー審判などの主観的判定がある。一般的に、判定に主観性を帯びる部分が多いほど、その判定の客観性が弱くなる。多くのスポーツは判定の客観化に尽力しているが、全てを客観的判断に任せることはできない<sup>87)</sup>。「有効打突」の判定では、高段者の権威に従い、異なる3方向からの立ち位置で見極める工夫と複数による間主観性に依拠している。

上記に示されたような間主観的判断による剣道審判制度の在り方についても、これまでの伝統的な慣例に従っているだけであり、まだ十分に議論されてはいない。武道の普遍性を明示する上では、大きな検討課題であろう。

審判員の技能保障のための国際的な公認審判員制度などの確立や、異文化を背景とする審判員が、より公正で同一の判定基準の下に正確な有効打突の判定ができるような有効打突の構造分析と客観化が求められている。

審判員制度と並んで、競技の「客観化」と「教育性」を剣道に求めるのであれば、必然的に「言語化」が求められることになる。そもそも武道や武芸といった日本の伝統文化は「非言語」的世界、或いは一子相伝による「伝書」での子弟選択の世界であった。この世界では、心身のはたらきがすべてであり、「わざの実技を尊重し、そのための型や、その型の一部を記録した秘伝書が珍重され、そういう記録に記しえない微妙な演技の方法や美の様式などを、口伝として伝えることを、きわめて重大な文化伝承と考えてこれを実践した」<sup>88)</sup>という事実がある。オイゲン・ヘリゲルの『日本の弓術』にも象徴されるように<sup>89)</sup>、武術は身体で覚えるものであり、「非言語」的世界の技は体得が必至となる。剣道においても、技（技術）は習うものではなく、真似て盗むものであり、師匠が事細かに技を説明し、指導手順を示すものではなかった。しかし、剣道が学校教育に導入され、そして海外に普及する過程では、「客観化（言語化）」が適切な理解と修得のために必至となる。

これまで、剣道の稽古場面では熟練者が有する「暗黙知」に依存しすぎたために、指導場面や伝承場面で「暗黙知」を「形式知（顕在知）」へと転換する努力が十分になされてこなかった。教育的指導場面では、従来のような職人的な1対1の「暗黙知」の伝承方法には限界がある。この点は、これからの国際的普及の場面でも同様であり、剣道の「暗黙知」を言語で客観的にその哲理を説明し理

解が求められなければならない<sup>90)</sup>。全剣連が2000年に出版している『剣道と英辞典』や、FIK発行の『剣道試合・審判規則』英語版は、剣道の海外普及の「言語化」の例であろう。この「客観化（言語化）」を推進することは、日本剣道 KENDO を異文化社会に向けて展開し、理解を得るためにも極めて重要な取り組みである。

#### 第4項 相克を超える異文化理解への展望

剣道の国際化を語るときに参考となるのは、国際剣道連盟事務総長であった笠原の論考であった<sup>91)</sup>。この論考は、現在もなお全剣連とFIKがとるべき姿勢の主張でもある。

1. それぞれ固有の民族性と伝統文化を誇る異国の人たちに日本剣道を押し付けられない。
2. 剣道の日本精神性が異国人に理解できるかが難しい。
3. 剣道の特性に共感しそれぞれの角度から真の剣道を教えて、我々日本人の理解に近づける。
4. オリンピックの種目への併合による日本剣道の変容が懸念される。
5. 剣道の国際化は海外の剣道愛好者に正しい剣道を厳しく伝達し、彼等によってそれぞれの国の土壌に剣道が根づくようにする。
6. 剣道を通じて各国民間の連帯と友好を深め、世界平和へのささやかな支えとなるようにする。

この考え方からすると「文化普遍主義的な方向性」で、日本剣道 KENDO を理解する人々に対してのみ、正しい日本剣道 KENDO を海外に普及し、発展を遂げたいとする考え方のようなのである。全剣連は、あくまでも日本剣道 KENDO そのものを世界に発信し、日本の伝統文化としての剣道を定着させようとする姿勢を貫いている。そのため、事実上、日本が主導権を握る FIK が主催する WKC において、日本の伝統文化としての日本剣道 KENDO がその独自性を残して大会が展開されている。この日本の独自性を残す大会運営を行う背景には、FIK の最大勢力であるヨーロッパ剣道連盟 (EKF) の影響力が大きい。彼らは、日本の伝統文化である剣道 KENDO に敬意を表し、剣道の競技性よりもむしろ文化性に傾倒し、その文化性から何かを学ぼうとする姿勢がある。それを証明す

るかのように、彼らの大多数は、全剣連もしくは FIK が主催する各ゾーン別剣道連盟の六段以上の高段位審査を受験する<sup>注7)</sup>。

全剣連としては、剣道の積極的な国際化を回避し、オリンピックへの参加を「否」としてきた経緯がある。1982年に、全剣連常任理事で国際委員会委員長であった笠原は、「国際剣道連盟の将来の課題」の中でオリンピック種目への志向について以下のように述べている。

国柄によっては普及対策の便法として、あるいは政府関係の資金援助などを期待して五輪参加を希望する機運が生じつつある。一方、剣道の精神性を重視し競技本位に流れることを危ぶむ声も少なくない。この問題は IOC（国際オリンピック委員会）との関係もあるが、昭和六十三（1988）年のソウルオリンピックをひかえて慎重に対応すべきであろう<sup>92)</sup>。

他国から普及対策や資金援助を理由に五輪参加を希望する機運が生じつつあるものの、オリンピック参加によって競技本位に流れ、剣道の精神性が失われることによって勝利至上主義に陥る危険性を説いている。

この笠原の発言から 21 年後の 2003 年に、全剣連常任理事（国際担当）の竹内淳は、「海外普及と交流活動」の今後の課題の中でオリンピックの加盟について以下のように記述している。

確かに、剣道の発展に財政上の問題は重要な要素ではあるが、一度、競技の中に列を同じくすれば、やはり必然的に勝負本位の競技の道をまっしぐらに駆け下りることになり、それをその中で戻すことは困難である。全剣連としては、安易な妥協をせず、人の道を追及（ママ）する武道としての剣道の発展を目指すことが必要である<sup>93)</sup>。

このように 2000 年代に入っても、全剣連としては、剣道としての道を追求するために競技化への安易な妥協をしないことを謳っている。つまり、オリンピック参加には「否」を唱えている。その背景には、日本における柔道のオリンピック競技化、国際化に伴う JUDO への変容とそれに対する日本柔道への回帰の訴えがある<sup>94)</sup>。日本柔道は、国際化が進む一方で換骨奪胎され、「異質の運動文化」へと変質し、「人間形成の道」という柔道の文化性も喪失してしまったとい

う批判や嘆きがある<sup>95)</sup>。玉木もまた、「1964年の東京オリンピックで正式競技とされた柔道は確かに大きく文化変容した。その結果多くの日本人が、『日本の柔道』と『世界の JUDO』は『別物』と考えるようになった」<sup>96)</sup>と表現している。

しかし坂上は、柔道と柔術の世界への伝播の視点から、その受容と変容をめぐる多様性とダイナミズムを説いている。すなわち、「主役は、やはり受容する側(=現地の人々)であり、彼らの意思とその背景にある社会や文化のあり方が柔道・柔術を変容させ、自国文化としてその国に定着していく。そのあり方は実に多様であり、この段階で柔道・柔術は、異文化の『混合物』となる」<sup>97)</sup>と結論づけている。坂上の論からすると、柔道が国際化していく過程で日本柔道の伝統文化が、異文化との混合物となって、変容することは文化人類学の知見からも必至である。よって、オリンピック競技化による日本剣道 KENDO の変容を恐れ、剣道文化の換骨奪胎を懸念する理由がここにある。

長尾もまた、オリンピック競技化に消極的な主張の主要な論点の1つとして、日本剣道 KENDO の文化性の棄損を挙げている<sup>98)</sup>。その上で、その文化変容について「ひとつの文化が他の文化と長期にわたって接触すれば、そこに『文化変容』が起こることは当然の帰結であり、剣道もその例外ではない。むしろ『文化は変容しうるもの』という認識に立ち、互いを尊敬・尊重しながら最大公約数の部分を見出す努力が肝要であろう」<sup>99)</sup>と長尾は指摘する。

この指摘の通り、剣道という伝統文化が海を渡り、他の様々な国の宗教や信仰、習慣に関わる異文化に触れ、異文化に浸透すればするほど「文化は変容する」。この文化変容の必然性に立てば、日本の剣道界が志向する「文化普遍主義的な方向性」の維持や継承は困難であると言わざるを得ない。

つまり、日本剣道 KENDO への理解を他の異文化の人々に求めるのであれば、グローバルで文化相対主義的に思考する異文化理解への努力や配慮が必要となるであろう。

前述の笠原の「剣道国際化の現況と未来像」で示された「他民族に文化の押しつけをしない」としながら、「正しい日本剣道 KENDO」を伝達し、それぞれの国で変化することなくその土壌に根づくような剣道文化が果たして存在するのだろうか。この点において、日本剣道 KENDO は、国際化ではなく国際的普及という表現を用いて、「文化普遍主義」的な方向性を明示している。しかし、明確な剣道の普遍性を説明しなければ、国際的にも、また論理的にも矛盾と齟齬

が生じる状況になる。

以上のような視点から、日韓両国の剣道を考察すると、両国間の歴史や思想をめぐる状況を理解した上で、全剣連が主導権を持って日本剣道 KENDO の国際展開を志向する必要がある。しかし、これまでの「日本剣道の海外普及」ではなく、異文化に配慮して剣道を伝承することが必要である。そのためには、日本剣道 KENDO を再構築し、剣道の普遍性を明確化することが不可避となるであろう。

過去の歴史認識から日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO に横たわる相克を超える剣道文化として、未来志向的な思想の構築を掲げなければならない。

日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を克服するために必要なことは、両国の歴史や文化、そして思想を止揚（Aufheben）することであろう。弁証法では、矛盾や対立の立場を受け入れ統一していくと最終的に普遍的な真理（絶対知）にいきつくと考える。その弁証法では、「否定を発展の契機として捉える」が、『大辞林』にあるように、「あるものをそのものとしては否定するが、契機として保存し、より高い段階で生かすこと。矛盾する諸要素を、対立と闘争の過程を通じて発展的に統一すること」である。まさに、この止揚を可能にするものが、日本 KENDO でも韓国 KUMUDO でもない、特定の文化性を捨象した「剣道」ではないだろうか。この普遍的で共通する「剣道」を通じて、互いの立場を理解し、対立を超えた議論を展開し、さらに高次の段階へと発展させる必要がある。そのためには、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を止揚することによって、「剣道」の普遍性を見出し、その本質に回帰し、国籍を問わない剣道の普遍性を明確に示すことが求められる。

現在、世界中で剣道を愛好している全ての人々が、剣道の本質そのものの伝統と文化を継承している。本来、剣道というのは「人間形成の道」であり、勝敗を決する競技性だけに留まらず、世界平和の支えとなる「交剣知愛」の精神に基づいている。剣を交える相手は、対立する敵ではなく、剣道を通じて人間形成を図る同志である。剣道の「剣」の両刃は、相手に向けられると同時に自らにも常に向けられているという思想を再度考慮すべきである。

第5節は、これまで論述してきた日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を超える剣道文化の未来志向を展開した。

剣道という文化が海を渡り、他の様々な国の宗教や信仰、習慣に関わる異文

化に触れ、異文化に浸透しながら文化は変容する。この前提に立てば、日本剣道 KENDO の「文化普遍主義」の維持や継承は困難である。日本剣道 KENDO の理解を他の異文化の人々に求めるのであれば、伝える側の異文化理解への努力や配慮が必然となる。剣道は文化であり、その文化的価値が見出されなければ、その文化は自然淘汰される。したがって、日本剣道 KENDO の文化普遍主義的な「国際的普及」ではなく、国際的な剣道の伝承を前提とした剣道の普遍性を追究する叡智が求められる。

つまり、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を超越するためには、両国の歴史や文化、思想を止揚（Aufheben）して、日本剣道 KENDO でも韓国剣道 KUMDO でもない、特定の文化性を捨象した「剣道」の普遍性と本質を共に追究することである。

## 第 6 節 第 5 章のまとめ

本章では、①武道とスポーツの狭間を揺れ動く剣道、②アマチュアリズムの日本剣道 KENDO、③剣道におけるスポーツ・ナショナリズム、④新ナショナリズムの韓国剣道 KUMDO、⑤剣道文化の未来志向の 5 項目について議論を展開した。

これらの議論について、日本剣道 KENDO そのものを世界に発信、定着させようとする試みである「文化普遍主義的な方向性」と、日本剣道 KENDO と他国の文化的特性に基づく、国際的な広がりを持つ剣道の相互承認の試みである「文化相対主義的な方向性」の 2 つ視点からそれぞれ検討した。これらの議論を基に、これからの日本剣道 KENDO の国際的普及の方向性を探求し、日韓の剣道文化ヘゲモニーの相克を超える未来志向的な剣道文化の確立が可能であるかを検討した。その結果、以下の事項が明確になった。

①日本剣道 KENDO は、日本において武術・武芸から、近代化とともに武道、そして伝統スポーツへと変容した。日本では「剣道」を日本固有の身体運動文化と捉え、その特殊性や特異性、有意性に着目している。「剣道」は、長い日本の歴史と風土の中で培われてきた文化であり、戦後一時的に「スポーツ」の衣を着たが、根本的に西洋スポーツとは異質であるという実践者の信念がある。そのため、剣道は、武道とスポーツの狭間を揺れ動き、日本の伝統文化を誇示する日本剣道 KENDO と国際的なスポーツ化を推進する韓国剣道 KUMDO の方向性が異なった。

日本剣道 KENDO は伝統文化としての誇りと思想性を矜持し、現代では競技種目としてスポーツ化しながらも、「武道」として日本剣道 KENDO の国際化ではなく国際的普及を標榜している。一方の韓国剣道 KUMDO は、これらの日本的文化色を排除した形での「スポーツ」化と国際化を求める。他方では、韓民族としての民族主義の独自性を花郎道精神に求め、失われた古流武術である「朝鮮勢法」や「本國剣法」の復活に心血を注いでいた。

②オリンピック競技化について、これを「否」とする日本剣道 KENDO と、オリンピック競技化して他のスポーツとの対等を求める韓国剣道 KUMDO の

対立が明確になった。

日本剣道 KENDO を組織・運営する全剣連は、剣道がアマチュア競技団体であることを自負する。全剣連傘下にある FIK でも、各国からの加盟問い合わせに対し、商業目的のプロ団体を排除している。しかし、韓国剣道 KUMDO は、国際化やオリンピック競技化を推進し、韓国剣道 KUMDO のプロ化を積極的に推進している。現代スポーツの発展のためには「プロ化」は必然であるとして、プロ化の道を邁進する。

- ③スポーツ大会では国歌斉唱、国旗掲揚があり、「国」やスポーツ選手が「所属」する組織を重視する。結果として、スポーツ・ナショナリズムを刺激し、愛国心を鼓舞する役割を果たしてきた。剣道界でもナショナリズムは顕在であり、日韓両国でも、剣道大会の開会式にはそれぞれに国旗掲揚と国歌斉唱がある。韓国では、道場の中心に国旗が掲げられている。しかし、WKC では、近年、表彰式における入賞者の「国旗掲揚」と「国歌斉唱」廃止した。これは全剣連の意向であり、剣道におけるナショナリズムの高揚に対する警笛でもあった。

韓国は、スポーツ・ナショナリズムを国策として活用してきた政治的背景があった。民族主義と国家主義という両面性を持つナショナリズムを通じて、民族の団結を煽ってきた。また、「反日感情」に由来する抵抗イデオロギーが作用する民族主義も明確になった。つまり、韓国に反日感情が存在する以上、日本剣道 KENDO そのまま継承することは許されず、韓国剣道 KUMDO には韓民族独自のスポーツ・ナショナリズムを鼓舞する象徴が必要となる。

偏狭なナショナリズムを克服する叡智として、明治期に嘉納や西田が唱えた「共存の精神」があった。この精神は、西洋文化が東洋文化を否定することでも、東洋文化が西洋文化を否定することでもない、また、そのいずれか 1 つの中に他を包み込むことでもない。従来よりは一層深い大きな根柢を見出し、両者共に新しい光に照らされる道となることを説いた。

- ④1910 年の日韓併合を契機に日本から韓国に剣道が導入された。しかし、近年では、韓国剣道 KUMDO は新羅の花郎道に依拠する朝鮮伝統武芸と化し、対外的にも剣道の韓国起源説を主張する。この背景には、韓国社会における日本に対する抵抗の民族主義があった。剣道の実践が親日行為とみなされる韓国の社会状況では、日本剣道 KENDO の韓国剣道 KUMDO への文化変容は必



然であり、それは韓国固有の剣道文化にすることで、抵抗民族主義を逆利用する新ナショナリズムとして展開された。こうした新ナショナリズムの現象は韓国新興武芸にもみられた。植民地時代からすでに民間で行われていた空手は、日本文化としては消滅しテコンドーが誕生する。テコンドーの創造は、それまで存在しなかった固有の「韓国武芸」という意識を醸成し、武芸を民族文化の表象とする最初のモデルとなった。

また、1980年代に誕生した海東剣道は、真剣技法を導入し、竹刀打ちの韓国剣道 KUMDO が主導していた韓国の剣道文化に大きな波紋を起こした。最近では、韓国国内でも韓国剣道 KUMDO と海東剣道の間で、剣道文化の正統性をめぐる対立が生じている。大韓剣道会が朝鮮勢法や本國剣法を復元させ、その普及展開を急ぐ背景には、海東剣道のような新興武芸の存在に対する対抗軸が看取された。

- ⑤日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克状況を精査した上で、日韓両国のナショナリズムを超越するための剣道の普遍性を追究する必要がある。異文化理解を通じた剣道文化の未来志向を展望することが肝要である。

剣道の普遍性を追究するために、剣道の本質を示す思想として「文武両道」「師弟同行」「交剣知愛」があった。これらは、日本文化に依拠するものではなく、剣道文化の本質である。審判員制度は、武道の主観性とスポーツの客観性を考慮した判定基準の「普遍化」が必要となる。そのためには、「暗黙知」から「形式知」に変換するための「言語化」が求められる。

伝統文化の国際化の過程では、伝統文化が異文化との混合物となり変容する。不変の文化など存在しない。「文化は変容しうるもの」という認識に立ち、互いを尊敬・尊重しながら最大公約数の部分を見出す。この最大公約数が剣道の普遍性となりうる可能性がある。

以上のことから、日本剣道 KENDO の「文化普遍主義的な方向性」の維持や継承は難しいと言わざるを得ない。日本の剣道文化への理解を異文化の人々に求めるためには、剣道の普遍性を追究しつつ、グローバルで文化相対主義的な志向を持つ日本人の異文化理解への努力と配慮が必要となろう。

## 注および引用・参考文献

### 注

注 1) 「アスレティシズム」については、以下の宮島論文が詳しい。

宮島健次 (2010) アスレティシズムは何をもたらしたのか—スポーツと教育の結合, 友添秀則編『現代スポーツ評論 23』創文企画, pp.72-81.

注 2) ここでは、「身心」と「心身」の表記が混在している。通常、「心身一如」を示す際は、「心身」であるが、湯浅の引用箇所では「身心」となっていたため、そのまま引用した。

注 3) 以下に示す中林信二の著書には、武道における「道」の思想や、武道の文化的背景に関する研究がある。中林信二 (1994) 『武道のすすめ』島津書房, 中林信二著 (1988) 『武道論考』中林信二先生遺作集刊行会。

注 4) 稲垣正浩「相撲は国際化したか」—「朝青龍問題の深層」, 『世界』2007年11月号に所収。

注 5) テッキョンとは、朝鮮半島の武芸であり、韓国では1983年に重要無形文化財第76号に指定されている。ユネスコ無形文化遺産には、2011年に登録された。プムバルキという独特のステップを踏み、足払い、蹴り、投げ技を行使する。

注 6) 崔泓熙 (1918.11.9-2002.6.15)は、国際テコンドー連盟初代会長であり、テコンドーの創始者として知られる武道家。韓国陸軍少将でもあった。

注 7) 日本以外で独自に高段位審査を実施している国は、現在、韓国と台湾である。全剣連は韓国国内で展開されているKUMDOの普及や大会運営・規定などに対して国内対応として容認する立場をとっている。これまでの韓国における剣道普及の経緯から、日本剣道と他の国の剣道を共に認め合うという「文化相対主義的な方向性」の姿勢を保持しているといえる。

### 引用・参考文献

1) 富木謙治 (1991) 『武道論』大修館書店 :東京, pp.87-88.

2) 同上書, 富木 (1991) , pp.87-88.

3) 前掲書<sup>1)</sup>, 富木 (1991) , p.88.

4) 三橋秀三 (1972) 『剣道』大修館書店 :東京, p.20.

5) 菊本智之, 武道とスポーツ, 入江康平編著 (2003) 『武道文化の探求』不昧堂出版 :東京, pp.85-87.

- 6) 同上書, 菊本 (2003) , pp.80-82
- 7) 前掲書<sup>5)</sup>, 菊本 (2003) , pp.80-82
- 8) アレン・グットマン著, 清水哲男訳 (1981) 『スポーツと現代アメリカ』TBSブリタニカ. (原典: From Ritual to Record: The Nature of Modern Sports, Guttman, A. New York: Columbia University Press, 1978)
- 9) 友添秀則 (2009) 思考実験としての武道—武道とスポーツの比較文化, 友添秀則編『現代スポーツ評論 21』 p.11
- 10) 前掲書<sup>5)</sup>, 菊本 (2003) , p.81
- 11) ロバート・ホワイティング, 松井みどり訳 (2005) 『菊とバット』早川書房 :東京.
- 12) 前掲書<sup>5)</sup>, 菊本 (2003) , pp.76-77.
- 13) 前掲書<sup>1)</sup>, 富木 (1991) , pp.40-42.
- 14) 前掲書<sup>1)</sup>, 富木 (1991) , pp.40-42.
- 15) 多木浩二 (1995) 『スポーツを考える—身体・資本・ナショナリズム』筑摩書房: 東京, pp.114-115.
- 16) 同上書, 多木 (1995) , pp.119-120.
- 17) 玉木正之 (2003) 『スポーツ解体新書』日本放送出版協会 :東京, pp.34-35.
- 18) 同上書, 玉木 (2003) , p.38.
- 19) 前掲書<sup>1)</sup>, 富木 (1991) , pp.37-39.
- 20) 前掲書<sup>1)</sup>, 富木 (1991) , p.89.
- 21) 志々田文明 (1991) 解説—武道と富木謙治, 富木謙治 (1991) 『武道論』大修館書店 : 東京, p.276.
- 22) 阿部哲史「武道と国際化」入江康平編著 (2003) 「武道文化の探求」不昧堂出版 p.107-109.
- 23) 湯浅泰雄 (1998) 西田幾多郎の身体観をめぐって, 上田閑照『西田哲学選集 別巻二』燈影社 :京都, p.386.
- 24) 前掲書<sup>5)</sup>, 菊本 (2003) , pp.86-87.
- 25) 前掲書<sup>17)</sup>, 玉木 (2003) , pp.74-75.
- 26) 前掲書<sup>17)</sup>, 玉木 (2003) , pp.77-80.
- 27) 前掲書<sup>17)</sup>, 玉木 (2003) , pp.80-82.
- 28) 前掲書<sup>15)</sup>, 多木 (1995) , p.145.
- 29) Japan Knowledge Lib 『日本大百科全集 (ニッポニカ) 』田中浩, ナショナリズム nationalism, <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000172555> (2015.3.28)
- 30) 前掲書<sup>15)</sup>, 多木 (1995) , pp.176-177.

- 31) 前掲書<sup>17)</sup>, 玉木 (2003) , pp.59.
- 32) 前掲書<sup>17)</sup>, 玉木 (2003) , pp.62-63 .
- 33) 前掲書<sup>17)</sup>, 玉木 (2003) , p.63.
- 34) 金炫勇 (2010) 韓国剣道ナショナルチーム選手の剣道に対する意識—韓国剣道大学選手との比較から—, 広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部 59, p. 345.
- 35) 権学俊 (2010) スポーツとナショナリズム, その親和性を問う, 友添秀則編『現代スポーツ評論 23—スポーツ思想を学ぶ』創文企画 :東京, pp.88-89.
- 36) 稲垣正浩・今福龍太・西谷修 (2009) 『近代スポーツのミッションは終わったか』平凡社 :東京, pp.202-203.
- 37) 前掲書<sup>17)</sup>, 玉木 (2003) , pp.56.
- 38) 下川美佳 (2007) 平成 18 年度第 1 回武道研究会報告, 剣道の国際普及—第 13 回世界剣道選手権大会に出場して—, 鹿屋体育大学学術研究紀要第 36 号, pp. 154-155.
- 39) 同上書, 下川 (2007) , p.154.
- 40) 前掲書<sup>38)</sup>, 下川 (2007) , p.155.
- 41) 前掲書<sup>38)</sup>, 下川 (2007) , p. 155.
- 42) 李燦雨 (2012) 韓国におけるスポーツとナショナリズムの歴史, 清水論編『現代スポーツ評論 27』創文企画 :東京, pp.50-64.
- 43) 同上書, 李 (2012) , pp.53-54.
- 44) 前掲書<sup>42)</sup>, 李 (2012) , p.52.
- 45) 前掲書<sup>42)</sup>, 李 (2012) , p.53.
- 46) 前掲書<sup>42)</sup>, 李 (2012) , pp.53-54.
- 47) 前掲書<sup>42)</sup>, 李 (2012) , p.55.
- 48) 前掲書<sup>42)</sup>, 李 (2012) , pp.55-56.
- 49) 朝日新聞「オピニオン」ハーバード大学名誉教授 入江昭, 2014 年 6 月 19 日 13 版.
- 50) 永木耕介 (2010) 嘉納治五郎は何をみていたのか—嘉納の柔道思想, 友添秀則編『現代スポーツ評論 23』創文企画 :東京, pp.101-102.
- 51) 同上書, 永木 (2010) , p.105.
- 52) 前掲書<sup>50)</sup>, 永木 (2010) , p.107.
- 53) 前掲書<sup>50)</sup>, 永木 (2010) , pp.107-108.
- 54) 藤田正勝 (1998) 西田研究の歴史, 上田閑照『西田哲学選集別巻二』燈影社 :京都, pp.498-502 .
- 55) 同上書, 藤田 (1998) , p.503.

- 56) 前掲書<sup>54)</sup>, 藤田 (1998), p.505.
- 57) 永木耕介 (2011) ヨーロッパにおける柔道普及と柔道世界連盟構想, 生誕 150 周年記念出版委員会『気概と行動の教育者 嘉納治五郎』筑波大学出版会 :茨城, pp.198-199.
- 58) 永木耕介 (2008) 『嘉納柔道思想の継承と変容』風間書房 :東京, p.139.
- 59) 前掲書<sup>35)</sup>, 権 (2010), p.90.
- 60) 朴周鳳 (2014) 『韓国における伝統武芸の創造』早稲田大学出版部 (早稲田大学モノグラフ 105) :東京, pp.169-170.
- 61) 同上書, 朴 (2014), pp.169-170.
- 62) 前掲書<sup>60)</sup>, 朴 (2014), p.153.
- 63) 前掲書<sup>60)</sup>, 朴 (2014), p.156.
- 64) 前掲書<sup>42)</sup>, 李 (2012), pp.56-58.
- 65) 前掲書<sup>42)</sup>, 李 (2012), p.57.
- 66) 前掲書<sup>42)</sup>, 李 (2012), p.58.
- 67) 前掲書<sup>60)</sup>, 朴 (2014), p.43.
- 68) 前掲書<sup>60)</sup>, 朴 (2014), p.50.
- 69) 前掲書<sup>42)</sup>, 李 (2012), pp.59-60.
- 70) 前掲書<sup>60)</sup>, 朴 (2014), p.60.
- 71) 前掲書<sup>60)</sup>, 朴 (2014), pp.111-112.
- 72) 前掲書<sup>60)</sup>, 朴 (2014), p.151.
- 73) 中林信二 (1994) 『武道のすすめ』島津書房 :東京, p.154.
- 74) 財団法人全日本剣道連盟編 (2011) 『剣道和英辞典』財団法人全日本剣道連盟 :東京, pp.59-60.
- 75) 前掲書<sup>5)</sup>, 菊本 (2003), pp.83-85.
- 76) 全国教育系大学剣道連盟 (2013) 全国教育系大学剣道連盟ゼミナール剣道, 第 45 周年記念誌第 15 号, 特集「国際交流」, pp.41-67.
- 77) 井上俊 (2004) 『武道の誕生』吉川弘文館 :東京, p.188.
- 78) 小田佳子・近藤良享 (2012) 「日本剣道 KENDO の国際展開への課題～韓国剣道との相克を中心に～」体育・スポーツ哲学研究 34-2, pp.125-140.
- 79) 前掲書<sup>4)</sup>, 三橋 (1972), p.20.
- 80) 阿部忍 (1984) 『体育の哲学的探究』道和書院 :東京, pp.170-171.
- 81) アレキサンダー・ベネット (2011) 武道の『固有性』と『普遍性』, 武道学研究 44 別冊, p.5.

- 82) 長尾進 (2009) 剣道における国際化の問題を考える, 友添秀則編『現代スポーツ評論 21』創文企画 :東京, pp.55-56.
- 83) 茂木健一郎 (2009) 『感動する脳』PHP 文庫 :東京, pp.18-22.
- 84) 村山輝志 (1976) 審判規定の変遷からみた武道 (柔・剣道) の性格, 武道学研究 9(1), pp.10-19.
- 85) 同上書, 村山 (1976) , pp.10-19.
- 86) 前掲書<sup>73)</sup>, 中林 (1994) , pp. 233-235.
- 87) 前掲書<sup>84)</sup>, 村山 (1976) , pp.10-19.
- 88) 西山松之助 (1972/1982) 近世芸道思想の特質とその展開, 『日本思想体系 芸道論』岩波書店 :東京, pp. 588-589.
- 89) オイゲン・ヘリゲル述, 柴田治三郎訳 (1982/1999) 『日本の弓術』岩波文庫 :東京.
- 90) 松原隆一郎 (2013) 『武道は教育でありうるか』イースト・プレス :東京, pp.118-122.
- 91) 笠原利章. (1981) 剣道国際化の現況と未来像, 月刊剣道日本 4月号, スキージャーナル :東京, pp.42-44.
- 92) 笠原利章 (1982) 国際剣道連盟 IKF の結成と発展経過, 全剣連三十年記念史編集委員会『財団法人全日本剣道連盟 三十年史』:東京, pp.115-116.
- 93) 竹内淳 (2003) 海外普及と交流活動, 財団法人全日本剣道連盟『財団法人全日本剣道連盟 五十年史』:東京, p.111.
- 94) 佐々木武人, 柏崎克彦, 藤堂良明, 村田直樹 (1994) 『現代柔道論—国際化時代の柔道を考える』大修館書店 :東京, p.41.
- 95) 坂上康博 (2010) 『海を渡った柔術と柔道』青弓社 :東京, p.289.
- 96) 玉木正之 (2013) 『スポーツ 体罰 東京オリンピック』NHK 出版 :京, p.110.
- 97) 坂上康博 (2011) 柔術と柔道の伝播をめぐって, 武道学研究 44 別冊, p.4.
- 98) 前掲書<sup>82)</sup>, 長尾 (2009) , pp. 55-56.
- 99) 前掲書<sup>82)</sup>, 長尾 (2009) , pp.59-60.

## 終章

現在、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO は、剣道文化のヘゲモニー（主導権）をめぐって宗主国争いを展開している。この宗主国争いは、韓国剣道 KUMDO から仕掛けられている。すなわち、「現代剣道をさらに発展させ、理論的にも競技力でも日本を凌駕する実力を備えていくことが、韓国剣道 KUMDO のなすべきことであり、真の宗主国の地位を取り戻すことである」。これは大韓剣道会 (KKA) 専務理事のネット上の声明である。これに対し、日本の全剣連も、「我々が行っている剣道は、日本で育った歴史的背景をもつ剣道を指す」と応酬し、日本剣道 KENDO こそが正統という立場を表明している。

このようなヘゲモニー争いは、通常、互いの主張を繰り返すだけで議論が平行線をたどることが多い。よって、このヘゲモニー争いに終止符を打つために、双方の剣道に関わる歴史、文化、技術などを丁寧に追ひ、今後の剣道がどのようなありべきかの探究を本研究の目的とした。

この目的を達成するために、まず、これまでの日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の双方の主張や対立を明らかにした。その展開は、第 1 章において日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の対立と相違点を概観した。この対立の概観から 3 つの観点を導き出した。すなわち、歴史（第 2 章）、文化（第 3 章）、技術（第 4 章）について、それぞれの観点の相違を明確にし、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克状況を詳細に検討した。そこから得られた結果を踏まえ、第 5 章においては両国の相克を超えた未来志向的な剣道文化の構築をめざして考察を進めてきた。

終章では、第 1 節で、次の 3 つを観点とした歴史論、文化論、技術論の要諦を示す。それらを踏まえて、第 2 節で、未来志向の剣道文化を構築するために、いま何が求められるかを考察する。続く第 3 節において本研究の目的に対する結論を示し、最後に、第 4 節で残された課題を明示する。

## 第 1 節 日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の対立と相違点

第 1 節では、次の 3 つを観点とした歴史論（第 2 章）、文化論（第 3 章）、技術論（第 4 章）の要諦を示す。

### 第 1 項 歴史論（第 2 章）

日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の歴史的経緯と対立点を明らかにする上で、まず「剣道（KENDO / KUMDO）」という用語の出自を示した。

日本で「剣道」という用語が公式文書に登場するのは、1919 年 6 月 6 日に大日本武徳会が制定した「剣道試合ニ関スル心得」に遡る。同年 8 月 1 日には「武術」とあるものをすべて「武道」に改める通知が出された。この通知により、剣術および撃剣は「剣道」に、柔術は柔道に、弓術は弓道に統一された。

これに対し、韓国では 1910 年頃には既に「剣道」という用語を用いていたと主張されているが、論拠は示されていない。しかし、この主張に依る 1910 年は日韓併合が断行された年であることから、韓国における日本の植民地支配の歴史と前後して、剣道という用語が使われたと推察される。よって、「剣道」という用語は、1910 年から 1920 年代あたりに、日韓の両国間で用いられ始めたと考えられる。

両国の剣道の歴史をめぐる全剣連と大韓剣道会の主張について触れる。

まず、日本剣道 KENDO の歴史を遡ると、全剣連は、剣道の始原を日本刀の出現とする。日本刀は彎刀で鑄造りの刀が独特である。この日本刀に武士の魂を込め、正々堂々と命を懸けて戦う。武士の戦いにおいては一騎打ちこそが最高の名誉とされ、戦いの中に美学を求めていた。こうした価値観は、後世に残された武芸伝書からも明確であり、各流派の剣術から現代の剣道に至るまで、脈々と伝承されていることが確認できる。

剣道の実践史を辿ると、江戸時代（1603-1867）は、戦のない泰平の時代が長く続いた。江戸時代の剣術は実戦と離れ、形式を尊重するあまり華法化が進行した。実践から遊離した形剣術の行き詰まりから、実戦を想定した稽古のために竹刀とそれに使用する剣道具が登場した。やがて剣道具は改良され、竹刀を用いた稽古と従来の形剣術の修練が並行して行われた。竹刀稽古では、特に、講武所で剣術師範役を務めた男谷精一郎信友が、各流派を統一する形で「しない打



ち込み稽古」を実施した。この時、竹刀の寸法も規定された。

時代は江戸から明治へと移り、明治維新により武士階級が廃止され、剣術も衰退していった。1871年の脱刀令、続く1876年の廃刀令により、剣術は廃絶の危機にさらされた。しかし、男谷の弟子である榊原鍵吉が始めた撃剣興行によって、近世の剣術を近代の撃剣として復活させた。撃剣興行では、剣道の競技化に繋がるような、試合場の設定、竹刀の長さ（三尺八寸）規定、「三本勝負」の試合形式などが定着し、同時に、紅白戦の方法、立礼、蹲踞を含む試合礼法なども次第に制度化されていった。

第二次世界大戦後、GHQの指令により学校教育における「武道」が禁止された。特に剣道は、日本刀に精神性を付与して軍国主義を鼓舞する役割を担い、軍事訓練の一部とし重んじられた。その咎として剣道復活には厳しい制限が課せられた。剣道復活のために、ルールや用具などをスポーツ的に改良し、「しない競技」としてスポーツ剣道が誕生した。その後、1950年に全日本撓競技連盟が結成され、1952年には「しない競技」の学校体育への復活が認められた。同年、日本の剣道界を総括する団体として全剣連が1952年に組織された。2年後の1954年には、戦後の剣道復活に貢献した全日本撓競技連盟は、同連盟に合併吸収された。以降は、剣道の理念と平和思想に基づき、競技的発展と伝統文化の継承を謳って活動する。今日では、女子剣道の振興や FIK を中核とした海外における日本剣道 KENDO の国際的普及を一層、推進している。

一方の韓国剣道 KUMDO の歴史を遡ると、剣道（撃剣）の導入について、史料に基づく検証は難しいが、現存する史料に「高宗実録健陽元（1896）年5月23日」の記録がある。そこには1896年に朝鮮の警務庁が日本から剣道具を購入した史実が残されている。さらに1904年には、陸軍研成学校で撃剣教育が行われていたという記録もある。韓国（朝鮮）では、朝鮮王朝末期から撃剣が行われていたと推察されるが、その後、日本（大日本帝国）が朝鮮半島に侵攻し、1910年に日本が韓国（朝鮮王朝）を併合する。併合までの朝鮮王朝は、自国の近代化と軍事力強化のために、撃剣を採用したとされている。だが、併合後は、朝鮮総督府が、軍事強化、警察整備、そして在朝日本人の子弟教育のために、積極的に柔道や剣道を中心とする日本武道を朝鮮半島で展開していた。

日韓併合の1910年から1945年まで36年間続いた大日本帝国の日本化政策を、韓国では、自国文化が失われた日帝強占期と捉えている。そのため、戦後70年を経た現在でも、日本武道を継承する剣道を韓国でそのまま実践することは極

めて困難である。そこで、1953年に発足した大韓剣道会では、韓国独自の民族主義を全面に出し、韓国剣道 KUMDO として活動を推進している。

## 第2項 文化論（第3章）

文化論を扱う第3章では、剣道にみられる日本文化的特色について、有効打突の判定条件の1つである「残心」に絞って考察した。

剣道の「一本」となる有効打突（ポイント）は、気剣体の一致した打突とその後の態度や動作を示す「残心」によって構成されている。この有効打突の判定には、準備局面、主局面、終局面の全過程を注視する形式主義と過程主義が認められる。この点において、合理主義や結果主義に基づく西洋スポーツとは異なる特性を有している。

剣道の有効打突は、剣士の姿勢や打突の形に精神性が伴っているかが判定の基準となるだけではなく、打突後の構えである「残心」に形式主義が色濃く反映されている。剣道の有効打突に示された形式や過程の注視は芸道に共通する。すなわち、日本武道に通じる芸道では、作法やかたちを重視する。作法やかたちが単に物理的形狀として存在するのではなく、哲学や思想に裏付けられて存在する。芸道では形（かたち）が持つ様式美を追求し、形に随伴する哲学をも思考する形式主義が認められる。

上述したように、剣道の有効打突は、正しい打突に加えて、打突後の姿勢や態度を示す「残心」も評価される。この「残心」という判定要素があるために、勝利を誇示するガッツポーズなどは許されず、仮に正しい打突であったとしても、その後にガッツポーズ等がみられた場合には、「残心」が無かったとして有効打突にはならない。結果主義や合理主義的スポーツ観を背景とする人々に、この残心を含む有効打突の意味が理解されなければ、仮に剣道が国際化していくとしても、その理念や精神性は換骨奪胎され、似て非なる剣道へと文化変容を遂げることになるであろう。

さらに、韓国への剣道の導入は、文化帝国主義的に植民地支配とともに断行された。こうした断行の結果として、戦後、日本剣道 KENDO の「残心（Zan-shin）」は、占領国からの脱却を望む民意として「存心（Jon-shim）」に置き換わった。

日本の歴史における武道や武士道精神は、時に偏狭なナショナリズムと結びつき、天皇制イデオロギーを伝達する装置として利用され、戦争やミリタリズム

ムと親和的關係にあった。このことから、韓国では、日本武道である日本剣道 KENDO に対する抵抗感や嫌悪感が根強い。こうした韓国国内における反日感情に配慮して、国際的普及を進める上で、頑なに日本の伝統文化を全面に出すのではなく、剣道そのものに内在する普遍性を前景に出す必要があるだろう。

### 第 3 項 技術論（第 4 章）

第 4 章の技術論では、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の試合（競技）規則・審判規則を比較することによって、日本と韓国の技術論の相違を検証した。現代の剣道は競技化され、「試合」において互いに剣道技（技術）を競い合うことで成立している。この「試合」基準と方法を規定しているのが『試合・審判規則』である。日韓双方の試合（競技）規則・審判規則を比較することによって、双方の技術の相違も浮き彫りになる。

まず、WKC（世界剣道選手権大会）では、FIK の『試合・審判規則』（以下、②国際版）に則り競技が実施されるため、国際的な競技規則上では、日韓の剣道競技に相違点はないことを確認しておく。しかし、現実的には日韓共に国内規則を定めている。つまり、韓国剣道 KUMDO には、大韓剣道会が発行する『剣道競技規則・審判規則』（以下、①韓国版）があり、日本にも全日本剣道連盟（全剣連）が発行する『試合・審判規則』（以下、③日本版）がある。以上のことから、剣道競技には、国内規則と国際規則の両方が存在する。すなわち、①韓国版、②国際版、③日本版の『試合・審判規則』がそれぞれあり、それらの異同について明らかにした。試合規則の相違は、日韓双方の剣士の技術および試合運びなどに相違が出てくるはずであろう。

3 つの『試合・審判規則』について簡単に補足すると、③日本版が、原則、基準となっており、②国際版は日本版の英語翻訳である。実際に 2012 年の WKC で用いられていた 2006 年改訂版のそれは、1995 年の日本版が底本である。

国際版が日本語版を底本としているのには理由がある。それは FIK 組織が、全剣連の傘下に所属する国際部のような体制で組織運営がなされているからである。そのため③日本版と②国際版は基本的に同じである。

他方で、①韓国版は、②国際版を韓国語にほぼ全訳しているが、打突部位の呼称や審判宣告など国際版での日本語は全て排除され、韓国語に置換されている。また、剣道着、審判の服装、審判旗、反則行為など、特定の箇所について異なる記述が確認された。例を挙げると、②国際版と③日本版では紅白の目印を使用

しているが、①韓国版では青白を目印として使用し、韓国独自の文化性を反映させていた。反則行為や有効打突などのポイントに関わる内容では、③日本版よりも①韓国版の方がより明細に記載していた。判定をより客観的にすることによって、判定方式の曖昧さを払拭し、剣道をスポーツ競技化しようとする韓国剣道 KUMDO の意図がみられた。

韓国では日帝強占期の払拭のために、①韓国版で大韓剣道会が自国に適したルール化を行っていた。だが、国際大会で用いる『試合・審判規則』は、③日本版を底本としているために、韓国剣道 KUMDO の国家代表選手は国内規則と国際規則のダブルスタンダードの下で試合を行っている現実があった。①韓国版は、日本剣道 KENDO を払拭するために規則に様々な変更を加えるのであるが、変更を加えれば加えるほど、国際規則である②国際版とも遊離していくというジレンマがある。この韓国剣道 KUMDO が抱える試合（競技）を行う際のジレンマこそが、韓国独自の競技化、スポーツ化に傾倒していく韓国剣道 KUMDO と、日本の伝統武道に固執する日本剣道 KENDO との間に生じる摩擦・軋轢であった。

## 第 2 節 未来志向の剣道文化のために

第 2 節では、第 5 章で考察した議論を以下の 3 項目でまとめる。①武道とスポーツの狭間にある剣道の文化普遍主義の限界（第 1 項）、②武道としてのアマチュアリズムを堅持する日本剣道 KENDO（第 2 項）、最後に、③日韓のスポーツ・ナショナリズムの対立と韓国新興武芸（第 3 項）である。

### 第 1 項 文化普遍主義の限界

すでに第 1 節でも説明したが、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO のヘゲモニー対立を概観すると、韓国では当初、日韓併合前の 1896 年に朝鮮王朝が近代化にむけて「撃剣」（後の剣道）を導入していた。しかし、現代では、韓国剣道 KUMDO の民族的武術のルーツを『武芸図譜通志』『武備志』『紀効新書』に求め、「本國剣法」や「朝鮮勢法」の復元を図り、さらに韓国剣術の起源を新羅・花郎道に求めている。

一方、日本剣道 KENDO は、武術・武芸から武道へ、そして競技化され伝統スポーツへと変容している。ただし剣道を日本固有の身体運動文化としての武道と捉え、国際スポーツと同種の身体運動文化とは異なると主張する。

このように日韓の主張の違いは鮮明であり、武道とスポーツの狭間を揺れ動く剣道は、日本武道論に依拠する日本剣道 KENDO と、剣道を国際スポーツに仕立てようとする韓国剣道 KUMDO で、その方向性が全く異なっている。

世界中に存在する多数の「民族伝承運動」は、これまで「近代スポーツ」化を経て「現代スポーツ」へと移行している。日本剣道 KENDO も「民族伝承運動」から近代化・競技化されて「伝統スポーツ」へと歩みを進めたが、そこから国際的な「現代スポーツ」への移行には躊躇がある。なぜなら、日本剣道 KENDO は、日本の伝統文化としての誇りと思想を矜持し、競技化しながらも、日本武道として文化普遍主義を貫いているからである。

その一方で、韓国剣道 KUMDO といえば、日本文化色を排除した形で剣道をスポーツ化させている。日本剣道 KENDO と韓国 KUMDO が対等であるという、ある意味、文化相対主義的に韓民族の独自性を示している。すなわち、前述したように韓国剣道 KUMUDO の根拠を花郎道精神に求め、さらには失われた古流武術である「朝鮮勢法」や「本國剣法」を復活させている。

文化普遍主義を貫く日本剣道 KENDO は、剣道の「国際化」という用語ではな

く、「国際的普及」を用いて、自国剣道の国際展開を表現している。だが、表現を変えただけでその意味内容（connotation）を理解してもらうには限界がある。その一方で、文化相対主義的に主張しているように見える韓国剣道 KUMDO であっても、その国際化の推進は、これまでの剣道の歴史を無視した。脱日本文化色と民族主義を全面に出している。そのため韓国剣道 KUMDO の文化相対主義も、日本剣道 KENDO の文化普遍主義と、結果的には同じ展開をすることになる。すなわち、韓国剣道 KUMDO は韓国化され、国内向けに受容される剣道 KUMDO となっても、その後をめざす国際展開は難しく、テコンドーと同様に、韓国独自の文化色を透明化を図ることになるであろう。

日本剣道 KENDO の「文化普遍主義」的な国際的普及には限界があることは明らかであるが、韓国剣道 KUMDO に対し、日本剣道 KENDO の対立的視点から歴史論と文化論を唱えても平行線をたどるだけであろう。また、文化対立からは、更なる摩擦と軋轢を生じ、結果的には文化変容の増幅につながると考えられる。したがって、日本剣道 KENDO の国際的普及のためには、剣道そのものに内在する普遍性や教育的価値を明確にし、それらの相互理解と了解を得ながら、国際展開をすすめる努力がなされるべきであろう。そうでなければ、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO 間の問題が仮に解決しても、次に新たな異文化と日本剣道 KENDO との対立や相克を生むことになる。

## 第 2 項 アマチュアリズムを堅持する日本剣道 KENDO

日本剣道 KENDO は武道であることに誇りを持ってアマチュアリズムを堅持する。武道独自の身体運動文化の棄損、荒廃を懸念して、オリンピック種目への加入を拒んでいる。これに対し、韓国剣道 KUMDO はテコンドーのように韓国武芸のプロ化をすすめ、他のスポーツ種目と対等の扱いを求めている。

全剣連は、アマチュア競技を自負している。そのため、実質的に全剣連の傘下にある FIK もまた、世界各国からの加盟申請に対し、商業目的のプロ団体であれば加入を認めてこなかった。スポーツが商業資本と結合し、アマチュアリズムを無化して「プロ」という流れは国際スポーツ界の潮流である。だが、全剣連は、剣道が「消費文化」とならないよう日本剣道 KENDO を堅持してきた。現在もその立場に変わりはない。

一方の韓国剣道 KUMDO は、剣道を国際スポーツに昇格させるために、剣道の「プロ化」の意義とメリットを前面に出し、オリンピック競技化を積極的に推

進している。

韓国の国家代表選手は、形式上、公務員（ステート・アマ）として市役所等に勤務する。しかし、その勤務実態は終日練習を行い、大会等で実績を残すことがノルマである。選手引退後は、公務員としての職位は失効され、私設道場経営などで生計を立てる剣士が多い。韓国剣道 KUMDO の国家代表選手は、ステート・アマではあるが、競技成績不振を理由に職場を解雇されたり、引退の年齢の定めもあることから身分が不安定である。このようなセカンドキャリアの不安や労働環境の改善のために、韓国剣道 KUMDO 界は、韓国社会の実情に即した剣道のプロ化、競技化、国際化を進めている。現に、「プロ」としての自覚や少数精鋭を意図して、韓国の学生選手の間にも、既に「プロ」と「アマ」の明確な区分けがある。

他方で、日本剣道 KENDO がアマチュアリズムに依拠できる背後には、歴史的な近代「エリート教育」を基盤とし、国家の治安維持や教育に関わる職種に就く伝統的な思想や制度がある。つまり、警察官や教員といった日本独自の終身雇用制度に基づく、剣道ステート・アマ制度により、日本剣道 KENDO のアマチュアリズムが堅持されている。身分が不安定な韓国剣道 KUMDO との鮮明な違いがそこに存在している。

### 第3項 ナショナリズムの対立と韓国新興武芸

日本と韓国には歴史的に「国」のためにスポーツを行うという「スポーツ・ナショナリズム」が存在し、帝国主義の下では、国威発揚の道具として為政者に利用されてきた。韓国では、日帝解放後もスポーツ・ナショナリズムを国威発揚と愛国心高揚の手段として活用してきた。韓国では、「反日感情」に由来する民族主義が明確であり、民族主義と国家主義という両面性を持つナショナリズムを通じて、韓民族の団結を煽ってきたし、それと連動してスポーツを政治的に利用してきた。

韓国国内に反日感情がある以上、日本剣道 KENDO そのものに追従はできず、韓民族独自の民族主義とスポーツ・ナショナリズムを鼓舞する象徴的存在として韓国剣道 KUMDO は生まれ変わらざるを得なかった。韓国には、剣道をすること自体が親日行為とみなされる社会状況があり、剣道指導によって生計を立てる韓国剣道 KUMDO 指導者および道場経営者にとっては、日本剣道 KENDO 色の無化・払拭が課題であった。

日本剣道の無化・払拭といっても、剣道はあまりにも日本文化色が強いため、大韓剣道会に寄せられる非難に対応した。つまり剣道用語の韓国語の使用に代表されるように、剣道そのものを韓国化するという新ナショナリズムを展開したのである。日本剣道 KENDO の韓国版と言える韓国剣道 KUMDO は、韓国民族主義を導入し、大韓剣道会が生き残りをかけて生み出した窮余の策であったといえるだろう。

ところが、韓国国内では対日本剣道 KENDO の問題だけではなく、大韓剣道会（韓国剣道 KUMDO）を脅かす存在が台頭してくる。それが海東剣道である。韓国剣道 KUMDO は竹刀打ちが中心であったが、1980 年代に真剣技法を用いた海東剣道が登場し、愛好者が急増した。結果的には韓国国内において新興武芸である海東剣道と伝統的に正統であるとする韓国剣道 KUMDO と間に摩擦と対立が生じているのである。

韓国武芸と称されるテコンドーや海東剣道は、戦後に創り出されたスポーツであるが、2008 年に「伝統武芸振興法」が制定され、国家が認証した韓国伝統武芸スポーツとして活動している。特に、オリンピック種目の国技テコンドーは、日本の空手を改変して、韓国に土着化したスポーツである。テコンドーは国際化を志向し、武芸性よりも競技性を優先させることによって、韓国独自の武芸・伝統スポーツへと変容させることに成功した。

韓国社会の中で新興武芸が社会的認知を受ける最大の理由が、韓国文化の独自性にあることは海東剣道の例からも明白である。韓国では、韓国伝統武芸スポーツへの期待も高まり、現在、新興武芸団体が乱立している状況にある。

以上のように、韓国剣道 KUMDO の対立状況は、対日本剣道 KENDO のみならず、韓国国内においても剣道文化のヘゲモニー争いが展開されている。



### 第 3 節 結論

終章の第 1 節および第 2 節で日韓両国の文化ヘゲモニーをめぐる日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を明確にしてきた。本節では、両者の相克を越えて、未来志向の剣道文化を考察することによって本研究の結論とする。

ナショナリズムを含めた文化ヘゲモニー対立を克服するために、嘉納治五郎や西田幾多郎の思想を参照しよう。

彼らの思想は、西洋文化（文明）に対する偏狭なナショナリズムでも、西欧諸国への対立や抵抗でもない「共存の精神」であった。別言すると、西洋文化によって東洋文化を否定することでも、東洋文化によって西洋文化を否定することでもないし、そのいずれか一つの中に他を包み込むことでもない。既存の概念よりも一層深い大きな根底を見いだすことによって、両者が共に新しい光に照らされることと要約できる。

彼らの考え方には日本精神主義も日本文化至上論もないし、自文化帝国主義も文明の衝突観もない。「共存の精神」に基づけば、日本か、韓国かといった民族主義の対立はなく、「剣道精神の共存」を求めることである。互いのナショナリズムの対立を超越するために剣道の「普遍性」を問い、両国の歴史認識および異文化理解を通じた剣道文化の未来志向を展望する叡智が求められる。

剣道の普遍性を追究するためには、次の 3 点が課題となる。①有効打突の概念を確認する。つまり、「有効打突＝気剣体の一致した打突＋残心」という技術論に含まれる精神性と文化性の融合を明確する。②剣道試合の判定基準の再認識がある。つまり、剣道競技で問題となるのが審判員の判定基準と判定方法である。現行の剣道の判定方法は、三審制による審判員の間主観的判断に依拠している。機器などの測定による客観的判定とは異なり、審判員の権威（上段位保持者）による主観に従っているため、国際的な競技場面で物議をかもすことがある。③日本剣道 KENDO の普遍的な思想を追究する。たとえば、日本剣道 KENDO に基づく普遍的な考え方として「文武両道」「師弟同行」「交剣知愛」がある。これらは、剣道文化の本質として位置づけられるべきものである。と同時に、剣道の普及や発展のためには、伝達のための客観化（言語化）が求められる。

これら 3 つの課題に加えて、全剣連の国際的普及の考え方について検討して

みよう。

もともと日本剣道 KENDO は「和魂」であり、戦後、西洋合理主義のもとで「洋才」を加味し、「しない競技」にみられたようにスポーツ化して現代剣道となった。日本剣道 KENDO は、常にこの「和魂」と「洋才」の狭間で、「武道」なのか「スポーツ」なのかが問われ、バランスをとって存在してきた。今、この「和魂」と「洋才」のバランスを「ローカル」と「グローバル」という視点から捉え直すと、日本剣道 KENDO は「ローカル」、世界各国に普及し各国の文化の中に存在する剣道は「グローバル」と置き換えられる。この「和魂」と「洋才」のバランスを「文化普遍主義（ローカル）」と「文化相対主義（グローバル）」という視点から捉え直す時、武道の日本的な固有性をことさらに強調することは、「文化帝国主義」や「エリート主義」に繋がりがねない。

国際化の過程では、日本の伝統文化が異文化との混合物となり、変容することは文化人類学の知見からも必至である。この必然に対し、全剣連は国際化による日本剣道 KENDO の変容を恐れ、さらに日本剣道 KENDO の換骨奪胎を懸念した。その一方で、全剣連は他民族に文化の押しつけをしないとしながら、正しい日本剣道 KENDO を伝達し、それを導入した国に定着させるという。だが、そのような不変の文化が、果たして存在するのだろうか。このような文化普遍主義的な日本剣道 KENDO の国際的普及ができるのだろうか。ある文化が異なる文化と交われば、そこには「文化変容」が起こる。これは当然の帰結であり、剣道文化もその例外ではない。むしろ「文化は変容しうるもの」として、その変わらざる最大公約数の部分を見出す努力が肝要である。剣道文化の最大公約数とも言えるのが、「剣道の普遍性」であり、剣道の本質となるであろう。

これまでの議論を要約すると、本研究は、日本剣道 KENDO そのものを世界に発信し定着させようとする試みである「文化普遍主義的な方向性」と、国際的な広がりを持つ剣道の相互承認の試みである「文化相対主義的な方向性」の2つから、日本剣道 KENDO の国際的普及の方向性を探求してきた。結論として言えることは、「文化普遍主義的な方向性」で日本剣道 KENDO の正統性を唱え、「正しい剣道」と称して国際的に展開していくことは、困難である。日本剣道 KENDO への理解を異文化の人々に求めるのであれば、文化相対主義的に異文化を理解するための努力や配慮が必要となる。

本来、剣道というのは「人間形成の道」であり、勝敗を決する競技性だけに留まらず、世界平和の支えとなる「交剣知愛」の精神に基づくべきである。剣を交

える相手は、対立する敵ではなく、剣道を通じて人間形成を図る同志である。剣の両刃は、相手に向けられると同時に自らにも常に向けられているという思想を再度、考慮すべきである。稽古や試合では、互いに切磋琢磨しながら正々堂々と相対し、国籍や老若男女を問わず、共に高め合う姿勢が問われる。剣道では、互いに稽古を積み、また試合で競い合いながら、相手に対する信頼と尊敬の念が育成されるべきである。

日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を超越するために必要なことは、両国の歴史や文化、そして思想を止揚 (Aufheben) することであろう。弁証法は、矛盾や対立の立場を受け入れ統一していくと最終的に普遍的な真理にいきつくと考える。その弁証法では、「否定を発展の契機として捉える」が、『大辞林』にあるように、「あるものをそのものとしては否定するが、契機として保存し、より高い段階で生かすこと。矛盾する諸要素を、対立と闘争の過程を通じて発展的に統一すること」である。まさに、この止揚を可能にするものが、日本剣道 KENDO でも韓国剣道 KUMDO でもない、特定の文化性を捨象した「剣道」ではないだろうか。この普遍的で共通する「剣道」を通じて、互いの立場を理解し、対立を超えた議論を展開し、さらに高次の段階へと発展させる必要がある。日本剣道 KENDO と韓国 KUMDO の相克を止揚することによって、「剣道」の普遍性を見出し、新たな「剣道」の再構築を日韓両国で共に創出する叡智が求められる。

## 第4節 今後の課題

韓国剣道 KUMDO は、競技力と国際競争力を高め、現在、WKC では日本剣道 KENDO と覇権を争うまでになっている。この日韓剣道文化のヘゲモニー争いに着眼し、本論（第2章、第3章、第4章）において、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相違や対立点を歴史論、文化論、技術論から解明した。特定の文化に固執しない「剣道」の普遍性や本質を探究し、それらに基づく国際展開が求められる。

剣道の普遍性や本質を追究するためには、武道に立ち返る方法があるだろう。同じ武道ながら同時期に導入され国際化されている柔道が、韓国国内にどのように広がりを見せているかを剣道と比較することによって、剣道との相対化ができるであろう。具体的には、韓国における柔道の伝播と歴史、その普及および文化変容の解明である。

近年、学会の場で「剣道（武道）の固有性から普遍性を問う」という新たな視点が提起されたり、柔術と柔道のグローバリゼーションを称賛する主張も登場している。あるいは、「柔道発祥の地は本当に日本か」と問われる事態もある。柔道の韓国起源説を含め、朝鮮半島への柔術・柔道の伝播についての研究が、剣道を相対化する上でも今後の課題であろう。

今後の課題をもう一つあげれば、本論文で考察した日本と韓国だけではなく、より国際的な視野で研究を展開することが課題となる。そこで、2015年に第16回 WKC が日本・東京で開催される。その機に、剣道の価値意識についての国際調査ができる可能性がある。2014年5月の FIK 理事会（東京開催）では、インドネシア、モンゴル、トルコ、クロアチア、スロベニアの5カ国の加盟が新たに承認され、57カ国・地域の加盟となった。中でも欧州剣道連盟は、加盟国中30カ国を超える最大派閥である。欧州諸国においてどのような剣道の価値意識が醸成されているかを解明することは、「剣道」の普遍性の追究とともに、今後の剣道の国際的な展開に重要な資料となるだろう。また、第二次世界大戦中に韓国と同様に日本の植民地下にあった台湾や中国など東アジア諸国における剣道の歴史と普及の状況を把握することも重要であろう。

以上、今後の課題をまとめると、特定の文化性に固執しない「剣道」の普遍性を追究するために、1つは柔道の国際化の経緯を詳細に検討して剣道との比較研究をおこなうこと、2つめには、本研究で考察した日本と韓国から、東アジア

諸国および FIK の最大派閥である欧州剣道の伝播・伝承に着目しつつ、主要各国での剣道の伝播の歴史、現状、価値観を掌握することになる。その契機となるのが、2015年5月のWKCの時に「剣道の価値」に関する国際的な意識調査である。この調査を通じて、これまでの剣道の国際的普及によって日本剣道 KENDO がどのように文化変容しているのかを解明することは、今後の「剣道」の普遍性の探求のために重要な資料を提供することになるだろう。

## 主要文献一覧

### <日本文献>

- 阿部忍（1984）『体育の哲学的探究』道和書院:東京
- 阿部哲史（2005）『武道における文化摩擦』山田奨治,アレキサンダー・ベネット編（2005）『日本の教育に武道を：21世紀に心技体を鍛える』明治図書:東京,pp.198-217.
- 阿部哲史「武道と国際化」入江康平編著（2003）『武道文化の探求』不昧堂出版 p.99-110.
- 財団法人愛知県剣道連盟五十周年記念誌編集委員会（2004）『財団法人愛知県剣道連盟五十周年記念誌』財団法人愛知県剣道連盟
- 赤門剣友会編（1997）『東大剣道部百十年の歩み』講談社出版サービスセンター:東京
- 安藤亜紀（2011）『韓国における学生剣道に関する研究』平成22年度金沢大学教育学部スポーツ科学課程卒業論文
- 青木保（1999）『「日本文化論」の変容－戦後日本の文化とアイデンティティ－』中央公論新社:東京
- 青木保（2003）『多文化世界』岩波新書（新赤版）840:東京
- 青木保（2001/2004）『異文化理解』岩波新書（新赤版）740:東京
- 朝日新聞「オピニオン」ハーバード大学名誉教授 入江昭, 2014年6月19日 13版
- 馬場豊二（1937）『小學生中等學生「剣道讀本」』田中宋榮堂:東京/大阪
- ルース・ベネディクト著, 長谷川松治訳（2005）『菊と刀－日本文化の型－』講談社:東京
- アレキサンダー・ベネット（2005）『剣道の黒船－韓国：剣道の国際普及とオリンピック問題』山田奨治,アレキサンダー・ベネット編（2005）『日本の教育に武道を：21世紀に心技体を鍛える』明治図書:東京, pp.336-359.
- アレキサンダー・ベネット（2011）『武道の『固有性』と『普遍性』』,武道学研究. 44 巻別冊, p.5.
- 朝鮮総督府（1914）朝鮮総督府官報 號外（1914.6.10）,東京 :国立国会図書館所蔵, pp.200-201.
- 恵土孝吉, 渡邊香, 小田佳子（2012）『剣道における残心再構築』,武道学研究 45 別冊, p.35.
- 榎本鍾司（2005）『戦後剣道復活過程における愛知県のスポーツ剣道について』,東海武道学雑誌第7・8巻合併号, p.22.
- 福本修二（2008）『剣道の海外普及の現状と今後の課題について』,第40回記念大会シンポジウム, 武道学研究 40(3), pp.57-60.
- 船坂弘（1975）『昭和の剣聖持田盛二』講談社:東京
- アレン・グットマン著, 谷川稔, 石井昌幸, 池田恵子, 石井芳枝訳（1997）『スポーツと帝国－近代スポーツと文化帝国主義－』昭和堂:京都

- オイゲン・ヘリゲル述、柴田治三郎訳（1982/1999）『日本の弓術』岩波文庫:東京
- 樋口聡（1985）うごきの質・かたちの美—スポーツ美学からの断章—,体育の科学 35 (11), pp.819-822.
- 平川信夫, 須郷智（1982）外国人剣士の剣道観に関する調査研究, 武道学研究 15(2), pp.43-44.
- 平川信夫（1988）外国人剣士に関する調査研究, 武道学研究 21(2), pp.11-12.
- エリック・ボブズボウム, テレンス・レンジャー編, 前川啓治, 梶原景昭他訳（1992/2004）『創られた伝統』紀伊國屋書店:東京
- Honda, S. Dodd, I.P.（2004）Teaching Kendo within the English University Curriculum, 武道学研究 37(2), pp.35-45.
- Honda, S.（2006）Kendo at Secondary Schools in the U. K.: Development of School Kendo in Gloucestershire, 武道学研究 39(1), pp.23-33.
- Honda, S.（2007）Kendo within A Spanish University Curriculum, 武道学研究 40(2), pp.51-61.
- Honda, S.（2009）A Study of Logistical Issues with Refereeing in the Internationalization of Kendo -with the focus of the European Kendo Championships-, 武道学研究 41(3), pp.1-11.
- 星川保（1985）武道においてなぜ形が重視されるのか —剣道を中心として—, 体育の科学 35 (11), pp.831-835.
- 井伊直弼著, 戸田勝久校注（2010 / 2012）『茶湯一会集・閑夜茶話』岩波文庫:東京
- 井島章, 岩切公治, 井上哲朗, 朴東哲（2000）韓国における剣道の意識調査—韓国及び日本の大学生を比較して—, 国際武道大学紀要第 16, pp.191-196.
- 稲垣正浩・今福龍太・西谷修（2009）『近代スポーツのミッションは終わったか』平凡社:東京
- 井上俊（2004）『武道の誕生』吉川弘文館:東京
- 国際剣道連盟（2006）『The Regulations of Kendo Shiai and Shinpan, The Subsidiary of Kendo Shiai and Shinpan, The Guidelines for Kendo Shiai and Shinpan: 剣道試合・審判規則 剣道試合・審判細則 付 剣道試合・審判運営要領』2006年12月7日改訂
- 入江康平編（2003）『武道文化の探求』不昧堂出版:東京
- 岩切公治, 井島章, 井上哲朗, 朴東哲（2000）韓国における剣道の実態調査, 国際武道大学紀要第 16 号, pp.213-217.
- 日本武道学会剣道分科会編（2009）『剣道を知る事典』東京堂出版:東京
- 全日本剣道連盟（2013）『創立六十周年記念出版 全剣連と剣道界 この十年の歩み』プリック株式会社:東京
- 全日本剣道連盟（2003）『剣道の歴史』財団法人全日本剣道連盟:東京

- 全日本剣道連盟（1999）『剣道試合・審判規則 / 剣道試合・審判細則』東京
- 全日本剣道連盟（1995）『剣道試合・審判規則 / 剣道試合・審判細則』東京
- 全日本剣道連盟（2008）『剣道指導要領』財団法人全日本剣道連盟:東京
- 財団法人全日本剣道連盟（2002/2003）『剣道試合・審判・運営要領の手引き』全日本剣道連盟:東京
- 全日本弓道連盟（1953 / 2012）『弓道教本. 第一巻射法篇（改訂増補）』
- 加賀栄治（1980 / 1992）『人と思想 37, 孟子』清水書院:東京
- 笠原利章. (1981) 剣道国際化の現況と未来像, 月刊剣道日本4月号, スキージャーナル: 東京, pp.42-44.
- 笠原利章（1982）国際剣道連盟 IKF の結成と発展経過, 全剣連三十年記念史編集委員会『財団法人全日本剣道連盟三十年史』:東京, pp.115-116.
- 加藤純一（2009）韓国から見た剣道の国際化, 日本武道学会剣道専門分科会会報: ESPRIT 2008 年度版, pp.17-18.
- 加藤純一（2012）韓国における剣道試合の有効打突判定に関する一考察 —韓国実業剣道連盟による映像判読訴請規定制定までの流れとその実施過程を踏まえて—, 武道学研究 第 45-(1), pp.1-21.
- 加藤純一（2011）韓国剣道の現状—審判の判定に対する映像判読訴願の導入—, 武道学研究. 第 44 卷. 別冊, p.17.
- 菊本智之（2003）武道とスポーツ, 入江康平編著『武道文化の探求』不昧堂出版: 東京, pp.76-87.
- 金炫勇（2010）韓国剣道ナショナルチーム選手の剣道に対する意識—韓国剣道大学選手との比較から—, 広島大学大学院教育学研究科紀要, 第二部 59, pp.345-352.
- 金炫勇, 高田康史（2012）韓国青年の剣道に対する意識に関する一考察—男女比較を中心に—, 武道学研究 第 45(1), pp.57-69.
- 近藤良享（2012）『スポーツ倫理』不昧堂出版:東京
- 権学俊（2010）スポーツとナショナリズム, その親和性を問う, 友添秀則編『現代スポーツ評論 23—スポーツ思想を学ぶ』創文企画: 東京, p.90.
- 李燦雨（2012）韓国におけるスポーツナとショナリズムの歴史, 清水論編『現代スポーツ評論 27』創文企画:東京, p.51.
- 林伯原「明代中国における日本刀術の受容とその変容」武道学研究 46-(2) pp.59-75.
- 松原隆一郎（2013）『武道は教育でありうるか』イースト・プレス:東京
- 三橋秀三（1972）『剣道』大修館書店:東京



- 宮本武蔵著、校注：渡辺一郎（1985/1999）『五輪書』岩波文庫：東京
- 茂木健一郎（2009）『感動する脳』PHP 文庫：東京/京都
- 村山輝志（1976）審判規定の変遷からみた武道（柔・剣道）の性格，武道学研究 9-(1)，pp.10-19.
- 永木耕介（2011）ヨーロッパにこける柔道普及と「柔道世界連盟」構想，生誕 150 周年記念出版委員会編『気概と行動の教育者 嘉納治五郎』筑波大学出版会：つくば市，p.188-201.
- 永木耕介（2010）嘉納治五郎は何をみていたのかー嘉納の柔道思想，友添秀則編『現代スポーツ評論 23』創文企画：東京，pp.101-108.
- 永木耕介（2008）『嘉納柔道思想の継承と変容』風間書房：東京
- 長尾進（2009）剣道における国際化の問題を考える，友添秀則編『現代スポーツ評論 21』創文企画：東京，pp.52-60.
- 中林信二（1994）『武道のすすめ』島津書房：東京
- 中村民雄（1994）『剣道事典ー技術と文化の歴史ー』島津書房：東京
- 中村民雄（2007）『今、なぜ武道かー文化と伝統を問うー』（財）日本武道館：東京
- 中村敏雄（1981/1993）『スポーツの風土』大修館書店：東京
- 中村敏雄（1978）学校体育研究同志会編『スポーツの技術と思想』ベースボール・マガジン社：東京
- （財）日本武道館（2007）『日本の武道ー日本武道協議会設立 30 周年記念ー』東京
- 西村秀樹（2009）『スポーツにおける抑制の美学』世界思想社：東京
- 西山松之助（1972/1982）近世芸道思想の特質とその展開，『日本思想体系 芸道論』岩波書店：東京
- 新渡戸稲造著、奈良本辰也訳（1997/1999）『武士道』三笠書房：東京
- 小田佳子、近藤良享（2012）日本剣道 KENDO の国際展開への課題ー韓国剣道との相克を中心にー，体育・スポーツ哲学研究 34-2，pp.125-140.
- 小田佳子、恵土孝吉、井上哲朗、三苫保久（2012）剣道試合・審判規則にみる日本剣道と韓国剣道，武道学研究第 45 巻別冊，p18.
- 太田順康（1989）剣道の意識に関する研究ー欧州剣士を中心にー，武道学研究 22(2)，pp.53-54.
- 太田順康、鎌倉洋志（2008）剣道の国際的普及の現状と課題についての一考察ー世界剣道選手権大会・ヨーロッパ剣道大会の発展経過を通してー，大阪教育大学紀要，第IV部門 57(1)，pp.55-75.
- 大塚忠義（1995）『日本剣道の歴史』窓社：東京
- 朴貴順（2012）日帝強占期学校体育の武道に関する研究ー柔道と剣道の教科目導入を中心にー，楠戸一彦先生退官記念会『体育・スポーツ史の世界：大地と人と歴史との対話』

- 溪水社：広島, pp.243-258.
- 朴周鳳 (2014) 『韓国における伝統武芸の創造』早稲田大学出版部 (早稲田大学モノグラム 105) : 東京
- 朴東哲 (2001) 剣道の動きの美学. 国際武道大学, 武道・スポーツ科学研究所年報, 研究員報告 6, pp.207-211.
- ノエル・ペリン著, 川勝平太訳 (1991/2012) 『鉄砲を捨てた日本人—日本史に学ぶ軍縮』中央公論新社 : 東京
- 佐伯真一 (2004/2010) 『戦場の精神史』NHK 出版:東京
- 坂上康博 (2011) 柔術と柔道の伝播をめぐって, 武道学研究, 第 44 卷, 別冊, p.4.
- 坂上康博 (2010) 『海を渡った柔術と柔道』青弓社: 東京
- 佐々木武人, 柏崎克彦, 藤堂良明, 村田直樹 (1994) 『現代柔道論—国際化時代の柔道を考える』大修館: 東京
- 重岡昇監修 (1976) 『剣道試合審判規則 —全剣連・警察の変遷史—』スキージャーナル: 東京
- 下川美佳 (2007) 平成 18 年度第 1 回武道研究会報告, 剣道の国際普及—第 13 回世界剣道選手権大会に出場して—, 鹿屋体育大学学術研究紀要第 36 号, pp.154-155.
- 新村出 (1984) 『広辞苑 (第三版)』岩波書店:東京
- 塩入宏行, 石井均 (1990) ヨーロッパにおける剣道家の昇段実態, 武道学研究 22(3), pp.33-37.
- 塩入宏行 (1992) 剣道の国際化を考える, 全国教育系大学剣道連盟『ゼミナール現代剣道』窓社:東京, pp.249-257.
- 志々田文明 (2008) 武術・武道の『国際化』と文化変容に伴う諸問題, スポーツ科学研究 5, pp.197-211.
- 志々田文明 (2007) 解説—武道と富木謙治, 富木謙治 (1991/2007) 『武道論』大修館書店: 東京, pp.270-283.
- 韓国で世界剣道連盟設立 (2002) 『月刊剣道日本 4 月号』スキージャーナル : 東京, p.88.
- 杉江正敏 (2003) 総論編, 財団法人全日本剣道連盟『剣道の歴史』東京, pp.2-35.
- 杉本厚夫 (1995/2003) 『スポーツ文化の変容』世界思想社:京都
- 小学館国語辞典編集部 (1972/2001) 『日本国語大辞典』小学館:東京
- 韓国・金星社共同編集 (1993/2012) 『朝鮮語辞典』小学館:東京
- 庄子宗光 (1966) 『剣道百年』時事通信社:東京
- 高橋亨 (2009) 国際剣道連盟, 日本武道学会/剣道専門分科会『剣道を知る事典』東京堂出版 : 東京

- 竹内淳 (2003) 海外普及と交流活動, 財団法人全日本剣道連盟『財団法人全日本剣道連盟 五十年史』:東京
- 多木浩二 (1995/2012) 『スポーツを考えるー身体・資本・ナショナリズム』筑摩書房: 東京
- 玉木正之 (2013) 『スポーツ 体罰 東京オリンピック』NHK 出版:東京
- 玉木正之 (2003) 『スポーツ解体新書』日本放送出版協会:東京
- 富木謙治著, 志々田文明編 (1991/2007) 『武道論』大修館書店:東京
- ジョン・トムリンソン著, 片岡信訳 (1997) 『文化帝国主義』青土社:東京
- 友添秀則 (2009) 思考実験としての武道ー武道とスポーツの比較文化, 友添秀則編『現代スポーツ評論 21』 創文企画 : 東京, pp.8-16.
- 植原吉朗, Alexander Bennett, Michael Komoto (2005) 剣道の国際的普及に伴う文化性・競技性の認識変容に関する国際調査の試み, 武道学研究 38 別冊, p.10.
- 植原吉朗(2005) 剣道の国際的普及の理想と実態を問う調査質問紙の作成, 国学院大学スポーツ・身体文化研究室紀要 37, pp.19-29.
- 植原吉朗(2006) 剣道の国際的普及に関する質問紙調査の実施ー完成質問紙と調査経過, 国学院大学スポーツ・身体文化研究室紀要 38, pp.11-30.
- 植原吉朗(2007) 剣道の国際的普及によって身体文化性を変容させているかー質問紙調査結果から, 国学院大学スポーツ・身体文化研究室紀要 39,pp.21-32.
- 綿谷雪 (1990/2001) 『新・日本剣豪 100 選』秋田書店:東京
- ロバート・ホワイトニング著, 松井みどり訳 (2005) 『菊とバット (完全版)』早川書房:東京
- 湯浅泰雄 (1998) 西田幾多郎の身体観をめぐって, 上田閑照『西田哲学選集 別巻二』燈影社: 京都, p.386.
- 全国教育系大学剣道連盟 (2013) 全国教育系大学剣道連盟ゼミナール剣道, 第 45 周年記念誌第 15 号 特集「国際交流」, pp.41-67.

#### <韓国文献>

- 大韓體育會 (1965) 『大韓體育會史』<非売品>:서울, p.61.
- 檀國大學校附設東洋學研究所 (2004) 『東洋學叢書第十五輯  
開化期在韓日本人雑誌資料集: 朝鮮 7』朝鮮第三十五號 (明治 44.1.1,朝鮮雜誌社:서울
- 檀國大學校附設東洋學研究所 (2004) 『東洋學叢書第十五輯  
開化期在韓日本人雑誌資料集: 朝鮮 9』朝鮮第四十五號 (明治 44.11.1,朝鮮雜誌社:서울
- 檀國大學校附設東洋學研究所 (2004) 『東洋學叢書第十五輯

開化期在韓日本人雑誌資料集：朝鮮6』朝鮮第四十六號（明治43.6.1,朝鮮雜誌社:서울  
대항감도회 (2010) 8.15 광복절기념 제39회 전국학생 검도대회  
사단법인 대항감도회 (2005) 『검도경기·심판 규칙, 검도경기·심판 세칙, 검도경기·심판  
운영요령, 2010년도 판』:서울特別市  
용인대학교 동양무예학과 교수(이병익, 김의영, 김영학, 신승운) (2004) 『검도』 도서출판  
홍경 :서울  
이종림 (2010) 『정통 검도교본』 삼호미디어:서울

<ウェブサイト>

全日本剣道連盟公式HP「剣道の起源に関すること, 剣道の起源についての考え, 剣道の歴史」  
<http://www.kendo.or.jp/kendo/history.html> (2011.08.15 検索)  
ソ・ビョンユン (大韓剣道会専務理事) 「コムド(kumdo)とケンドー(kendo)についての多くの  
質問に対して <http://members.at.infoseek.co.jp/koreanwatcher/docs/kumdownakendo.htm>  
(2011.08.15 検索).

## あとがき

そもそも、この博士論文で捉えようとした剣道の国際化や剣道の海外普及による文化変容の根源はどこにあるのかを考えてみたいと思います。

### ☆学生時代のオランダ剣道との出逢い

私が、初めて海外で剣道に出会ったのは、大学2年の冬のオランダでした。

私たちは、現役学生とOBとで、兼ねてからオランダ剣道連盟と親交が深かった恵土先生を説得し、真冬の12月にオランダ剣道遠征を企画しました。現地では剣道交流と剣道大会の補助をしました。このオランダでの衝撃は、まず剣道取り組むオランダの人々と私の姿勢の違いでした。私は毎日、ただ部活動として稽古を繰り返しているのに対し、地球の裏側であるオランダでは、仕事帰りの大人たちが体育館に集まり、日本語を使って剣道に取り組んでいる真剣な姿でした。何とも表現し難い剣道に対する新たな発見と、新鮮さ、そして日本の伝統文化に携わっているという誇りを感じました。初めて訪れたヨーロッパ、素晴らしい伝統と異文化を誇るこの街で、日本の伝統文化である剣道が息づいていました。それと同時に、私自身の無知無学さが英語力を通して実感されました。オランダ語を母国語とする子供でも、英語を共通言語として私たちに話しかけてくるのに対し、大学生で7年以上も英語を学習しているにもかかわらず、全く話せない私の存在がそこにありました。悔しさと自分自身に対する情けなさが込み上げてきました。言葉はコミュニケーションの道具です。剣道を通じて、言葉に頼らず理解し合える部分は確かにありますが、より深く理解するためには、やはり言語は重要です。少なくとも相手が日本語を勉強し、日本と剣道を理解しようと努力しているのですから、こちらも相手を理解しようと努めなければ、そこに相互理解は生まれないと考えさせられました。

### ☆留学時代のイギリス剣道

以上のような経緯から、大学卒業時に、これまで剣道しかしてこなかった私は、学生の間に関海外に出て学びたい、少なくとも英語は習得したいと考えるようになりました。そして、卒業を延期し、金沢大学の交換留学生として英国・シェフィールド大学でスポーツ医学を学ぶ機会を得ました。当時は、防具のために巨額の手荷物超過料を支払って英国航空に乗り込み、やっとの思いで英国に辿り着きました。しかし、そこで紹介された大学のクラブは合気道でした。現地では、剣道は全く認知されていませんでした。そして、ようやく見つけた剣道クラブはスタッフォードという町にあり、剣道をするために週末2時間近く電車に乗って通うことになりました。シェフィールドでは、毎週大学のレポート課題

に追われながら、本当に貧しい(?) 学生生活をしていました。おまけに、日本では当たり前だと考えていたことが、何ひとつできずに日々悶々としていました。日本人が当然のようにする相手を「慮(おもんばか)る配慮」の気質を痛感しました。また、英国では、それまで日本で勝つために必死になっていた私の競技剣道ではなく、昇段審査に懸ける人々の「正しい剣道・美しい剣道」を目指す姿が見て取れました。若かった私にとっては、その姿勢が一種の段位という権威主義のようにも映りました。それでも、ロンドンで開催された無名士大会やバルセロナでのヨーロッパ選手権で、前述のオランダチームと再会・交流し、剣道の交剣知愛を実感しました。

#### ☆中学校部活動指導としての剣道

帰国し、故郷である石川県に戻った私は、大学を卒業し中学校教諭(体育・英語)になりました。当時の私は「教員は授業で勝負!」と自分に言い聞かせながらも、剣道部の部活動指導に精一杯のエネルギーを注いでいました。そこでは、常に「強さと優しさ」のバランスに葛藤しながら、「文武両道」を目標に剣道をしてくれる子供たちが、「剣道を嫌いにならないでほしい。長く続けてほしい。そしていつかその歩んできた「道」に誇りを持ってほしい」と願い指導していました。しかし、「勝負は勝ってなんぼ!」相手に勝つために「どうやって己に克つのか」を日々考えていました。

#### ☆日本人学校とドイツ剣道

教員歴が10年目になる頃、文科省の在外教育施設派遣のためドイツ・フランクフルト日本人国際学校で勤務することになりました。そこは、伝統あるドイツ剣道連盟の最大勢力であるヘッセン剣道連盟の拠点でした。非常に固く力強いドイツ剣道には、規則を守るドイツ人、古き良き伝統を守るドイツ人、マイスター制度とともに職人を活かすドイツ人、森のお散歩が大好きなドイツ人といった気質が反映されているようでした。また、段位制度や審判制度が国内レベルで非常に厳しいことも、ドイツ剣道を良く反映していました。国際都市であるフランクフルトでは、剣道を通じて、国籍を問わず、人生の財産となる人々との出逢いをしました。ヨーロッパ全体を通じた人々の交流や共通理解が、国境を接する国々の中で人々が敵をつくらないための知恵でもあると感じました。

#### ☆国際結婚と韓国剣道

こうした剣道人生を過ごす中、私は、ドイツ・フランクフルトで出会った韓国人と結婚しました。彼との出逢いを縁として、強烈に「強い剣道」を目指す韓国剣道を初めて知ることになりました。日本の伝統文化であるはずの剣道が否定され(?)、これとは異なる剣道に出会うことになりました。同じように試合をしているのに、何が違うのだろう? 少しずつ理解する過程で分かったことは、両国間の歴史認識の相違が大きく影を落とし、そ

の溝を広げているということでした。これまで日本人である私が無関心であり、無視してきた隣国韓国の歴史認識や社会状況が浮き彫りになり、そして相互理解の重要性を痛感しました。

高度経済成長期以降、政治的経済的に国際競争力の日本の優位性を背景として、日本剣道は諸外国から敬意をもって受け入れられた面があります。しかし、現在は、グローバル化の中で日本経済を凌ぐ勢いを示す韓国経済と、その国力とともに顕在化する韓国剣道が、国際的発言力を強めています。今日の韓国と韓国剣道には、確かに、これまでの努力とハングリー精神の成果の表れであることは認めなければならないでしょう。相互理解なく対立することは、将来の不安要因にしかありません。

#### ☆明日につながる剣道

こうして、剣道を通して、各国で仲間と共有空間を作り、多くの方々と関わってきた私の現在の課題は、まさに「剣道の未来志向」です。

まず、私が日本人であり、剣道を通じて先生方から学び、次世代の子供たちに伝えるべきことは、日本の伝統文化である剣道です。この剣道が世界各地に伝播し、他国の文化と触れ合い、その文化色が異なれば異なるほど、大きな摩擦がともないますが、その地に新たな文化として根づく時、その文化は変容します。変容なしに根づくことはないでしょう。剣道でいえば、まず、日本の文化色のまま日本剣道として伝わるでしょうが、次第にそれぞれの風土の文化色と混合し、独自の剣風に変化するでしょう。

だからこそ、日本人である私たちは、再度、先人から伝えられている日本の伝統文化としての剣道の価値を見出し、剣道の普遍性を柱として再構築し、次世代に伝える使命があります。私たち自身も世代とともに大きく変容しています。日本でも内なる国際化が進み、価値観も世代文化も変容していることは事実です。その中でも変わらないもの、変わってはいけないものが、「剣道の教育力であり、普遍性であろう」と思います。私自身は、剣道の「不易流行」を明確に示す必要があると考えています。もちろん、人が判定する剣道の審判法「有効打突の条件」もその1つです。剣道が強ければ良い、上手く「打つ」「突く」「かわす」ことができれば良いとする剣道マシンを造るのではありません。試合で有効打突にならなかったことを言い訳にするのではなく、自らの至らない部分を反省し、剣道を通じて人間形成を目指す教育があること、これが重要なのだと考えています。最終的に人がすること、人として尊敬されること、そして、国際社会の中で尊敬される日本人であることが、日本の伝統文化である剣道の存続には不可欠なのだと考えています。今、日本の教育の在り方が問われています。現在の日本の経済状況、外交問題、国際情勢等から、教育現場では、日本人としての人間力が問われる時代が来ています。平成24年度から、

柔道の安全性への課題が取り沙汰されながら、中学校保健体育における武道必修化の完全実施がなされました。「教育は人なり」。我が国の伝統と文化を尊重し、郷土を愛し、そして他国を尊重しながら、国際社会の中で逞しく生きる日本人の育成に真剣に取り組みなくてはならないと痛感しています。そこで、今一度自らを反省しながら、剣道に取り組み、そして、剣道そのものを再構築する時代が来ていると実感しています。

こんな壮大でどうしようもないことを悶々と考えながら、本論文の執筆を行っていました。昨年2月末の学位申請中間発表から、ようやく1年余りをかけて学位論文をまとめることができました。ここに、4年半を要し、考え続けた研究のまとめをさせていただきたいと思います。

これまで私の拙い研究を支えて下さった方々に、心から深く御礼申し上げます。

平成27年4月.

「ほーっ、ほけきょっ！」

春だ！朝の空気が柔らかく温かい。

桜の開花とともに、春告鳥と呼ばれるウグイスのさえずりが響くようになった。みよしに移住して6度目の春を迎えようとしている。故郷石川の中学校教諭から、愛知・東海学園大学に異動してもう5年の歳月が過ぎた。中京大学大学院で研究と勉強を再開してからは4年半が過ぎている。中京大学大学院体育学研究科、文化・社会系とのご縁のおかげで、研究に対し常に情熱と探究心を失うことなく没頭することができた。

はじまりは、近藤良享先生との出会いからであった。東海学園大学に赴任した2010年の10月、それまで長くご無沙汰していた日本スポーツ教育学会の第30回記念国際大会で、無謀にも英語で発表しよ

うとチャレンジした時のことであった。学校現場と大学教育との間に疑問を抱いていた私は、体育科教育学の研究を求めている。発表では「中学校体育における剣道の単元指導計画に関する研究」を行った。下手な英語で、誰に伝わったのかも分からない発表をした私に、英語で建設的な質問を投げかけて下さったのが他にもない近藤先生であった。今でも、当時、先生が「残心」について質問されたことを鮮明に覚えている。このご縁で、その年の冬に中京大学・近藤研究室の扉を叩くことになった。

近藤先生は、それまで剣道だけをして、なんとか武道学会だけで研究発表をしている私に、そして学校現場で日々逆さまになって生徒たちと格闘している私に、体育・スポーツ哲学やスポーツ倫理とい



う新しい世界との出会いを下さった。「哲学とは」、耳にするだけで恐ろしく難しい学問のように思われたが、「要は、考えればよいのです。考え続けてください」と、常に励まし、探究や学問への意欲を駆り立てる指導をして下さった。まさに心身一元論、身体と心（精神）の調和を大切にしながらのご指導をいただいた。論文指導では、何度も何度も論理性のない拙い文章を読んで、修正していただいた。

そして、本研究を始めるきっかけを作ってく下さったのが、金沢大学・恩師の大久保英哲先生であった。「貴女にしかできない剣道の海外伝播や文化変容について研究すべきだよ」と言って下さった。大久保先生は、昨年度末の3月に、金沢で最終講義を終えられた。私も出席させていただいたが、先生の「地域に生きる体育史」の研究姿勢が鮮明に現れており、学生時代には気づくこともなかった恩師の研究姿勢に感銘を受けた。また「花綵列島」日本にちなんだ素敵な「地方からの日本史」のお話も伺った。

剣道に関する研究を続けるにあたっては、金沢大学の恩師であり、剣道部師範である恵土孝吉先生には、常日頃から剣道実技者としての心得と、研究者として研究に対する叱咤激励をいただいた。恵土先生のご恩に報いるためにも本研究を完成させた上で、研究者としての免許状を取得したものとして、これからも終わりになき研究を継続したいと常々肝に銘じ

ている。さらに、東海学園大学へ赴任するご縁を作っていただき、愛知に異動してからは、常に研究者として、そして大学人としてご指導をいただいた星川保先生。赴任した当初は、よく私の研究室の扉を叩いて様子を見にきて下さった。そして、まだ研究仲間の少なかった私の学会発表練習を聴いて頂き、論文投稿でもご指導いただいた。

本学位論文を執筆するに当たり、本当に多くの先生方のご指導とご助言、ご支援に感謝しなければならない。

中京大学体育学研究科セミナーでご指導いただいた木村吉次先生と來田享子先生。先生方には体育史を中心に、体育の歴史的背景に存在する人の思いや、心が感じられる歴史を説いて頂いた。そして、「剣道の価値に関する調査」でもご指導いただいた菊池秀夫先生。私の力不足で、今回の論文にはその調査結果を反映できなかったが、必ず論文文化して剣道の普遍性を裏付ける資料としたい。

東海学園大学に勤務しながら、私に研究する時間を保障して下さった教職員の皆様。着任以来、当時の人間健康学部学部長であり、中京大大学院への入学許可を下さった豊島進太郎先生。先生は常に「論文は書けたか?」「剣道は日本武道としての地位を残すべきだ」とのご教授を下さった。さらに、現スポーツ健康科学部学部長の村松常司先生は、「大学人は研究をすべき、若いうちに一生懸命頑張

ろう！」と若くもなく現場人間の私を常に励まして下さった。また、たまたま研究室がお隣になったが為に、経営史の第一人者であり『ものづくりの寓話』『ものづくりを超えて』の著者である和田一夫先生は、センター試験の最中に、修正個所だらけの乱文初稿に目を通して下さった。

その他、職場では、魚住哲彦事務局長をはじめとする谷洋幸事務局次長、教職員の皆様方に、様々な面でご迷惑をおかけした。

また、本研究の主体である日韓剣道比較において、韓国剣道関係で常に共同研究でお世話になった木浦大 schools 教授の朴東哲先生、韓国学生剣道連盟および大韓剣道会の中核に存在し、剣道実践者であり、教育者であり、研究者である姿勢を示していただいた。さらに、IAPS 国際学会発表で、常に研究に前向きな示唆を与えて下さり、英文校正までして下さる IAPS 国際スポーツ哲学会の現会長 Jesus Ilundain 氏に、心から感謝したい。彼の支援なくしては国際誌への投稿もままならなかったであろう。韓国語翻訳で、いつも献身的にお手伝い下さった石川の元同僚・安土ふみ子先生にも公私にわたり感謝したい。

そして最後に、結婚以来 7 年の別居生活でありながら、異国の地でそれぞれの仕事と生活を尊重し、いつも精神的な支

えとなって私自身を理解してくれる韓国人の夫・金明洙に感謝したい。もちろん、石川の田舎で学問のことも大学のことも知ることなく働き続け、今もなお健在でいてくれる両親にも感謝したい。じゃじゃ馬のような娘をいつも陰で応援し、ただひたすら愛情と勉強の機会、そして剣道をする環境を与えてくれた。

私がこれまで剣道を通して学び、考え、教えられた事象を少しでも継承し、後世に還元する努力をしていきたい。本論文は極めて未熟なものではあるが、これからも学び続けることでお世話になった方々やこれから出会う方々に恩返しができればと願う。現在のグローバル社会の中で起こっている文明や文化、思想、宗教の衝突によって相互の文化を破壊することのないように、時空間を超えて存在してきた剣道という文化を通して人の叡智と努力で、平和で豊かな世界が広がることを願う。

最後にもう一度、本論文の終了にあたり、最初から最後まで丁寧にご指導いただき、学問と研究の楽しさを教えていただいた近藤良享先生と、心と体の栄養補給をして下さった奥様の小織様に感謝申し上げます。

満開の桜に降る春雨の日に  
小田 佳子

## **付録（日韓剣道年表）**

**日本剣道 KENDO 年表 pp.1-43.**

**韓国剣道 KUMDO 年表 pp.44-54**

## 1) 日本剣道 KENDO 年表

日本剣道 KENDO の年表作成に当たっては、2003 年に全剣連が五十周年記念事業として編纂した『剣道の歴史<sup>1)</sup>』を戦前史の基本資料とする。これは、全日本剣道連盟創立以来の初めての剣道史であり、日本武道学会の人文歴史を代表する杉江正敏氏(大阪大学)、大保木輝夫氏(埼玉大学)、中村民雄氏(福島大学)が中心となり、その編集と企画に携わったものである。

剣道史年表は、日本刀の出現から戦後まで(689年～1957年)を対象として、岸本雄三(1973)『近代体育スポーツ年表』、全剣連三十年記念誌編集委員会(1982)『三十年史』、中林信二(1971)『現代剣道講座・剣道の歴史』が主な参考文献となっている。さらに、前述された全剣連『三十年史』編成の規準となった庄子宗光『剣道百年<sup>2)</sup>』、および、この『三十年史<sup>3)</sup>』以降に続く全剣連『四十周年<sup>4)</sup>』、『五十年史<sup>5)</sup>』、『六十周年<sup>6)</sup>』にそれぞれ添付されている剣道年表に基づいて、戦後史年表を作成した。さらに、東大剣道部 OB 会である赤門剣友会が編纂する『東大剣道部百十年の歩み<sup>7)</sup>』の巻末に記載されている「東大剣道部年表」から、必要事項を抜粋した。

なお、上記文献の年表に記載されていた事項の相違点についても、本論文末尾の付録年表とともに(備考)で記載する。表内出典の1～7)は以下の通りである。

- 1) 財団法人全日本剣道連盟(2003)『剣道の歴史』図書印刷, 東京, pp.601-614. 「剣道史年表」
- 2) 庄子宗光(1966)『剣道百年』時事通信社, 東京 pp.507-518 「剣道年表」
- 3) 財団法人全日本剣道連盟(1982)『三十年史』サトウ印書館, 東京, pp.530-543. 「年表 1945-1981」
- 4) 財団法人全日本剣道連盟(1992)設立四十周年記念出版『剣道界と全剣連のあゆみ』サトウ印書館, 東京, pp.315-322. 「年表 1945-1992」
- 5) 財団法人全日本剣道連盟(2003)『五十年史』サトウ印書館, 東京, pp.396-408. 「年表 1945-2003」
- 6) 財団法人全日本剣道連盟(2013)設立六十周年記念出版『全剣連と剣道界 この10年の歩み』(株)プリ・テック, 東京, pp.299-320. 「年表 1945-2012」
- 7) 赤門剣友会編(1997)『東大剣道部百十年の歩み』講談社出版サービスセンター, 東京, pp.210-218. 「東大剣道部年表」(抜粋)

## 2) 韓国剣道 KUMDO 年表

韓国剣道 KUMDO の年表作成に当たっては、全剣連との純粋な対比を考慮し、韓国での剣道団体を FIK 公認の大韓剣道会に限定し、大韓剣道会が 2003 年に編集した『大韓剣道会 50 年史<sup>8)</sup>』の年表を基準とした。さらに、現在、大韓剣道会会長であり、発足当初から大韓剣道会の運営に携わり、大韓剣道会主催大会での「剣道の歴史」で引用文献として用いられる李ジョンリム『正統剣道教本<sup>9)</sup>』に添付されている剣道年表に基づいて作成した。なお、記載事項の日本語訳は筆者によるものである。

韓国剣道 KUMDO 年表は、上記文献の年表に記載されていた事項をまとめ、本論文末尾の付録年表に掲載する。

なお、上記文献の年表に記載されていた事項の相違点および翻訳での不明点については、本論文末尾の付録年表とともに（備考）で記載する。表内出典の 8～9）は以下の通りである。

8) 李ジョンリム (2010) 『正統 剣道教本』 samhomedia.ソウル, 年表, pp.44-51.

9) 社団法人大韓剣道会発刊委員 (2003) 『大韓剣道会 50 年史』大韓剣道会 50 年沿革, pp.533-538.

# 日本剣道 KENDO 年表

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
689	持統 3			剣・鏡が天皇即位の神器となる。	1)	
704	慶雲 1			諸国兵士の団別に武芸教習を令する。(類聚国史)	1)	
796	延暦 15			諸国に令して、武芸衆に秀でた者を挙げる。(日本紀略)	1)	
10C 後半				彎刀で錦造りの日本刀が出現する。	1)	
1180	治承	頃		浄妙房、宇治橋の戦いで、蜘蛛手、角繩、十文字、蜻蛉返り、水車などの技法で活躍する。(平家物語)	1)	
1192	建久 3			源頼朝が征夷大將軍に任ぜられる。	1)	
1384	至徳 1			中条長秀、將軍足利義満に召されて劍術の師範となる。	1)	
1408	応永 15			僧慈音、信州波合に長福寺を建立し、念大和尚と称す。	1)	
1487	長享 1			愛洲移香、日向国鶴戸権現に祈願し陰流を開く。(武芸流祖録)	1)	
1488	長享 2			神道流流祖、飯篠長威斎没(102歳といわれる)。	1)	
1522	大永 2			塚原卜伝、新当流を開く。	1)	
1524	大永 4			鹿島流中興の祖、松本尚勝没<57>。(常陸国誌)	1)	
1529	享祿 2			柳生石舟斎宗厳生まれる。	1)	
1529	享祿 2			上泉伊勢守秀綱、愛洲移香より陰流を受ける。	1)	
1543	天文 12			種子島に鉄砲が伝来する。	1)	
1549	天文 18			塚原卜伝、將軍足利義輝に劍術を指南する。	1)	
1561	永祿 4			示現流流祖、東郷重位生まれる。(武芸小伝)	1)	
1563	永祿 6			上泉伊勢守秀綱、廻国修行に出る。	1)	
1564	永祿 7			將軍足利義輝、上泉秀綱の兵法を見、天下一の感状を贈る。	1)	
1565	永祿 8			柳生宗厳、上泉秀綱より一国一人の印可状を受けられ柳生流兵法を創始する。	1)	
1569	永祿 12			上泉伊勢守秀綱、京都の山科言継を初めて訪ね、將軍、公卿、武家に武芸を教える。(言継卿記)	1)	
1570	元龜 1			上泉伊勢守秀綱、從四位下に叙せられ、伊勢守を武蔵守と改める。(言継卿記)	1)	
1571	元龜 2			塚原卜伝没。	1)	
1576	天正 4			伊藤一刀斎、一刀流を創始する。	1)	
1588	天正 16			豊臣秀吉、刀狩り令を発し兵農分離を行う。	1)	
1591	天正 19			小野忠明(神子上典膳)、伊藤一刀斎より一刀流の相伝を受ける。	1)	
1594	文祿 3			柳生石舟斎宗厳、宗矩父子、徳川家康に謁し、家康、石舟斎に誓紙を受ける。	1)	
1600	慶長 5			関ヶ原の戦い。	1)	
1603	慶長 8			徳川家康、江戸幕府を開く。	1)	
1606	慶長 11			柳生石舟斎宗厳没<78>。(藩翰譜)	1)	
1612	慶長 17			宮本武蔵、小倉の舟島(巖流島)において佐々木小次郎と試合し勝つ。	1)	
1615	元和 1			大坂夏の陣。武家諸法度を制定。	1)	
1621	元和 7			柳生宗矩、徳川家光に劍法奥義を伝え、誓書を下賜される。(台徳院実紀)	1)	
1625	寛永 2			薩摩藩、示現流の道場を建てる。	1)	
1628	寛永 5			小野派一刀流初祖、小野忠明没<60>。	1)	
1632	寛永 9			柳生宗矩、『兵法家伝書』を集大成。	1)	
1635	寛永 12			伊達斎宗、仙台に養賢堂を建て、内に劍道場を設けて武術を奨励する。	1)	
1635	寛永 12			盛岡藩、御稽古所を開設する。	1)	
1637	寛永 14			島原の乱。	1)	
1639	寛永 16			鎖国の完成。	1)	
1640	寛永 17			宮本武蔵、細川家に招かれ肥後熊本に行く。	1)	
1641	寛永 18			宮本武蔵、『兵法三十五箇条』を著して細川忠利に呈す。(武芸小伝)	1)	
1641	寛永 18			岡山藩、文武奨励のため藩立学校花鳥教場を創設。藩校の先駆。	1)	
1643	寛永 20			仙台藩、願立(流)松林左馬助を召し抱える。	1)	
1645	正保 2			宮本武蔵、『五輪書』を集大成。肥後熊本で没<62>。(武芸小伝)	1)	
1645	正保 2			僧沢庵宗彰没<73>。(大猷院実紀)	1)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1646	正保 3			柳生宗矩没<76>。(改選諸家系譜)	1)	
1648	慶安 1			町人が長刀、大脇差を帯びないようにとの町触れあり。 (徳川禁令考)	1)	
1650	慶安 3			柳生十兵衛三厳没<44>。	1)	
1655	明暦 1			念流、樋口十郎兵衛定勝没<79>。	1)	
1662	寛文 2			無住心剣流流祖、針谷夕雲没<70>。	1)	
1668	寛文 8			町人の帯刀を禁ずるの令出る。ただし、旅行、儀式の際は一刀を許可する。	1)	
1685	天和 5			伊庭是水軒、心形刀流を興す。(序弁解)	1)	
1694	元禄 7			尾張柳生、柳生連也斎嚴包没<70>。	1)	
1706	宝永 3			小出切一雲没<70 余>。	1)	
1712	正徳 2			小野派一刀流、小野忠於没<73>。(武芸小伝)	1)	
1712	正徳 2			この頃、直心影流、山田平左衛門、長沼国郷父子が剣道具を改良して、しない打ち剣術をはじめ。	1)	
1716	享保 1			日夏繁高、『本朝武芸小伝』を著す。	1)	
1716	享保 1			直心影流初代山田平左衛門没<78>。	1)	
1719	享保 4			毛利吉元、長州萩に明倫館を建て文武を講習させる。	1)	
1727	享保 12			佚斎樗山『猫の妙術』を出版する。	1)	
1729	享保 14			佚斎樗山『天狗芸術論』を出版する。	1)	
1754	宝暦 4			細川重賢、熊本に時習館を設立し、内に武芸演習所を建てる。	1)	
1755	宝暦 5	頃		この頃、一刀流の中西忠蔵子武が面・小手・胴を改良し、竹刀による試合稽古方式を採用。以後、しない打ち込み試合稽古方式を採用する流派が続出する。	1)	
1767	明和 4			直心影流、長沼国郷没<84>。	1)	
1767	明和 4			肥後藩、雲弘流建部貞右衛門流雲を召し抱える。	1)	
1773	安永 2			鏡新明智流、桃井直由、日本橋南八丁堀大富に士学館道場を開設する。	1)	
1776	安永 5			米沢藩、実学理念を実践する場として興譲館を再興する。	1)	
1782	天明 2			神道無念流流祖、福井平右衛門嘉平没<82>。	1)	
1783	天明 3			三上元龍『撃剣叢誌』を著す。	1)	
1787	天明 7			津山藩において剣・槍術師範役は試合成績によって選ぶとの「御定目」が出される。(剣槍一流師範役吟味)	1)	
1787	天明 7			老中松平定信、武芸奨励の令を下す。	1)	
1787	天明 7			この頃から各藩において、藩校の設立とともに武芸稽古所の設立盛んとなる。	1)	
1792	寛政 4			幕府、武芸奨励の令を下す(これにならって諸藩においても文武教育を奨励する)。	1)	
1795	寛政 7			戸賀崎熊太郎暉芳、麴町の神道無念流道場を高弟岡田十松に譲り郷里埼玉に帰る。	1)	
1795	寛政 7			直心影流の団野源之進、本所亀沢町に道場を開く。	1)	
1799	寛政 11			会津藩、寛文 4 年倉 1 建の稽古堂を大規模な学校にする。	1)	
1800	寛政 12			幕府、文武奨励の令を出す。	1)	
1800	寛政 12			寺田五郎右衛門(52 歳)、中西忠太より一刀流の印可を受ける。	1)	
1801	享和 1			一刀流剣術家、中西忠大没。	1)	
1802	享和 2			幕府、武術免許は慎重にすべき旨を達示する。	1)	
1805	文化 2			幕府、百姓の武芸稽古を禁止する。	1)	
1809	文化 6			神道無念流、戸賀崎熊太郎暉芳没<66>。	1)	
1815	文化 12			自井亨(33 歳)、寺田五 15 右衛門より天真伝の印可を受く。	1)	
1817	文化 14			千葉周作(25 歳)、浅利又七郎より皆伝を受ける。	1)	
1819	文政 2			鏡新明智流、桃井春蔵直一没<73>。	1)	
1820	文政 3			神道無念流、岡田十松吉利没<56>。	1)	
1820	文政 3			千葉周作(27 歳)武者修行のため関東、東海、甲信地方を廻る。	1)	
1822	文政 5			千葉周作、北辰一刀流を起こし、日本橋に玄武館道場を開設(のち神田お玉ヶ池に移転)。用具の販売、出張教授もされるようになる。	1)	
1823	文政 6			千葉周作、上州伊香保神社に奉額しようとしたことが発端となって、地元の馬庭念流と一触即発の事態を招く。	1)	
1825	文政 8			天真一刀流初祖、寺田五 15 右衛門宗有没<81>。	1)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1826	文政9			柳剛流流祖、岡田総右衛門奇良没<77>。	1)	
1826	文政9			幕府、町人の長脇差を禁止する。	1)	
1826	文政9			斎藤弥九郎、江戸九段坂下に道場練兵館を開設する。	1)	
1828	文政11			甲源一刀流初祖、逸見多四郎義年没<82>。	1)	
1828	文政11			武芸者、平山子龍没<70>。	1)	
1833	天保4			大石進、5尺余の長竹刀で胴切りや片手突きを得意とし、江戸の剣術流派に衝撃を与える。	1)	
1833	天保4			自井亨『兵法未知志留辺』を著し、練丹の剣道を説く。	1)	
1837	天保8			大塩平八郎の乱。	1)	
1839	天保10			幕府、百姓らが武芸を学ぶことを禁止する。	1)	
1839	天保10			天然理心流の近藤周助、江戸市ヶ谷柳町に試衛館を開く。のち近藤勇がこれを継ぐ。	1)	
1841	天保12			前平戸藩主、心形刀流の名手で『甲子夜話』の著者、松浦静山没<82>。	1)	
1841	天保13			幕府より武術修行場の風儀矯正の命あり。	1)	
1841	天保12			高島秋帆、武州徳丸ヶ原で我国初の洋式砲術演習を行う。	1)	
1841	天保12			水戸の弘道館、仮開館。	1)	
1842	天保14			幕府、町人に武技を教えないよう師範らに達示する。	1)	
1844	弘化1			延岡藩、演武場を設立。外来者を交えての武芸講習所にあてる。	1)	
1844	弘化1			藤田東湖『常陸帯』を著す。	1)	
1845	弘化2			幕府、文武教育奨励を達示する。	1)	
1845	弘化2			幕府、稽古場風儀の不良について戒告する。	1)	
1852	嘉永5			直心影流、島田虎之助没<39>。	1)	
1852	嘉永5			鏡新明智流、桃井春蔵直雄没。	1)	
1853	嘉永6			鳥取藩、武芸場御条目を定め、稽古中は弓術を除き、一統袴着用する必要のないことなど達示する。	1)	
1853	嘉永6			ペリー、浦賀に来航。	1)	
1853	嘉永6			徳川斉昭「海防愚存」を建議する。	1)	
1853	嘉永6			幕府、武芸稽古ならびに免許認可を厳密に行うよう達示する。	1)	
1853	嘉永6			老中阿部正弘、講武場建設に関し布達する。	1)	
1854	安政1			鳥取藩、学館に徒士以下の剣術稽古場設置する。	1)	
1854	安政1			幕府、武術を奨励するよう達示する。	1)	
1854	安政1			福井藩、刀・槍・柔術師範らへ、軍制改革にかかわらず、従来の武術稽古に精励するよう通達する。	1)	
1855	安政2			講武場(のち講武所と改称)役員(総裁10人、頭取6人、出役4人)発令。開設準備のため男谷精一郎、窪田清音が頭取に任命される。	1)	
1855	安政2			松代藩、文武学校を仮開業、弓・剣・槍・柔術所を設置する。	1)	
1855	安政2			北辰一刀流、千葉周作没<62>。	1)	
1856	安政3			幕府、築地に講武所を開設する。同所規則で剣術、槍術は仕合、砲術は西洋調練とすることが明記される。	1)	
1856	安政3			男谷精一郎、講武所剣術師範役に就任する。	1)	
1858	安政5			日米修好通商条約・貿易章程に調印。	1)	
1858	安政5			安政の大獄(~59)。	1)	
1858	安政5			心形刀流、講武所剣術教授方、伊庭軍兵衛秀業没。	1)	
1858	安政5			男谷精一郎、道場を本所亀沢町に移す。	1)	
1859	安政6			講武所の柔術・体術の師範家、門人の出席日を定める。	1)	
1860	万延1			将軍、剣術稽古を開始する。	1)	
1860	万延1			講武所、築地から小川町へ移転する。新たに従来の剣・槍・砲術のほかに弓術・柔術も加えられる。	1)	
1860	万延1			桜田門外で大老井伊直弼(46歳)、襲撃・殺害される(桜田門外の変)。	1)	
1861	文久1			幕府、文武教育奨励を達示する。	1)	
1861	文久1			講武所の武芸者60名、将軍護衛を役目とする「奥詰」を命ぜられる。	1)	
1861	文久1			鹿児島藩、太平の世をいましめ、武道の錬磨を強調する御達し覚えを出す。	1)	
1862	文久2			異風の筒袖、異様の冠物や履物の着用を禁止する触書あり、ただし御軍艦方や武芸修行の者は、船中または稽古場に限り筒袖を許す。	1)	



西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1862	文久2			幕府、講武所の弓術・犬追物・柔術の稽古を廃止する。	1)	
1863	文久3			幕府、諸家家来、浪人者でも、槍術・剣術熟達の者は、その技倆を講武所で試験するので希望者は届け出るよう達示する。	1)	
1863	文久3			幕府、弓術の随意稽古を許可(ただし芝射・堅物など実用専一に修行するよう達示)。	1)	
1863	文久3			松代藩、学校掛執政より同掛監察へ槍・剣・砲術の修行を強化する旨を達示(槍・剣術は兼修または専修、砲術は必修となり、稽古道具は流儀の古習にこだわらず、障害予防のため新式に改める)。	1)	
1863	文久3			薩英戦争。	1)	
1863	文久3			幕府、大坂出陣中の諸士に、文武修行に励むべき旨を達示する。	1)	
1863	文久3			幕府、武術家の採用を講武所に委任する旨を達示する。	1)	
1864	元治1			新撰組、京都三条の旅館池田屋を襲う(池田屋の変)。	1)	
1864	元治1			直心影流、男谷精一郎没(67)。	1)	
1865	慶応1			将軍家茂、大坂滞陣中、供の諸士は22日より玉造講武所において槍・剣・砲術を稽古するよう達示する。	1)	
1865	慶応1			士分・足軽以上、玉造講武所において槍・剣・砲術の毎日の稽古を奨励する。	1)	
1865	慶応1			将軍、玉造講武所に赴き、諸士の槍・剣・砲術稽古を見、ついで剣術の野試合、三兵調練を観覧する。	1)	
1865	慶応1			将軍、馬場で近習の打割剣術を観覧する。	1)	
1865	慶応1			将軍、馬場で玉造講武所方諸士100人の打割剣術を観覧する。	1)	
1865	慶応1			将軍、馬場で源平打割剣術を観覧する。	1)	
1865	慶応1			将軍、馬場で野試合を観覧する。	1)	
1865	慶応1			将軍、玉造講武所で講武所方の打割剣術を観覧する。	1)	
1865	慶応1			将軍、馬場で別手組と講武所方諸士の打割試合を観覧する。	1)	
1865	慶応1			高鍋藩、剣術流派が多すぎるため、津田一伝流と大石神影流を藩流とする。	1)	
1866	慶応2			この頃から1871年の廃藩置県まで、各藩の藩校内に演武場、武学校、武芸稽古所などの設立盛んとなる。	1)	
1866	慶応2			将軍家茂、玉造講武所で槍・剣術試合を観覧し、終わって徒士2組に競走を命ずる。	1)	
1866	慶応2			将軍、玉造講武所で三兵調練及び野試合を観覧する。	1)	
1866	慶応2			将軍、玉造講武所で槍・剣術試合を観覧(将軍観覧の最後)する。	1)	
1866	慶応2			幕府、講武所を「陸軍所」と改称する。	1)	
1866	慶応2			幕府、<筒袖、羽織、陣股引、改称の達し>を発し、洋服を陸・海軍の平服とし、その他の者にも火災や非常の場合には着用を許可する。	1)	
1867	慶応3			講武所槍術師範、窪田助太郎清音没(78)。	1)	
1867	慶応3			幕府、百姓の武芸学習を堅く許さず、江戸で武芸弟子入りすることを禁止する。	1)	
1867	慶応3			小田原藩、兵法を洋式に改め文武両道の拡張をはかる。	1)	
1867	慶応3			幕府、旗本の子弟(15～35歳)を調査し、志願の有無にかかわらず、フランス人教師による三兵士官の学科を伝習させる。	1)	
1867	慶応3			明治天皇即位、大政奉還。	1)	
1868	明治元			戊辰戦争(~69)。	1)	
1868	明治元			明治と改元。五箇条の御誓文。江戸城開城。	1)	
1868	明治元			天然理新流、近藤勇(新撰組局長)刑死(35)。	1)	
1868	明治元			講武所で活躍した武術家の多くは徳川家達に従って駿府に移住する。	1)	
1868	明治元	11		明治新政府は東京北町奉行所を廃し刑法官を置き、市中取締りのための邏卒(後の巡査)を置く。	2)	
1869	明治2			版籍奉還。	1)	
1869	明治2			弘道館(彦根藩)、剣・砲術以外の武芸は随意修行に決定する。	1)	
1869	明治2			「海軍操練所」を築地に設立する(海軍兵学校の起源)。	1)	
1869	明治2			岡崎藩、允文館・允武館を設置し、武術は練兵・槍・弓・馬・長刀・砲術・柔術・遊泳・居合術を教授する。	1)	
1869	明治2			新政府、無刀の者の乗馬を禁止する。	1)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1869	明治2			沼津兵学校及び同付属小学校で体操実施、体操器械も設置される。	1)	
1869	明治2			名古屋藩、藩校に武学館・兵学校を設置する。	1)	
1869	明治2			新発田藩校道学堂に講武館を設置し、イギリス式調練を開始する。	1)	
1869	明治2			松本藩、西洋練兵場を設立する。また崇敬館に演武場を設置する。	1)	
1869	明治2			杵築藩校学習館に、従来の武術稽古所を併合する。	1)	
1869	明治2			松江藩、修道館に武術稽古所。兵学校を設置する。	1)	
1869	明治2			柳川藩、伝習館に従来の武術稽古所を併合し練兵を開始する。	1)	
1869	明治2			福山藩、誠之館に従来の武術稽古所兵学校を併合する。	1)	
1869	明治2			郡上藩、文武館を集成館と改称、武芸は撃剣のみとし、文武両道必修の制度を廃止する。	1)	
1870	明治3	2		刑法官は邏卒に剣術・柔術を課し、下江秀太郎(北辰一刀流)、桃井直行(鏡新明智流)ほか3名を招き世話掛とする。	1) 2)	
1870	明治3			榊原健吉、静岡より東京に帰り、下谷車坂に道場を開く。	1)	
1870	明治3			彦根藩、学館改革に際し規則書を作成し、武芸は軍務に属するものとして排し、文事のみとする。	1)	
1870	明治3			松代藩、学校開業する。学政局、武芸の場合8歳から入館を許可する。	1)	
1870	明治3			宮津藩、礼讓館に卒の入学を許可(福知山・宮津・舞鶴各藩の撃剣大試合のため)する。	1)	
1870	明治3			アメリカ人グリフィスが来日する。福井藩主松平春嶽に招かれ、藩校生の柔術・武術を見学する。	1)	
1870	明治3			またこの年、藩校で体操実施する。	1)	
1871	明治4			東京府中取り締まりのため邏卒3000人を置く。	1)	
1871	明治4	5		刑法官を廃して司法省とし、剣術世話係は解職される。	2)	
1871	明治4	8	9	脱刀令が公布される。	2)	
1871	明治4			天皇、在京56藩知事を集め、 <b>廃藩置県の詔書</b> を出す。	1)	
1871	明治4			神道無念流、斎藤弥九郎没<74>。	1)	
1871	明治4			「脱刀令」公布される。	1)	
1872	明治5			府県の学校すべてを文部省の管轄とする。	1)	
1872	明治5			兵部省を廃し、陸軍省、海軍省を置く。	1)	
1872	明治5			文部省、東京に師範学校を設立開校する。	1)	
1873	明治6			<b>徴兵令の布告。</b>	1)	
1873	明治6	4		もと講武所剣術教授方榊原健吉が撃剣会を興し、東京浅草左衛門河岸で撃剣興行をはじめる(晴天10日間、2日日延べし12日間)。撃剣興行のはしりである。	1) 2)	
1873	明治6			<b>榊原健吉、横浜で撃剣会興行する。</b>	1)	
1873	明治6			千葉東一郎、同之胤ら深川御舟蔵跡で撃剣興行する(15日間)。この頃撃剣興行相次ぎ、30カ所以上で行われる。	1)	
1873	明治6			兵学寮戸山出張所開設する(のち陸軍戸山学校)。	1)	
1873	明治6			名古屋でも撃剣会が流行する。	1)	
1873	明治6			大蔵省、撃剣会興行を禁止する。「実業の妨碍」が理由だが、武術家が一堂に会し反政府運動をすることへの予防措置でもある。	1)	
1874	明治7	1		東京鍛冶橋に警視局(後の警視庁)が設置され、巡査に帯剣せしめる。	1) 2)	
1874	明治7			小沢寅吉、水戸に東武館を開く。門弟から内藤高治、門奈正、高野茂義、檜山義賢ら逸材出る。	1)	
1874	明治7			樋口十郎左衛門定広、東京に念流道場を開く。	1)	
1874	明治7			フランス陸軍歩兵軍曹デュクロ、体操・剣術(フェンシング)の指導を開始する。	1)	
1875	明治8			陸軍、軍刀の範式をフランス「サーブル」式に規定する。	1)	
1876	明治9	3	28	「脱刀令」公布される。	1) 2)	
1877	明治10			<b>西南の役。</b>	1)	
1877	明治10			東京警視庁は内務省警視局に移管され東京警視本署となる。	1)	
1877	明治10			西南の役で警視庁抜刀隊が活躍し、剣術が再認識される。	1)	
1877	明治10			榊原健吉、新たに「倭杖」の名で撃剣会を再開する。	1)	
1877	明治10			東京大学が神田一ツ橋に創設(法、理、文、医、予備門)される。	7)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1878	明治 11			海軍兵学校で洋風剣術の練習が開始される。	1)	
1878	明治 11	8		上野公園で警視庁主催の撃剣会が催され、明治天皇が御臨幸遊ばされる。	2)	
1878	明治 11			東京府下に体操伝習所を開設する旨、文部省布達する。	1)	
1879	明治 12			大警視・川路利良、『剣術再興論』を著す。	1)	
1879	明治 12			警視庁では巡査に剣術を教えることとなり、斯道の大家多数を剣術世話係として採用する。	2)	
1879	明治 12	11		学習院で剣道道場を建て、榊原健吉を教師として剣道を教える。また福山誠之館中学が剣道を採用する。	2)	
1879	明治 12			東京警視本署、神田橋外の巡査教習所に剣術稽古所を設置する。	1)	
1879	明治 12			学習院、実学科・文学科・男子部(12-18歳)に剣・槍術加設する。	1)	
1879	明治 12			体操伝習所、伝習生の入学試験を実施し25人を入学させ即日授業開始する。	1)	
1879	明治 12			イギリス公使館で、榊原健吉の撃剣会を開催する。	1)	
1879	明治 12			内務省警視局、馬場先門宝田町に巡査教習所を設置、構内に道場を設ける。またこの頃、梶川義正、上田馬之助、逸見宗助、下江秀太郎ら高名の剣士を指導者として集める。	1)	
1879	明治 12			撃剣が流行し、剣術の道場を開く者が現れる。	1)	
1879	明治 12			嘉納治五郎、渋沢栄一に招かれ、飛鳥山の渋沢別邸において前アメリカ大統領グラント将軍(7.3来日)の前で柔術を演ずる。	1)	
1879	明治 12			天皇、上野公園竹の台で武術をご観覧され、グラント将軍(米国前大統領)も陪覧される。総指図役は榊原健吉。	1)	
1879	明治 12			東京警視本署構内の撃剣稽古場が完成する。	1)	
1879	明治 12			学習院、陸軍体操法を実施、また剣道場を建て榊原健吉を招聘する。	1)	
1880	明治 13	3	30	山岡鉄舟大悟し、浅利義明から夢想剣の極意を授けられる。	1) 2)	
1880	明治 13			天皇、吹上御所で警視局員の競馬・野試合をご観覧される。	1)	
1880	明治 13			京都府棋原知事、「撃剣技術ハ無用ニ付論達ノ件」を府民に達す。	1)	
1881	明治 14			警視庁が再設置され、本格的に武術世話係を採用し始める。	1)	
1881	明治 14			皇宮警察創設、撃剣を重視する。	1)	
1881	明治 14			学習院第3次学則で、実学科には器械体操・生兵練法を、高等科には器械体操・馬術・撃剣を課す。	1)	
1881	明治 14			天皇、秋田県寺内村招魂社境内で、旧秋田藩主の剣・槍・柔術をご観覧される。	1)	
1881	明治 14			体操伝習所、学科目中、和漢学・数学の2科を廃し、体育論の1科を設置する。	1)	
1882	明治 15			嘉納治五郎、下谷北稻荷町永昌寺書院に柔道場を開設する。講道館の始まりである。	1)	
1882	明治 15			樺山大警視、巡査に撃剣を奨励する。	1)	
1882	明治 15			向ヶ岡弥生社において警視庁撃剣大会を開く。	1)	
1882	明治 15			山岡鉄舟、春風館を開く。	1)	
1882	明治 15			すべての巡査に帯剣(サーベル)が許可される。	1)	
1882	明治 15	5		東京大学に撃剣会、稽古始まる(師範・榊原健吉)。嘉納治五郎講道館を始める。	7)	
1883	明治 16			警視庁管内各屯所詰の巡査一同へ、撃剣同様、柔術も修業するよう内達する。柔術世話係を採用する。	1)	
1883	明治 16	5		文部省は体操伝習所に、剣術(撃剣)、柔術の教育上の利害適否の調査を命ずる。	1) 2)	
1883	明治 16	9		明治天皇は宮内卿徳大寺実則に命じて、皇居内(赤坂喰違)に濟寧館を建設する。御用掛に山岡鉄舟と渡辺昇が任命される。	1) 2)	
1883	明治 16			華族付属義勇館(華族撃剣館)が落成する。	1)	
1883	明治 16			体操伝習所、渋川伴五郎を吏員に雇い柔術調査掛とする。11月剣術の調査開始。	1)	
1883	明治 16			民権結社による野試合大撃剣会の記事が報道される。	1)	
1884	明治 17			自由党、壮士養成所として有一館を開館する(館長・内藤魯一)。	1)	
1884	明治 17	11		向ヶ岡彌生社で警視庁主催の全国撃剣大会が開催される。	2)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1884	明治 17			山岡鉄舟、鷲尾隆衆、中山信安らによって剣槍柔術永続社が結成される。	1)	
1884	明治 17			講道館、誓文帳を初めて作成する。元旦式・鏡開き式・寒稽古・月次勝負・紅白勝負などを行う。	1)	
1884	明治 17			体操伝習所は撃剣・柔術を学校体育に採用することの時期尚早なることを文部省に答申する。	1)	
1884	明治 17			第 2 次フランス軍事顧問団が来日する。陸軍歩兵中尉ド・ウィラレーと歩兵軍曹 J.キエルを剣術教官として雇う。	1)	
1885	明治 18			警視庁武術大会で、講道館系柔道、実力を示す。	1)	
1885	明治 18			湊川神社で楠公 550 年祭撃剣奉納試合が行われ、岡山県の奥村左近大、一等賞を受ける。	1)	
1885	明治 18	10	7	警視庁、殉職者慰霊のために本郷向ヶ岡に弥生神社を造営する。その鎮座祭奉納武術大会が行われる。なお、弥生神社は明治 20 年 5 月芝公園内に遷座される。その後何度か遷座ののち、戦後は田安門内に弥生廟として祀られている。	1)	
1885	明治 18			済寧館で天覧試合が催される。	1)	
1886	明治 19			高等師範学校付属体操伝習所を廃し、高等師範学校に体操専修科を設置する。	1)	
1886	明治 19			警視庁は、洋装帯剣の巡査に適するよう警視庁流撃剣形を制定する。	2)	
1886	明治 19			向ヶ岡に警視庁のみの武術大会を開く。このとき撃剣・柔術の流儀を総合し警視流を編成、これが「警視流木太刀形」である。	1)	
1886	明治 19			巡査教習規則が定められ、順査に剣術を課すことが義務づけられる。	1)	
1886	明治 19	7		帝国大学運動会が設立する。同運動会に撃剣部が発足する。	1) 7)	
1886	明治 19			陸軍戸山学校に剣術科を設置する。	1)	
1886	明治 19			講道館柔道、有段者は黒帯を用いることを定める。	1)	
1887	明治 20	6		芝彌生神社において天覧撃剣試合が催される。高野佐三郎ら 24 名演武、酒肴料を賜る。	1) 2)	
1887	明治 20	11		明治天皇、伏見宮邸にて、榊原健吉の兜割りをご観覧される。	1) 2)	
1887	明治 20			講道館、柔の形(10 本、のちに 15 本)、固めの形、及び五教の技を制定する。	1)	
1888	明治 21	5		帝国大学、柔剣道場を開く。	7)	
1888	明治 21	7	19	無刀流々祖、山岡鉄舟没<53>。	1) 2)	
1888	明治 21			高野佐三郎、浦和に明信館道場を開く。	1)	
1888	明治 21			皇居内済寧館において天覧試合が催される。	1) 2)	
1889	明治 22			嘉納治五郎、大日本教育会常集会で<柔道一斑並に其教育上の価値>を講演し、実演を榎本文相、イタリア公使など内外諸名土の前で行う。	1)	
1889	明治 22	3		第一高等中学校に撃剣会(同校、向ヶ丘に移転)ができる。	2) 7)	
1889	明治 22			陸軍省、わが国初の『剣術教範』を制定する。	1)	
1889	明治 22			大日本帝国憲法発布。皇室典範の制定。	1)	
1890	明治 23	8		同校に、新道場が完成する。	7)	
1890	明治 23	10		第一高等学校に校友会が組織され、撃剣部がその一部となり、結成される。(部長、塩谷時敏)	1) 2) 7)	
1891	明治 24	10		第一高等中学校、第一回撃剣部大会を(昭和 18 年の第 53 回大会まで続く)開催する。	7)	
1892	明治 25			慶応義塾体育会が結成する。78 年の剣道部、84 年の野球部、89 年の端艇クラブなどを総合する。	1)	
1893	明治 26			一高撃剣部、30 日間の寒稽古を行う。	1)	
1893	明治 26			日本体育会『文武叢誌』を出版する。	1)	
1894	明治 27			日清戦争はじまる(～1895 年 4 月)。	1) 7)	
1894	明治 27			文部省、課外活動で柔術・剣術に限り指南を囑託し手当を給与することを許可する。	1)	
1894	明治 27			講道館大道場落成式。勝海舟、品川弥二郎、田中光頭、渡辺昇らが臨席する。	1)	
1894	明治 27	9		元講武所剣術教授方、榊原健吉没<65>。	1) 2)	
1894	明治 27	9		第一高等中学校を、第一高等学校に改称する。	7)	
1894	明治 27	11		広島市仮議事堂において日清戦争戦捷記念天覧撃剣大会が開催される。	1) 2)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1894	明治 27			学習院、撃剣会を開催する。有志学生・皇宮警察署員・警視庁員が参加する。	1)	
1895	明治 28			平安還都 1100 年を記念して平安神宮を創建する。	1)	
1895	明治 28	4	17	大日本武徳会が創立される。初代総裁に小松宮彰仁親王殿下、初代会長に京都府知事渡辺千秋が就任する。	1) 2) 7)	
1895	明治 28	10		第一回武徳祭演武大会を京都岡崎の第 4 回勸業博覧会で開催する。出演者中十五名の者に、はじめて剣術精錬証が授与された。	1) 2)	
1895	明治 28			文部省、師範学校または尋常中学における教科外の柔術撃剣等採用許可に関して各地方庁へ通牒する。	1)	
1895	明治 28			この頃、日清戦争による尚武の気風とともに、各地に武道大会が盛んに行われる。	1)	
1896	明治 29			大分県共立教育会臨時総集会で尚武の気象を旺盛ならしむる事などを決議し、兵式体操・柔術・撃剣などを奨励する。	1)	
1896	明治 29			講道館、初めて暑中稽古を行う(30 日間)。	1)	
1896	明治 29			文部省、学校衛生顧問会に対し、撃剣及び柔術の衛生上の利害について諮問する。	1)	
1896	明治 29			学校衛生顧問会、撃剣及び柔術を満 15 歳以上の生徒に課すことを認める。	1)	
1896	明治 29			第 10 回帝国議会上に柔・剣術を中学校正課に加えることを建議し、否決される。	1)	
1896	明治 29			大日本武徳会富山支部を設立する(最初の支部)。	1)	
1897	明治 30			東京専門学校に体育部を開設する(剣・柔道部のみ)。	1)	
1897	明治 30			浅草のシネマトグラフ館で「撃剣試合」を上映する。	1)	
1897	明治 30			大日本武徳会総裁小松宮彰仁親王が「令旨」を出す(各府県知事に会員募集の便宜をはかってもらいたい旨)。	1)	
1897	明治 30			小沢卯之助、東京愛日小学校高等科女子に薙刀体操を指導する。	1)	
1897	明治 30	6		帝国大学を、東京帝国大学に改称する。	7)	
1897	明治 30	12		赤坂御所で東宮殿下御前試合を開催する(東大・一高・学習院等参加)。	7)	
1898	明治 31			文部省、師範学校または尋常中学校の撃剣柔術加設禁止に関して各地方庁へ通牒する。	1)	
1898	明治 31	10		京都三十三間堂において皇太子殿下台覧の武術試合を開催する。	1) 2)	
1898	明治 31			文部省、師範学校または尋常中学校における教科外の柔術撃剣等採用許可に関して各地方庁へ通牒する。	1)	
1899	明治 32	3		大日本武徳会本部に武徳殿が完成し、毎年 5 月 4 日を武徳祭の日と定める。	1) 2)	
1899	明治 32			大日本武徳会武徳殿落成式演武大会を京都武徳殿で開催する。	1)	
1899	明治 32	5	6	皇太子、第一高等学校撃剣部第 11 回大会で撃剣をご観覧される。	1) 2)	
1899	明治 32			武徳会柔術試合審判規定を制定する。	1)	
1900	明治 33			第 14 回帝国議会上に「撃剣を各学校の正科に加うる件」の請願行われる。	1)	
1900	明治 33			嘉納治五郎、『国士』誌上に「柔道乱取勝負審判法について」を発表する。	1)	
1901	明治 34			故山岡鉄舟追悼「日本武術大会」を上野公園竹ノ台で開催する。	1)	
1902	明治 35			日英同盟協約、ロンドンで調印。	1)	
1902	明治 35	6		武術家を優遇するため、「武術家優遇例」を制定し、新範士・教士の称号授与規程が定まる。	1) 2)	
1902	明治 35	3		東京帝国大学運動会撃剣部第一回大会を開催する(会長・山川総長、昭和十六年の第 41 回大会まで続く)。	7)	
1903	明治 36	4	3	一高撃剣部、二高剣道部が有志試合を行い対校試合の先鞭をつける。	1) 2)	
1903	明治 36	5		武術家優遇例により、七名の剣道大家にはじめての剣道範士の称号が授与される。	1) 2)	
1904	明治 37	2		日露戦争始まる(～1905 年 9 月)。	1) 7)	
1905	明治 38			第 21 回帝国議会上に星野仙蔵他 8 名「体育に関する建議案」を衆議院に提出し、委員会のみ可決する。	1)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1905	明治 38	10		大日本武徳会、武術教員養成所を設立する。	1) 2)	
1905	昭和 38	12	27	剣道範士九段堀正平没。	2)	
1906	明治 39			第 22 回帝国議会議院に「体育に関する建議案」を提出し、本会議で一部修正のうえ可決する。	1)	
1906	明治 39			大日本武徳会台湾支部が設置される。	1)	
1906	明治 39			大日本武徳会『武徳誌』を創刊する。	1)	
1906	明治 39	12		大日本武徳会、大日本武徳会剣術形を制定する。	1) 2)	
1906	明治 39			この頃より各地に武徳殿、演武場の建設が盛んに行われる。	1)	
1906	明治 39	11		東京帝国大学、新柔剣道場が開場される。	7)	
1906	明治 39			東京帝大道場で、第 1 回東京学生連合剣道会の大会を開く。	1)	
1907	明治 40			全国師範学校長を講道館に招待し、柔道の理論及び教育上の見地から講演・実演をする。	1)	
1907	明治 40			柴田克己、小沢一郎「剣術ヲ全国中等教育諸学校正科二加ヘラレンコトヲ請フ建議書」を文部大臣宛に提出する。	1)	
1908	明治 41			第 24 回帝国議会議院に「体育に関する建議案」を 3 度提出し、3 月 24 日(剣道、柔道を中等学校の正科とする)の建議案が、全員一致を以て可決する。	1) 2)	
1908	明治 41			高野佐三郎、東京高等師範学校講師となる。	1)	
1909	明治 42			新築の相撲常設館(両国)を国技館と命名する。	1)	
1909	明治 42			大日本武徳会、財団法人となる。	1)	
1909	明治 42			嘉納治五郎、駐日フランス大使ゼラール及び外務省の斡旋によりオリンピック委員となる。	1)	
1909	明治 42			中山博道、本郷真砂町に有信館道場を建てる。	1)	
1909	明治 42			東京学生剣道連合会が結成され、渡辺昇が会長に就任する。	1) 2)	
1910	明治 43			地方官会議で武徳会の警察機構を使った勧誘の方法が問題化される。	1)	
1910	明治 43			文部省、全国師範学校校長会議に、撃剣・柔術を必修とするの可否について諮問する。	1)	
1911	明治 44	4		大日本武徳会、武道教員養成所にかわる武徳学校を京都本部に創設する。(後の武道専門学校)。	1) 2)	
1911	明治 44			大日本体育協会が創設される。	1)	
1911	明治 44	7	31	中学校令施行規則が一部改正され、「撃剣及び柔術ヲ加フルコトヲ得」として、「撃剣及び柔術を正科として体操科に加える」正課採用が認められる。ただし、実質は随意科のまま。	1) 2)	
1911	明治 44	7		初めて呼称「剣道」と規定される(師範学校規程と中学校令で、剣道体育正課に)。	7)	
1911	明治 44			(この頃、部の呼称撃剣部から剣道部に改称か?)	7)	
1911	明治 44			鉄舟門下生柳多元治郎『剣道教範』を著す。	1)	
1911	明治 44	12		大日本武徳会、これまでの武徳会剣術形の改正の必要を認め、形調査委員会を設置する。		
1912	大正元			右武会、発足する。剣道の親睦団体となる。	1)	
1912	大正元			嘉納治五郎、ストックホルムのオリンピック大会に出発する。	1)	
1912	大正元			警視庁発武会を設立し、撃剣を奨励する。	1)	
1912	大正元	10		大日本武徳会、大日本帝国剣道形を制定する。		
1912	大正元			大日本武徳会、武術専門学校を創設する。	1)	
1913	大正 2	4		東京高師、文科兼修体操専修科のなかで剣道・柔道の専門教師の養成を開始する。	1) 2)	
1913	大正 2	12		京都帝大主催、第 1 回全国高等・専門学校剣道大会が開催される。(審判、椅子を取り三人制に。昭和 17 年の 29 回まで続く。)	1) 2) 7)	
1915	大正 4			高野佐三郎『剣道』を著す。	1)	
1915	大正 4			高野佐三郎、神田今川小路に修道学院を設立する。	1)	
1915	大正 4			東京高等師範学校、体育科を特科として新設し、体操・柔道・剣道の 3 組に分ける。	1)	
1916	大正 5			『剣術教範』改訂し、両手軍刀術を採用する。	1)	
1917	大正 6	9		大日本武徳会、大日本帝国剣道形の解釈を統一するため、注を加える。	1) 2)	
1917	大正 6			大日本武徳会、「段」制度に統一し、剣道も「級」から「段」となる。	1)	
1918	大正 7			大日本皇道義会が設立し、1925 年千駄ヶ谷に東武館道場を建てる。	1)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1918	大正 7			小泉軍治、イギリスに武道会を創設する。	1)	
1918	大正 7			学校衛生会、小学校に武道を教材として加えることの適否を検討し、条件付きで5年生以上に認める。	1)	
1918	大正 7	4		明治35年に制定された「武術家優遇例」を「武道家表彰例」と改称する。	1) 2)	
1919	大正 8			西久保弘道、大日本武徳会副会長兼武術専門学校長となる。就任とともに校名を「武道専門学校」と改めるよう主張する。	1)	
1919	大正 8			自警会が発足し、第1回対署試合を開催する。	1)	
1919	大正 8			大日本武徳会、「剣道試合二関スル心得」を制定する。	1)	
1921	大正 10	4		帝国大学・高等学校は、学年暦改正により従来の九月開始から四月開始になる(学年の始期統一)。	7)	
1921	大正 10			体協の嘉納会長が辞任し、名誉会長に推選される。岸清一が会長となる。	1)	
1921	大正 10			東京高等師範学校体育科、本科に昇格し毎年新入学生を迎える。	1)	
1921	大正 10			東京帝大対京都帝大の第1回対抗試合が行われる。	1)	
1922	大正 11			金子近次『教育的剣道』を著す。	1)	
1922	大正 11			京都帝大高専大会を開催する。(野球)七高、(庭球軟)長崎医専、(柔道)六高、(剣道)四高、(弓道)東京高工がそれぞれ優勝する。	1)	
1923	大正 12			警察官に拳銃の携帯が許可される。	1)	
1923	大正 12			大日本武徳会満州支部が設置される。	1)	
1923	大正 12	9	1	関東大震災。	1)	
1923	大正 12	9		関東大震災で、東京帝大の柔剣道場が焼失する(仮道場完成まで、一高道場で稽古)。	7)	
1924	大正 13	11		明治神宮外苑競技場が完成する。第1回明治神宮競技大会を明治神宮内苑で開催し、剣道は大日本武徳会を外し、有志で「剣道部」を組織して開催する。	1) 2)	
1924	大正 13	12		東京帝大主催、第一回全国高等専門学校剣道優勝大会が開始される(その後毎年挙行)。	2)	
1924	大正 13			陸軍戸山学校が道場を開く。第1回剣道大会を開催する。	1)	
1924	大正 13	12		東京帝大主催、第1回全国高等・専門学校剣道大会を開催する。(昭和17年の19回まで続く)	1) 7)	
1925	大正 14			ロンドン・スタジアム・クラブで「ロンドン武道会」が武道大会を開催する。イギリス滞在中の秩父宮殿下が出席する。	1)	
1925	大正 14			第50回帝国議会議院、および貴族院で、「武道普及二関スル建議案」が可決する。	1)	
1925	大正 14			下川潮『剣道の発達』を著す。	1)	
1925	大正 14	10		東京学生剣道連合会を改めて結成し、福田雅太郎が会長に就任する。	1) 2)	
1925	大正 14			武徳殿において奉納試合を開催する。嘉納治五郎、「国家興隆の要素としての体育を論ず」を講演する。	1)	
1925	大正 14			東京学生剣道連合会発会記念剣道大会を陸軍戸山学校で開催する。	1)	
1925	大正 14			第1回早慶対抗剣道試合が陸軍戸山学校で実施される(以後毎年開催)。	1) 2)	
1925	大正 14			第2回明治神宮競技大会に大日本武徳会は参加しないことを表明する。	1)	
1926	昭和元			学校体操教授要目が改正される。「撃剣及柔道」が「剣道及柔道」に改称される。	1)	
1926	昭和元			警視庁剣道審判規程案が作定される。	1)	
1926	昭和元	3-4		東大京大合同で、満州朝鮮武者修行(東大11名、京大10名)。	7)	
1927	昭和2			大日本武徳会、剣道試合審判規程を制定する。	1)	
1927	昭和2	4		一高、試合不参加声明を出す(以降、一切の対外試合に参加せず)。	7)	
1927	昭和2			東京学連代表が大阪で、関西の大学学生代表と会い、全日本学生剣道連盟のきっかけをつくる。	1)	
1928	昭和3	11		全国学生剣道連盟が結成される。第1回全国大学・高専剣道優勝大会を陸軍戸山学校で開催する(昭和15年まで継続)。	1)2)	
1928	昭和3			大日本武徳会朝鮮支部が設置される。	1)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1928	昭和3	11		全日本学生剣道連盟が創立する(会長は福田雅太郎、常任理事にOBから多羅尾、学生から田中)。	7)	
1929	昭和4	5	4-5	皇居内覆馬場及び済寧館で、御大礼記念天覧武道大会を開催する。	1) 2) 7)	
1929	昭和4			第1回全国警察官武道大会を開催する(1936年の第8回まで毎年開催)。	1)	
1929	昭和4			国士館専門学校が開校する。剣道・柔道の教員養成を開始する。	1)	
1930	昭和5			武道専門学校校長、西久保弘道没<68歳>。	1)	
1930	昭和5	12		全日本学生剣道連盟の主催、第一回全日本中等学校剣道大会が東京日本青年館で開催される(1940年まで継続)。	1) 2)	
1930	昭和5			北米武徳会が設立する。	1)	
1931	昭和6			満州事変勃発。	1)	
1931	昭和6	1		「師範学校規定」「中学校令施行規則」が改正され、師範学校・中等学校で柔道・剣道が初めて正課必修科目となる。	1) 2)	※1
1931	昭和6	7		早稲田大学剣道部員10人、高野佐三郎師範引率のもと渡米、1カ月半にわたって米国各地に剣道を紹介する。	1) 2)	
1931	昭和6	7		東大、「赤門剣友会」が発足する(先輩団体:毎月6日午後5時30分に大学道場集合、世話役に多羅尾光道)。	7)	
1932	昭和7	3		満州国建国	7)	
1932	昭和7	7		東大主催、第8回高専大会で、審判三人制が始まる。	7)	
1932	昭和7	8		東大剣道部、満州朝鮮武者修行(久保義八郎以下、12名)。	7)	
1933	昭和8			大日本武徳会、大日本帝国剣道形に増補加注を施す。	1)	
1934	昭和9	3		「武道家表彰例」を制定する。新たに「錬士」の称号が設けられ、従来「精錬証」を受けたものには「錬士」の称号が授与されることになる。	1) 2)	
1934	昭和9	5	4-5	宮城内済寧館において皇太子殿下御誕生奉祝天覧武道大会が開催される。	1) 2) 7)	
1934	昭和9	8		全日本学生剣道連盟、全国の加盟校から選抜選手30名による満州朝鮮武者修業を行う。(東大から、小松崎明、小野寿人の2名参加)	1) 2) 7)	
1934	昭和9			北米武徳会、第1回全米剣道大会を開催する。	1)	
1934	昭和9			満州帝国武道会が設立される。	1)	
1935	昭和10			警視庁、武者修行の指針を示した「武道基本」を制定する。	1)	
1935	昭和10			第12回オリンピック東京大会開催の件に関する建議案を衆議院で可決し、続いて貴族院でも可決する。	1)	
1935	昭和10	8		全日本学生剣道連盟は、夏季休暇に学連地方錬成班を組織し、各地に派遣して剣道の普及振興に努める。	1) 2)	
1935	昭和10	9		一高「無声堂」を駒場に移築する。	7)	
1936	昭和11	2	26	2.26事件。	1)	
1936	昭和11			第1回日本職業野球連盟戦を甲子園で挙げる。	1)	
1936	昭和11			学校体操教授要目を改正公布する。男子は体操・教練・遊戯及び競技・剣道・柔道、弓道も可、女子は体操・教練・遊戯及び競技の実施、また弓道、水泳、スキー、スケートの選択も可となる。	1)	
1936	昭和11			教学刷新評議会の答申に「体育二関スル件」が取り上げられ、武道教育の重要性が強調される。	1)	
1936	昭和11	12		東大剣道部誌「赤門剣道」を発刊する(1742年の第5号まで刊行)。	7)	
1937	昭和12			第70回帝国議会で、国民体位向上のため「剣道ヲ小学校、青年学校ノ正課トスル件」の建議案が提出される。	1)	
1937	昭和12			大日本工場スポーツ連盟、柔・剣道大会を開催し、ともに鐘紡淀川が優勝する。	1)	
1937	昭和12	7		蘆溝橋事件(日中戦争起こる)	7)	
1938	昭和13			第73回帝国議会議院に各派共同提案として上程された「武道振興に関する決議案」を満場一致で可決する。	1)	
1938	昭和13			満州国立建国大学開学式。	1)	
1938	昭和13			国家総動員法公布。	1)	
1938	昭和13	2		紀元節を中心として全国各地で国民精神総動員剣道大会が開催される。	1) 2)	



西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1938	昭和 13	3		外務省は、日独伊親善学生武道使節団、剣道 6 名、柔道 6 名を独・イの両国へ派遣する。(剣道に東大から、監督にOB多羅尾光道、選士に金子公参加)	2) 7)	
1938	昭和 13	7		早稲田大学剣道部員 10 名は、高野師範引率の下に渡米、米国各地で剣道を紹介する。	2)	
1938	昭和 13			日本体育界の功労者、嘉納治五郎没<79>。	1)	
1938	昭和 13			日本オリンピック組織委員会、第 12 回東京市開催返上を決定する。	1)	
1938	昭和 13			荒本文相、武道の大家 17 人を官邸に招き、諮問機関として「剣道審議会」を立ち上げる。	1)	
1938	昭和 13	12		東大、新道場「七徳堂」落成記念剣道大会を開催する(新築完成 6 月)。	7)	
1939	昭和 14			明治神宮体育大会が政府主催に移管され、「明治神宮国民体育大会」と改称し、国防競技を採用する。拳闘と職業相撲は競技種目から除外される。	1)	
1939	昭和 14	5		文部省は省令第 45 号を以て「小学校武道指導要目」が制定され、尋常小学校 5 年以上の男子児童に対し、準正科として武道(剣道・柔道)を課する。	1) 2)	
1939	昭和 14			「凡ての競技は一本勝負が妥当」を持論とする石黒文部次官は、岩原体育課長に調査研究を命ずる。スポーツ界に賛否の議論起こる。	1)	
1939	昭和 14			東京大学野球連盟、石黒文部次官の「試合の一本勝負」案に絶対反対の意向表明をする。大日本武徳会は賛成する。	1)	
1939	昭和 14			青少年学徒に「勅語」下賜し、武道その他の運動競技の奨励と心身の鍛練に努める事を勅諭する。	1)	
1939	昭和 14	6		東大剣道部、第 12 回学生剣道連盟大会でベスト4に入る	7)	
1939	昭和 14	8		全日本学生剣道連盟は、満州帝国武道会の招聘により、学生選抜軍 22 名を満州国に派遣する。	1) 2) 7)	※2
1939	昭和 14			大日本武徳会剣道試合審判規程を改正する。	1)	
1939	昭和 14	12		内閣に武道振興委員会が設置される。	1) 2)	
1940	昭和 15			厚生・文部大臣より武道振興委員会に対し「武道振興、根本方策如何」が諮問される。7 月に答申する。	1)	
1940	昭和 15	2		紀元 2600 年奉祝宮崎神宮剣道大会が、宮崎市で開かれる。	1) 2)	
1940	昭和 15	4		紀元 2600 年奉祝樺原神宮奉納武道大会が開かれる。	1) 2)	
1940	昭和 15	5		日満交歓剣道大会が日比谷公会堂で開かれる。(東大から、満州軍副監督・選手にOB2)、日本軍監督にOB木村篤太郎、選手に古村幸一郎)	1) 2)	※3
1940	昭和 15	5		東亜武道大会が、東京の小石川府営運動場で開かれる。	1) 2)	
1940	昭和 15	6	18-20	紀元 2600 年奉祝天覧武道大会が、宮城内済寧館で開催される。(府県選士で、東大OB本多玄静(満州)出場)	1) 2) 7)	
1940	昭和 15			末弘巖太郎、平沼亮三、高野佐三郎、磯貝一、永井道明が、初の「体育功労者」として表彰される。	1)	
1940	昭和 15			日独伊三国同盟。	1)	
1941	昭和 16			大日本銃剣道振興会が発会する。	1)	
1941	昭和 16	3		勅令百四十八号によって国民学校令が公布され、体操科は体錬科となり、剣道は体錬科の一種目として課せられる。	2)	
1941	昭和 16			剣道同好会「思斉会」結成する。	1)	
1941	昭和 16	11		「国民学校令」公布、体操科は体錬科となり、剣道は体錬科一科目として必修となる。厚生省人口局に錬武課が設置される。	1) 2)	
1941	昭和 16			東京高等体育学校(のち東京体育専門学校)開校する。	1)	
1941	昭和 16	12		武道振興委員会を改組し、国民体力審議会に武道部会が設置される。「武道綜合団体二関スル具体的方策如何」が諮問され、昭和 17 年 2 月答申する。文部省内に大日本学徒体育振興会を設置する。	1) 2)	
1941	昭和 16			厚生省人口局に錬武課を新設する。	1)	
1941	昭和 16	12		ハワイ真珠湾攻撃。大太平洋戦争勃発。	1) 7)	
1942	昭和 17	4		政府の外郭団体(武道綜合団体)として「大日本武徳会」が結成される。	1) 2)	
1942	昭和 17	7		全国高等学校剣道大会(文部省が中心となり、東大京大は最後の幹事大会となる)を開催する。	7)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1942	昭和 17	8		満州国建国 10 周年慶祝、日満交驩武道大会が新京特別市神武殿で開催される。(東大から、満州軍にOB本多玄静、日本軍監督にOB武藤秀三、選手に高木陽之介が参加)	1) 2) 7)	
1942	昭和 17			厚生省、第 13 回明治神宮国民体育大会を「明治神宮国民錬成大会」と改称する。夏・秋・冬の三本大会に区分し、その他の要綱を決定する。	1)	
1942	昭和 17			大日本学徒体育振興会、全国大学・高専剣道大会を東京神田国民体育館で開催する。	1)	
1942	昭和 17			厚生省体錬・錬武両課、合体して教練課となる、同日文部省官制改正。体育局に総務・興・振衛生・勤労の 4 課をおく(昭和 18 年行政簡素化に伴い訓練・学徒動員・保健の 3 課となる)。	1)	
1943	昭和 18	3		中学校教科教授及び修錬指導要目が定まり、体錬科体操は体操及び競技ならびに衛生訓練に、体錬科武道は剣道・柔道・長刀及び弓道、体錬科教練は初歩の軍事的基礎訓練を課す。 大日本武徳会の協力団体として大日本剣道会が設立される。	1) 2)	
1943	昭和 18	3		大日本武徳会称号等級審査規程が改正され、教士の称号が達士と改められ、段位制に代って等位制が実施する。	1) 2)	
1943	昭和 18			戦時学徒体育訓練実施要綱を発表する。	1)	
1943	昭和 18	10		学徒出陣壮行会(神宮外苑競技場)。	1) 7)	
1943	昭和 18	11		武道章検定制度(武道章検定実施要綱及び細目)が制定される。 第 14 回明治神宮国民錬成大会は中央大会を取止め、地方大会のみ行う。	1) 2)	
1943	昭和 18			大日本武徳会、剣道試合審判規程を改正し、竹刀の長さを 3 尺 6 寸とする。	1)	
1943	昭和 18			学徒の体育大会を一切禁止する。	1)	
1944	昭和 19			女子体力章及び武道章制定。	1)	
1944	昭和 19			国民戦技武道基本訓練要項を発表する。	1)	
1945	昭和 20	8		広島・長崎に米軍原爆投下。ソ連軍満州に侵攻、国内の主要都市は焦土と化し、戦局は末期的状況になる。	5)	
1945	昭和 20	8	15	ポツダム宣言受諾。第 2 次世界大戦終結の詔書を放送する。	1) 7)	
1945	昭和 20	9	2	横浜沖の米軍戦艦ミズリー号上において、日本政府代表は降伏文書に署名する。	5)	
1945	昭和 20	11	1	厚生省、「戦後に於ける体力行政に関する件」につき各都道府県指導主事宛に「国民武道の指導奨励」通牒を出す。	1)	
1945	昭和 20	11	6	連合国軍政下、文部次官通牒(発体 80 号)「終戦に伴う体錬科教授要綱取扱に関する件」により、学校における武道(剣道、柔道、弓道、薙刀)は課外も含めて全面的に禁止される。	1)2)7)3)4)5)6)	
1945	昭和 20	12	26	文部省体育局長通牒「学校体錬科関係事項処理に関する件」により、学校及び付属施設において武道を行うことは、学生・一般人を問わず一切禁止される。	1)2)3)	
1946	昭和 21	11	9	大日本武徳会に対し解散命令が出される。	2)	
1946	昭和 21	1	4	GHQ、軍国主義者の公職追放および超国家主義団体の解散を指令する。	1)	
1946	昭和 21	1	19	文部省、省令第 10 号を以て、体錬科武道の教員免許状を無効とする。	1)2)3)	
1946	昭和 21	1	31	大日本武徳会、民間団体として再発足するために「寄付行為」を改正する。	1)	
1946	昭和 21	2		大日本武徳会は純然たる民間団体に改組する。	2)3)	
1946	昭和 21	3	26	大日本武徳会、軍関係者を除いた新役員を決定する。	1)	
1946	昭和 21	5	6-7	警視庁、警察練習所において、戦後最初の監察官方面柔剣道対抗試合を実施する。	1)	
1946	昭和 21	8	25	文部省体育局長通牒(発体 95 号)によって、社会体育としての剣道に制限措置がとられる。	1)2)3)5)6)	
1946	昭和 21	9	13	大日本武徳会、解散声明書を出す。	1)	
1946	昭和 21	10	31	大日本武徳会が解散する。(自主的に解散)	1)2)3)	
1946	昭和 21	11	9	GHQ、内務省令(政府)により大日本武徳会に対し解散命令が出される。	1)3)4)5)6)	
1946	昭和 21	11		学連 OB による剣道存続署名を GHQ 民間情報教育局(CIES)に提出する。	1)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1946	昭和 21	12	13	CIES の要請により「柔道・剣道・弓道の実演会」が日比谷公会堂で開催され、連合軍将校約 800 名が観覧する。	1)	
1947	昭和 22	4	10	「教育制度刷新のための指令」が極東委員会より出される。この中で剣道は名指しで批判される。	5)6)	
1947	昭和 22	4	11	極東委員会、剣道の廃止を強く指摘する。	1)	
1947	昭和 22	7	15	学校体育指導要綱を制定し、体錬科は体育科に改称する。	1)	
1947	昭和 22	8	2	大日本武徳会に関する公職追放の基準が示される。総数 1312 名が追放該当者に指定される。	1)	
1947	昭和 22	10	18	警視庁、戦後第 1 回剣道対署試合を実施し、築地警察署が優勝する。	1)	
1947	昭和 22	12	15	大学基準協会、大学体育を正課に決定する。	1)	
1948	昭和 23	5	2	講道館、戦後第 1 回全日本柔道選手権大会を開催する。	1)	
1948	昭和 23	5	23	フェンシング並びに近県剣道懇親大会が関東配電本社道場で開催される。	1)2)3)4)	
1948	昭和 23	7	3	第 1 回関東管区警察官柔剣道大会が済寧館で開催され、東京都が優勝する。	1)	
1948	昭和 23	11	11	第 1 回六大都市警察官柔剣道大会が済寧館で開催され、警視庁が優勝する。	1)	
1948	昭和 23	11		第 2 回警視庁警察署対抗剣試合で京橋警察署が優勝する。	1)	
1949	昭和 24			各地で剣道復興の気運が出始める。	1)	
1949	昭和 24	5		東京大学(新制)が設立する	7)	
1949	昭和 24	5	6	全日本柔道連盟が創立する。柔道有段者会は解消される。	1)	
1949	昭和 24	5	21	警視庁、GHQ から剣道禁止を命ぜられ剣道を中止する。	1)	
1949	昭和 24	6	22	日本弓道連盟が発足する。	1)	
1949	昭和 24	6	25	高等学校「体育科」が「保健体育科」と改称し、保健と体育の 2 科目となる。	1)	
1949	昭和 24	9		東京剣道倶楽部が誕生する。	1)2)3)4)	
1949	昭和 24	10	30	東京剣道倶楽部主催、第 1 回全国剣道競技選手権大会が、東京原宿の東京鉄道局道場で開催される。	1)2)3)4)6)	
1949	昭和 24	11	10	警察における「剣道の訓練中止について」の通達により、警察剣道訓練が中止される。	1)5)6)	
1950	昭和 25	3	5	全日本剣道競技連盟が創立され(間もなく全日本撓競技連盟と改称)、新しいスポーツ剣道としての撓競技が誕生する。	1)2)3)4)6)7)	※4
1950	昭和 25	3		第一高等学校が廃校する。	7)	
1950	昭和 25	6	25	北朝鮮軍の南朝鮮への侵攻により朝鮮戦争勃発。	5)6)	
1950	昭和 25	10	13	学校の体育教材として柔道の復活が認められる。	1)	
1950	昭和 25	10	29	第 1 回全日本撓競技大会が名古屋で開催される。	1)2)3)	
1951	昭和 26	9	8	サンフランシスコ対日講和条約締結。(49 カ国)	1)5)6)	
1951	昭和 26	11		第 2 回全日本撓競技大会が東京九段高校体育館で開催される。	2)3)	
1952	昭和 27	3	3	大阪剣道倶楽部が中心となって大阪剣道連盟が結成される。	1)2)3)4)5)6)	
1952	昭和 27	4	10	文部省、文部次官通牒を以て、撓競技(しない競技)を体育の教材として中学校以上の学校で正科として実施することを認める。	1)2)3)4)5)6)	
1952	昭和 27	4	28	平和条約発効。日本の主権回復。	3)4)5)6)	
1952	昭和 27	5	24	東京都剣道連盟が創立される。	1)2)3)4)6)	
1952	昭和 27	5		もと一高「無声堂」が焼失する。	7)	
1952	昭和 27	6	7-8	講和記念全国親善剣道大会(西宮市)	3)	
1952	昭和 27	7		関東学生撓競技連盟が結成される(1953 年関東学生剣道連盟と改称)。12 月、第 1 回関東学生撓競技大会を開催する。	1)2)3)	
1952	昭和 27	8	18	全日本剣道大会が日光東照宮で開催される。この大会の全国関係者による懇談会で、全日本剣道連盟を結成することを合意する。	2)3)4)5)	
1952	昭和 27	10		第 7 回国民体育大会に撓競技がオープン競技として加えられる。	1)2)3)	
1952	昭和 27	10	14	全日本剣道連盟が結成される。東京・原宿の東鉄職員会館で会議が開かれ、全日本剣道連盟が発足する。初代会長には木村篤太郎が就任する。定款に記載の事務所所在地は、東京都千代田区西神田二の一とする。	1)2)3)4)5)6)7)	
1953	昭和 28	2		第 1 回全日本撓競技選手権大会並びに東西対抗試合が、大阪府立体育館で開催される。	1)2)3)4)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1953	昭和 28	3	1	剣道試合規則、審判規則、称号・段位規則が制定される。	5)6)	
1953	昭和 28	4	17	文部省に学校剣道研究会が設けられる。	1)2)3)	
1953	昭和 28	5	1	文部省保健体育審議会において、スポーツ(社会体育)としての剣道ならば禁止を解いてもよいと答申される。	1)2)3)4)	
1953	昭和 28	5	4-5	第 1 回京都大会並びに第 1 回都道府県対抗団体優勝試合が、京都市警察学校(旧武徳殿)で開催される。	1)2)3)4)5)6)	
1953	昭和 28	5	11	国家地方警察では、警務部長名通達により警察剣道訓練が復活する。	1)3)5)6)	
1953	昭和 28	5	19	文部省社会教育局長名を以て、社会体育としての剣道に対する制限が解除される。	1)2)3)5)6)7)	
1953	昭和 28	5		東大剣道部が復活する。	7)	
1953	昭和 28	6		関西学生剣道連盟が京都で結成される。11 月に第 1 回関西学生剣道大会を開催する。	1)2)3)	
1953	昭和 28	7	7	文部次官通知を以て、高校以上の学校で剣道を体育教材として採用することが認められる(学生剣道禁止解除)。	1)2)3)5)6)7)	
1953	昭和 28	11	6	第 1 回全国警察官剣道大会が警視庁体育館で開催される。	1)2)3)	
1953	昭和 28	11	8	第 1 回全日本剣道選手権大会が東京蔵前の国技館で開催される。榊原正錬士(愛知)が優勝する。(東大OB大島功出場)	1)2)3)4)5)6)7)	
1953	昭和 28	12	13	全日本学生剣道連盟が結成される。同時に、第 1 回全日本学生選手権大会が東京神田国民体育館で開催される。(東大ベスト8)	1)2)3)4)5)6)7)	
1954	昭和 29	2		第 2 回全日本撓競技選手権大会並びに東西対抗試合が、大阪府立体育館で開催される。	2)3)	
1954	昭和 29	3	14	全日本撓競技連盟と全日本剣道連盟が合同して、新たに「全日本剣道連盟」となる。(会長にOB木村篤太郎、専務理事にOB庄子宗光)	1)2)3)4)5)6)7)	
1954	昭和 29	5	3-4	第 2 回京都大会並びに第 2 回都道府県対抗団体優勝試合が、京都武徳殿で開催される。	2)3)	
1954	昭和 29	7	7	東京大学対京都大学剣道試合復活第一回戦が京大道場において行われる。	2)3)	
1954	昭和 29	8		第 9 回国民体育大会に、剣道がオープン競技として加えられる。	1)2)3)5)6)	
1954	昭和 29	8	4-5	第 1 回全国高等学校剣道大会が日光市公会堂で開催される。	3)4)5)6)	
1954	昭和 29	10	9	全国警察官剣道大会が警視庁体育館で開催される。	2)	
1954	昭和 29	10	10	第 2 回全日本剣道選手権大会が、東京両国のメモリアル・ホール(旧国技館)で開催される。小西雄一郎錬士(福岡)が優勝する。	2)3)	
1954	昭和 29	11		第 2 回全日本学生剣道選手権大会が大阪府立体育館で開催される。	2)	
1954	昭和 29	11	28	第 1 回全日本東西対抗剣道大会が宮崎で開催される。	1)2)3)4)5)6)	
1955	昭和 30	2		第 3 回全日本撓競技選手権大会並びに東西対抗試合が、大阪府立体育館で開催される。	2)3)	
1955	昭和 30	3		全日本剣道連盟の日本体育協会加盟が承認される。	1)2)3)4)5)6)	
1955	昭和 30	5		全日本剣道連盟第 3 回京都大会並びに第 3 回都道府県対抗団体優勝試合が、京都武徳殿で開催される。	2)3)	
1955	昭和 30	7		東大対京大復活第二回戦が東大道場で行われる。	2)	
1955	昭和 30	7	1	文部省体育課から神田体育館を借用して朝稽古を開始する。	3)	
1955	昭和 30	9		早慶対抗剣道試合復活第一回戦が東京電力道場で開催される。	1)2)3)	
1955	昭和 30	10	30	第 10 回国民体育大会が神奈川県で行われ、剣道(撓競技も含む)が初めて正式種目として加えられる。藤沢市の秩父宮記念体育館で剣道大会が開催される。	1)2)3)4)5)6)	※5
1955	昭和 30	10		明治大学剣道部員 15 名が渡米する。	2)	
1955	昭和 30	10	6	全国警察官剣道大会が警視庁体育館で行なわれる。	2)	
1955	昭和 30	11	20	第 3 回全日本剣道選手権大会が東京両国の国際スタジアム(旧国技館)で開催される。中村太郎教士(神奈川)が優勝する。	2)3)	
1955	昭和 30	12	11	第 2 回全日本東西対抗剣道大会が、名古屋市の愛知県スポーツ会館で開催される。	2)3)	
1955	昭和 30	12		第 3 回全日本学生剣道選手権大会が、東京神田の国民体育館で開催される。	2)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1956	昭和 31	2		東大剣道部誌「赤胴」を発刊する。	7)	
1956	昭和 31	4	1	定款を改正(第三次)し、剣道に居合道、杖道、薙刀が含まれる。	3)4)5)6)	
1956	昭和 31	4	29	第3回全日本東西対抗剣道大会が、仙台市宮城野原野球場に特設された道場で開催される(西軍の勝)。	2)3)	
1956	昭和 31	5	3-5	第4回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1956	昭和 31	5	20	皇宮警察七十周年記念武道大会が済寧館で開催される。選抜優勝試合で滝沢光三教士が優勝する。	3)	
1956	昭和 31	5	30	日本三道会が結成される。	2)3)	
1956	昭和 31	6	15	日本三道会結成大会が東京丸の内第一生命ホールで行われる。この会は、全日本柔道連盟、全日本剣道連盟、全日本弓道連盟の3連盟の事業の相互援助、協力をはかる趣旨で設立される。	1)	
1956	昭和 31	7	22	第4回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市府立体育館で開催される。	3)	
1956	昭和 31	9	9	第21回早慶対抗剣道試合(復活第二回戦)が、神田の国民体育館で開催される(10対10で引分け)。	2)	
1956	昭和 31	10		第11回国民体育大会剣道・撓競技大会が、兵庫県赤穂市において開催される。今回から高校の剣道が新しく種目に加えられる。	2)3)	
1956	昭和 31	10	7	全国警察官剣道大会が東京体育館で開催される。	2)	
1956	昭和 31	11	18	第4回全日本剣道選手権大会が東京体育館で開催される。浅川春男教士(岐阜)が優勝する。	2)3)	
1956	昭和 31	11	13	米国剣道使節団一行17名が羽田着訪日し、16日日比谷公会堂で関東学生選抜軍と第一戦を行い、21日京都岡崎武徳殿で関西学生選抜軍と第二戦、25日大阪府立体育館において全日本学生選抜軍と第三戦を行う。	2)3)	
1956	昭和 31	11	24-25	第4回全日本学生剣道選手権大会が大阪府立体育館で開催される。	2)	
1957	昭和 32	3	30	文部省保健体育審議会、文部大臣に対し「剣道を中学校の体育教材として実施しても差し支えなし」と答申する。	1)2)3)	
1957	昭和 32	4	1	「全日本剣道連盟段位審査規程」及び「同称号審査規程」が改正され、4月1日から実施される。	1)2)3)4)5)6)	
1957	昭和 32	4	28	第4回全日本東西対抗剣道試合が福岡市スポーツセンターで開催される(西軍が三連勝)。	2)3)	
1957	昭和 32	5	3-5	第5回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1957	昭和 32	5	20	文部次官通知(文初中第二八五号)を以て、「しない競技」と「剣道」を整理統合し、学校剣道として中学・高校で正科体育として実施できることになる。	1)2)3)4)5)6)7)	※6
1957	昭和 32	6	9	第5回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市府立体育館で開催される。	3)	
1957	昭和 32	6		東大、駒場道場が建設される。	7)	
1957	昭和 32	7		全日本学生剣道連盟は全国加盟校から13名の精鋭を選抜し、日米親善学生剣道使節団を米国に派遣する。(東大から選手で巻島英雄)	2)7)	
1957	昭和 32	10	5	全国警察官剣道大会が東京体育館で開催される。	2)	
1957	昭和 32	10		第12回国民体育大会剣道大会が静岡県三島市で開催される。	2)3)	
1957	昭和 32	11	11-12	第6回全国青年大会(全剣連主管第一回剣道大会)が東京体育館小ホールで開催される。	3)4)	
1957	昭和 32	11	17	第5回全日本剣道選手権大会が東京体育館で開催される。森田信尊六段(長崎)が優勝する。	2)3)	
1957	昭和 32	11		全日本実業団剣道連盟が結成される(会長にOB矢野一郎、理事長に武藤秀三)。	7)	
1957	昭和 32	12	8	第22回早慶対抗剣道試合が警視庁道場で開催される(不戦五人を残し慶大が勝つ)。	2)	
1958	昭和 33	5	3	第6回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市府立体育館で開催される。	3)	
1958	昭和 33	5	4-6	第6回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1958	昭和 33	7		全日本剣道連盟に対し、全日本剣道選手権大会の優勝者に授与するために天皇杯が下賜された。	2)3)4)5)6)	
1958	昭和 33	7	20	第5回全日本東西対抗剣道試合が札幌市の中島スポーツセンターで開催される(東軍はじめて一勝をあげる)。	2)3)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1958	昭和 33	8	1	後楽園ジムナジウム内に中央道場を開設する。	3)	
1958	昭和 33	9	7	第 23 回早慶対抗剣道試合が神田国民体育館で開催される(11 対 9 で慶大が勝つ)。	2)	
1958	昭和 33	9	21	第 1 回全日本実業団剣道大会が後楽園ジムナジウムで開催される。	2)3)4)	
1958	昭和 33	10		第 13 回国民体育大会剣道大会が富山県庄川町で開催される。撓競技が大会種目からはずされる。	2)3)	
1958	昭和 33	10	12	全国警察官剣道大会が東京体育館で開催される。	2)	
1958	昭和 33	11	9	第 6 回全日本剣道選手権大会が東京体育館において開催される。鈴木守治六段(愛知)が優勝し、最初の天皇杯を獲得する。	2)3)	
1958	昭和 33	11		第 6 回全日本学生剣道選手権大会が大阪府立体育館で開催される。	2)	
1958	昭和 33	12	14	剣道範土中山博道没<86>。遺骨は東京麻布の天真寺に葬られる。	2)3)	
1959	昭和 34	4		第 6 回全日本東西対抗剣道試合が愛知県犬山市の犬山自然公園で開催される(東軍が不戦 13 人を残して大勝する)。	2)3)	
1959	昭和 34	5	3	第 7 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市府立体育館で開催される。	3)	
1959	昭和 34	5	4-6	第 7 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1959	昭和 34	9		第 2 回全日本実業団剣道大会が大阪市中央体育館で開催される。	2)	
1959	昭和 34	10		第 14 回国民体育大会剣道大会が東京都八王子市で開催される。	2)3)	
1959	昭和 34	10	10	全国警察官剣道大会が東京体育館で開催される。	2)	
1959	昭和 34	11	3	剣道範土十段小川金之助に紫綬褒章が授与される。	2)3)	
1959	昭和 34	11	29	第 7 回全日本剣道選手権大会が東京体育館で開催される。中村太郎七段(神奈川)が再び優勝する。	2)3)	
1959	昭和 34	12		日本三道会が日本相撲連盟の加入を承認し、会名を日本志道会と改める。	2)3)	
1959	昭和 34	12	6	第 24 回早慶対抗剣道試合が神田の国民体育館で開催される。	2)	
1959	昭和 34	12		中国台湾省撃剣隊一行 16 名が来訪、全国各地で日華親善剣道試合を行う。	2)3)4)	
1960	昭和 35	2	7	第 1 回全国教職員剣道大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)4)5)6)	
1960	昭和 35	4	29	皇孫殿下御誕生奉祝記念全日本剣道八段七段指定選手優勝大会が、東京体育館で開催される。中野八十二八段が優勝する。	3)4)5)6)	
1960	昭和 35	5	3	第 8 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1960	昭和 35	5	4-6	第 8 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1960	昭和 35	9	25	第 3 回全日本実業団剣道大会が名古屋市の金山体育館で開催される。	2)	
1960	昭和 35	10		第 15 回国民体育大会剣道大会が熊本県八代市で開催され、天皇皇后両陛下が御臨席になる。	2)3)4)	
1960	昭和 35	10	9	全国警察官剣道大会が東京体育館で開催される。	2)	
1960	昭和 35	11	27	第 8 回全日本剣道選手権大会が東京体育館において開催され、21 歳の青年、桑原哲明五段(宮崎)が優勝する。	2)3)	
1960	昭和 35	11		第 25 回早慶対抗剣道試合が警視庁道場で開催される(13 対 7 で慶大が勝つ)。	2)	
1960	昭和 35	11		第 8 回全日本学生剣道選手権大会が大阪市中央体育館で開催される。	2)	
1961	昭和 36	5		全日本学校剣道連盟が結成される。	2)3)4)5)6)	
1961	昭和 36	5	3	第 9 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1961	昭和 36	5	4-6	第 9 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1961	昭和 36	7		武道館建設議員連盟が発足する。	2)3)5)6)	
1961	昭和 36	9	24	第 7 回全日本東西対抗剣道大会が愛媛県西条市体育館で開催される。	2)3)	
1961	昭和 36	9	17	第 4 回全日本実業団剣道大会が東京両国の日大講堂で開催される。	2)	
1961	昭和 36	9	末	後楽園ジムナジウム内の中央道場を閉鎖する。	3)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1961	昭和 36	10		第 16 回国民体育大会剣道大会が秋田県湯沢市で開催される。	2)3)	
1961	昭和 36	10	21	全国警察官剣道大会が東京体育館で開催される。	2)	
1961	昭和 36	10	16	西神田小学校体育館に練習場を開設する。	3)	
1961	昭和 36	11	3	剣道範士十段持田盛二に紫綬褒章が授与される。	2)3)	
1961	昭和 36	11		第 26 回早慶対抗剣道試合が東京神田の国民体育館で開催される。	2)	
1961	昭和 36	11		第 9 回全日本学生剣道選手権大会が東京体育館で開催される。	2)	
1961	昭和 36	12	3	第 9 回全日本剣道選手権大会が東京体育館東京で開催される。伊保清次七段(東京)が優勝する。	3)	
1962	昭和 37	1	30	「財団法人日本武道館」の設立が認可される。	2)3)	
1962	昭和 37	3	30	剣道範士十段小川金之助歿し、従五位に叙し勲四等を授けられる。	2)3)	※7
1962	昭和 37	4		今年度から剣道が中学校において正科で選択必修となる。	2)3)4)5)6)	
1962	昭和 37	5	3	第 1 回全日本女子剣道優勝大会が、第 10 回全日本部道府県対抗優勝大会と共に大阪市中央体育館で開催される。	3)4)5)6)	
1962	昭和 37	5	4-6	第 10 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1962	昭和 37	7	24-25	第 8 回全日本東西対抗剣道大会が沖縄那覇市の琉球大学体育館で開催される。	2)3)	
1962	昭和 37	8		41 国会衆議院本会議において「国技の総合会館建設に関する決議案」が満場一致可決される。	2)3)	
1962	昭和 37	9		第 5 回全日本実業団剣道大会が大阪市中央体育館で開催される。	2)	
1962	昭和 37	10		第 17 回国体剣道大会が岡山県高梁市で開催される。今年から教員の部が新しく種目に加わる。	2)3)	
1962	昭和 37	10		全国警察官剣道大会が東京体育館で開催される。	2)	
1962	昭和 37	11	15	大阪市が大阪城内に建築中であった修道館が竣工し、12 月 8 日に落成式が行われる。	2)3)	
1962	昭和 37	11	3	第 27 回早慶対抗剣道試合が国民体育館で開催される。	2)	
1962	昭和 37	11		第 10 回全日本学生剣道優勝大会で、東大剣道部がベスト8 に入る。	7)	
1962	昭和 37	12	2	第 10 回全日本剣道選手権大会が東京体育館で開催される。戸田忠男五段(滋賀)が優勝する。	2)3)	
1963	昭和 38	3	2	剣道範士十段中野宗助没し、銀盃一個を賜わる。	2)3)	
1963	昭和 38	3	17	第 9 回全日本東西対抗剣道大会が佐賀市の県体育館で開催される。	2)3)	
1963	昭和 38	3		剣道功労章規程が全日本剣道連盟評議員会で可決・決定する。	2)3)4)	
1963	昭和 38	3	末	西神田小学校体育館の練習場を閉鎖する。	3)	
1963	昭和 38	4		今年度から学習指導要領の改正により、剣道が高校において正科で選択必修として実施される。	2)3)4)5)6)	
1963	昭和 38	5	3	第 11 回全日本部道府県対抗剣道優勝大会、第 2 回全日本女子剣道優勝大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1963	昭和 38	5	4-6	第 11 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1963	昭和 38	8	14-20	第 1 回中堅指導者講習会が大阪(城内)修道館で開催される。	3)4)5)6)	
1963	昭和 38	9	8-10.3	全日本剣道連盟は米国・伯国に高段者の剣道使節団を派遣する。	2)3)4)	
1963	昭和 38	9		第 6 回全日本実業団剣道大会が東京両国の日大講堂で開催される。	2)	
1963	昭和 38	10	3	日本武道館の地鎮祭が行われる。	2)	
1963	昭和 38	10	3	米・伯国に派遣された剣道使節団が帰国する。	2)	
1963	昭和 38	10		第 18 回国体剣道大会が山口県萩市で開催される。	2)3)	
1963	昭和 38	10	8,10	全国警察官剣道大会が東京体育館で開催される。	2)	
1963	昭和 38	11	3	剣道範士十段斎村五郎、同大麻勇次に紫綬褒章が授与される。	2)3)	
1963	昭和 38	11		第 11 回全日本学生剣道選手権大会団体試合が行われる。	2)	
1963	昭和 38	11		第 28 回早慶対抗剣道試合が神田国民体育館で開催される。	2)	
1963	昭和 38	12	1	第 11 回全日本剣道選手権大会が東京体育館において開催され、矢野太郎七段(兵庫)が優勝する。	2)3)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1964	昭和 39	4		常務理事阿部嵩が事務局長に就任する。 全剣連人事に関する内紛が新聞記事として報道される。	3)5)	
1964	昭和 39	5	3	第 12 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会、第 3 回全日本女子剣道優勝大会が大阪中央体育館で開催される。	3)	
1964	昭和 39	5	4-6	第 12 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1964	昭和 39	5	15	日本武道館の上棟式が行われる。	2)	
1964	昭和 39	6		「教育職員免許法の一部を改正する法律案」が国会において可決され、剣道、柔道等の高校教員検定制度の途が開かれる。	2)3)	
1964	昭和 39	6		第 19 回国体剣道大会が新潟県村上市で開催される。	2)3)	
1964	昭和 39	7	15	副会長安田幾久男が理事長を兼ねる。	3)5)	
1964	昭和 39	7	27-8.2	第 2 回中堅指導講習会が朝霞自衛隊体育学校で開催される。	3)	
1964	昭和 39	9	6	第 10 回全日本東西対抗剣道試合が仙台市の県営スポーツセンターで開催される(四年ぶりに東軍が勝つ)。	2)3)	
1964	昭和 39	10	3	日本武道館の開館式が行われ、天皇皇后両陛下が御臨席になる。	2)3)7)	
1964	昭和 39	10	10	第 18 回オリンピック東京大会が 10 日から開催される。	3)4)5)6)	
1964	昭和 39	10	15	新設の日本武道館において剣道が弓道、相撲とともにデモンストレーションとして行われる。	2)	
1964	昭和 39	11		第 1 回高等学校教員資格試験が全国 4 か所で実施される。	2)3)	
1964	昭和 39	11		第 7 回全日本実業団剣道大会が日本武道館で開催される。	2)	
1964	昭和 39	11		全国警察官剣道大会が日本武道館で開催される。	2)	
1964	昭和 39	11		第 12 回全日本学生剣道選手権大会団体試合が大阪中央体育館で開催される。	2)	
1964	昭和 39	11		第 29 回早慶対抗剣道試合が神田国民体育館で開催される。	2)	
1964	昭和 39	11	29	第 12 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。戸田忠男五段(滋賀)が再び優勝する。	2)3)	
1965	昭和 40	4		第 11 回全日本東西対抗剣道試合が福岡市の九州電力体育館で開催される(東軍が連勝)。	2)3)	
1965	昭和 40	4	1	定款を改正して会則とする。薙刀を除く。	3)4)5)6)	
1965	昭和 40	5	3	第 13 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会、第四回全日本女子剣道優勝大会が大阪中央体育館で開催される。	3)	
1965	昭和 40	5	4-6	第 13 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1965	昭和 40	5	18	全剣連事務局が武道館地下に移転する。	3)4)5)6)	
1965	昭和 40	5	23	評議員会で大谷一雄副会長が理事長兼務となる。	3)	
1965	昭和 40	6	14	館野覚治が事務局長に就任する。	3)	
1965	昭和 40	9		日本武道館附属道場で全剣連定時練習(週二回)を開始する。	3)4)	
1965	昭和 40	10		第 20 回国体剣道大会が岐阜県関市で開催され、天皇皇后両陛下が御臨席になる。	2)3)	
1965	昭和 40	10		第 2 回高等学校教員資格試験(第 2 次)が東京で実施される。	2)	
1965	昭和 40	10		全国警察官剣道大会が日本武道館で開催される。	2)	
1965	昭和 40	11	14	第 8 回全日本実業団剣道大会が日本武道館で開催される。	2)	
1965	昭和 40	11	21	第 1 回国際社会人剣道大会が台北市で開催され、日本、中国、米国、琉球の 4 選手団が参加する。	2)3)4)	
1965	昭和 40	11		第 13 回全日本学生剣道選手権大会団体試合が日本武道館で開催される。	2)	
1965	昭和 40	11		第 30 回早慶対抗剣道試合が国民体育館で開催される。	2)	
1965	昭和 40	12		第 13 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。西山泰弘六段(東京)が優勝する。	2)3)	
1966	昭和 41	1	13	第 1 回全日本居合道大会が大阪城内修道館で開催される。	3)4)	
1966	昭和 41	5	3	第 14 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会並びに第 5 回全日本女子剣道優勝大会が、神戸中央体育館で開催される。	3)	
1966	昭和 41	5	4-6	第 14 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1966	昭和 41	7	24	第 12 回全日本東西対抗試合が札幌市中島スポーツセンターで開催される(西軍が 10 人を残して大勝)。	3)	
1966	昭和 41	7	31	道場連盟主催、第 1 回全日本少年剣道錬成大会が日本武道館で開催される。	3)4)	
1966	昭和 41	8	10-16	第 4 回中堅指導者講習会の会場が奈良市柳生正木坂道場と	3)	



西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
				なる。		
1966	昭和 41	9	10-12	第 1 回剣道審判講習会が日本武道館で開催される。	3)4)	
1966	昭和 41	10	24-26	第 21 回国体剣道大会が大分県杵築市杵築高校体育館で開催される。	3)	
1966	昭和 41	11	3	第 1 回全日本居合道大会が大阪城内修道館で試合形式を取り入れ開催される。	5)6)	
1966	昭和 41	12	4	第 14 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。千葉仁五段(東京)が優勝する。	3)	
1966	昭和 41	12		全日本女子学生剣道選手権大会が始まる。	7)	
1967	昭和 42	5	3	第 15 回全日本都道府県対抗試合並びに第 6 回全日本女子剣道優勝大会が大阪市立中央体育館で開催される。	3)	
1967	昭和 42	5	4-6	第 15 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1967	昭和 42	9	10	第 2 回全日本居合道大会が日本武道館で開催される。	3)	
1967	昭和 42	9	17	第 13 回全日本東西対抗試合が鹿児島市県立体育館で開催される(大将同士で東軍の勝ち)。	3)	
1967	昭和 42	10	4	国際親善剣道大会が日本武道館で開催され、11カ国 12 団体が参加する。代表者会議で国際剣道連盟を設立することが決議される。	3)4)5)6)	※8
1967	昭和 42	10	23-25	第 22 回国体剣道大会が埼玉県行田市行田商業高校体育館で開催される。	3)	
1967	昭和 42	11		全日本女子学生剣道選手権大会を日本武道館で併せ行う。	5)6)	
1967	昭和 42	12	3	第 15 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。堀田國弘七段(兵庫)が優勝する。	3)	
1968	昭和 43	3	29	全剣連杖道形(十二本)が制定される。	3)4)5)6)	※9
1968	昭和 43	5	3	第 16 回全日本都道府県対抗試合並びに第七回全日本女子剣道優勝大会が大阪市立中央体育館で開催される。	3)	
1968	昭和 43	5	4-6	第 16 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1968	昭和 43	5	15	合同稽古が初めて日本武道館で行われる。	3)4)5)6)	
1968	昭和 43	6		ハワイ移民百年祭記念剣道大会に、大谷理事長を団長とする 11 人の使節団を全日本剣道連盟が派遣する。	3)	
1968	昭和 43	7	21	明治百年記念剣道大会が日本武道館で開催される。同時に、物故功労者の慰霊祭並びに現存功労者の表彰を行う。	3)4)5)6)	
1968	昭和 43	9	15	第 14 回全日本東西対抗試合が福島市県営体育館で開催される(11 対 9 で東軍が勝つ)。	3)	
1968	昭和 43	10	2-4	第 23 回国体剣道大会が福井市森田体育館で開催される。	3)	
1968	昭和 43	10	113	第 2 回全日本居合道大会が岐阜市で開催される。	3)	
1968	昭和 43	12	1	第 16 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。山崎正平七段(新潟)が優勝する。	3)	
1969	昭和 44	3	13	長老範士十段斎村五郎没。3月23日青山葬儀所で全日本剣道連盟葬が行われる。	3)	
1969	昭和 44	4		称号審査規程および段位審査規程を改正する。同時に、試合規則および審判規則の一部を改正し、4月1日から実施する。	3)4)	
1969	昭和 44	5		全剣連居合七本(立技三本、坐技四本)が制定され、初めて京都大会で演武発表される。	5)6)	
1969	昭和 44	5	3	第 17 回全日本都道府県対抗試合並びに第 8 回全日本女子剣道優勝大会が大阪市立中央体育館で開催される。	3)	
1969	昭和 44	5	4-6	第 17 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1969	昭和 44	9	14	第十五回全日本東西対抗試合が広島市県立体育館において行われ、一本の僅差で西軍が辛勝した。	3)	
1969	昭和 44	10	5	第四回全日本居合道大会(山口市)で開催される。	3)	
1969	昭和 44	10	11-19	沖縄、台湾に親善使節団 22 人を派遣する。一行は 11 日羽田発、沖縄、台北、台中、高雄、台南の各地を訪問して 19 日帰国する。	3)4)	
1969	昭和 44	10	27-29	第 24 回国体剣道大会が長崎県小浜町の町営体育館で開催される。	3)	
1969	昭和 44	12	7	第 17 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。千葉仁六段(東京)が再び優勝する。	3)	
1970	昭和 45	4	4	国際剣道連盟(I.K.F)の創立総会が17カ国・地域の代表参加によって東京ヒルトンホテルで開催される。初代会長に全日本剣道連盟会長木村篤太郎が就任する。(事務局長に東大OB笠原利章が就任する。)	3)4)5)6)7)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1970	昭和 45	4	5	国際剣道連盟の発足に伴い、第 1 回世界剣道選手権大会東京大会(団体選手権試合)が日本武道館で開催される。	3)4)5)6)	
1970	昭和 45	4	10	同大阪大会(個人戦)が大阪市中央体育館で開催される。団体、個人とも日本代表が優勝する。	3)5)6)	※ 10
1970	昭和 45	5	3	第 18 回全日本都道府県対抗剣道大会、並びに第 9 回全日本女子剣道優勝大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1970	昭和 45	5	4-6	第 18 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1970	昭和 45	8	21	第 1 回全国高等学校定時制・通信制剣道大会が日本武道館で開催される。	3)4)5)6)	
1970	昭和 45	9	20	第 16 回全日本東西対抗剣道大会及び選抜優勝試合が高知市県民ホールで開催される。	3)	
1970	昭和 45	10	11-13	第 25 回国民体育大会剣道大会が、岩手県福岡町県立福岡高校体育館で開催される。	3)	
1970	昭和 45	11	3	第 5 回全日本居合道大会が大阪城内修道館で開催される。	3)	
1970	昭和 45	12	6	第 18 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。中村毅六段(東京)が優勝する。	3)	
1971	昭和 46	5	3	第 19 回全日本都道府県対抗剣道大会、並びに第 10 回全日本女子剣道選手権大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1971	昭和 46	5	4-6	第 19 回京都大会(京都市武徳殿)で開催される。	3)	
1971	昭和 46	8	16	第 1 回全国中学校選抜剣道大会が日本武道館で開催される。	3)4)	
1971	昭和 46	9	19	第 17 回全日本東西対抗剣道大会並びに選抜優勝試合が、新潟市市営体育館で開催される(10 対 9 で東軍が勝つ)。	3)	
1971	昭和 46	10	25-27	第 26 回国民体育大会剣道大会が和歌山県高野町高野山中学体育館で開催される。	3)	
1971	昭和 46	11	7	第 6 回全日本居合道大会が高松市で開催される。	3)	
1971	昭和 46	12	5	第 19 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。川添哲夫四段(東京)が学生選手として初めて優勝する。	3)	
1972	昭和 47	2	15	「全剣連広報」が創刊される。	3)4)5)6)	
1972	昭和 47	2	22	全日本剣道連盟の財団法人格取得が文部大臣から認可される。	3)4)5)6)	
1972	昭和 47	4		東大剣道部初の女子部員(柿嶋美子)が入部する。	7)	
1972	昭和 47	5	3	第 20 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会及び第 11 回全日本女子剣道選手権大会が、大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1972	昭和 47	5	4-6	第 20 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1972	昭和 47	5	15	沖縄の日本復帰実現。	3)4)5)	
1972	昭和 47	6	25	日本武道館において創立 20 周年記念式典を行う。創立以来の関係物故者の慰霊祭及び功労団体 51 団体の表彰式を行う。同時に、八段選抜優勝大会を開催し、警視庁の森島健男八段が優勝する。	3)4)5)6)	
1972	昭和 47	8	16	第 2 回全国中学生選抜剣道大会が日本武道館で開催される。	3)	
1972	昭和 47	9	3	第 7 回全日本居合道大会が目黒体育館で開催される。	3)	
1972	昭和 47	9	17	第 18 回全日本東西対抗剣道大会が秋田市県立体育館で開催される。	3)	
1972	昭和 47	9	27	志道会会長懇談会が開催される。	3)	
1972	昭和 47	10	23-25	第 27 回国民体育大会剣道大会が、鹿児島市津曲学園高校体育館で開催される。	3)	
1972	昭和 47	11	24-26	日本武道祭が日本武道館で開催される。	3)	
1972	昭和 47	12	3	第 20 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。千葉仁六段(東京)が三度めの優勝する。	3)	
1973	昭和 48	4	8	第 2 回世界剣道選手権大会がアメリカのロサンゼルスで開催される。団体試合は、ロスのメモリアルスポーツアリーナで、個人選手権試合は 14 日にサンフランシスコのウインターランド屋内競技場で開催される。団体・個人ともに日本が連続優勝する。	3)5)6)	
1973	昭和 48	5	3	第 21 回全日本都道府県対抗剣道試合並びに第 12 回全日本女子剣道選手権大会が、大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1973	昭和 48	5	4-5	沖縄復帰記念特別国体剣道大会が郡覇高校体育館で開催される。	3)	
1973	昭和 48	5	4-6	第 21 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1973	昭和 48	7		沖縄県剣道連盟が財団法人格を取得する。	5)6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1973	昭和 48	8	16	第 3 回全国中学生選抜剣道優勝大会が日本武道館で開催される。	3)	
1973	昭和 48	9	15	第 8 回全日本居合道大会が札幌市で開催される。	3)	
1973	昭和 48	9	30	第 19 回全日本東西対抗剣道大会並びに選抜優勝試合が、岡山市県立武道館で開催される(10 対 8 で西軍が勝つ)。	3)	
1973	昭和 48	10	15-17	第 28 回国民体育大会剣道大会が千葉県館山市民センターで開催される。	3)	
1973	昭和 48	10	31	日本船舶振興会に事業補助を申請する。	3)5)6)	
1973	昭和 48	12	2	第 21 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。山田博徳五段(熊本)が優勝する。	3)	
1973	昭和 48	12	3	範士九段小野十生、同田中知一、同森田文十郎、同岸川辰次が、全剣連相談役に委嘱される(理事会、評議員会)。居合道試合規則並びに同審判規則の制定が承認される。	3)	
1974	昭和 49	1	19-20	第 1 回高段者研究会が東京四谷番町共済会館で開催される。	3)4)	
1974	昭和 49	2	9	長老範士十段持田盛二没<89>。3 月 2 日に青山葬儀場で全日本剣道連盟葬が行われる。	3)	
1974	昭和 49	2	22	範士十段大麻勇次没。3 月 18 日、佐賀県立体育館で全日本剣道連盟葬が行われる。	3)	
1974	昭和 49	3	2	全剣連初代会長木村篤太郎が辞任する。後任に前最高裁判所長官の石田和外が選任される。以下のように改選される。名誉会長に木村篤太郎、会長に石田和外、副会長に河合堯晴、児玉幸蔵、玉利三之助、松本敏夫、専務理事に大島功となる。	3)4)5)7)	
1974	昭和 49	5	3	第 22 回全日本都道府県対抗剣道大会並びに第 13 回全日本女子剣道選手権大会が大阪市立中央体育館で開催される。	3)	
1974	昭和 49	5	4-6	第 22 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1974	昭和 49	7		都道府県連から中古剣道具 127 組の供出をうけ海外に寄贈する。	3)	
1974	昭和 49	8	4	第 1 回全日本杖道大会が東京・芝高校で開催される。	3)4)5)6)	
1974	昭和 49	8	16	第 4 回全国中学生選抜剣道優勝大会が日本武道館で開催される。	3)	
1974	昭和 49	9	29	第 20 回全日本東西対抗剣道試合が奈良市中央体育館で開催される。奈良市が誇る武道場が鴻の池に完成したことを記念する。	3)	
1974	昭和 49	10	21-23	第 29 回国民体育大会剣道大会が、茨城県下館市立下館中学体育館で開催される。	3)	
1974	昭和 49	10	28	財団法人全日本剣道道場連盟が設立する。	3)4)5)6)	
1974	昭和 49	11	2	全日本実業団剣道連盟は会長矢野一郎の辞任を承認する。後任会長に日本鉱業会長の河合堯晴を選任する。	3)	
1974	昭和 49	11	3	第 9 回全日本居合道大会が静岡市市民体育館で開催される。	3)	
1974	昭和 49	11	13	本村篤太郎名誉会長に勲一等旭日大綬章が親授される。12 月 8 日、九段会館において祝賀会が催される。	3)	
1974	昭和 49	12	8	第 22 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。横尾英治五段(和歌山)が優勝する。	3)	
1975	昭和 50	4	5	中華民国剣道使節団の謝徳仁会長以下 15 名が来日する。	3)	
1975	昭和 50	4	11-12	国際剣道連盟理事会が山中湖畔で開催される。	3)	
1975	昭和 50	5	3	第 23 回全日本都道府県対抗剣道大会並びに第 14 回全日本女子剣道選手権大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1975	昭和 50	5	4-6	第 23 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1975	昭和 50	5	8	英エリザベス女王が日本体育演技を代々木・第二体育館で観覧される。	3)	
1975	昭和 50	5	14	「剣道の理念」「剣道修練の心構え」が制定される。	3)4)5)6)	
1975	昭和 50	8	2-16	外国人指導者夏季講習会が勝浦市日本武道館研修センターで開催される。	4)5)6)	※ 11
1975	昭和 50	8	3	第 2 回全日本杖道大会が早稲田記念会館で開催される。ニューヨーク剣道武者修業団が管団長以下 14 名来日する。	3)	
1975	昭和 50	8		関東学生剣道連盟が第 2 回訪韓親善使節団を送る。(東大から選手で伊藤昌孝が参加する。)	7)	
1975	昭和 50	8	16	第 5 回全国中学生選抜剣道優勝大会が日本武道館で開催される。	3)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1975	昭和 50	9	28	第 21 回全日本東西対抗剣道大会が岐阜市県民体育館で開催される。	3)	
1975	昭和 50	10	27-29	第 20 回国民体育大会剣道大会が三重県尾鷲市体育文化会館で開催される。	3)	
1975	昭和 50	11	3	第 10 回全日本居合道大会が別府市で開催される。	3)	
1975	昭和 50	12	7	第 23 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。川添哲夫五段(高知)が再優勝する。	3)	
1976	昭和 51	2	6-7	第 2 回高段者研究会が海洋会館で開催される。	3)	
1976	昭和 51	4	17-18	第 3 回世界剣道選手権大会が英国ミルトンキーンズで開催される。 団体・個人とも日本が優勝する。	3)4)5)6)	
1976	昭和 51	5	3	第 24 回全日本都道府県対抗優勝大会・第 15 回全日本女子剣道選手権大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1976	昭和 51	5	4-6	第 24 回京都大会が旧武徳殿で開催される。	3)	
1976	昭和 51	7	5	財団法人全日本学校剣道連盟が設立する。	3)4)5)6)	
1976	昭和 51	7	10-16	第 14 回剣道中堅指導者講習会が奈良市柳生で開催される。	3)	
1976	昭和 51	7	25	第 3 回全日本杖道大会が巣鴨学園で開催される。	3)	
1976	昭和 51	8	7-22	第 2 回外国人指導者研修会が解脱会練心館で開催される。	3)	
1976	昭和 51	8	8	第 11 回全日本少年剣道錬成大会が日本武道館で開催される。	3)	
1976	昭和 51	8	16	第 6 回全国中学生選抜剣道優勝大会が日本武道館で開催される。	3)	
1976	昭和 51	8	18	日光大会が開催される。	3)	
1976	昭和 51	8	31	台湾剣道使節団が来日する。	3)	
1976	昭和 51	9	26	第 22 回全日本東西対抗剣道大会が福岡市民体育館で開催される。	3)	
1976	昭和 51	10	25-27	第 31 回国体剣道大会が佐賀県武雄市で開催される。	3)	
1976	昭和 51	10	31	第 11 回全日本居合道大会が福島市で開催される。	3)	
1976	昭和 51	11		静岡県剣道連盟が社団法人格を取得する。	5)6)	
1976	昭和 51	12	5	第 24 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。右田幸次郎四段(熊本)が優勝する。	3)	
1976	昭和 51	12	6	『幼少年剣道指導要領』を発刊する。	3)4)5)6)	
1977	昭和 52	1	29	武道協議会加盟を理事会決定する。	3)4)5)6)	
1977	昭和 52	2	5-6	第 3 回高段者研究会が海洋会館で開催される。	3)	
1977	昭和 52	4	22	武道協議会発会式が日本武道館で開催される。	3)4)5)6)	
1977	昭和 52	4	26	全剣連副会長・児玉幸蔵没。	3)	
1977	昭和 52	5	3	第 25 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会・第 16 回全日本女子剣道選手権大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1977	昭和 52	5	4-6	第 25 回京都大会が旧武徳殿で開催される。	3)	
1977	昭和 52	6	20	(理事会・評議員会)副会長に河合堯晴氏・結城令聞氏が選出される。剣道試合・審判規則一部改正案が承認される(施行時期未定)。	3)	
1977	昭和 52	7	9-15	第 15 回剣道中堅指導者講習会が奈良市柳生で開催される。	3)	
1977	昭和 52	7	31	第 4 回全日本杖道大会が巣鴨学園ギムナシオンで開催される。	3)	
1977	昭和 52	8	2-14	第 3 回外国人指導者研修会が解脱会練心館道場で開催される。	3)	
1977	昭和 52	8	16	第 7 回全国中学生選抜剣道優勝大会が日本武道館で開催される。	3)	
1977	昭和 52	8	18	日光大会が開催される。	3)	
1977	昭和 52	9	11	昭和 52 年度(第 1 回)全日本少年武道(剣道)錬成大会を日本武道館と共催する。	3)4)5)6)	
1977	昭和 52	9	18	第 23 回全日本東西対抗剣道大会が静岡県立草薙体育館で開催される。	3)	
1977	昭和 52	10	3-5	第 32 回国体剣道大会が青森県南部町で開催される。	3)	
1977	昭和 52	10	30	第 12 回全日本居合道大会が広島県宮島町で開催される。	3)	
1977	昭和 52	12	11	第 25 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。小川功七段(大阪)が優勝する。	3)	
1978	昭和 53	1	28-29	第 4 回高段者研究会が海洋会館で開催される。	3)	
1978	昭和 53	2	9	国会議員による武道議員連盟が結成される。会長に早川崇氏が就任する。	3)4)5)6)	
1978	昭和 53	2	19	第 1 回全日本古武道演武大会が日本武道館で開催される。	3)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1978	昭和 53	2	25-26	剣道試合・審判規則中央研修会が警視庁武道館で開催される。	3)	
1978	昭和 53	3	28	総理大臣招待スポーツ関係者懇談会が首相官邸で開催される。	3)	
1978	昭和 53	3	29	(理事会・評議員会) 剣道試合・審判規則の実施時期を昭和 54 年 4 月 1 日と決定する。平安神宮社殿復興事業に協賛決定する。	3)	
1978	昭和 53	5	3	第 26 回都道府県対抗剣道優勝大会・第 17 回全日本女子剣道選手権大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1978	昭和 53	5	4-6	第 26 回京都大会が旧武徳殿で開催される。	3)	
1978	昭和 53	5	12-13	国際剣道連盟理事会が熱海で開催される。	3)	
1978	昭和 53	6	5	文部省、全剣連連絡会議が開催される。	3)	
1978	昭和 53	7	8-14	第 16 回中堅指導者講習会が奈良市柳生で開催される。	3)	
1978	昭和 53	7	29-30	53 年度全日本少年武道(剣道)錬成大会が日本武道館で開催される。	3)	
1978	昭和 53	7	30-8.13	外国人指導者研修会が北本市解脱会で開催される。	3)	
1978	昭和 53	7	30 日	第 5 回全日本杖道大会が巣鴨学園ギムナシオンで開催される。	3)	
1978	昭和 53	8	16	第 8 回全国中学生選抜剣道優勝大会が日本武道館で開催される。	3)	
1978	昭和 53	8	18	日光大会が開催される。	3)	
1978	昭和 53	9	4-25	日本武道館派遣訪欧武道団に全剣連から、専務理事大島功、範士九段中野八十二、範士八段小森園正雄が参加する。同 25 日に帰国する。	3)	
1978	昭和 53	10	11	第 24 回全日本東西対抗剣道大会が熊本市体育館で開催される。	3)	
1978	昭和 53	10	16-18	第 33 回国体剣道大会が長野県中野市で開催される。	3)	
1978	昭和 53	10	28	居合道有志から居合道大会に優勝旗・杯が寄贈される。	3)	
1978	昭和 53	10	29	第 13 回全日本居合道大会が鹿児島県立体育館で開催される。	3)	
1978	昭和 53	12	10	第 26 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。石橋正久五段(福岡)が優勝する。	3)	
1978	昭和 53	12	11	(理事会・評議員会) 道場建設の全員一致の同意を得て、募金の具体案作成にかかる。	3)	
1979	昭和 54	1	5-7	第 1 回全国スポーツ少年団剣道交流大会が代々木オリンピック記念青少年総合センターで開催される。	3)4)5)6)	
1979	昭和 54	1	29-30	第 5 回高段者研究会が北本市解脱会錬心館で開催される。	3)	
1979	昭和 54	5	3	第 27 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会・第 18 回全日本女子剣道選手権大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1979	昭和 54	5	4-6	第 27 回京都大会が旧武徳殿で開催される。	3)	
1979	昭和 54	5	9	石田和外会長没。5 月 31 日に青山葬儀所で石田家葬儀が行なわれる(葬儀委員長は最高裁長官服部高顕)。	3)4)5)	
1979	昭和 54	6	19	(理事会・評議員会) 54-55 年度役員改選が行なわれる。第二代会長に河合堯晴が選出される。副会長に庄子宗光、大島功、結城令聞、小沢丘、専務理事に斎村龍雄が選出される。	3)4)5)	
1979	昭和 54	7	7-13	第 17 回中堅指導者講習会が奈良市柳生で開催される。	3)	
1979	昭和 54	7	28-29	54 年度全日本少年武道(剣道)錬成大会が日本武道館で開催される。	3)	
1979	昭和 54	7	29	第 6 回全日本杖道大会が巣鴨学園ギムナシオンで開催される。	3)	
1979	昭和 54	8	2	国際剣道連盟総会・親善試合が開催される。	3)	
1979	昭和 54	8	4-5	第 4 回世界剣道選手権大会が札幌市真駒内屋競技場で開催される。団体・個人とも日本が優勝する。	3)5)6)	
1979	昭和 54	8	7-12	第 5 回外国人指導者講習会が北本市解脱会錬心館で開催される。	3)	
1979	昭和 54	8	16	第 9 回全国中学生選抜剣道優勝大会が日本武道館で開催される。今回から女子部が分離される。	3)	
1979	昭和 54	8	18	日光大会が開催される。	3)	
1979	昭和 54	9	30	第 25 回全日本東西対抗剣道大会が水戸市民体育館で開催される。	3)	
1979	昭和 54	10	7	日本武道館開館十五周年記念・剣道範士八段選抜優勝大会が日本武道館で開催される。伊保清次範士八段が優勝する。	3)	
1979	昭和 54	10	15-17	第 34 回国体剣道大会が宮崎県高千穂町で開催される。	3)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1979	昭和 54	10	28	第 14 回全日本居合道大会が箱根小涌園で開催される。	3)	
1979	昭和 54	12	9	第 27 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。末野栄二六段(鹿児島)が優勝する。	3)	
1980	昭和 55	2	8-9	第 6 回高段者研究会が解脱会練心館道場で開催される。	3)	
1980	昭和 55	3	21	(理事会・評議員会)全剣連居合追加三本が承認され、十本となる。	3)4)5)6)	
1980	昭和 55	5	3	第 28 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会・第 19 回全日本女子剣道選手権大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1980	昭和 55	5	4-6	第 28 回京都大会が旧武徳殿で開催される。	3)	
1980	昭和 55	5	6	故範士九段森田文十郎氏夫人より全剣連の基金として金壱千萬元が寄贈される。	3)	
1980	昭和 55	6	17	(理事会・評議員会)称号・段位審査規程一部改正案が承認される。	3)4)	
1980	昭和 55	7	10-16	第 18 回中堅指導者講習会が奈良市柳生で開催される。	3)	
1980	昭和 55	7	20	第 7 回全日本杖道大会が巣鴨学園ギムナシオンで開催される。	3)	
1980	昭和 55	7	26-27	55 年度全日本少年武道(剣道)錬成大会が日本武道館で開催される。	3)	
1980	昭和 55	7	31-8.10	外国人指導者研修会が北本市解脱会で開催される。	3)	
1980	昭和 55	8	18	日光大会が開催される。	3)	
1980	昭和 55	8	22	第 10 回全国中学校選抜剣道優勝大会が日本武道館で開催される。今回から学校内活動の大会となる。	3)	
1980	昭和 55	9	28	第 26 回全日本東西対抗剣道大会が鳥取で開催される。	3)	
1980	昭和 55	10	13-15	第 35 回国体剣道大会が日光市体育館で開催される。	3)	
1980	昭和 55	10	26	第 15 回全日本居合道大会が愛媛県総合運動公園体育館で開催される。	3)	
1980	昭和 55	11		文部省体育実技(剣道)認定講習が勝浦・大阪・熊本で開催される。	3)	
1980	昭和 55	12	7	第 28 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。外山光利五段(宮崎)が優勝する。	3)	
1980	昭和 55	12	8	(理事会・評議員会)科学委員会が設置される。	3)4)5)6)	
1981	昭和 56	2	3	加盟団体会長懇談会が九段会館で開催される。	3)	
1981	昭和 56	2	19-21	第 7 回高段者研究会が北本市解脱会で開催される。	3)	
1981	昭和 56	4	27	30 周年準備委員会が発足する。	3)	
1981	昭和 56	5	3	第 29 回都道府県対抗剣道優勝大会・第 20 回全日本女子剣道選手権大会が大阪市中央体育館で開催される。	3)	
1981	昭和 56	5	4-6	第 29 回京都大会が旧武徳殿で開催される。	3)	
1981	昭和 56	5	19	全剣連創立 30 周年記念事業実行委員会発会式が開催される。	3)	
1981	昭和 56	6	16	(理事会・評議員会)剣道試合・審判規則一部改正を承認する。杖道試合・審判規則制定を承認する。	3)4)	
1981	昭和 56	6	16	河合堯晴会長勲一等瑞宝章叙勲祝賀会が九段会館で開催される。	3)	
1981	昭和 56	7	2-5	第 19 回中堅指導者講習会が奈良市柳生で開催される。今回から期間が短縮される。	3)	
1981	昭和 56	7	25-26	56 年度全日本少年武道(剣道)錬成大会が日本武道館で開催される。	3)	
1981	昭和 56	7	26	第 8 回全日本杖道大会が巣鴨学園ギムナシオンで開催される。	3)	
1981	昭和 56	7	29-8.9	外国人指導者研修会が北本市解脱会で開催される。	3)	
1981	昭和 56	8	18	日光大会が開催される。	3)	
1981	昭和 56	8	25	第 11 回全国中学校選抜剣道優勝大会が日本武道館で開催される。	3)	
1981	昭和 56	9	16	(理事会・評議員会)学振対策委員会を廃止し、試合・審判規則委員会が新設される。	3)4)5)6)	
1981	昭和 56	9	20	第 27 回全日本東西対抗剣道大会が徳島県立体育館で開催される。	3)	
1981	昭和 56	10	14-16	第 36 回国体剣道大会が滋賀県今津中学校で開催される。	3)	
1981	昭和 56	10	25	第 16 回全日本居合道大会が茨城県東町運動公園体育館で開催される。	3)	
1981	昭和 56	10	27	国際交流基金派遣中近東訪問日本伝統スポーツ使節団に全剣連から使節団長として河合堯晴会長ほか剣士 4 名を派遣する(11 月 22 日まで)。	3)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1981	昭和 56	12	4	文部省学校体育実技(剣道)認定講習を宮崎市で実施する。大垣市(10月)・勝浦市(11月)でも実施する。	3)	
1981	昭和 56	12	6	第 29 回全日本剣道選手権大会が日本武道館で開催される。中田琇士六段(東京)が優勝する。	3)	
1982	昭和 57	3	25-27	第 8 回高段者研究会が北本市解脱会研修会館で開催される。	3)	
1982	昭和 57	3	28-30	第 4 回全国スポーツ少年団剣道交流大会がオリンピック記念青少年総合センターで開催される。	3)	
1982	昭和 57	5	3	第 30 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会・第 21 回全日本女子剣道選手権大会が大阪府中央体育館で開催される。	3)	
1982	昭和 57	5	4-6	第 30 回京都大会が京都市武徳殿で開催される。	3)	
1982	昭和 57	6	20	創立 30 周年記念行事で物故者慰霊祭、表彰式、剣道選手権者選抜優勝大会を日本武道館で、祝賀パーティーを九段会館で開催する。 同時に「三十年史」を出版する。	4)5)6)	※ 12
1982	昭和 57	7	31-8.1	第 5 回世界剣道選手権大会がブラジル・サンパウロ市で開催される。	4)5)6)	
1982	昭和 57	8	8	名誉会長木村篤太郎没。	4)5)	
1982	昭和 57	11	4	(理事会・評議員会)京都旧武徳殿修復保存事業の募金協力を決定する。	4)5)6)	
1983	昭和 58	4		東京都剣道連盟が財団法人格を取得する。	5)6)	
1983	昭和 58	6	23	任期満了に伴う役員改選がある。河合堯晴に代わり、庄子宗光を会長に選出する。河合堯晴は名誉会長になる。	4)5)7)	
1983	昭和 58	11	4	次年度事業計画で剣道六段の地方審査会を増加し、原則として東西 2 箇所で行う。	4)5)6)	
1983	昭和 58	11	13	天皇陛下行幸を仰ぎ、済寧館創設百周年記念武道大会が開催される。	4)5)6)	
1984	昭和 59	3	23	全日本剣道選手権大会の試合内容の充実を図るため、出場資格を次回大会より六段以上に制限すること、勝負に判定を取り入れることを決定する。「相談役に関する内規」を制定する。	4)5)6)	
1984	昭和 59	6	26	「日本剣道形の指導上の留意点」を決定する。	4)5)6)	
1984	昭和 59	7	28-29	全日本少年剣道錬成大会の予選リーグの試合判定を、切り返しおよび掛り稽古によって行う。	4)5)6)	
1984	昭和 59	8	21	第 1 回全国家庭婦人剣道大会が日本武道館で開催される。読売新聞社と日本武道館の共催となる。	4)5)6)	
1984	昭和 59	11	3	出場資格変更の全日本剣道選手権大会が開催される。原田六段(京都府)が優勝する。	4)5)6)	
1985	昭和 60	4	13-14	第 6 回世界剣道選手権大会がパリ市クーベルタン体育館で開催される。23 カ国・地域が参加する。	4)5)6)	
1985	昭和 60	5	3	全日本都道府県対抗剣道大会が開催される。宮崎県は 3 年連続優勝の偉業を達成する。	4)5)6)	
1985	昭和 60	6	6	河合堯晴名誉会長没。	4)	
1985	昭和 60	6	26	任期満了による役員改選を行う。庄子会長に代わり、大島功会長が選任される(専務理事に東大OB武安義光)。 「日本剣道形審査上の着眼点」「制定居合審判、審査上の着眼点」「制定杖道審判・審査上の着眼点」を決定する。「剣道試合運営について」「幼少年剣道指導要領改訂版」が承認される。	4)5)6)7)	※ 13
1985	昭和 60	11	4	昭和 61 年度よりの分担金・審査料・登録料の改定「値上げ」が決定される。また、若手剣士養成を図るための特別講習会を 61 年度事業とする方針を確認する。	4)5)6)	
1986	昭和 61	3	31	昭和 58 年より 3 年間の京都旧武徳殿修復募金は全剣連関係として、約 1 億 3 千万円を集める。	4)5)6)	
1986	昭和 61	6	27	試合規則一部改正する。	4)5)6)	
1986	昭和 61	7	26	「他の任意団体会員の全剣連としての取扱い」に関する通達を出す。	4)5)6)	
1986	昭和 61	9	17	試合審判規則改正のための特別委員会が発足する。	4)5)6)	
1986	昭和 61	10	18	庄子宗光名誉会長逝去。12 月 8 日に庄子氏追悼会を開催する。	4)5)	
1986	昭和 61	12	9	会員の登録データ等の管理のための電算機システム「K-250」の導入を決定する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	2	4	第 1 回都道府県剣連専務理事・理事長会議を開催する。	4)5)6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1987	昭和 62	3	3	第 1 回全国組織団体懇談会を開催する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	3	18	「アマチュア規定」に代えて「全剣連登録者規定」を制定する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	4	10	改訂「剣道試合・審判規則」を制定する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	4	17-19	「剣道形・審判講習会」を「剣道中央講習会」と名称を改めて開催する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	5	31	5 月 3 日の都道府県対抗剣道大会の午前に行っていた、全日本女子剣道選手権大会を独立させ、大阪・守口市市民体育館で開催する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	6	1	「全剣連広報」第 70 号を月刊化第 1 号として発行する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	6		全剣連初のビデオシリーズとして「日本剣道形」(1 巻)「剣道指導要領」(3 巻)を完成し、一般頒布を開始する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	6	26	(理事会・評議員)任期満了に伴う役員改選を実施する。事務局職員の定年延長制度の廃止、常勤嘱託制度の新設を決定する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	7	1	愛知県剣道連盟が財団法人格を取得する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	7	1-5	第 25 回剣道中堅指導者講習会の参加資格を七段・50 歳以下とする。	4)5)6)	
1987	昭和 62	7		特別講習会として訪韓特別合宿を実施する。	4)5)	
1987	昭和 62	9	18	専門委員会の整理・再編成を決定する。	4)5)6)	
1987	昭和 62	11	26	全剣連創立 35 周年記念事業として、都道府県剣連より推薦のあった剣道功績者 169 名に、錬・教士の称号を来年 1 月 1 日付をもって授与する。	4)5)6)	
1988	昭和 63	3	16	(理事会・評議員会)「全剣連主催・主管の大会、審査会、講習会など、諸行事の簡素化と接遇等の自粛について」の申し合わせを行う。事務局服務内規を改正し、月 2 回土曜日を休日にする 4 週 6 休制を採用する。新たに(財)日本小型自動車振興会よりの補助金交付が内定する。	4)5)6)	
1988	昭和 63	3	31	錬士受有後 7 年以上の者に教士号を授与できる移行措置が終了する。	4)5)6)	
1988	昭和 63	5	7	剣道六段審査より、受付および審査を年齢別に 2 部に分けて行うシステムを採用する。	4)5)6)	
1988	昭和 63	5	28-29	第 7 回世界剣道選手権大会が韓国ソウル市 8・8 体育館で開催される。21 ヲ国・地域が参加する。	4)5)6)	
1988	昭和 63	6	10	初の杖道のビデオが完成する。	4)5)6)	
1988	昭和 63	8	6-7	第 1 回女子剣道指導者講習会が横浜市民防災センターで開催される。120 名参加する。	4)5)6)	
1988	昭和 63	9	3-4	第 1 回高齢者剣道講習会が富山県宮武道館で開催される。120 名受講する。	4)5)6)	
1988	昭和 63	9	21	国体剣道大会の組み合わせ抽選を全剣連が直営で行う。第 2 巡第 1 回の京都大会の抽選から実施する。	4)5)6)	
1988	昭和 63	11	3	第 36 回全日本剣道選手権大会から試合舞台を用いず、道場床面で実施する。参加記念品に記名入り銀杯を贈る。	4)5)6)	
1988	昭和 63	11	23	秋の六段審査会を、東京に加え名古屋でも行う。名古屋の受審者は 6 百人弱で、28 日の東京の受審者と合計すると 2 千人を突破する。	4)5)6)	※ 14
1989	平成元	1	7	昭和天皇崩御。明仁皇太子即位。平成に改元。	5)6)	
1989	平成元	2	10	文部省、小・中学・高校の学習指導要領改訂案を発表する。体育の時間の増加と武道の名が復活する。	4)5)6)	
1989	平成元	3	16	「称号審査規定・段位審査規定」を改訂する。昇段のための修業期間などは猶予期間において平成 2 年度より実施する。消費税新設に伴い、審査料、登録料、受講料などに消費税分を上乗せする。	4)5)6)	※ 15
1989	平成元	4	1	中古剣道具の収集事業を試験的に開始する。	4)5)6)	
1989	平成元	5	3	京都大会の日程を 1 日延ばし 4 日間として実施する。第 1 日は杖道、居合道、各種武道に当てる。	4)5)6)	
1989	平成元	5	4	第 2 日目よりの 3 日間を剣道に当て、4 会場で行っていた六・七段の演武を 2 会場で行うなど改善する。	4)5)6)	
1989	平成元	5	8	七段審査における実技時間を 1 分から 1 分半に延長する。	5)6)	
1989	平成元	6	21	(理事会・評議員会)任期満了に伴う役員の改選を行う。全日本剣道選手権大会の出場人数を従来の 58 人から 64 人に増やす。各剣連の六段以上受有者の数を考慮して割り当てる。段位審査規定の二段受審のための修業年限を 1 年に戻す。	4)5)6)	※ 16



西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1989	平成元	10		山口県剣道連盟が財団法人格を取得する。	6)	
1989	平成元	11	3	第37回全日本剣道選手権大会を開催する。初めて不戦勝なし、シードなしの運営が可能になる。	4)5)6)	
1989	平成元	11	4-5	全国健康福祉祭りおおいだ大会において、高齢者だけの第1回剣道親善交流大会が開催される。	4)5)6)	
1990	平成2	3		千葉県剣道連盟が財団法人格を取得する。	4)5)6)	
1990	平成2	3		日本船舶振興会よりの補助金が二年度より打ち切られる。	4)5)6)	
1990	平成2	4	1	事務局の組織改組を行い、経理課・企画・広報室を新設する。改訂「段位審査規定」を完全実施する。	4)5)6)	※17
1990	平成2	4	7-8	剣道地区講習会が金沢市・大津市で口火を切る。本年度より、全剣連と開催剣連との共催により行う。	4)5)6)	
1990	平成2	4	14	剣道中央講習会終了後に、東京都のほかに関東近県からの女子剣士による女子剣道に関する懇談会を開催する。	4)	
1990	平成2	5	3	第38回全日本都道府県対抗剣道優勝大会を、大阪地区の会場の関係で、西京極・京都市立体育館で開催する。	4)	
1990	平成2	6	19	全日本剣道選手権大会の出場資格を緩和し、本年度より五段の出場を認める。	4)5)6)	
1990	平成2	7		13組の剣道用具を訪ソする東海大学野球部に依託し、モスクワ市剣道協会に寄贈する。	4)5)6)	
1990	平成2	9	9	全日本女子剣道選手権大会の開催時期を春から秋に移し、第29回大会を全剣連の単独主催とし守口市体育館で開催する。	4)5)6)	
1990	平成2	10	13	新設の東京武道館で、第25回全日本居合道大会を開催する。	4)5)6)	
1990	平成2	11	3	第38回全日本剣道選手権大会の第1回戦を2試合場で行う。判定を1回戦に限る。	4)5)6)	
1991	平成3	2	1	「全剣連広報」を通算114号より「剣窓」と改題する。一般剣道愛好者を対象とする月刊誌を目指す。	4)5)6)	
1991	平成3	2		千葉県剣連が財団法人格を取得する。	4)	
1991	平成3	3	18	「段位審査規定」を改正する。八段審査の二次審査の審査員の数を14名に変更する。	4)5)6)	※18
1991	平成3	4	1	分室(九段北三丁目のNTT九段庁舎)を開設する。登録・国際・広報などの事務部門が移動する。新計算機システムK1670を導入する。	4)5)6)	
1991	平成3	5	7	八段審査会受審は75才未満の制限を撤廃する。	4)5)6)	
1991	平成3	6	20	(理事会・評議員会)任期満了に伴う役員の変更を行う。	4)	
1991	平成3	6	29-30	第8回世界剣道選手権大会がカナダ・トロント市で開催される。29カ国・地域が参加する。	4)5)6)	
1991	平成3	7	1	「剣窓」が第三種郵便物の認可を得る。	4)5)6)	
1991	平成3	8		収集した中古と寄贈を受けた新品の剣道具110組を第1回分として13カ国に発送する。	4)5)6)	
1991	平成3	8	25	剣道七段審査を夏に1回増やし、福岡市で開催する。	4)5)6)	※19
1991	平成3	9		専門委員として、初めて女性委員2名を委嘱する。	4)5)6)	
1991	平成3	10		広島県剣道連盟が財団法人格を取得する。	5)6)	※20
1991	平成3	10	19	全日本学生剣道連盟は試合における二刀使用の禁止解除の決定を行う。	4)5)6)	
1991	平成3	11	2	剣道八段審査に剣道形を加えること、受審のための剣連での審議を経る必要を無くすることなど、段位審査規定を改正する。	4)5)6)	※21
1991	平成3	11	3	第39回全日本剣道選手権大会を開催する。宮崎正裕選手(神奈川)が大会史上初の2年連続優勝を達成する。	4)5)6)	
1991	平成3	12	8	関東女子社会人剣道懇親大会が発足する。第1回大会が羽田・荏原製作所体育館で開催される。	4)	
1992	平成4	3	27	第1回全国高校選抜大会が愛知県春日井市総合体育館で開催される。JR東海の援助により、高校体育連盟と共催する。	4)5)6)	
1992	平成4	4	1	埼玉県剣連が財団法人格を取得する。	4)5)6)	
1992	平成4	4	14	剣道中央講習会を本年より東西に二分して行う。第1回西日本中央講習会が姫路市で3日間開催される。	4)5)6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1992	平成4	5	3	第40回を迎えた京都大会の名称を改め、全日本剣道演武大会とする。明治28年に始まった武徳会の大会を通算し、第88回演武大会とする。	4)5)6)	
1992	平成4	5	7-8	各剣連での予備選考を省いた剣道八段審査は、9百人の受審者を集め、2日間かけて実施される。	4)5)6)	
1992	平成4	5	17	京都での剣道六段審査を名古屋市と分けて実施し、8百人余の審査を実施する。	4)5)6)	
1992	平成4	6	9	新事業の剣道八段研修会(新八段を中心)が、埼玉県県民活動総合センターで3日間実施される。	4)5)6)	
1992	平成4	6	17	青森県N氏につき、称号・段位の剥奪処分を決定する。	4)5)	
1992	平成4	7	17	杖道中央講習会が千葉県勝浦市で3日間実施される。初めて剣連からの推薦による指導者を集める。	4)5)6)	
1992	平成4	9	26	「剣道功労章程」の改正を決定する。特別に功労ある者の頭彰を行う途を開く。全剣連設立四十周年記念行事・事業を決定する。	4)	
1992	平成4	9	27	第38回東西対抗剣道大会が福岡市で開催される。全剣連四十周年記念の女子対抗試合および若手剣士を加える配慮を行う。	4)5)6)	
1992	平成4	10	18	第27回全日本居合道大会が開催される。東京都が4年連続優勝する。	4)5)6)	
1992	平成4	11	2	剣道特別功労者として大野操一郎氏、矢野一郎氏を決定する。また設立四十周年の表彰者・感謝状贈呈者を決定する。	4)5)6)	
1992	平成4	11	3	第40回全日本剣道選手権大会が開催される。石田利也選手(大阪)が優勝する。決勝戦は弟の石田洋二選手(大阪)で、初の兄弟対決として話題を呼ぶ。	4)	
1992	平成4	11	5	四十周年記念事業の公募したポスター図案の入選者を決定する。	4)5)6)	
1992	平成4	12	1	全剣連設立四十周年記念式典・祝賀会が、帝国ホテルで開催される。	4)5)6)	
1992	平成4	12	23	全剣連四十周年記念出版「剣道界と全剣連のあゆみ この10年」が出版される。	5)6)	
1993	平成5	4		長崎県剣道連盟が財団法人格を取得する。	5)6)	
1993	平成5	5	4	平安神宮建立百年記念事業に剣道界から賛助を行う。	5)6)	
1993	平成5	5	12	名古屋市の剣道六段審査会で、受審番号の付与・組み合わせなどに初めてコンピュータシステムを導入する。	5)6)	
1993	平成5	6	7	大島功全剣連会長逝去。	5)	
1993	平成5	6	22	(理事会・評議員会)景山二郎(東大OB)を会長に選任する。	5)7)	
1993	平成5	7	7	大島前会長の葬儀が、全剣連と大島家の合同葬として東京・信濃町の千日谷会堂で実施される。	5)	
1993	平成5	9	19	第39回全日本東西対抗剣道大会が横浜文化体育館で開催される。引き分け無し全勝負を決することとする。	5)6)	
1993	平成5	10	1	全国七段以上の高段者名簿(9千人余)を刊行する。	5)6)	
1993	平成5	11	3	第41回全日本剣道選手権大会が開催される。宮崎正裕選手(神奈川)が三回目の優勝を果たす。決勝は宮崎史裕選手(神奈川)との兄弟対決となる。	5)6)	
1994	平成6	3		兵庫県剣道連盟が財団法人格を取得する。	5)6)	
1994	平成6	4	9-10	第9回世界剣道選手権大会がパリ・クーベルタン体育館で開催される。28カ国・地域が参加する。男子個人は高橋英明選手が優勝する。団体戦は日本が優勝する。今大会に女子剣道使節団15名を派遣する。男女混成チームと親善試合を行う。(団長に砂田卓士、監督は村山慶佑)	5)6)	
1994	平成6	9	11	全剣連の新しいシンボルマークが出来る。第33回全日本女子剣道選手権大会の優勝旗(大島前会長夫人寄贈)を飾る。	5)6)	
1994	平成6	10	1	剣道社会体育指導員認定制度が文部省に認可される。	5)6)	
1994	平成6	10	30	第41回国体剣道大会が愛知県西尾市で開催される。少年の部(第1日め)で、天皇・皇后両陛下の行幸啓を仰ぐ。	5)6)	
1994	平成6	11	3	第42回全日本剣道選手権大会が開催される。西川清紀選手が3度目の優勝を飾る。優勝者39才の年齢は、歴代6位、35才以上の優勝は26年振りとなる。	5)6)	
1994	平成6	11	20	年1回京都で実施された剣道八段審査を、東京でも実施する。683人が受審し、7人が合格する。	5)6)	
1995	平成7	1	17	阪神・淡路大震災勃発、全剣連として、京都・演武大会の参加者にも呼び掛けた浄財を併せ見舞金を贈る。	5)6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1995	平成7	3	22	剣道試合・審判規則を8年ぶりに改定する。7月1日からの実施とする。	5)6)	
1995	平成7	5	7	剣道八段受審資格の年齢基準48才以上を、46才以上に改めて実施する(10名の合格のうち5名は48才未満)。なお居合道、杖道も同じ基準で実施する。	5)6)	
1995	平成7	9	10	第24回女子剣道選手権大会が、大阪地区から名古屋地区に移され、愛知県武道館で開催される。川畑百重選手(東京)が初優勝する。出場資格も今回から年齢18才以上とする(年度内の18才は出場を許可)。共催の毎日新聞社は後援となる。	5)6)	
1995	平成7	10	7-10	初めての社会体育指導員の地域スポーツ指導者の資格認定講習会が東京の調布市NTT研修センターで開催される。120人が参加する。	5)6)	
1995	平成7	10	22	第30回全日本居合道大会が熊本市で開催される。団体試合に初めて全ての剣連が出揃う。	5)6)	
1995	平成7	11	2	剣道人の新・顕彰制度による剣道功労賞8名、剣道有功賞47名の受賞者を決定し、3日付けで贈呈する。	5)6)	
1995	平成7	11	3	昭和59年以来制限を加えてきた全日本剣道選手権大会の出場の資格を、20才以上は段位に拘らず出場できるよう制限が撤廃される。石田利也選手(大阪)が2度目の優勝を果たす。制限解除で出場可能となった佐藤充伸四段(宮城・学生)が3回戦に進出する。	5)6)	
1995	平成7	11	26-28	東京の剣道六・七・八段審査において、受付台帳・組み合わせ作成・採点結果処理・記録整理・合格者名簿作成など一連の作業のコンピュータ化を実施する。第一期の電算化が完了する。	5)6)	
1996	平成8	1	11	村山内閣退陣し、剣道人宰相橋本龍太郎内閣が誕生する。	5)6)	
1996	平成8	4		京都府剣道連盟が財団法人格を取得する。	5)6)	
1996	平成8	7	24	世界剣道選手権大会を翌年に控え、国際剣連理事会が京都市で開催される。	5)	
1996	平成8	9	1	第33回全日本女子剣道選手権大会が名古屋で予選リーグを廃止してトーナメント戦のみで開催される。甲斐敦子選手(大阪)が初優勝する。	5)6)	
1996	平成8	10	6	全日本杖道大会が神奈川県足柄市で開催され、七段優勝戦が加わる。	5)6)	
1996	平成8	11	2	平成9年度よりの全剣連関係諸料金の値上げを決定する。審査料は据え置き、登録料、各剣連の分担金は概ね50%の増額し、高齢者の登録料減額を織り込んだ11年ぶりの改定となる。	5)6)	
1996	平成8	11	3	全日本剣道選手権大会が開催され、天皇・皇后両陛下の行幸啓を戴く。宮崎正裕選手(神奈川)が前人未到の4度目の優勝を飾る。四段選手は9人を数え、うち原田悟四段(東京)が準優勝する。	5)6)	
1996	平成8	11	25	東京の剣道六段審査を終え、本年度の六段合格者は、1092名の過去最高を記録する。	5)6)	
1997	平成9	3	3	全日本女子剣道選手権大会に皇后盃が下賜される。	5)6)	
1997	平成9	3	27-30	第10回世界剣道選手権大会が京都市西京極市体育館で開催される。男子個人は宮崎正裕選手、団体一部は日本、二部はハンガリーが優勝する。準公式試合になった女子試合は、団体戦は日本B、個人戦は三段以上が木村美姫選手、二段以下は高嶋寿美選手がそれぞれ優勝する。(男子監督は福本修二、女子監督は林邦夫)	5)6)	
1997	平成9	6	27	(理事会・評議員会)景山二郎会長の退任に伴い、会長に武安義光を選任する。	5)6)	
1997	平成9	9	7	第36回全日本女子剣道選手権大会が名古屋市中村スポーツセンターで開催される。大塚真由美選手(神奈川)が優勝し、初の皇后盃を授与される。	5)6)	
1997	平成9	9	28	全日本東西対抗剣道大会に女子の対抗戦(五人づつ)を復活させる。	5)6)	
1997	平成9	10	7	第1回写真コンテストの入選者を決定する。	5)6)	
1997	平成9	10	28	第52回国体剣道大会が大阪府で開催される。これまでの成年男子第二部に代わり、成年女子の部が設けられる。兵庫県が初優勝する。	5)6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
1997	平成 9	11	3	第 45 回全日本剣道選手権大会の決勝戦で、宮崎正裕・史裕兄弟(神奈川県)による 2 度目の対決があり、弟史裕選手が初優勝を飾る。また準決勝戦では、栄花英幸・直輝兄弟(北海道)が揃って進出し、宮崎兄弟と対戦するダブル兄弟戦となる。	5)6)	
1998	平成 10	2	7	全剣連事務所が九段南の靖国九段南ビル 2 階に開設される。市ヶ谷一口坂の分室は撤収する。日本武道館地下に編集・資料部門が残り、常任理事会・専門委員会の会議室を設ける。	5)6)	
1998	平成 10	2	18	七段以上の高段者名簿の改定版を刊行する。	5)6)	
1998	平成 10	5	3	都道府県対抗剣道大会のチーム人員を、女子 2 人を加えて 7 人とする。福岡県が優勝する。	5)6)	
1998	平成 10	6	21-22	第 1 回女子審判講習会が開催される。70 名が参加する。	5)6)	
1998	平成 10	11	2	「称号・段位制度と運用の見直し大綱」を纏め、規則立案にかかる。 同日全剣連ホームページが発足する。 「竹刀および剣道具規格」が成案する。ジャパン武道用品工業会・全日本武道具連合会が、製品安全協会の規格制定に、全剣連科学委員会が主導的に協力し、全剣連公認として普及される。	5)6)	
1998	平成 10	11	3	第 46 回全日本剣道選手権大会が開催される。宮崎正裕選手(神奈川)が 5 回目の優勝を果たす。	5)6)	
1999	平成 11	3	23-24	(理事会・評議員会)「見直し大綱」と称号・段位審査規則案を審議し、「見直し大綱」は了承される。	5)6)	
1999	平成 11	5	3	都道府県剣道優勝大会に、奈良市春日神社所蔵の南北朝時代の兜を模写・復元した原寸大の美術品(三浦公法氏作)優勝兜を賞品とする。優勝兜は、大阪府に授与される。	5)6)	
1999	平成 11	5	4	京都・武徳殿が明治 32 年に建立され、満百年を記念し、式典を行う。武徳殿南側に記念碑を建てる。	5)6)	
1999	平成 11	6	24	(理事会・評議員会)役員改選などを行う。称号・段位制度改定に伴う、剣道称号・段位審査規則を決定する。12 年 4 月からの実施が決まる。	5)6)	
1999	平成 11	6	26	前会長・相談役景山二郎急逝。	5)	
1999	平成 11	9	28	国士舘大学寮で、剣道部員碩山国寛君に対する傷害致死事件が発生する。大学は非暴力宣言を出し剣道部を解散する。加害者は刑事事件として裁判を受ける。	5)	
1999	平成 11	11	2	(理事会・評議員会)剣道称号・段位審査規則の細則、実施要領を決定する。	5)6)	
1999	平成 11	11	3	第 47 回全日本剣道選手権大会が開催される。宮崎正裕選手が連続優勝し、前人未踏の 2 度目の 2 連覇と通算 6 回目の優勝を果たす。	5)6)	
1999	平成 11	11	28	熊本県錦町主催、剣豪「丸目蔵人」顕彰・第 10 回全日本選抜剣道七段選手権大会が開催される。32 名の剣士を集め、宮崎正裕選手が優勝する。	5)6)	
2000	平成 12	3	15	剣道の称号・段位審査規則の改定に伴い、居合道、杖道の称号・段位審査規則・細則ならびに実施要領の改定を決定する。12 年 4 月に施行される。	5)6)	
2000	平成 12	3	24-26	第 11 回世界剣道選手権大会が米国カリフォルニア州サンタクララ市で開催される。日本は男子団体戦で韓国を下し優勝する。男子個人戦は栄花直輝選手、女子個人は河野朋子選手、女子準公式団体戦は日本が優勝する(男子監督は西山泰弘、女子監督は角正武)。	5)6)	
2000	平成 12	5	4-8	新規則による範士審査を実施する。居合道 1 名が合格。剣道、杖道は合格なし。	5)6)	
2000	平成 12	6		大阪府剣連が社団法人格を取得する。	5)6)	
2000	平成 12	6	22	称号・段位審査規則の改定により廃止された、称号の追授に代わる制度として、顕彰状の贈呈に関する実施要領を決定する。	5)6)	
2000	平成 12	9	12	剣道審判技術向上の起動点となる基幹講師要員 18 名の研修会を実施する。審判技術向上を通じ、剣道の質の向上を目指す。	5)6)	
2000	平成 12	10	1	全剣連事務局の組織を改め、課制度を廃止しグループ制度とし、業務運営の機動性と能率向上を目指す。	5)6)	
2000	平成 12	11	2	全剣連居合に、二本の形を加え、十二本とすることを決定する。	5)6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2000	平成 12	11	3	第 48 回全日本剣道選手連大会が開催される。栄花直輝選手(北海道)が、決勝戦で宮崎正裕選手(神奈川)を下して初優勝する。	5)6)	
2000	平成 12	11	11	新規則による教士筆記試験を、東京・神戸・福岡で実施する。	5)6)	
2000	平成 12	11	17-19	5 年目を迎えた社会体育指導員養成事業で、初級資格取得者は 3 千人に達する。今回初級取得後 4 年を経たものを対象とする第 1 回「中級」養成講習会を東京で実施し、82 名が合格する。	5)6)	
2000	平成 12	11	30	称号審査を行い、剣道教士 14 名、居合道教士 1 名、各道錬士 450 名の合格を決定する。	5)6)	
2001	平成 13	1	18	元国士館大学生の傷害致死事件の判決が下りる。懲役 3 年の刑の確定を受け、新規則による綱紀委員会は、「笠井被告の段位剥奪を相当とする」内容を答申し、全剣連は段位剥奪処分を行う。	5)	
2001	平成 13	3	23	六・七段審査科目の学科の新年度からの廃止を決定する。	5)6)	
2001	平成 13	5	3	第 49 回都道府県対抗剣道大会が開催される。大阪府が 3 連覇する。 第 97 回全日本剣道演武大会が京都市で開催される。今回から出場資格を六段以上の称号受有者とし、3 千人の参加者で賑わう。	5)6)	
2001	平成 13	5	4-7	それぞれの審査会で杖道範士 1 名、居合道範士 2 名、剣道範士 3 名を決定し、新規則による範士が出揃う。	5)6)	
2001	平成 13	5	26-27	剣連段階の審判講師要員講習会の第 1 弾が鳥取市で実施される。20 名が参加し、成果が上がる。	5)6)	
2001	平成 13	6	13-17	東西で実施していた中堅剣士講習会が、奈良市中央武道場で一本化して実施される。55 名が参加する。	5)6)	
2001	平成 13	6	17	(理事会・評議員会)任期満了の役員改選が行われる。会長・副会長は再任、専務理事・常任理事は若返り、実務型執行部となる。	5)6)	
2001	平成 13	7	1	「剣道医学 Q&A」が 41 名の医学専門家が寄稿により刊行される。	5)6)	
2001	平成 13	9	11	米国で同時多発テロが起こる。日本赤十字社を通じて見舞金を贈呈する。	5)6)	
2001	平成 13	10	4	警察剣道選手権大会が、全試合を一本勝負で実施される。	5)6)	
2001	平成 13	11	2	井上正孝、植田一両範士の剣道特別功労賞を決定する。9 年ぶりの贈賞となる。	5)6)	
2001	平成 13	11	11	剣道七段受審者の増加への対応と、西日本の受審者への便宜を図るため、六段と同じく東京と並行しての七段審査を名古屋で実施する。	5)6)	
2002	平成 14	5	2	剣道審査会を演武大会の前にシフトさせる。剣道八段審査を西京極・市体育館で実施し、受審者が 1 千人を越す。改定規則により、一次審査の審査員を 6 人とし、4 人の同意で合格とする。六・七段の剣道形の審査を別立てにし、審査員 3 人方式で実施する。	5)6)	
2002	平成 14	6	19	全剣連設立 50 周年記念行事の大綱を決定する。特別予算を組む。	5)6)	
2002	平成 14	9	17	記念行事「剣道ポスター」の公募作品の入賞作品を決定する。	5)6)	
2002	平成 14	10	1	「剣道試合・審判運営の手引き」が完成し、頒布される。	5)6)	
2002	平成 14	11	2-3	全剣連設立 50 周年記念大会を 2 日間にわたり開催する。全日本剣道選手権大会、全日本選抜剣道八段優勝大会、さらに外国人をも加えた各層の演武を交える。	5)6)	
2002	平成 14	12	2	全剣連設立 50 周年記念式典ならびに祝賀晩餐会が、九段のホテル・グランドパレスで開催される。功労者の表彰、感謝状の贈呈なども行う。	5)6)	
2003	平成 15	1	18	第 1 回剣道文化講演会が九段会館で開催される。杉江正敏氏、竹本忠雄氏の講演および、ビデオ「再建から発展へ、半世紀の歩み」が上映される。「剣道の歴史」第 1 刷が発行される。「剣道映像博物館」の創設と「剣道殿堂」の設置がなされる。	5)6)	
2003	平成 15	2		「日本剣道形解説書(英語版)」第 1 版第 2 刷が発行される。	5)6)	※ 22
2003	平成 15	3	1	「高段者名簿」(平成 15 年版)が刊行される。	5)6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2003	平成 15	3	19	段位審査規則(剣道・居合道、杖道)が改正される(5月1日施行)。 四～七段、教士・錬士の審査員数を6人とし、4人の同意で合格とする。審査会場の管理体制(審査委員長・審査主任)の整備が図られる。 「剣道殿堂」別格顕彰者2名、第一次顕彰者13名を決定する。	5)6)	※ 23
2003	平成 15	3	31	「鈴鹿家文書解説(一)」第一版が発行される。	6)	※ 24
2003	平成 15	4	1	「剣道講習会資料」(剣道指導法・日本剣道形)第1版第1刷が発行される。	6)	
2003	平成 15	4	1	「全日本剣道連盟杖道(解説)」第1版第1刷が発行される。	6)	
2003	平成 15	4	13	第1回全日本選抜剣道八段優勝大会が、全剣連主催として名古屋市総合体育館で開催される。西川清紀選手が優勝する。 (明治村大会を引継ぐ、60歳以下32名の八段剣士)	6)	
2003	平成 15	5	1	「全剣連五十年史」第1刷が発行される。	5)6)	
2003	平成 15	5	1	「剣窓スペシャル」(設立40年以後の「剣窓」の抜粋)第1刷が発行される。	5)6)	
2003	平成 15	5	3	第51回全日本都道府県対抗剣道優勝大会で、大阪府が優勝する。	6)	
2003	平成 15	5	3-6	第99回全日本剣道演武大会(京都)大会後に年代別特選試合を実施する。七段教士の演武日を希望に配慮し決定する。	6)	
2003	平成 15	6		居合道六・七段審査は、地区講習会の「前日」実施に変更する。	6)	
2003	平成 15	6	1	「木刀による剣道基本技稽古法」第1版第1刷が発行される。	6)	
2003	平成 15	6	30	「居合道における日本刀・模擬刀の取扱要領」第1版が発行される。	6)	
2003	平成 15	7	4-6	第12回世界剣道選手権大会がイギリス・グラスゴーで開催される。41ヵ国・地域が参加する。個人男女ともに日本が優勝する。男子団体決勝は日本対韓国となり、代表選で日本が辛勝する。エリザベス女王陛下の行幸を仰ぐ(7月4日大会初日)。	6)	
2003	平成 15	7	18	ドキュメント「ただ一撃にかける」(第12回世界剣道選手権大会男子団体大将・栄花直輝選手)がNHKで放映される。	6)	
2003	平成 15	8	5	第20回家庭婦人剣道選手権大会で、東京Aが10年ぶりに優勝する。	6)	
2003	平成 15	9	7	第42回全日本女子剣道選手権大会で、緒方有希選手が初出場で初優勝する。	6)	
2003	平成 15	9	28	第49回全日本東西対抗剣道大会が滋賀県立体育館で開催される。	6)	
2003	平成 15	11	2	第3回五人目剣道特別功労者は、石原忠美範士に決定する。	6)	
2003	平成 15	11	3	第51回全日本剣道選手権大会で、近本巧選手が初優勝する。有料入場者は、過去最高を数える。	6)	
2003	平成 15	11		錬士審査の小論文に、英文での受審を認める。	6)	
2003	平成 15	12	1	「剣道医学・救急ハンドブック」が完成し、頒布する。	6)	
2003	平成 15	12	2	皇宮警察本部主催、天皇陛下御古希奉祝剣道大会が済寧館で開催される。全剣連の諸料金値下げ(八・七段審査料・社会体育受講料)される。	6)	
2004	平成 16	1		全剣連ホームページの内容を一新する。	6)	
2004	平成 16	2		ビデオ「日本剣道形」が完成し、「日本剣道形解説書」作業が終了する。	6)	
2004	平成 16	2	21-22	平成25年度剣道研究会が北本市で開催される。期間を2日間とし、分科会を「全体会議(円卓式)」にする。研究員27名、役員・幹事24名が参加する。	6)	
2004	平成 16	2	28	第2回剣道文化講演会が九段会館で開催される。中村民雄・津本陽両氏の講演と、ビデオ「時代をつなぐ剣の道—剣道殿堂顕彰者その足跡と功績—」が上映される。	6)	
2004	平成 16	3		5月の八段審査方法を改め、学科試験と剣道形の研修を廃止する。	6)	
2004	平成 16	3	18	「剣道殿堂顕彰規定」が制定される。	6)	
2004	平成 16	3	30	「鈴鹿家文書解説(二)」第1版が発行される。	6)	
2004	平成 16	4	1	剣道・居合道・杖道の八段審査方法が改正される。第1次・第2次実技と剣道形(木刀)の審査を実施する。	6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2004	平成 16	4	1	剣道審判講師要員第 1 次認定で 34 名に認定証を交付する。	6)	
2004	平成 16	4	11	第 2 回全日本選抜剣道八段優勝大会で、山田博徳選手が優勝する。 (八段受有後 5 年以上 65 歳以下に変更される。)	6)	
2004	平成 16	5	3	第 52 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会で岡山県が優勝する。	6)	
2004	平成 16	5	3-6	第百回記念全日本剣道演武大会(明治 28 年以來)が京都で開催される。「全日本剣道演武大会のあゆみ—明治期にみる武徳祭大演武大会」と「記念リーフレット」を参加者に配付する。	6)	
2004	平成 16	6		少年剣道(居合道・杖道)指導者(団体)の顕彰「少年剣道教育奨励賞」を行う。初回は 267 件で、以降毎年 300 件程度を予定する。	6)	
2004	平成 16	6	24-27	第 1 回男子強化訓練講習会が御殿場市で実施される(27 名の剣士)。	6)	
2004	平成 16	8	3	第 21 回全国家庭婦人剣道大会で東京 A が二連覇する。	6)	
2004	平成 16	9	5	第 43 回全日本女子剣道選手権大会で岡田圭選手が初優勝する。	6)	
2004	平成 16	9	26	第 50 回全日本東西対抗剣道大会が愛媛県武道館で開催される。	6)	
2004	平成 16	9	下旬	広報関係・会議室が(北の丸から)九段事務所に移転する。「剣道映像博物館」が北の丸事務所に移転(九段分室廃止)する。	6)	
2004	平成 16	10	3	日本武道館開館 40 周年記念式典が開催される。	6)	
2004	平成 16	10	23	「新潟県中越地震・震度 6 強」が発生する。(17:56)	6)	
2004	平成 16	11		全剣連の諸料金が値下げ(称号審査料)される。	6)	
2004	平成 16	11	3	第 52 回全日本剣道選手権大会で鈴木剛選手が初優勝する。	6)	
2004	平成 16	12	1	第三回剣道文化講演会が九段会館で開催される。鳥居泰彦・大保木輝雄 両氏が講演し、ビデオ「竹刀—剣道の発展を支えた竹刀の歩み—」が上映される。各剣連委任の「五段以下の審査」の視察と実態把握に着手する。	6)	
2005	平成 17	1	1	全剣連ホームページをリニューアルし運用を開始する。	6)	
2005	平成 17	3	5-6	第 10 回剣道講師要員(試合・審判)研修会(21 名参加)を実施する。	6)	
2005	平成 17	3	23	称号・段位審査規則の一部を改正する。教士審査筆記試験に再審査をする。審査員選考基準は称号受有者とする(練士六段・教士七段以上)。	6)	
2005	平成 17	3	31	「鈴鹿家文書解説(三)」第 3 版が発行される。	6)	
2005	平成 17	4		剣道地区講習会は全剣連後援で各都道府県剣連の計画で実施される。	6)	
2005	平成 17	4	1	剣道審判講師要員第 2 次認定で 25 名に認定証(計 59 名)を交付する。	6)	
2005	平成 17	4	1	個人情報保護法が全面施行され、全剣連は運用規程・体制の整備作業を開始する。	6)	
2005	平成 17	4	9-10	第 11 回剣道講師要員(試合・審判)研修会(24 名参加)が実施される。	6)	
2005	平成 17	4	17	第 2 回全日本選抜剣道八段優勝大会で山中茂樹選手が優勝する。	6)	
2005	平成 17	5	1	第 53 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会で岡山県が二連覇する。	6)	
2005	平成 17	5	2-5	第 101 回全日本剣道演武大会が(1 日繰り上げて)開催される。	6)	
2005	平成 17	6	22	(理事会・評議員会)「寄付行為」に準拠して開催する。事業報告・決算審議・役員(理事・幹事)の選任を行う。その後、事業報告・決算を決定し、新評議員を決定する。	6)	
2005	平成 17	7	5	新しい(理事会)を開催し、互選により会長以下の人事を決定し、執行部として発足する。	6)	
2005	平成 17	7	18	第 22 回全国家庭婦人剣道大会で千葉県が優勝する。	6)	
2005	平成 17	8	31	愛知万博で「EXPO 剣道フェスティバル」が開催される。各種演武・剣道アニメ・剣道ミュージック他の多彩な内容となる。	6)	
2005	平成 17	8	31	「剣道学科審査の問題例と解答例(初段～五段)」第 1 刷が発行される。	6)	
2005	平成 17	9	4	第 44 回全日本女子剣道選手権大会が静岡県武道館で開催される。村山千夏選手が初優勝する。	6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2005	平成 17	9	25	第 51 回全日本東西対抗剣道大会が鹿児島市鹿児島アリーナで開催される。「真の三本勝負」(時間制限を廃した三本勝負)に変更され、直前に試合時間を 5 分から「10 分三本勝負」に変更される。	6)	
2005	平成 17	9	30-10.2	第 1 回社会体育指導員剣道(上級)養成講習会が勝浦市(年齢 45 歳以上 剣士七段以上 中級取得後 4 年以上)で開催される。参加希望が多数あり 62 名に絞る。	6)	
2005	平成 17	10	1	「剣道医学 Q&A (第二版)」第 2 版第 1 刷が発行される。	6)	
2005	平成 17	10	23-26	第 60 回国民体育大会剣道大会が津山総合体育館で開催される。岡山県が史上初の完全優勝(5 月都道府県対抗大会も連覇)を果たす。	6)	
2005	平成 17	11		アンチ・ドーピング委員会が開催され、「日本アンチ・ドーピング機構」(JADA)に加盟する。	6)	
2005	平成 17	11	2	「剣道殿堂」第 2 次顕彰者 9 名を決定し、合計 24 名が推薦される。	6)	
2005	平成 17	11	3	第 53 回全日本剣道選手権大会で原田悟選手が初優勝する。	6)	
2005	平成 17	11	24-27	第 1 期第 1 回剣道選抜特別訓練講習会が、新規に開催される(骨太剣士養成講習会)。18~25 歳の 52 名が 2 年間参加する。	6)	
2005	平成 17	12	3	第 4 回剣道文化講演会が九段会館で開催される。湯浅晃・菅野覚明両氏が講演し、ビデオ「この心 世界へーEXPO 剣道フェスティバルー」が上映される。	6)	
2005	平成 17	12	10-11	国際剣道連盟 (IKF) 理事会が台北市で開催される。	6)	
2006	平成 18	3	下旬	「剣道映像博物館」(北の九)に顕彰者 24 名がレリーフおよびエッチングプレートで掲額される。	6)	
2006	平成 18	3	31	「鈴鹿家文書解説(四)」第 1 版が発行される。	6)	
2006	平成 18	4	1	「個人情報保護に関する方針」「個人情報保護規程」が制定し、施行される。剣道審判講師要員第 3 次認定者 21 名(計 80 名)に認定証を交付する。	6)	
2006	平成 18	4	7	国際剣道連盟 (FIK) の国際競技団体連合 (GAISF) 加盟が承認される。剣道が世界に正式に認められ、市民権を得る。「世界アンチ・ドーピング機構」(WADA)に批准し、FIK のアンチ・ドーピング規定を承認し、FIK 内に「アンチ・ドーピング委員会」を設置する。同時に、国際剣道連盟の略称を「IKF」から「FIK」に変更する。	6)	
2006	平成 18	4	16	第 4 回全日本選抜剣道八段優勝大会で二子石貴資選手が優勝する。試合時間を 10 分に変更し、トーナメント試合を初採用する。	6)	
2006	平成 18	4	29	第 54 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会を繰り上げ開催する。東京都 が 4 年ぶりに優勝する。	6)	
2006	平成 18	5	20-21	第 1 回女子審判法研修会が勝浦市で開催される。24 名が参加する。	6)	
2006	平成 18	6	15	「剣道初段ないし五段審査の運用にかかわる基本方針」を各都道府県剣連に通達し、全国的に整合性ある運用を図る。	6)	
2006	平成 18	7	12	第 1 回「日本スポーツグランプリ」が(財・日本体育協会)宮本海剣道範士七段(静岡・87 歳)に授与される。「生涯スポーツ社会」に貢献する実践者に授与し、その功績をたたえ生涯スポーツの振興に資する目的である。	6)	
2006	平成 18	7	17	第 23 回全国家庭婦人剣道大会で三重県が初優勝する。	6)	
2006	平成 18	8		「ホームページ・コンテスト 2006」の案内を「剣窓」に掲載する。	6)	
2006	平成 18	9	3	第 45 回全日本女子剣道選手権大会で村山千夏選手が 2 連覇する。	6)	
2006	平成 18	9	17	第 1 回「全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会」が大阪市で開催される。「スポーツ拠点づくり推進」事業(政府)の一環として、大阪市剣連の発意で実現し、小・中学生の西日本での全国大会となる。37 チームが参加する。	6)	
2006	平成 18	9	24	第 52 回全日本東西対抗剣道大会が柏崎市総合体育館で開催される。	6)	
2006	平成 18	11	3	第 54 回全日本剣道選手権大会で内村良一選手が初優勝する。	6)	
2006	平成 18	12	2	第 5 回剣道文化講演会が九段会館で開催される。アレクサンダーベネット・浜野保樹両氏が講演する。	6)	



西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2006	平成 18	12	7	国際剣道連盟(FIK)の理事会と総会が開催される。会長に武安義光が留任し、理事に宮坂昌之、真砂威、新任副会長に福本修二、事務総長に佐藤征夫、理事に浅野修・塩入宏行が選出される。 FIK 第 1 回アンチ・ドーピング委員会が開催される。	6)	
2006	平成 18	12	8-10	第 13 回世界剣道選手権大会が台湾(台北市)で開催される。女子団体と男女個人で日本が優勝する。男子団体は不覚の三位となる。韓国が、男子団体で宿願の初優勝する。44 カ国・地域が参加する。	6)	
2006	平成 18	12	20	「剣道医学救急ハンドブック(第二版)」第 2 版第 2 刷が発行される。	6)	
2007	平成 19	2	1-4	男子強化訓練講習会(日本代表クラス)が勝浦で再編成される。	6)	
2007	平成 19	2	21	「ホームページ・コンテスト 2006」の応募が 149 件あり、入賞者が決定する。最優秀賞は「潮江南剣道スポーツ少年団」(高知県)、優秀賞は「土佐町幼年剣道」(高知県)と「松原剣道スポーツ少年団」(埼玉県)、奨励賞は 7 点、特別賞は 1 点である。	6)	
2007	平成 19	2	22-25	第 1 期第 5 回剣道選抜特別訓練講習会が東京で終了する(骨太剣士養成講習)。手応えあり、成果が期待される。	6)	
2007	平成 19	3	3	社会体育指導員養成事業 10 周年記念式典が九段会館で開催される。20 の団体・個人に感謝状を贈呈する。平成 7 年 10 月以来、初・中・上級と 5 千名超の有資格者となる。	6)	
2007	平成 19	3	14	「剣道指導の心構え」が決定する。剣道試合・審判規則・細則の一部が改正される。全日本剣道連盟アンチ・ドーピング規程を制定する。	6)	
2007	平成 19	4	1	「資産運用に関する規程」が策定・施行し、効率的資産運用を図る。	6)	
2007	平成 19	4	1	剣道審判講師要員認定者 8 名に認定証を交付する(計 88 名)。	6)	
2007	平成 19	4	15	第 4 回全日本選抜剣道八段優勝大会で船津晋治選手が優勝する。	6)	
2007	平成 19	4	19-22	男子強化訓練講習会が勝浦で実施される。	6)	
2007	平成 19	4	26-27	「GAISF マーシャル・アーツ全体会議」が北京で開催される。「GAISF 総会」に正会員として、国際剣道連盟(FIK)が出席する。	6)	
2007	平成 19	4	27	日本武道協議会設立 30 周年記念式典と祝賀会が開催される。	6)	
2007	平成 19	4	29	第 55 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会で大阪府が 4 年ぶりに優勝する。	6)	
2007	平成 19	5	1-2	剣道八段審査会(運営の適正・審査の質の確保)が受審者の増加により 2 日制で実施する。	6)	
2007	平成 19	5	19-20	第 2 回女子審判法研修会が勝浦市で開催される。24 名が参加する。	6)	
2007	平成 19	6	1	「竹刀規格の遵守ならびに自主点検の徹底について」の要望書を再度各都道府県剣道連盟に通知する(平成 16 年から)。剣窓 6 月号にも掲載し、注意を喚起する(SSP シール品質保証)。	6)	
2007	平成 19	7	2	全剣連頒布物インターネット販売(ネットショップ)が開始する。	6)	
2007	平成 19	7	16	第 24 回全国家庭婦人剣道大会で三重県が 3 連覇する。	6)	
2007	平成 19	7	16	「新潟県中越沖地震・震度六強」(柏崎地区で被害甚大 10:13)	6)	
2007	平成 19	8	30-9.2	第 2 期第 1 回剣道選抜特別訓練講習会が、滋賀県大津市で開催される(骨太剣士養成講習)。高校生から 25 歳以下の 45 名が参加する。	6)	
2007	平成 19	9	16	第 53 回全日本東西対抗剣道大会が水戸市茨城県武道館で開催される。	6)	
2007	平成 19	11	2	第 4 回六人目剣道特別功労者に松本良諄範士が決定する。	6)	
2007	平成 19	11	3	第 55 回全日本剣道選手権大会で寺本将司選手が初優勝する。 (試合時間は 5 分に、準決勝以降は 10 分に改正される。)	6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2007	平成 19	12	1	第六回剣道文化講演会が九段会館で開催される。帯木蓬生・森島健男両氏が講演する。 「五段以下の段位審査会」離島地域の限定支援として1回あたり10万円を補助する。長崎県内 8月5日(壱岐)、8月19日(対馬)、11月4日(上五島)、11月1日(五島市)に実施する。	6)	
2007	平成 19	9	2	第46回全日本女子剣道選手権大会で村山千夏選手が3連覇する。(試合時間は5分に、準決勝以後は10分に改正する。)	6)	
2008	平成 20	3		「木刀による剣道基本技稽古法(英語版)第1版第1刷が発行される。	6)	
2008	平成 20	3	5	武道振興大会が開催される(武道議員連盟・日本武道協会会・日本武道館)。「武道必修化に向けた決議」を文部科学大臣に手渡す。	6)	
2008	平成 20	3	10	(理事会・評議会)中学校における武道必修化の動きと全剣連の対応について、受審資格「特別措置」の廃止について(六十歳以上特別措置)、 全剣連の著作物に対する著作権の保護についてを議論する。	6)	
2008	平成 20	3	31	「高段者名簿」(平成20年版)が刊行される(55周年記念)。	6)	
2008	平成 20	4	1	剣道審判講師要員第5次認定者12名(計100名)に認定証を交付する。	6)	
2008	平成 20	4	20	第6回全日本選抜剣道八段優勝大会で遠藤正明選手が初優勝する。	6)	
2008	平成 20	4	29	第56回全日本都道府県対抗剣道優勝大会で東京都が優勝する。	6)	
2008	平成 20	5		全国剣道人口調査結果がまとまる(55周年記念事業)。 活動中の人員47万名、剣道総人口総数は166万名と推定される。	6)	
2008	平成 20	5	17-18	第3回女子審判法研修会が勝浦市で開催される。24名が参加する。	6)	
2008	平成 20	6	1	「全日本剣道連盟杖道解説」第2版第1刷が発行される。	6)	
2008	平成 20	6	11	「六十歳以上の受審資格の特例措置」の廃止に伴い、「剣道居合道・杖道称号・段位審査規則」の一部が改正される。	6)	
2008	平成 20	6	28-29	第1回講師要員(指導法)研修会が実施され、「剣道の質の向上」をめざす。	6)	
2008	平成 20	6		社会体育指導員養成講習会の資格失効者を救済し、資格を更新する。	6)	
2008	平成 20	7	1	「剣道指導要領」第1版が発行される(「幼少年剣道指導要領」の改訂版)。	6)	
2008	平成 20	7	19	第25回全国家庭婦人剣道大会(東京都)が有終の美を飾る。次回から「全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会」に衣替える。	6)	
2008	平成 20	7	25-31	第33回外国人剣道指導者夏期講習会が北本市で開催される。40カ国地域から59名が参加する。	6)	
2008	平成 20	8	9	(財)全日本学校剣道連盟が理事会を開催し「中学校の武道必修化に伴う剣道指導への取り組み」を決議する。	6)	
2008	平成 20	8	10	創立50周年記念第50回全国教職員剣道大会が愛媛県武道館で開催される。	6)	
2008	平成 20	8	30	国際剣道連盟理事会がブラジル・サンパウロ市で開催される。中国とイスラエルの加盟を決定する。	6)	
2008	平成 20	9	1	「居合道試合・審判運営要領」の一部修正と追加事項がある。	6)	
2008	平成 20	9	7	第47回全日本女子剣道選手権大会で坪田祐佳選手が優勝(2回目)する。	6)	
2008	平成 20	9	14	第54回全日本東西対抗剣道大会が岡山県武道館で開催される。	6)	
2008	平成 20	9	15	90歳以上・七段以上の方(216名)に祝意(敬老の日)を表し感謝状と記念品をお届けする。	6)	
2008	平成 20	9	15	「竹刀及び剣道具規格」改訂版が発行される。「剣道用具の保守・管理」第3版第1刷が発行される。	6)	
2008	平成 20	9	27	第3回日本スポーツグランプリに2名が受賞する。岡田保雄剣道範士(和歌山 八十三歳)、緒方仁司剣道教士八段(熊本 八十一歳)	6)	
2008	平成 20	11	1	「第56回全日本剣道選手権大会の特設サイト」が開設する。	6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2008	平成 20	11	3	第 56 回全日本剣道選手権大会で正代賢司選手が初優勝する。観客数が増加し、8 千名を超える。	6)	
2008	平成 20	11	5	「剣窓」申込から決済までの全剣連ネットショップが稼動する。	6)	
2008	平成 20	11	26-27	剣道六段審査会が 2 日間(実質 1 日半)実施される。	6)	
2008	平成 20	11	27-28	剣道七段審査会が 2 日間(実質 1 日半)実施される。	6)	
2008	平成 20	12	6	第七回剣道文化講演会が九段会館で開催される。松井孝典・伊藤元明両氏が講演する。	6)	
2009	平成 21	1	16-18	社会体育指導員(初級)養成講習会が国際武道大で実施される。学生 32 名が参加する。	6)	
2009	平成 21	2	20	「剣道ホームページ・コンテスト 2008」の応募が 123 件となる。審査委員長賞は「松原剣道スポーツ少年団」(埼玉県)、「東大泉剣友会」(東京都)、「阿見町剣道スポーツ少年団」(茨城県)の 3 サイトに決定する(入賞団体は 18 サイト)。	6)	
2009	平成 21	2	26-3.1	第 2 期第六回剣道選抜特別訓練講習会(骨太剣士養成講習)が東京で実施され、成果を収め終了する。	6)	
2009	平成 21	3	27	国際競技団体連合(GAISF)の年次総会がアメリカ・コロラドで開催される。2010 年 9 月にマーシャルアーツゲームズ(MAG)が北京で開催決定される。	6)	
2009	平成 21	4	1	称号・段位制度の公正・的確な運用が図られる。六段以上 60 歳以上の受審者の優遇措置を廃止する。	6)	
2009	平成 21	4	1	「剣道授業の展開」第 1 版(中学校における剣道指導手引書)が発行される。	6)	
2009	平成 21	4	1	「剣道社会体育教本(改訂版)」第 1 版が発行される。	6)	
2009	平成 21	4	1	剣道審判講師要員第六次認定者 12 名(計 112 名)に認定証が交付される。	6)	
2009	平成 21	4	4-5	第 44 回東・西日本剣道中央講習会が東京・神戸で実施される。救急法の実習も実施する。	6)	
2009	平成 21	4	19	第 7 回全日本選抜剣道八段優勝大会で濱崎満選手が優勝する。	6)	
2009	平成 21	4	29	第 57 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市で開催される。高校生・大学生を加え「男子の大会」となり、大阪府が優勝する。	6)	
2009	平成 21	5	1	「段位取得証明書」の有料化が開始され、本日受付分より一枚 840 円で送料は申請者の実費負担となる。	6)	
2009	平成 21	5	9-10	第 4 回女子審判法研修会(23 名参加)が勝浦市で開催される。	6)	
2009	平成 21	5	30	第 14 回世界剣道選手権大会の審判員講習会(36 名参加)が開催される。	6)	
2009	平成 21	6	10	剣道級位審査規則・実施要領が 30 年ぶりの改定で制定される(10 月 1 日施行)。剣道級位審査規則の運用について(「剣窓」21 年 8 月号)「木万による剣道基本技稽古法」が取り入れられる。	6)	
2009	平成 21	7	7	(臨時理事会)「指導委員会」及び「普及委員会学校教育部会」が新設される。	6)	
2009	平成 21	7	18	第 1 回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会が東京都で開催される(家庭婦人大会の発展的解消)。新潟県が優勝する。	6)	
2009	平成 21	8	27	国際剣道連盟(FIK)の理事会・総会がサンパウロで開催される。会長に武安義光、事務総長に佐藤征夫、理事に宮坂昌之、真砂威が留任し、副会長に松永政美、理事に福本修二、豊島正夫が新任される。第 16 回(2015 年)世界剣道選手権大会の開催地は立候補制となる。	6)	
2009	平成 21	8	28-30	第 14 回世界剣道選手権大会がブラジル・サンパウロで開催される。男女個人・団体が四冠を達成し、面目を回復する。38 カ国・地域が参加する。	6)	
2009	平成 21	9	13	第 55 回全日本東西対抗剣道大会が越谷市総合体育館で開催される。	6)	
2009	平成 21	9	21	(敬老の日)90 歳以上七段以上の方に感謝状・記念品をお届けする(2 回目で 49 名)。	6)	
2009	平成 21	9	27	第 48 回全日本女子剣道選手権大会で村山千夏選手が優勝する(前人未到の 4 回目)。	6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2009	平成 21	10	1	剣道級位審査規則の全部が改正され、施行される。	6)	
2009	平成 21	10	10	「天皇陛下御即位 20 年奉祝日本武道祭」が開催される。財団法人日本武道館の開館 45 周年記念事業が行われる。	6)	
2009	平成 21	11		ホームページ開設 10 周年「全剣述ホームページ開設 10 年のあゆみ」が作成される。「第 56 回全日本剣道選手権大会特設サイト」第 13 回 Webby 賞二部門及び「2009 年度グッドデザイン賞」を受賞する。	6)	
2009	平成 21	11	2	第 5 回七人目剣道特別功労者に森島健男範士が決定する。	6)	
2009	平成 21	11	3	第 57 回全日本剣道選手権大会で内村良一選手が優勝する(2 回目)。	6)	
2009	平成 21	12	1	「剣窓」連名購読者の調査(六段以上の同居の親族読者)を実施する。	6)	
2009	平成 21	12	1	「剣道指導の手引(二刀編)」第 1 版が発行される。	6)	
2009	平成 21	12	5	第 8 回剣道文化講演会が九段会館で開催される。第一部(座談会)は佐藤義則・軽米満世・有田祐二が登壇し、第二部(講演)は石原忠美が登壇する。	6)	
2010	平成 22	3	9	「財団法人全日本剣道連軀道場建設積立資産規程」が制定される。 「財団法人全日本剣道連盟運営強化積立資産規程」が制定される。 「新法人への移行に伴う評議員の選任方法」の要領が決定される。	6)	
2010	平成 22	4	1	居合道級位審査規則・杖道級位審査規則の全部が改正され、施行される。	6)	
2010	平成 22	4	1	剣道審判講師要員第七次認定者 13 名(計 125 名)に認定証が交付される。	6)	
2010	平成 22	4	18	第 8 回全日本選抜剣道八段優勝大会で船津晋治選手が優勝する。	6)	
2010	平成 22	4	29	第 58 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市で開催される。東京都が優勝する(10 回目)。	6)	
2010	平成 22	5	25	新法人移行に必要な「最初の評議員の選任方法」が、文部科学省で認可される。	6)	
2010	平成 22	5	29-30	第 5 回女子審判法研修会が勝浦市で開催される(24 名参加)。	6)	
2010	平成 22	6	8	(評議員会・理事会)「一般財団法人」移行方針が承認される。	6)	
2010	平成 22	7	17	第 2 回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会が東京都で開催される。福岡県が優勝する。	6)	
2010	平成 22	9	3-4	スポーツアコード武術大会(コンバットゲームズ)が中国・北京市で開催される。演武・試合により剣道の文化的価値を一般に PR する。国際剣道連盟として 13 団体(120 名)が参加する。	6)	
2010	平成 22	9	18	(臨時理事会)60 周年記念行事等の計画の概略が 11 月に報告される。	6)	
2010	平成 22	9	19	第 56 回全日本東西対抗剣道大会が佐賀県で 47 年ぶりに開催される。	6)	
2010	平成 22	9	20	(敬老の日)90 歳以上七段以上の方に感謝状・記念品をお届けする(3 回目で 76 名)。	6)	
2010	平成 22	9	25	第 5 回日本スポーツグランプリに、宮崎克己剣道教士七段(福岡 80 歳)の 1 名が受賞する。	6)	
2010	平成 22	9	26	第 49 回全日本女子剣道選手権大会が静岡県武道館(次回は兵庫県立武道館)で開催される。石突小百合選手が初優勝する。	6)	
2010	平成 22	11	2	(臨時理事会)60 周年記念事業の検討について専務が口頭報告する。全日本剣道選手権大会出場者数の変更を 5 年毎に見直し、前年度優勝者の無条件出場制度は廃止する。社会体育指導員養成講習会の受講資格を改定する。「段位審査における安全対策について」都道府県剣連に通達する。新法人への移行に必要な定款・会員規則(素案)を提案する。	6)	
2010	平成 22	11	3	第 58 回全日本剣道選手権大会で高鍋進選手が初優勝する。満員の観客を集め、整然・静粛の雰囲気で行われる。NHK 放送 5%の高視聴率を記録し、公式 Web サイトへのアクセス数が 30 万回を超し、一般の関心の高さを示す。	6)	
2010	平成 22	12	4	第 9 回剣道文化講演会が九段会館で開催される。戸田忠男・松岡正剛両氏の講演が行われる。	6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2011	平成 23	1	25-	新公益法人制度改革に伴う一般財団法人への移行説明会を、加盟団体および組織関係団体への理解と協力を得るために、7 回開催する。	6)	
2011	平成 23	2	1	平成 22 年度専務理事・理事長会議(日本倶楽部)が開催される。	6)	
2011	平成 23	2	8	在日米軍の士官 20 名が剣道の勉強のため、剣道合同稽古会を視察する。	6)	
2011	平成 23	2	12-13	平成 22 年度剣道研究会が埼玉県北本市で開催される。	6)	
2011	平成 23	2	24-27	男子強化と選抜特別講習会が合同で訓練を実施する。	6)	
2011	平成 23	3	5	事務局職員・役員が山梨県剣連と合同稽古会(甲府)を開催する。	6)	
2011	平成 23	3	11	「東北地方太平洋沖地震」(14:46 に M9・震度 7 で未曾有の被害状況)	6)	
2011	平成 23	3	15-6.14	東日本大震災に対する義援金の受付をする。	6)	
2011	平成 23	3	30	(評議員会・理事会)3 月 15 日を延期して開催する。大震災で被害を受けた剣連支援のため義援金の抛出、負担の軽減、行事参加不可能者への返納、義援金取次等の対応策を決定する。また、大会・後援講習会等の中止が相次ぐ。全剣連行事は可能な限り前向きに取り組み、萎縮せず実行に移し、剣道人の活力を振興し、社会に広げていく心構えを示す方針が決定される。義援金として岩手・宮城・福島 の 3 県剣連に各 250 万円、その他 65 万円を計上し、3 剣連の 23 年度分担金計 185 万円を免除し、合計 1 千万円の支援を行う。	6)	
2011	平成 23	4	1	剣道・居合道・杖道の称号・段位審査規則を一部改定する。初段受審資格を「一般受有者で満 13 歳以上の者」とする。	6)	
2011	平成 23	4	1	社会体育指導員養成講習会の受講資格等を一部変更し施行する。	6)	
2011	平成 23	4	1	「居合道における日本刀及び模擬刀の取扱要領」第 2 版第 1 刷が発行される。	6)	
2011	平成 23	4	1	「剣道指導要領(英語版)The Official Guide For Kendo Instruction」が発行される。	6)	
2011	平成 23	4	2-3	平成 23 年度(第 46 回)東日本・西日本剣道中央講習会が開催される。	6)	
2011	平成 23	4	17	第 9 回全日本選抜剣道八段優勝大会で東良美選手が初優勝する。	6)	
2011	平成 23	4	29	第 59 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市で開催される。大分県 が 35 年振りに優勝する(3 回目)。(東北 3 県は不参加)	6)	
2011	平成 23	5	2-5	第 107 回全日本剣道演武大会が京都市で開催される。	6)	
2011	平成 23	5	18-22	第 49 回中堅剣士講習会が奈良市で開催される。七段剣士 59 名が参加する。	6)	
2011	平成 23	5	19	評議員選定委員会で「一般財団法人最初の評議員」59 名を選任する。	6)	
2011	平成 23	5	28	国際剣道連盟(FIK)理事会がイタリア・ノヴェアラ市で開催される。FIK「段級位審査に関する基準」が改正され、初段受審年齢が 13 歳になる。第 2 回コンバットゲームズ開催は 2013 年 10 月 18 ~26 日にロシアで開催される。2015 年 WKC 開催国として日本と韓国が正式に立候補する。	6)	
2011	平成 23	6	2-5	第 20 回剣道八段研修会が日野市で開催され、30 名が参加する。	6)	
2011	平成 23	6	6	(評議員会・理事会)新法人移行に伴う諸規定が制定され、承認する。「一般財団法人全日本剣道連盟定款」「一般財団法人全日本剣道連盟会員規則」「一般財団法人全日本剣道連盟評議員会規則」	6)	
2011	平成 23	6	25-26	第 6 回女子審判法研修会が東京で開催される。24 名参加する。	6)	
2011	平成 23	7	12	(臨時理事会)各役職を決定し、新体制で業務を推進する。	6)	
2011	平成 23	7	16	第 3 回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会が東京都で開催される。佐賀県が初優勝する。(宮城県は不参加)	6)	
2011	平成 23	7	23-24	平成 23 年度全日本少年少女武道(剣道)錬成大会が開催される。被災県からも参加(861 チーム 4870 名)する。	6)	
2011	平成 23	7	29-8.5	外国人夏期講習会(サマーセミナー)が北本市で 3 年振りに開催される。36 カ国・地域から 55 名(うち女性 6 名)が参加する。	6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2011	平成 23	8	1	「剣道和英辞典(第2版)」が発行される。	6)	
2011	平成 23	8	18	内閣府に「一般財団法人」移行認可を申請する。	6)	
2011	平成 23	8	26-29	第4期・第1回選抜特別訓練講習会が津市で開催される。	6)	
2011	平成 23	9	18	第57回全日本東西対抗剣道大会が山形県で開催される。	6)	
2011	平成 23	9	19	(敬老の日)90歳以上七段以上の方に祝意を表し感樹状と記念品をお届けする(63名・4回目)。	6)	
2011	平成 23	9	25	第五十回全日本女子剣道選手権大会が姫路市(兵庫県武道館)で開催され、村山千夏選手が優勝(五回目)する。(7年ぶり開催地を変更)	6)	
2011	平成 23	10	1	第6回日本スポーツグランプリで2名が受賞する。武安義光(全日本剣道連盟会長・東京・90歳)江藤栄子(剣道七段・福岡・80歳)	6)	
2011	平成 23	11	3	第59回全日本剣道選手権大会で高鍋進選手が二連覇する。	6)	
2011	平成 23	11	12	英文による「教士」筆記試験が初めて実施される。(8名受審7名合格)	6)	
2011	平成 23	11	16	スポーツアコード・コンバットゲームズ(世界武術大会)全体会議がスイスのローザンヌで開催される。	6)	
2011	平成 23	12	10	第10回剣道文化講演会がペルサール飯田橋ファーストで開催される。講演で宮脇読介、パネルディスカッションで緒方喜治・藤野圭江・軽米満世・掘部あけみ・村山千夏・小津野祐佳が登壇する。	6)	
2012	平成 24	2	18-19	平成23年度剣道研究会が埼玉県北本市で開催される。	6)	
2012	平成 24	2	25-26	第15回世界剣道選手権大会審判講習会が成田市体育館で実施される。	6)	
2012	平成 24	3	5	第15回世界剣道選手権大会の日本選手団記者発表がある。	6)	
2012	平成 24	3	21	内閣府が「一般財団法人」移行を認可する。	6)	
2012	平成 24	3	31-4.1	平成24年度(第47回)東日本・西日本剣道中央講習会が開催される。	6)	
2012	平成 24	4	1	一般財団法人全日本剣道連盟に移行し、新体制となる。	6)	
2012	平成 24	4	15	設立60周年記念第10回全日本選抜剣道八段優勝大会が開催される。谷勝彦(群馬)選手が初優勝する。	6)	
2012	平成 24	4	29	設立60周年記念第60回全日本都道府県対抗剣道優勝大会が大阪市で開催される。東京都が2年振りに優勝する(11回目)。	6)	
2012	平成 24	5	2-5	設立六十周年記念第108回全日本剣道演武大会が京都市で開催される。	6)	
2012	平成 24	5	16-20	第50回剣道中堅剣士講習会が奈良市で開催され、七段剣士61名が参加する。	6)	
2012	平成 24	5	24	国際剣道連盟(FIK)の理事会・総会がイタリア・ノヴァラで開催される。 ・新たに3カ国(ラトビア・リトアニア・エクアドル)の加盟が正式に承認され、加盟国は現在52カ国・地域となる。 ・第16回(2015)世界剣道選手権大会の開催地が東京に決定する。 ・第2回(2013・10)国際競技連盟連合(スポーツアコード)コンバットゲーム参加を決定する。 ・FIK規則を改訂し、初段受容資格年齢を14歳から13歳に引き下げる。 ・FIKアンチ・ドーピング委員会内にヒアリングパネル設置を決定する。	6)	
2012	平成 24	5	25-27	第15回世界剣道選手権大会がイタリア・ノヴァラで開催される。男女個人・団体が完全優勝を達成する。48カ国・地域が参加する。	6)	
2012	平成 24	6	23-24	第7回女子審判法研修会が東京都で開催される。	6)	
2012	平成 24	7	16	設立60周年記念第4回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会で、茨城県が優勝する。	6)	
2012	平成 24	7	27-8.2	外国人夏期講習会(サマーセミナー)が北本市で開催される。38カ国・地域から58名(うち女性9名)が参加する。日本武道館での少年少女錬成大会の見学を繰り入れる。	6)	
2012	平成 24	7	28-29	平成24年度全日本少年少女武道(剣道)錬成大会が開催される。	6)	
2012	平成 24	9	2	設立60周年記念第51回全日本女子剣道選手権大会が兵庫県立武道館で開催される。山本真理子選手が初優勝する。	6)	

西暦	和暦	月	日	事項	出典	備考
2012	平成 24	9	16	設立 60 周年記念第 58 回全日本東西対抗剣道大会が宮崎県武道館(57 年ぶり発祥の地)で開催される。	6)	
2012	平成 24	9	17	(敬老の日)90 歳以上・七段以上の方に祝意を表し感謝状・記念品をお届けする(95 名:5 回目)。	6)	
2012	平成 24	10	5	平成 24 年度生涯スポーツ功労者受賞を緒方仁司剣道教士八段(熊本県 86 歳)が受賞する。	6)	
2012	平成 24	11	2	新定款による臨時理事会を開催する。「会計規則」「綱紀委員会規則」「剣道称号・段級位規則および同細則」が議決され、4 月 1 日に遡って施行される。	6)	
2012	平成 24	11	3	設立 60 周年記念第 60 回全日本剣道選手権大会で高鍋進選手の 3 連覇を阻止し、木和田大起選手が初優勝する。	6)	
2012	平成 24	12	1	第 11 回剣道文化講演会がベルサール飯田橋ファーストで開催される。講演に山折哲雄、パネルディスカッションに緒方喜治、アレキサンダー・ベネット、阿部哲史、ジョナサン・曜・レヴィン小倉、リサ・ヴァン・ラーケンを迎える。	6)	

## 日本剣道 KENDO (備考)

西暦	和暦	月	日付	出典	備考	出典による相違
1931	昭和 6	1		1) 2)	※1	庄子 2) では「師範学校規程」となっている。
1939	昭和 14	8		1) 2) 7)	※2	東大 7)では「25 名」となっている。
1940	昭和 15	5		1) 2)	※3	剣道の歴史 1)では「日満華交歓剣道大会」となっている。
1950	昭和 25	3	5	1)2)3)4)6)7)	※4	東大 7)では「5 月」となっている。
1955	昭和 30	10	30	1)2)3)4)5)6)	※5	2)3)4)5)6)では、「11 月」となっている。
1957	昭和 32	5	20	1)2)3)4)5)6)7)	※6	東大 7)では「中学校で剣道禁止解除(撓競技と合体)」となっている。
1962	昭和 37	3	30	2)3)	※7	30 年史 3)では、「31 日」となっている。
1967	昭和 42	10	4	3)4)5)6)	※8	30 年史 3)では「13 団体」に変更されている。
1968	昭和 43	3	29	3)4)5)6)	※9	40 周年 4)では「(七本)制定」とされている。
1970	昭和 45	4	10	3)5)6)	※10	30 年史 3)では「個人選手権試合」となっている。
1975	昭和 50	8	2-16	4)5)6)	※11	40 周年 4)では「第 1 回外国人剣道指導者研修会(解脱会錬心館)」となっている。
1982	昭和 57	6	20	4)5)6)	※12	40 周年 4)からは、年表に大会開催や結果ではなく、理事会の決定事項を記載する傾向になる。
1985	昭和 60	6	26	4)5)6)7)	※13	60 周年 6)では、5 月 3 日に同日として、「日本剣道形審査上の着眼点」「制定居合審査、審査上の着眼点」「制定杖道審査・審査上の着眼点」の決定がなされる。「剣道試合運営について」「幼少年剣道指導要領改訂版」の承認が記載されているが誤りではないか(要確認)。
1988	昭和 63	11	23	4)5)6)	※14	50 年史 5)の(東)六段審査会は誤りではないか。(要確認)
1989	平成 元	3	16	4)5)6)	※15	40 周年 4)では「称号審査規程・段位審査規程」となっている。
1989	平成 元	6	21	4)5)6)	※16	40 周年 4)では「段位審査規程」となっている。
1990	平成 2	4	1	4)5)6)	※17	40 周年 4)では「段位審査規程」となっている。
1991	平成 3	3	18	4)5)6)	※18	40 周年 4)では「段位審査規程」となっている。
1991	平成 3	8	25	4)5)6)	※19	50 年史 5)では「福島市」となっている。
1991	平成 3	10		5)6)	※20	40 周年 4)では「11 月」となっている。
1991	平成 3	11	2	4)5)6)	※21	40 周年 4)では「段位審査規程」となっている。
2003	平成 15	2		5)6)	※22	2 月～3 月に専門委員会、部会での研究に基づく資料、「剣道指導法」「日本剣道形解説書」また「木刀による剣道基本技稽古法」「全剣連杖道の解説書」などが、つぎつぎと完成し、指導の手引きとして活用される。
2003	平成 15	3	19	5)6)	※23	50 年史 5)では「剣道称号」となっている。
2003	平成 15	3	31	6)	※24	60 周年 6)は句読点がなく、読みにくい。

<引用文献>

- 1) 財団法人全日本剣道連盟(2003)『剣道の歴史』図書印刷、東京、※剣道史年表 pp.601-614
- 2) 庄子宗光(1966)『剣道百年』時事通信社、東京 pp.507-518 ※剣道年表
- 3) 財団法人全日本剣道連盟(1982)『三十年史』pp.530-543  
編集 全剣連三十年記念史編集委員会 ※年表 1945-1981
- 4) 財団法人全日本剣道連盟(1992) ※年表 1945-1992  
設立四十周年記念出版『剣道界と全剣連のあゆみ』pp.315-322
- 5) 財団法人全日本剣道連盟(2003)『五十年史』 ※年表 1945-2003 pp.396-408
- 6) 財団法人全日本剣道連盟(2013) ※年表 1945-2012  
設立六十周年記念出版『全剣連と剣道界 この10年の歩み』pp.299-320
- 7) 赤門剣友会編(1997)『東大剣道部百十年の歩み』講談社出版サービスセンター、東京  
東大剣道部年表 pp.210-218(抜粋)



## 韓国剣道 KUMDO 年表

西暦	月	日	事項	出典	備考
BC2600			蚩尤氏、葛盧山の銅で剣など五種の武器を作り皇帝を討つ	8)	
BC2300			雲師(ウンサ)、佖剣の武士として檀君を護衛	8)	
BC2000			古朝鮮地域、青銅器の出現	8)	
BC1500			青銅剣の出現	8)	
BC900			琵琶型銅剣の出現	8)	
BC900			君子国の人々は冠を被り、剣を差していたとの記録(衣冠帯剣)	8)	
BC500			細形銅剣の出現	8)	
BC400			鉄製銅剣の出現	8)	
BC300			滄海力士、秦の始皇帝を狙撃	8)	
BC200			扶余王、解慕漱(ヘモス)、龍光剣を用いる	8)	
BC200			環頭大刀の出現	8)	
BC100			古朝鮮分裂、武士階級、三韓と倭に集団移住	8)	
BC100			環頭大刀の発達	8)	
BC100			九夷族、刀剣で武装	8)	
BC100			三国で百戯が出現	8)	
BC100			高句麗、東明聖王、剣をあつらえ瑠璃(ユリ)を太子に据える	8)	
BC100			新羅王子の天日槍(チョニルチャン)、小刀などをもち倭に帰化	8)	
BC100			高句麗の東盟ほか迎鼓、舞天などの祭天大会(武芸競技大会)が盛行	8)	
0			高句麗、瑠璃王、剣を与え解明太子を自害させる	8)	
0			高句麗、大武神王の時代、怪由(ケユ)、剣で扶余王の首を切る	8)	
100			高句麗、早衣仙人(武士集団)の台頭、百戯の盛行	8)	
200			高句麗、仙人(等級名)として呉の孫権の使臣を護衛	8)	
300			高句麗、東川王の時代、紐由(ユユ)、魏の將軍を刺殺	8)	
300			高句麗、肩堂にて武術訓練	8)	
300			百濟、倭王に七枝刀を下賜	8)	
400			高句麗、広開土大王に負けた百濟の武士集団、伽耶や倭に移住	8)	
400			新羅、木剣の出現	8)	
500			<b>新羅の花郎、擊剣を必須とする</b>	8)	
500			高句麗、安臧王、中国の梁高祖から佩剣をもらう	8)	
500			伽耶の武士集団、倭に移住	8)	
500			新羅の文弩(ムンノ)、擊剣の名手として多数の花郎を指導	8)	
500			百濟、刀部を置き、刀を大量生産	8)	
600			高句麗の淵蓋蘇文(ヨン・ゲソムン)、五刀を身に付ける	8)	
600			新羅の金庾信(キム・ユシン)、咽薄山で兵法を学び告由する	8)	
600			新羅、文武王、伊滄(等級名)で総官になった者に刀を下賜、六陣兵法を觀覽	8)	
600			新羅、百濟王扶余豊の宝剑を手に入れる	8)	
600			谷那晋首(コンナジンス)など百濟の兵法者(武士集団)、日本に移住	8)	
700			新羅、元聖王の時代、大舍武烏(テサムオ)が『武烏兵法』15巻を王に進上	8)	
700			アラブの商人、新羅の刀を輸入	8)	
800			新羅、張保臯(チャン・ボゴ)ら唐にて武芸で名を馳せる	8)	
900			<b>新羅滅亡後、主戦派花郎徒、日本に移住</b>	8)	
900			渤海滅亡(926)	8)	
900			新羅滅亡(935)	8)	
1000			高麗、惠宗、金銀装雲天長刀・玉剣・刀子など数百本を後晋に届ける ／高麗、各道の兵馬使に『金海兵書』を渡す	8)	
1000			国仙を奨励	8)	
1100			国学に武学齋を設立	8)	
1100			武臣政権により都房に私兵集団である死士が出現	8)	
1100			五兵、手搏戯などが流行	8)	

西暦	月	日	事項	出典	備考
1200			金方慶(キム・バンギョン)の先鋒、韓希愈(ハン・ヒユ)、日本征伐時、短兵にて倭の敵の首級を挙げる	8)	
1300			高麗、宰樞以下各司令まで弓・剣など個人装備を点検	8)	
1300			高麗、荒山の戦いにて李成桂(イ・ソンゲ)が倭人8人を切る。京城奪還時、敵の頭首のほか7、8人の敵を切る	8)	
1400			朝鮮、太宗、木槍と木剣を用いた甲兵と防牌軍の角闘を査察／翌日木剣を受けた甲兵二人が死亡	8)	
1400			李詹(イ・チョム)が慶州にて剣の舞の中から本國剣を悟る	8)	※1
1400			徐居正(ソ・ゴジョン)の詩に黄倡郎が登場	8)	
1400			正宗、私兵をなくす	8)	
1400			世宗、木剣と木戟を用いて角闘、戟戦を教習	8)	
1400			文宗、『東国兵鑑』発刊	8)	
1400			端宗、『歴代兵要』発刊	8)	
1400			世祖、武芸競技の甲乙槍を査察	8)	
1400			棒戯の勝者に環刀一本を下賜／慶会楼にて9人ずつ組になった三甲戦法を査察	8)	
1500			宣祖、韓嶠(ハン・ギョ)が『武芸諸譜』発刊	8)	
1500			忠武公(李舜臣)、環刀を制作し各水軍節度使に分け与える	8)	
1600			仁祖、武芸庁の設立	8)	
1600			孝宗、春塘台で武才を観覧 茅元儀、『武備志』発刊(中国)	8)	※2
1600			顯宗、春塘台で各軍營の武芸を試験 清、朝鮮に侵入	8)	
1600			肅宗、王宮の中庭で訓局(警備・軍事の訓練を司る軍營)の倭の剣手の技芸を査察	8)	
1700			英祖、擊刺之法を奨励	8)	
1700			小朝(思悼世子:サドセジャ)、『武芸新譜』発刊、朝鮮の十八般武芸の制定	8)	
1790			正祖、『武芸図譜通志』発行	9)8)	
1802			純祖、壮勇營を廃止	8)	
1814			兵器の私的製造および売買の禁止	8)	
1864			高宗、三軍府の設立	8)	
1864			春塘台にて武科試験	8)	
1870			景武台にて武科試験	8)	
1880			統理機務衙門の設置	8)	
1888			内務部、鍊武公院職制節目の制定	8)	
1891			隆務堂で武芸を査察	8)	
1894			1147人を最後に、高宗5年武科及第者全体で12024人以上になる	8)	
1894			東学軍、官軍および日本軍と接戦	8)	※3
1896			建陽元年および開国505年、武官学校の設立	8)	
1896			警務庁、擊劍教育	8)	
1896	5	23	高宗建陽元年、治安上警務庁で擊劍を警察教習科目として採択	9)	
1904	9	27	陸軍鍊成学校で劍術、射撃、体操と共に擊劍を置き教育	9)8)	
1908			日韓巡檢擊劍大会	8)	
1908			武徒機械体育部、擊劍	8)	
1908	3	28	秘苑で日韓両国巡査の擊劍競技(御覽試合)	9)	
1909			純宗、軍部および武官学校を廃止	8)	
1916	5		私立五星中学校で青年対象の劍道指導開始	9)8)	
1921			朝鮮武道館の設立		
1921	11	19	苑洞の姜楽遠 朝鮮武道館設立 劍道普及	9)8)	
1927	4	1	日帝下 中学校体操要目として劍道が設定され各級学校に劍道部活動開始	9)8)	
1935			第16回全国体育大会にて劍道競技を実施		
1935			第16回全朝鮮人競技大会にて初劍道競技	9)8)	※4
1945			植民地解放(光復)	8)	

西暦	月	日	事項	出典	備考
1945	8	15	復光	9)	
1947			第1回ソウル市警察官剣道大会の開催	8)	
1947			ソウルで最初のソウル市剣道大会開催	9)	
1948	6	3	“在京有段者会”会員100余名が昌徳宮内の剣道場に集まり“大韓剣士会”と改称し、カン・ナゴンを会長に推戴する。	9)8)	
1949			ソ・ジョンハックが主軸となり“警察尚武会”を組織	9)	
1949			第1回警務官剣道大会開催	9)	
1950	4		第1回警察官剣道大会開催	9)8)	
1950	6	25	朝鮮戦争 勃発	9)	
1952			避難中、大韓剣道会創立のための準備委員会発足 (準備委員 ソ・ジョンハック、ホ・イクリョン、キム・ヨンダル、パク・ジョンギョウ、キム・ヨンペ)	9)	
1953			大統領生誕祝賀親覧武道大会の開催	8)	
1953			傘下団体として各市道支部を設立	8)	
1953	6		戦争中でも大韓剣士会主催で第1回全国個人剣道選手権大会開催	9)8)	
1953	7	25	朝鮮戦争 休戦	9)	
1953	11	2	大韓剣士会を大韓剣道会と改称創立 イ・イグンを初代会長に選出、体育団体として大韓体育会に加盟	9)8)	
1953	12		本部ならびに各道支部 師範を選定	9)	
1953	12	11-25	全国師範講習会実施	9)	
1953	12	26	全国道支部 師範配置	9)	
1954	6		全国道支部 剣道会結成完了	9)	
1955	3	26	第3回 全国武道個人選手権大会(イ・スンマン大統領親覧)	9)	
1955	10	15-22	第36回全国体育大会に剣道一般部 初参加	9)8)	
1955			第1回警務官武術大会	9)	
1955	4	18	牙山 顕忠祠の李忠武公 宝剣を補修(責任者キム・ヨンラル)奉安	9)8)	
1956	10	3-9	第37回全国体育大会に剣道一般部競技に学生部競技追加	9)	
1957	4	15	イ・イグン会長後任にソ・ジョンハック第3代会長就任	9)	
1957	11		創立後、本会主催 初剣道大会として“全国高段者青白戦”開催	9)	
1958	3	26	第6回全国武術大会の剣道競技を学生部と一般部に分けて開催	9)	
1959	6	14	第1回全国学生剣道大会開催	9)8)	
1959	6	20	大韓剣道会会館建立のための期成会発足	9)	
1959	10	3-9	第40回全国体育大会剣道競技 一般部、大学部、高校部、中学部と区別開催	9)	
1960	4		第5代キム・ソゴン会長就任(61年6月まで在任)	9)	
1961	5	15	5.16 革命(クーデター)	9)	
1961	6	20	軍事クーデター後 イ・ジョング部会長 会長代理就任	9)	
1961	7	10	キム・ソゴン会長後任に第4代イ・ジョング会長就任	9)	
1961	10		第1回全国剣道段別選手権大会	9)8)	
1961			陸軍士官学校で剣道を正課として採択	9)8)	
1963	2		全国学生剣道連盟結成を準備	9)	
1963	9	30	従来1人審判性から主審と副審2人の3人審判制へと改定	9)	
1963	10	5	全国学生剣道連盟 会則改定	9)	
1964	1	30	全国学生剣道連盟 役員選出(初代会長パク・ジョンギョウ) 全国学生剣道連盟が本会に加入	9)8)	
1964	2		イ・ジョング会長後任に第7代ソ・ジョンハック会長就任	9)	
1964	6		全国学生剣道連盟主催 第1回全国学生剣道選手権大会 中・高・大学部を分けて開催	9)	
1964			全国学生剣道連盟を韓国大学剣道連盟と韓国中・高剣道連盟とに分離	9)	
1965	5	22	剣道選手登録規定を制定	9)	
1966			第一回忠武公生誕記念、全国市道対抗剣道大会の開催		
1966	2		ソ・ジョンハック会長の後任に第7代キム・ヨンテ会長就任	9)	
1966	3	13	李忠武公生誕記念 第1回全国各市道対抗 兼 個人選手権大会 温陽で開催	9)8)	

西暦	月	日	事項	出典	備考
1966	10	21	警察武道大会	9)	
1966	11	19-20	第2回国際社会人剣道大会 沖縄で開催 ト・ホムン、ジョン・テイン個人戦各3位入賞	9)	
1967	10	4	第1回 国際親善剣道大会 日本にて開催	9)	
1967	10	8	第3回 国際社会人剣道大会(大阪) 韓国団体戦優勝 第4回大会のソウル開催議決	9)8)	
1968	2		キム・ヨンテ会長の後任に第10代ソ・ジョンハツ会長就任	9)	
1968	5		韓国大学剣道連盟主管で第1回春季全国大学剣道連盟戦開催	9)	
1969			韓国大学剣道連盟 初代ソン・ワニョン会長 推戴	9)	
1969	4	27	第4回国際社会人剣道大会をソウル YMCA 体育館で開催 韓国準優勝	9)	
1969	10	28-11.2	第50回全国体育大会	9)	
1969	11		第1回秋季全国大学剣道連盟戦開催	9)	
1970			学生連盟を中高連盟と大学連盟とに分離	8)	
1970	1	31	国際剣道連盟創立(IKF)創立 韓国 副会長国として加入	9)	
1970			国際剣道連盟結成 第1回世界剣道選手権大会(日本)	9)	
1970	5		韓国中・高等学校剣道連盟創立 ソ・ナクスン初代会長推戴	9)	
1970	5	31	第1回全国中・高等学校剣道大会開催	9)	
1971			中央研修院建設のための基金積立を代議員総会にて決議	8)	
1971	6	4	全国学生剣道大会沿革を統合すべく 59年第1回全国学生剣道大会 を起点に全国大学剣道連盟戦と全国中・高等学校剣道大会 概数を 算定する	9)	
1971	10	30-11.8	第5回国際社会人剣道大会 台湾で開催 韓国団体戦3位	9)	
1972			8.15 光復節記念 文教部長官杯争奪	8)	
1972			第一回全国学生剣道大会の開催	8)	
1972			少年体育大会剣道競技の採択	8)	
1972			1973年より基本金の積立開始	8)	
1972	5	17	第1回プサン大学総長杯争奪 全国高校剣道大会 創設	9)	
1972	6	15-18	第1回全国少年体育大会 開催	9)	
1972	8	24	8.15 光復節記念文教部長官杯争奪 第1回全国学生剣道大会開催	9)	
1972	10		本会事務局長にイ・ジョンリム就任	9)	
1973			第2回世界剣道選手権大会(アメリカ)参加-個人戦3位(イ・ジョンニム)	8)	
1973			研修院基金積立のため有段者再登録を実施、再登録費全額を基金に 積立	8)	
1973	2		創立20周年の年 ソ・ジョンハツ会長の後任に第13代ペ・ヨンファン会 長就任(専務理事キム・ヨンダル)	9)	
1973	4	7	第2回世界剣道選手権大会(米国)でイ・ジョンリム個人戦で3位入賞	9)	
1973	9	1-7	日本、関西大学の招請で韓国3大学(ヨナム大、プサン大、成均館 大)選抜選手も加わり、第1回韓日大学親善競技	9)	
1974	4	28	国際社会人剣道連盟会議にて'75年第7回大会のソウル開催を決議	9)	
1974	7	29	第1回国際少年剣道大会 東京で開催 ユン・スンウォン個人戦3位入賞	9)8)	
1974	11		大学剣道会情報誌「剣道会報」第1号創刊	9)8)	
1975	4	20	第7回国際社会人剣道大会 ジャンチュン体育館で開催 韓国団体優勝	9)	
1975	9		クァンジュ、チュンジャン中学校、クァンジュ市体育館で1500名 健児 剣道マスゲーム発表(チャ・ヨンペ師範指導)	9)	
1976	12	7	第1回東西対抗高段者大会開催	9)8)	
1977	1	21	中央道場建立推進委構成	9)	
1977	7	27-8.1	第2回世界少年剣道大会(日本)韓国代表 準優勝	9)	
1978	1		ペ・ヨンファン会長の後任に第15代キム・ドンス会長就任	9)	
1978	2	1	竹刀安全事故に対する特別警告	9)	
1978	4	11-15	第1回剣道指導者ならびに剣道師範講習会	9)	
1978	9	1	第1回会長旗争奪全国各市道対抗一般剣道大会 開催	9)	

西暦	月	日	事項	出典	備考
1978	10		審判員講習会(4.5段) ソンドン高と成均館大で2回開催	9)	
1979			第1回大統領旗一般選手権大会の開催	8)	
1979	8	4	第4回 世界剣道選手権大会(日本)札幌で開催 韓国団体戦 準優勝	9)	
1979	9	26-27	第1回大統領下賜旗争奪 全国剣道選手権大会 開催	9)	
1979	10	12-17	第60回全国体育大会	9)	
1980			在米大韓剣道会を支部に承認	8)	
1980	6	22-28	台湾剣道協会招請で全北剣道会選手団 遠征 親睦競技	9)	
1980	8	12	第3回国際少年剣道大会(ハワイ) 韓国チーム個人戦優勝2名 3位入賞	9)8)	※5
1980	10	29	キム・ドンス会長'88ソウルオリンピックに剣道種目採択を政府に建議	9)	
1981	4	2	本会常設機構として常任理事会ならびに6分課委員会を結成し、委員長ならびに委員を選定	9)	
1982	2		ホ・イクリョン師範逝去 10段追叙	9)	
1982	6		在ブラジル大韓剣道会創立発起委員会	9)	
1982	7	31-8.1	第5回世界剣道選手権大会(ブラジル・サンパウロ)	9)	
1983	1	28	創立30周年にキム・ドンス会長の後任に第16代チェ・サンオク会長就任	9)	
1983	4	28-29	李忠武公生誕記念 全国市道対抗剣道大会(17回)にイタリア剣道チーム初参加	9)	
1983	6	2	韓国中・高等学校剣道連盟戦を春季、秋季に分け開催することに決定	9)	
1983	7	18	高段者昇段審査規定を改定し、5段以上高段者は中央審査だけすることに決定	9)	
1983	10	1	ト・ホムン、キム・ヨンラル、ジョン・テイン3名 9段昇段	9)	
1983	11	4-10	第1回アジア親善剣道大会を台湾で開催	9)	
1983	12		(株)ミウォンガ、(株)ブンサン金属 剣道チーム組織	9)	
1984	2	29	86年ソウルで開かれるアジア大会に剣道種目採択を政府に建議	9)	
1984	11	8-9	第1回全国中・高等学校剣道大会開催	9)	
1985	1	14	定期代議員総会(ニューソウルホテル)	9)	
1985	3	8	中央道場を旧矯導官学校道場に移転	9)	
1985	4	12-14	第6回世界剣道選手権大会(パリ) 団体戦3位、個人戦3位(キム・ギョナム、パク・チュンチェ) 大会前日開催された総会で1988年第7回世界大会をソウルに誘致するスポーツ外交に成功	9)8)	
1986	1	24	86年度定期代議員総会(プレジデントホテル)	9)	
1986	8	22	全国指導者講習会(大邱)	9)	
1986	10	30-31	第7回世界大会準備のため第1次準備会議 東京で開催	9)	
1987	3		年1回発行していた「大韓剣道会会報」を季刊で発行を決定	9)	
1987	3	9-16	イタリア選手団12名来韓 西大門中央道場で合同訓練	9)	
1987	3	21-26	日本国士舘大学剣道部来韓 成均館大体育館で親善競技	9)	
1987	3	23	ワシントン剣道会 Jeff Marsten 氏一行来韓 西大門中央道場で合同訓練	9)	
1987	4	28	李忠武公生誕記念 第21回全国市道対抗剣道大会	9)	
1987	5	11	国際剣道連盟理事会(タワーホテル)	9)	
1987	6	17-18	日本国家代表選手訪韓 西大門中央道場で傳旨訓練	9)	
1987	7	31-8.2	東西対抗高段者大会 兼 全国高段者ならびに指導者講習会(クァンジュ・ソソク高)	9)	
1987	10	3	第7回世界大会最終準備会議 東京で開催	9)	
1988			ソウルで開催された第七回世界剣道選手権大会の余剰金3千万ウォンを積立	8)	
1988	2	27	全国師範ならびに一般人を対象に“本国剣法”講習会実施開始	9)	
1988	4	17	開校80周年を迎えたソンナム高校(全校生徒に剣道を指導)に対して、本会感謝杯を伝達	9)	
1988	5	27	国際剣道連盟総会でチェ・サンオク会長は、国際剣道連盟副会長、イジョンリム専務理事は国際剣道連盟理事に選任	9)	

西暦	月	日	事項	出典	備考
1988	5	28-29	第7回世界剣道選手権大会 ソウルファゴク洞 88 体育館で開催 韓国団体 2 位、個人戦3位(キム・ギョンナム)	9)	
1988	10	14	イタリアで開かれた第2回メシナ国際剣道大会に韓国選手団が参加 優勝	9)	
1988	12	3	第1回全国実業剣道大会 大邱室内体育館で開催	9)8)	
1988	12		韓国社会人剣道連盟創立	9)	
1988	12	3-4	第1回韓国社会人剣道大会を大邱室内体育館で開催	9)	※6
1988	12	12	ト・ホムン(68)先生 逝去	9)	
1989			韓国社会人剣道連盟が本会に加入	8)	
1989	1	23	チェ・サンオク会長を第19代会長に再推戴	9)	
1989	3	15	オリンパス建設(株)実業団チーム創団	9)	
1989	6	8	中央道場、西大門 旧矯導官学校道場から光化門区キョンギ女子高 体育館に移転	9)8)	※7
1989	7	23-27	ハワイ少年剣道選手団 訪韓 光化門中央道場で親善競技	9)	
1989	8	4-10	中華民国台北市創設 100 周年記念国際剣道大会に韓国選手団参加 団体戦・個人戦ともに優勝	9)	
1989	9	26-10.1	第70回全国体育大会	9)	
1990	3		剣道場公認規定案制定	9)	
1990	8	18-19	武芸道報通知 発刊 200 周年記念行事として本国剣法講習会 4 段以上 指導者を対象に温陽で実施	9)	
1990	12	13	中央道場として使用してきた旧キョンギ女子高体育館道場閉鎖(米大 使館承認で91年6月まで使用)	9)	
1991	2	1	江原道インジェ郡庁 実業チーム創団	9)	
1991	6	26-7.1	第8回世界剣道選手権大会(カナダ・トロント) 団体戦 準優勝	9)	
1991	11	27	常任理事会で本会中央道場を地方に建立する計画を構想	9)	
1992	2	29	在オーストラリア大韓剣道会創立	9)8)	
1992	6	25-26	第1回会長旗争奪 全国高等学校剣道大会開催	9)	
1992	9	21	在来大韓剣道会ニューヨーク支部 創設	9)	
1992	12	6	第1回本國剣法競演大会を全国段別選手権大会と並行開催	9)8)	
1993			第1回SBS杯全国剣道王大会の開催	8)	
1993	2	27-28	創立 40 周年を迎え、第1回 SBS 杯 全国剣道王大会開催	9)	
1993	10	12	本会 社団法人会のための法人推進委員会構成	9)	
1993	4	7-11	第9回世界剣道選手権大会パリで開催	9)	
1994	4	30	大韓体育会加盟団体中、初となる文化体育部に社団法人登録(文化 体育部許可第54号)社団法人創立総会	9)8)	
1994			積み立てた基金をもとに大韓体育会加盟競技団体中、初の社団法人 となる	8)	
1994			法人化のための基金 5 億の支援を受ける	8)	
1995			大韓剣道会加盟傘下団体 21 団体	8)	
1995	10	21	「剣道」イ・ジョンリム著 出版記念会	9)	
1996	4	27	ソ・ジョンハク(9段)、キム・ヨンダル(9段)先生、8巡 祝賀宴を温陽で 開かれた指導者講習会で開催	9)	
1996	7	6	第1回韓国少年剣道大会 韓国社会人剣道連盟主催で開催	9)	
1996	7	14	高校常備軍 10 名 日本関東地方に遠征 親善競技	9)	
1996	10	7	第1回韓国少年本國剣法大会を第25回新羅文化財行事の一環とし て開催	9)8)	
1997			韓国実業剣道連盟が本会に加入	8)	
1997			定期代議員総会にて研修院建設を議決、執行部がソウル、京畿、江 原、忠北、忠南地域を100回以上現地調査し、キム・セジュン当時大韓 剣道会会長の裁可を得て現在の敷地を選定	8)	
1997			忠清北道陰城郡遠南面普龍里大山下 17 番地一帯の敷地 3560 坪の 購入契約を締結	8)	
1997	1	21	チェ・サンオク会長後任に第21代キム・セジュン会長就任	9)8)	
1997	3	26	第10回国際剣道連盟総会で2000年第11回世界剣道大会開催地を アメリカ・カリフォルニア州サンタクララに決定	9)	

西暦	月	日	事項	出典	備考
1997	3	27-30	第10回 世界剣道選手権大会 京都市立体育館開催 団体戦準優勝、個人戦3位(パク・サンソプ)	9)8)	
1997	7	4-5	第1回 全国実業剣道大会 馬山慶南科学教育院で開催	9)	
1997	8	1	ウルサン広域市剣道会創立(初代会長キム・チョル)	9)	
1997	10	1	キム・ホグン事務局長(90年就任)後任にリュウ・チョンギ事務局長就任	9)	
1997	12		ヨンピョン大学と本会剣道交流協定 以降活発な交流展開	9)	※8
1998			農地専用許可を取得	8)	
1998			研修院敷地の登記移転完了	8)	
1998			中央研修院建設のための「研修院建設委員会」の結成	8)	
1998			建築設計用役を依頼(設計事務所メッカ)、研修院建設募金運動の開始	8)	
1998	1	22	中央研修院建立予算案代議員総会通過	9)	
1998	3		中央研修院建立敷地買い入れ	9)	
1998	4	25-27	指導者講習会で「朝鮮勢法」を指導し、全国普及開始	9)	
1998	5	9-10	春季大学剣道連盟戦 40回を迎える	9)	
1998	5	29-30	第1回ヨンイン大学総長旗 全国高校剣道選手権大会	9)	
1998	6	1	在米 大韓剣道会東部支部創立	9)	
1998	6		大韓剣道会 HP 登録	9)	
1998	6	5	中央研修院 建立推進委員選定	9)	
1998	6	13-14	イタリア・シチリア島で開かれた第1回メシナカップ剣道大会に韓国代表参加	9)	
1998	6	26-27	建国実業剣道連盟創立(イ・チェウク初代会長推戴)	9)	
1998	7	21	プサンスヨン区庁剣道チーム創団	9)	
1998	7	24	広州広域市剣道会館開館	9)	
1998	7		キム・セジュン会長辞任でキム・ヨンダル副会長が職務代行	9)8)	
1998	8	21	慶南剣道会主催で第1回馬山 MBC 杯慶南剣道王大会開催	9)	
1998	8	30-9.30	キム・ホグン師範ヨンピョン大学で1ヶ月剣道指導	9)	
1998	10	30-11.1	第1回大邱大学総長旗全国高校剣道大会	9)	
1998	11	21	第1回全国小学校剣道大会 開催	9)	
1999			研修院建設起工式の挙行(忠清北道陰城郡遠南面普龍里)	8)	
1999			イ・ジェウク会長就任により研修院建設事業の推進が本格化	8)	
1999			陰城郡庁から中央研修院建築許可を取得	8)	
1999			「研修院建設小委員会」の結成	8)	
1999			国内および海外支部において研修院建設募金運動が本格始動	8)	
1999			中央研修院建設施工業者の選定(ナムファ土建株式会社)	8)	
1999			中央研修院建設起工式の挙行	8)	
1999	1	17	キム・ヨンダル会長職務代行後任に第22代イ・ジェウク会長就任	9)8)	
1999	2	12	ソウルクァンジン区庁チーム 創団	9)	
1999	4	24	(株)リドゥ飲料 実業チーム創団	9)	
1999	5	15-16	アジア地域国際審判講習会 ソウル中央日報文化センターで開催	9)	
1999	5	24	キム・ジョンホ、チャ・ミンリョン副総裁、本会顧問に推戴	9)	
1999	5		イ・ジェウク会長に6段授与	9)	
1999	8	15	中央研修院建立基金 募金運動開始	9)	
1999	10	11-17	全国体育大会 第80回を迎える	9)	
1999	12	9	中央研修院建立起工式	9)	
2000			在アルゼンチン大韓剣道会を支部に承認	8)	
2000			韓国初等学校剣道連盟が本会に加入	8)	
2000			在日大韓剣道会を支部に承認	8)	
2000			(株)ナムファ土建が研修院工事に着工	8)	
2000			国会予算決算委員会にて5億の国庫支援が決定	8)	
2000	1	30	キム・ヨンダル(師範9段)先生 逝去 大韓剣道会長として永訣式	9)	
2000	2	15	ジョンジュ市庁 実業チーム創団	9)	
2000	3	24-26	第11回世界剣道選手権大会 カリフォルニア州サンタクララで開催 団体戦準優勝、個人戦3位(ホン・ソンス、富川市庁)	9)8)	

西暦	月	日	事項	出典	備考
2000	3	25	国際剣道連盟 (IKF) でイ・ジェオク会長を国際連盟副会長に選任	9)	
2000	6	7	韓国中・高剣道連盟 第10代パク・ハクフン会長就任	9)	
2000	6	9	韓国小学校剣道連盟創立 (初代会長キョン・テヒョン)	9)	
2000	6	25	理事会でイ・ジョンリム専務理事後任にソ・ピョンユンを選出	9)	
2000	7	31	ソウル西小門に本会会議用分室を設置	9)	
2000	8	7	ヨンピョン大学 ソン・トンシク総長に本会 奨学金を伝達	9)	
2000	9	17	台湾で国際審判講習会開催	9)	
2000	10	5	本会 HP 新装	9)	
2000	10		「大韓剣道会 50 年史」発刊準備作業	9)	
2000	11	16	第1回 FYD 杯全国小学生剣道大会開催	9)	
2000			イ・ジェウク会長とイ・ジョンリム副会長が中国ヨンピョン大学を訪問し、パク・フンジョン副総長と(東ア3国関係資料集)発行を相談、諸経費(約2億ウォン)はイ・ジェオク会長が負担し、中国で資料集節録編纂出版を担当する方向	9)	
2001			23 代会長にイ・ジェウク会長就任	8)	
2001			大韓剣道会中央研修院の開院	8)	
2001			会長旗第1回7段剣道選手権大会の開催	8)	
2001			大韓剣道会中央研修院の竣工	8)	
2001			大韓剣道会中央研修院開院式の挙行	8)	
2001			陰城郡遠南面普龍里 20 番地 1200 坪を購入(イ・ジェウク会長名義)	8)	
2001	5	12	全国矯導官剣道連合会(会長オ・ジョンヨン)創立	9)	
2001	6	1	中央研修院 開院式 忠北陰城 現地で開催	9)	
2001	6	1	第1回全国7段剣道大会 中央研修院で開催	9)	
2001	7	14	国民生活体育全国剣道連合会 創立記念	9)	
2001	8		米国全域の大韓剣道会所属道場が参加する第1回在米ボンリム旗剣道大会 L.A.で開催	9)	※9
2001	9	21	第1回ボンリム旗全国実業剣道大会開催	9)	
2001	9	29-30	アジア地域国際審判講習会 香港で開催	9)	
2001	10	21	第1回韓国市郡区対抗社会人剣道大会 韓国社会人剣道連盟(会長キム・ソンテ)主催	9)	
2001	10	28	チョ・スンリョン師範9段昇段	9)	
2002			在ニュージーランド大韓剣道会を支部に承認	8)	
2002	1		剣道専門雑誌 月刊「剣道」創刊	9)	
2002	2	7	天安市庁 実業剣道チーム創団	9)	
2002	3	1	大邱市剣道会主催 3.1 節記念 第21回会長旗剣道大会	9)	
2002	3	4	イ・ジェウク会長 金塔産業勲章受章 大韓剣道会祝宴	9)	
2002	3	9	利川市庁実業剣道チーム創団	9)	
2002	3	15	忠北剣道会(会長オ・セオツ)主催 3.1 節記念第29回会長旗学生剣道大会	9)	
2002	3	16	ソウル市剣道会(会長ファン・ウィマン)主催 3.1 節記念 第44回ソウル市長旗 種別剣道選手権大会	9)	
2002	3	17	プサン市剣道会(会長ハン・ジョンデ)主催 第4回プサン広域市教育監旗学生剣道大会	9)	
2002	3	17	広州剣道会(会長チェ・ヨンフン)主催 第1回広州市 教育監杯 小学生剣道大会 開催	9)	
2002	3	26	中国ヨンピョン(延辺)大学と中国26史(社)ならびに明、清、実録東ア3国関係史料集 節録編纂出版事業協約書(案)作成	9)	
2002	4	10	務安郡庁実業剣道チーム創団	9)	
2002	4	20	慶南剣道会(会長キム・ソンス)主催 第17回会長旗剣道大会	9)	
2002	4	28	李忠武公生誕記念 第36回 全国市道対抗剣道大会	9)	
2002	5	11-14	第31回全国少年体育大会	9)	
2002	5	19	広州市剣道会主催 第15回会長旗剣道大会	9)	
2002	6	1	ソウル市剣道会主催 第12回ソウルカップ	9)	
2002	6	2	全北剣道会(会長ユク・クニョン)主催 第7回道知事杯剣道大会	9)	



西暦	月	日	事項	出典	備考
2002	6	15	忠北剣道会(会長オ・セオツ)主催 第3回忠清北道東西対抗高段者大会	9)	
2002	6	20-21	第6回春季全国実業剣道大会	9)	
2002	6	22	全南剣道会(会長キム・ウンギ)主催 第22回全南道知事旗剣道大会	9)	
2002	6	23	プサン市剣道会主催 第22回プサン広域市長旗 種別剣道大会	9)	
2002	6	23	江原道剣道会(会長コ・ハクチェ)主催 第8回江原道知事旗剣道大会	9)	
2002	6	28-29	韓国大学剣道連盟(会長チャ・キョンオツ)主催 第1回会長旗 全国大学剣道選手権大会 開催	9)	
2002	7	6	大邱市剣道会(会長チェ・クァンギル)主催 第7回大邱広域市長旗剣道大会	9)	
2002	7	7	忠南剣道会(会長ユ・ペックン)主催 第8回忠南道知事旗市郡対抗剣道大会	9)	
2002	7	13	第15回韓国社会人剣道大会 開催	9)	
2002	7		イ・ジェウツ会長 大韓体育会理事に再選任 イ・ジョンリム実務副会長 韓国オリンピック委員会(KOC)委員に選任	9)	
2002	8	15-16	8.15 光復節記念 第31回文化観光部長官杯 全国学生剣道大会	9)	
2002	8	25	第2回在米大韓剣道会ポンリム旗大会	9)	
2002	9	13-15	アジア地域国際審判講習会開催	9)	
2002	9	15	慶北剣道会(会長ホ・キュバン)主催 第24回教育監旗剣道大会	9)	
2002	9	28	第27回大韓民国高段者大会	9)	
2002	10	10	第6回全国少年本国剣法競演大会	9)	
2002	10	12	仁川市剣道会(会長リュウ・キスン)主催 第27回会長旗種別剣道選手権大会	9)	
2002	10	19	京畿道剣道会(会長キム・ジェイル)主催 第22回京畿道会長旗争奪道内剣道大会	9)	
2002	10	26	剣道服発表会 中央研修院で実施	9)	
2002	11	2	ソウル市剣道会主催 第23回ソウル市会長旗 種別剣道選手権大会	9)	
2002	11	3	慶南剣道会主催 第10回慶南新聞社社長旗剣道大会	9)	
2002	11	9-15	第83回全国体育大会	9)	
2002	11	13	6.7段対象秋季指導者講習会 中央研修院で開催	9)	
2002	11	17	全南剣道会主催 第9回全南会長旗剣道大会	9)	
2002	11	30	第42回全国段別剣道選手権大会	9)	
2002	12	1	第24回大統領旗全国一般剣道選手権大会	9)	
2002	12	15	大邱市剣道会(会長チェ・クァンギル)主催 第1回毎日新聞社社長旗段別剣道選手権大会	9)	
2003			『剣道50年史』発刊	8)	
2003			大韓剣道会創立50周年記念募金運動を展開	8)	
2003	1	1	“勉強する剣道選手”育成計画 公表	9)8)	
2003	2	17-18	第11回SBS杯全国剣道王大会	9)	
2003	5	11	第1回大韓民国 朝鮮勢法競演大会	9)8)	
2003	6	1	第32回全国少年体育大会 剣道競技	9)	
2003	7	4-6	第12回世界剣道選手権大会 英国スコットランド・グラスゴーで開催 男女団体戦各々準優勝、個人戦3位(イム・グンベ、清州市庁)	9)8)	
2003	8	15-16	第32回文化観光部長官杯 全国学生剣道大会	9)	
2003	8	17	全国8段研修会開催(中央研修院)	9)	
2003	8	24	第3回在米大韓剣道会ポンリム旗大会	9)	
2003	8	20-31	日本関東学生剣道連盟 訪韓	9)	
2003	9	2	全国市道連盟専務理事会議(50周年記念行事準備)	9)	
2003	9	4-7	秋季全国4段講習会	9)	
2003	9	20	秋季称号審査	9)	
2003	9	20	第28回大韓民国高段者剣道大会	9)	
2003	9	21	秋季中央審査	9)	
2003	10	8	第7回全国少年本国剣法競演大会	9)	
2003	10	10	秋季中央審査	9)	

西暦	月	日	事項	出典	備考
2003	10	11-13	第 84 回全国体育大会	9)	
2003	8	18	全国 5 段講習会	9)	
2003	10	25	全国 6 段講習会	9)	
2003	10	27	全国 7 段講習会	9)	
2003	11	11	イ・ジョンリム副会長が中国ヨンピョン(延辺)大学を訪問し、パク・フンジン副総長と三国関係史料集 協約締結	9)	
2003	11	15-16	第 6 回全国小学校剣道大会 クウエサン文化体育センターで開催	9)	
2003	11	29	第 43 回全国段別選手権大会	9)	
2003	11	29	第 25 回大統領旗 全国一般剣道選手権大会	9)	
2003	12	18	大韓剣道会創立 50 周年記念式	9)	
2004			ポンニムデ竣工式の挙行	8)	
2004			本会支援により第一回延辺大学招請全国剣道大会(中国)の開催	8)	
2004			代議員総会でポンニムデ建築を議決、施工業者に(株)アキス建設を選定	8)	
2004			ポンニムデ起工式の挙行	8)	
2004			陰城郡庁から建築許可	8)	
2004			中央研修院ポンニムデ竣工式の挙行	8)	
2005			24 代会長にキム・ギスン会長就任	8)	
2005			第一次師範資格試験の開催	8)	
2005			大韓剣道会CI変更	8)	
2006			在香港大韓剣道会を支部に承認	8)	
2006			定期代議員総会にて朝鮮勢法段証の発行について議決	8)	
2006			第一次朝鮮勢法講習会を中央研修院にて実施	8)	
2006			臨時代議員総会にて大韓剣道会の定款を改定	8)	
2006			現在の大韓剣道会加盟傘下団体 27 団体	8)	
2006			第一回竹棒戦の開催	8)	※10
2006			12 月第 13 回世界剣道選手権大会 男子団体優勝、個人3位(オ・ギルヒョン、カン・サンフン)	8)	
2007			朝鮮勢法昇段審査の実施(*初めて)	8)	
2007			第 1 回高段者模範競技の開催(*13WKC 男子の部団体戦優勝記念)	8)	
2007			中国 26 史および明清実録東亜三国関係資料集の出版(主管:大韓剣道会、主編:中国延辺大学)	8)	
2008			第一回ミル歯科旗全国女子剣道選手権大会の開催	8)	※11
2008			新型防具面の使用を承認(小学生に限り各種大会時、新型防具面の使用可)	8)	
2009			25 代会長にチ・スンニョン会長就任	8)	
2009			第 14 回世界剣道選手権大会男子の部団体戦3位、女子の部団体戦準優勝、男子個人戦ベスト4に韓国選手3人、日本選手1人進出(準優勝パク・ビョンフン、3位イ・ガンホ、チェ・チョルギユ)	8)	
2010			研修院補助体育館武佾廡の竣工	8)	
2010			在中国大韓剣道会を支会に承認	8)	
2010			補助競技場武佾廡(ムイルム)が開館	8)	

## 韓国剣道 KUMDO (備考)

西暦	月	日	出典	備考	出典による相違
1400			8)	※1	直訳は「見抜く」だが、意味としては「剣の舞から本国剣のインスピレーションを得る、悟る」であろう。
1600			8)	※2	漢字で原稿に「武才」とあること、韓国語でも「武才」は武芸の才能の意味となる。文脈からは、「演舞」とも考えられる。
1894			8)	※3	正式名は、大日本武徳会だが、韓国語では大日本がない。
1927	4	1	9)8)		8)には、「学校体育に剣道を採択」とされている。
1935			9)8)	※4	8)には、「全国体育大会」とされている。
1980	8	12	9)8)	※5	8)には、団体戦準優勝、個人戦優勝(パク・チュンチュエ)、3位(チョン・ホギョン、ユン・ゴンギョン)の記録がある。
1988	12	3-4	9)	※6	9)には、同一日に社会人剣道大会と実業団剣道大会が混在している。
1989	6	8	9)8)	※7	8)には、「ソウル市西大門区岬底洞にあった大韓剣道会中央道場が独立公園造成のため消滅。以後、中央研修院の建設は50万の剣道人にとって悲願事業となる」となっている。
1997	12		9)	※8	8)には、延辺大学と「学術交流協力」を締結とある。
2001	8		9)	※9	「ボンニム」(以下にも出てくる)は固有名詞で、漢字由来の言葉と思われるが、漢字表記が見当たらないのでそのまま音訳した。
2006			8)	※10	「竹刀」ではなく、竹の棒という表記になっている。
2008			8)	※11	ミル歯科の名称はネット上で確認できた。

### <引用文献>

- 8) 李ジョンリム(2010)『正統 剣道教本』samhomedia.ソウル, 年表, p44-51
- 9) 社団法人大韓剣道会(2003)『大韓剣道会 50年史』  
 大韓剣道会 50年沿革 pp.533-538  
 発刊委員:イ・ジョンリム、イ・ホアン、ソ・ピョンユン、ユ・ジェジュ、パク・ミョンウン、ユ・ジョンギ"